包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

及び 報告に添えて提出する意見書

（平成２２年度）

特別会計における事務の執行及び事業の管理

平成２３年　３月２２日

久留米市包括外部監査人

江 頭　章 二

目　次

第１章　監査の概要

第１　監査期間 1
第２　監査人 1
第３　外部監査の種類 1
第４　選定した特定の事件 1
第５　事件選定の理由 1
第６　外部監査の方法 3
Ⅰ　対象とした特別会計 3
Ⅱ　外部監査の要点 3
Ⅲ　実施した監査手続 3
Ⅳ　監査の対象期間 4
第７　利害関係 4

第２章　久留米市の特別会計の状況

久留米市の特別会計（公営企業会計を除く）について 5

第１　国民健康保険事業特別会計
Ⅰ　概要 7
１．公的医療保険制度の概要 7
２．久留米市国民健康保険事業の概要 10
３．収納業務の概要 38
Ⅱ　監査手続 68
１．国民健康保険運営協議会が適切に開催され運営されているか 68
２．保険料が合理的に決定されているか 68
３．予算が合理的に策定されているか 68
４．賦課業務について 68
５．収納業務について 69
６．窓口業務（現金収納）が適切に行われているか 70
７．給付業務について 70
Ⅲ　問題点等 71
１．国民健康保険運営協議会が適切に開催され運営されているか 71
２．保険料が合理的に決定されているか 72
３．予算が合理的に策定されているか 72

４．賦課業務について 73
５．収納業務について 75
６．窓口業務（現金収納）が適切に行われているか 83
７．給付業務について 84

第２　競輪事業特別会計
Ⅰ　概要 85
１．競輪事業の概要 85
２．久留米競輪場の概要 85
３．久留米競輪におけるレースの内容 87
４．公営競技売上推移 88
５．久留米競輪場の売上推移等について 90
６．平成２１年度競輪事業特別会計決算 92
Ⅱ　監査手続 93
Ⅲ　問題点等 93
１．開催収支に関する個別的検討 93
２．久留米競輪の今後の方向性について 96

第３　中央卸売市場事業特別会計
Ⅰ　概要 98
１．中央卸売市場の役割 98
２．市場の概要 98
３．開設者の管理機構 100
４．市場の沿革 101
５．市場施設の概要 102
６．市場関係業者 103
７．中央卸売市場の役割と仕組み 104
８．使用料 105
９．委託料 106
１０．その他の一般管理費 108
１１．中央卸売市場特別会計の５年間の収支状況 109
１２．市場の経営改革と今後の方向性 112
１３．売上高使用料・施設使用料の推移 115
１４．雑収入（上下水道料・電気料） 115
Ⅱ　監査手続 116
１．卸売業者市場使用料 116
２．施設使用料 117

３．雑収入 118
４．県支出金 119
Ⅲ　問題点等 119
１．売上高使用料の監査 119
２．施設使用料の監査 120
３．雑収入の監査 120
４．県支出金（補助金）の監査 120
５．委託料の監査 120
６．その他の一般管理費の監査 122
７．中央卸売市場特別会計の５年間の収支状況 122
８．市場の経営改革と今後の方向性の検討 122
９．地方卸売市場への移行についての検討 123
１０．競争入札等についての検討 124
１１．卸売業者単複論についての検討 124
１２．市場の活性化又売上高使用料・施設使用料の検討 124
１３．雑収入（上下水道料・電気料）の検討 125
１４．売上高使用料の算定についての検討 125
１５．企業会計の導入の検討 125
１６．市債の繰入、返済についての検討 125

第４　下水道事業特別会計
Ⅰ　概要 126
１．用語の説明 126
２．下水道事業に係る事務の執行及び事業の管理の概要 126
３．下水道事業の財務分析 150
Ⅱ　監査手続 156
Ⅲ　問題点等 156
１．下水道事業の財務分析について 156
２．下水道接続融資あっせん制度について 156
３．不明水対策の実施について 156
４．一般会計繰入金について 157
５．下水道使用料・受益者負担金の収入事務及び債権管理について 157
６．人件費と委託料について 158
７．浄化センターについて 158
８．下水道事業における情報公開の推進と地方公営企業法適用の推進について 159

第５　介護保険事業特別会計
Ⅰ　概要 160
１．介護保険制度の概要 160
２．久留米市介護保険事業の概要 164
Ⅱ　監査手続 177
１．介護保険料の検討 177
２．介護保険料減免の検討 177
３．現地調査 177
４．情報セキュリティ対策の検討 178
Ⅲ　問題点等 179
１．介護保険料の検討 179
２．介護保険料減免の検討 179
３．現地調査 180
４．情報セキュリティ対策の検討 180

第６　農業集落排水事業特別会計
Ⅰ　概要 181
１．農業集落排水事業の概要 181
２．決算収支 199
Ⅱ　監査手続 201
Ⅲ　問題点等 201
１．経費回収率の状況 201
２．水洗化率 201
３．一般会計繰入金 202
４．経費支出 203
５．滞納債権 204

第７　特定地域生活排水処理事業特別会計
Ⅰ　概要 206
１．特定地域生活排水処理事業の概要 206
２．決算収支 213
Ⅱ　監査手続 216
Ⅲ　問題点等 216
１．使用料単価と汚水処理原価 216
２．水洗化率 218
３．滞納債権 218

第８　後期高齢者医療事業特別会計
Ⅰ　概要 219
１．後期高齢者医療制度の概要 219
２．久留米市後期高齢者医療特別会計 221
Ⅱ　監査手続 225
Ⅲ　問題点等 225

第９　母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
Ⅰ　概要 228
１．実施主体 228
２．目的 228
３．貸付種別・件数 228
４．特別会計の構成について 229
５．母子寡婦福祉資金の償還指導・対策について 232
６．母子寡婦福祉資金の償還率が低い理由について 235
７．母子寡婦福祉資金貸付金債権譲渡について 239
Ⅱ　監査手続 241
１．母子寡婦福祉資金債権購入について 241
２．貸付手続 241
３．償還事務及び債権回収 241
４．不納欠損 241
Ⅲ　問題点等 241
１．償還率の向上 241
２．不納欠損処理 242
３．違約金 242
４．諸変更、移動等 242

第１章　監査の概要

第１　監査期間

平成２２年６月３０日から平成２３年３月３１日まで

第２　監査人

久留米市包括外部監査人	江　頭　章　二	（公認会計士）
同補助者	江　上　英　介	（公認会計士試験合格者）
同補助者	大　石　昌　彦	（弁　護　士）
同補助者	木　下　文　雄	（公認会計士）
同補助者	黒　岩　延　峰	（公認会計士）
同補助者	黒　岩　延　時	（公認会計士）
同補助者	寺　島　義　道	（公認会計士）
同補助者	永　松　雄一郎	（税　理　士）
同補助者	福　田　有　史	（公認会計士）
同補助者	松　尾　英　二	（公認会計士）

第３　外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第２５２条の３７第１項に基づく監査

第４　選定した特定の事件

特別会計における事務の執行及び事業の管理

第５　事件選定の理由

地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分される。特別会計は、地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において条例で設置されるものである（地方自治法２０９条第２項）。

特別会計とは、国または地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に設けられる、独立した経理管理が行なわれる会計のことをいう。略称は「特会」。

特別会計ごとに予算をもち、一般会計における単一予算主義の原則に対する例外となっている。単一予算主義の原則とは、国・地方公共団体の会計について、すべての歳入・歳出などを単一の会計で経理する原則をいう。しかし、特定の歳入（特定の税収・登記印紙などの特定財源、財政投融資資金、特別公債・政府証券など）をもって特定の事業を行う場合、この原則に固執すると、かえって個々の事業の収支損益や資金管理などが不明となり、好ましくない場合がある。そのようなことを避けるため、例外的に一般会計から切り離して独立の会計を設けて経理を行うのが特別会計である。もっとも、一般会計から特別会計への繰り入れもあるため、完全に独立しているわけではない。

一方、平成１９年６月１５日に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立したため、毎年度実質赤字比率等の健全化判断比率を公表することになった。このため特別会計の事務の執行及び業務の管理の重要性が高まった。

久留米市においては、平成２２年度現在で国民健康保険事業、競輪事業、老人保健事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業など全部で１４の特別会計が設置されている。

久留米市行政改革行動計画では、（１）財政構造改善への取組・アクションプログラム③特別会計健全化の推進において、≪主な取組項目≫として

1) 国民健康保険料の収納率向上
2) 市場管理手法の見直し
3) 下水道事業の企業会計移行
4) 下水道汚泥処理経費の削減

が掲げられている。

また、久留米市の平成２０年度決算によれば、一般会計歳入決算額１１２，４７２百万円に対し特別会計の歳入決算額は平成２０年度に設置した後期高齢者医療事業など３事業の歳入額３，６５１百万円を含めても９１，７５１百万円となり、平成１６年度から１９年度まで毎年伸びていた歳入が２１％弱も減少している。この主な要因は、平成１８年の医療制度改革により、従来の老人保健医療制度（老人保健事業特別会計）に代わり、平成２０年度より後期高齢者医療制度（後期高齢者医療事業特別会計）が実施されたものであるが、依然として一般会計に比肩しうる事業規模を有している。

以上の視点により特別会計の内容を吟味し、合理性、効率性、必要性の観点から監査し、収支状況等を検討することは有意義であると判断し、特別会計を特定の事件として選定した。

第６　外部監査の方法

Ⅰ　対象とした特別会計

久留米市では平成２２年４月１日現在１４の特別会計があるが、平成２２年度の当初予算で１億円未満かつ相対的に重要性が低い住宅新築資金等貸付事業、市営駐車場事業、老人保健事業、簡易水道事業及び地方卸売市場事業を除く次に掲げる９の特別会計を監査対象とした。

・国民健康保険事業
・競輪事業
・中央卸売市場事業
・下水道事業
・介護保険事業
・農業集落排水事業
・特定地域生活排水処理事業
・後期高齢者医療事業
・母子寡婦福祉資金貸付事業

Ⅱ　外部監査の要点

①　各特別会計の概要把握
②　予算及び事業計画は合理的に策定されているか
③　各事業の経営管理運営の効率性、健全性は保たれているか
④　情報開示、情報セキュリティ対策は妥当か
⑤　一般会計からの繰入金の基準及び支出額は妥当か
⑥　事業収入の賦課業務、収入事務は適法かつ適正か
⑦　各事業の収納率向上のための制度に問題点はないか
⑧　各事業の収納率向上対策実施計画に問題点はないか
⑨　各事業の滞納整理組織と体制に問題はないか
⑩　滞納整理マニュアルは整備されているか、またマニュアルに問題はないか
⑪　滞納整理業務は妥当か
⑫　収入未済の債権管理は適法になされているか
⑬　不納欠損処理は適切になされているか
⑭　延滞金の徴収及び減免は適法に行われているか
⑮　その他改善状況の確認

Ⅲ　実施した監査手続

各特別会計の概要を把握するため、所管部局に対し文書による質問書を送付し回答を入手するとともにヒアリングを実施した。

さらに主として次に掲げるような監査手続を実施したが、詳細は各監査報告各論において記載している。

①　担当者にヒアリング、関係資料の照合検討
②　予算と決算の差異分析とその内容検討

③　文書による質問
④　実施計画書の内容の適切性、実効性の検討
⑤　口座振替、コンビニ収納、休日夜間納付相談日、納付指導員などの収納率向上対策の問題点検討
⑥　滞納整理組織の人員体制、能力基盤、機動力の検討
⑦　明確かつ客観的に基準等のシステム作りがなされているかの検討
⑧　不納欠損処理案件の検討
⑨　条例等を参照し、適法性を検討
⑩　現場視察
⑪　類似団体等との比較
⑫　一般会計繰入金、繰出金の検討
⑬　その他監査人が必要と認めた監査手続

Ⅳ　監査の対象期間

平成２１年４月１日から平成２２年３月３１日までの平成２１年度を対象としたが、必要に応じて過去の年度にも及ぶことにした。

第７　利害関係

包括外部監査人及び補助者らは、何れも監査対象事件につき法第２５２条の２９の規定により記載すべき利害関係はない。

第２章　久留米市の特別会計の状況

久留米市の特別会計（公営企業会計を除く）について

普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計に区分される。特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例で設置することができるとされている（地方自治法第２０９条）。

久留米市では、この規程により「久留米市特別会計設置条例」において事業の円滑な運営とその経理の適正を図るために特別会計を設置しているが、平成２２年４月１日現在ではその数は１４会計である。

各特別会計の過去５年間の歳入・歳出規模は次ページの表のとおりである。

決算規模の推移は、平成１７年度から平成１９年までは拡大しているが、平成２０年度以降は後期高齢者医療事業特別会計及び母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、産業団地整備事業特別会計の３事業特別会計が加わったにもかかわらず、老人保険事業特別会計の大幅な減額により縮小している。この規模の縮小により、毎年拡大している一般会計の決算規模と逆転する結果となった。しかし、この様な中でも、一般会計繰入金があるものの、特別会計合計額は１０億円から２０億円の収入超過で推移している。

決　算　規　模　の　推　移

（単位：千円、％）

区分			平成17年度	伸　率	平成18年度	伸　率	平成19年度	伸　率	平成20年度	伸　率	平成21年度	伸　率
一般会計		歳入	101,899,240	−1.5	102,575,300	0.7	104,579,807	2.0	112,472,223	7.5	122,595,036	9.0
		歳出	100,558,063	−1.3	101,123,349	0.6	103,203,249	2.1	108,194,107	4.8	120,674,655	11.5
特別会計	国民健康保険事業	歳入	30,221,727	20.8	33,690,100	11.5	37,496,879	11.3	33,841,397	−9.7	34,806,560	2.9
		歳出	30,106,854	21.7	32,666,367	8.5	37,321,574	14.3	33,745,327	−9.6	33,892,385	0.4
	競輪事業	歳入	15,404,099	−3.8	15,519,001	0.7	14,776,319	−4.8	17,726,163	20.0	11,745,291	−33.7
		歳出	14,911,673	−4.7	14,994,897	0.6	14,348,738	−4.3	17,266,237	20.3	11,352,501	−34.3
	中央卸売市場事業	歳入	352,447	23.9	264,479	−25.0	269,456	1.9	271,183	0.6	505,523	86.4
		歳出	343,571	24.5	252,495	−26.5	258,293	2.3	258,905	0.2	418,303	61.6
	住宅新築資金等貸付事業	歳入	75,123	10.6	73,375	−2.3	61,168	−16.6	60,476	−1.1	61,241	1.3
		歳出	62,013	21.5	48,050	−22.5	35,059	−27.0	42,232	20.5	12,196	−71.1
	下水道事業	歳入	11,569,499	14.8	10,954,943	−5.3	15,213,157	38.9	13,764,777	−9.5	13,275,858	−3.6
		歳出	11,309,606	14.5	10,724,345	−5.2	15,094,085	40.7	13,634,430	−9.7	13,125,374	−3.7
	市営駐車場事業	歳入	40,353	−35.8	38,584	−4.4	35,879	−7.0	4,990	−86.1	8,247	65.3
		歳出	30,779	−41.8	29,200	−5.1	32,457	11.2	1,636	−95.0	4,893	199.1
	老人保健事業	歳入	30,747,634	22.8	29,733,704	−3.3	29,525,710	−0.7	3,036,144	−89.7	284,313	−90.6
		歳出	30,723,518	24.1	29,663,991	−3.4	29,520,698	−0.5	2,799,918	−90.5	26,995	−99.0
	介護保険事業	歳入	15,845,971	39.8	17,195,451	8.5	18,060,607	5.0	18,958,301	5.0	19,401,082	2.3
		歳出	15,738,895	40.2	16,840,056	7.0	17,550,721	4.2	18,387,995	4.8	19,101,819	3.9
	簡易水道事業	歳入	37,138	3,319.7	12,609	−66.0	11,003	−12.7	10,582	−3.8	11,144	5.3
		歳出	37,047	3,317.6	12,540	−66.2	10,945	−12.7	10,507	−4.0	11,063	5.3
	地方卸売市場事業	歳入	20,936	−4.4	25,800	23.2	17,375	−32.7	18,400	5.9	11,556	−37.2
		歳出	16,150	−19.3	18,863	16.8	11,013	−41.6	13,332	21.1	3,912	−70.7
	農業集落排水事業	歳入	225,059	99.0	199,721	−11.3	202,980	1.6	205,886	1.4	198,776	−3.5
		歳出	193,404	100.0	174,835	−9.6	181,431	3.8	179,727	−0.9	173,914	−3.2
	特定地域生活排水処理事業	歳入	276,377	18.2	271,312	−1.8	229,522	−15.4	201,835	−12.1	178,400	−11.6
		歳出	241,259	15.6	234,827	−2.7	205,999	−12.3	183,259	−11.0	169,986	−7.2
	後期高齢者医療事業	歳入							2,887,389	皆増	3,030,010	4.9
		歳出							2,811,472	皆増	2,967,643	5.6
	母子寡婦福祉資金貸付事業	歳入							149,809	皆増	141,984	−5.2
		歳出							92,135	皆増	93,793	1.8
	産業団地整備事業	歳入							613,545	皆増	754,618	23.0
		歳出							613,449	皆増	754,618	23.0
	ガス事業清算	歳入									7,808,032	皆増
		歳出									7,808,032	皆増
	計	歳入	104,816,363	18.7	107,979,079	3.0	115,900,055	7.3	91,750,877	−20.8	92,222,635	0.5
		歳出	103,714,769	19.3	105,660,466	1.9	114,571,013	8.4	90,040,561	−21.4	89,917,427	−0.1
合計		歳入	206,715,603	7.8	210,554,379	1.9	220,479,862	4.7	204,223,100	−7.4	214,817,671	5.2
		歳出	204,272,832	8.2	206,783,815	1.2	217,774,262	5.3	198,234,668	−9.0	210,592,082	6.2

第１　国民健康保険事業特別会計

Ⅰ　概要

１．公的医療保険制度の概要

我が国の公的医療保険は国民皆保険制度を原則としており、国民の全員がいずれかの保険制度に加入することが義務づけられている。

公的医療保険制度は、会社員・公務員を対象とする各種の「被用者保険」とそのいずれにも加入していない農業者や自営業者、無職者等の一般住民を対象とした地域保険としての「国民健康保険」に大別される。これに加えて７５歳以上（６５歳以上であって、一定程度以上の障害のある者を含む。）の後期高齢者を対象として、その心身の特性や生活実態等を踏まえて後期高齢者医療制度が平成２０年度に独立した医療制度として新たに創設されている。

【医療保険制度】

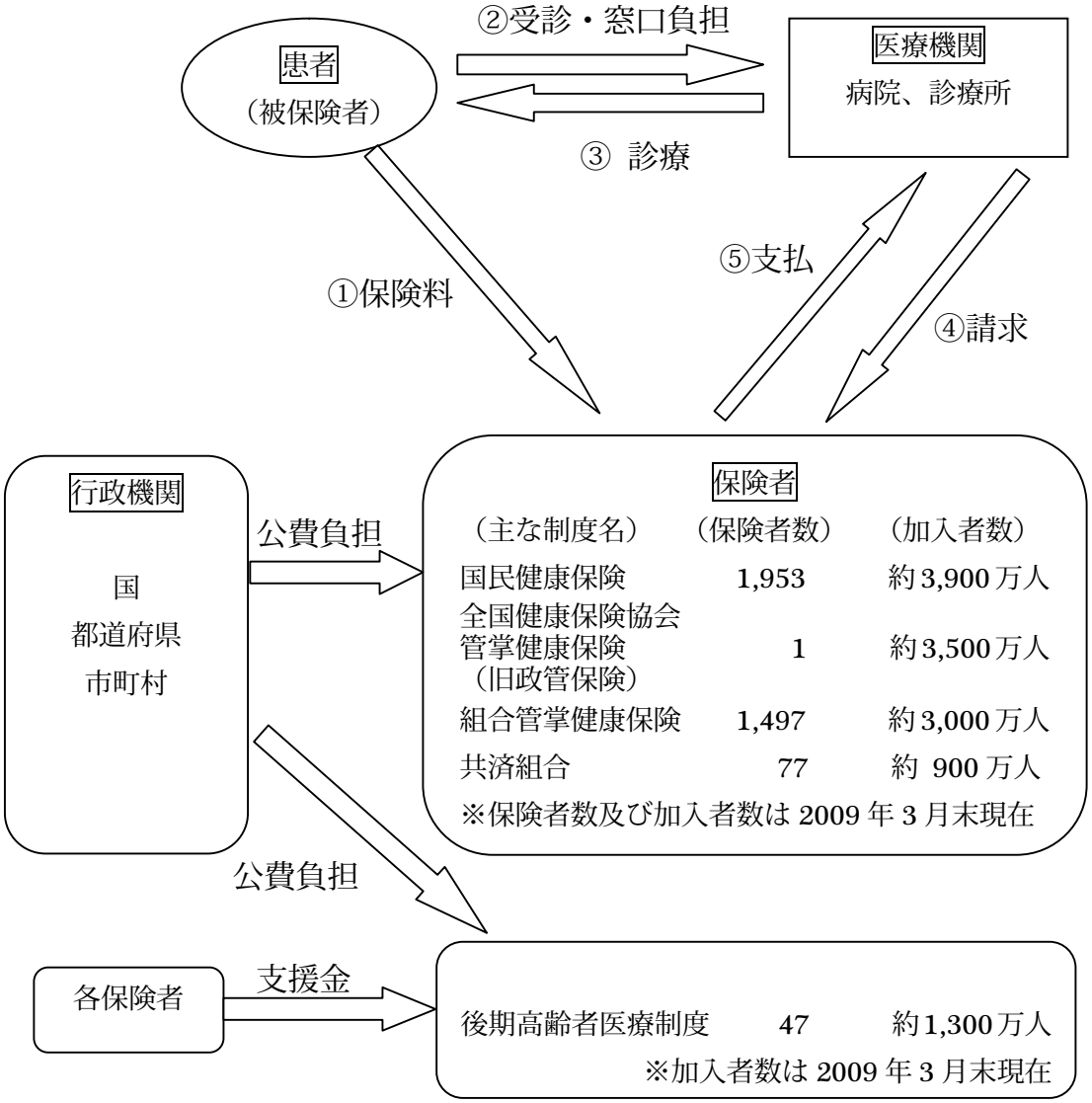

【医療保険制度の加入状況(平成２１年３月末現在)】

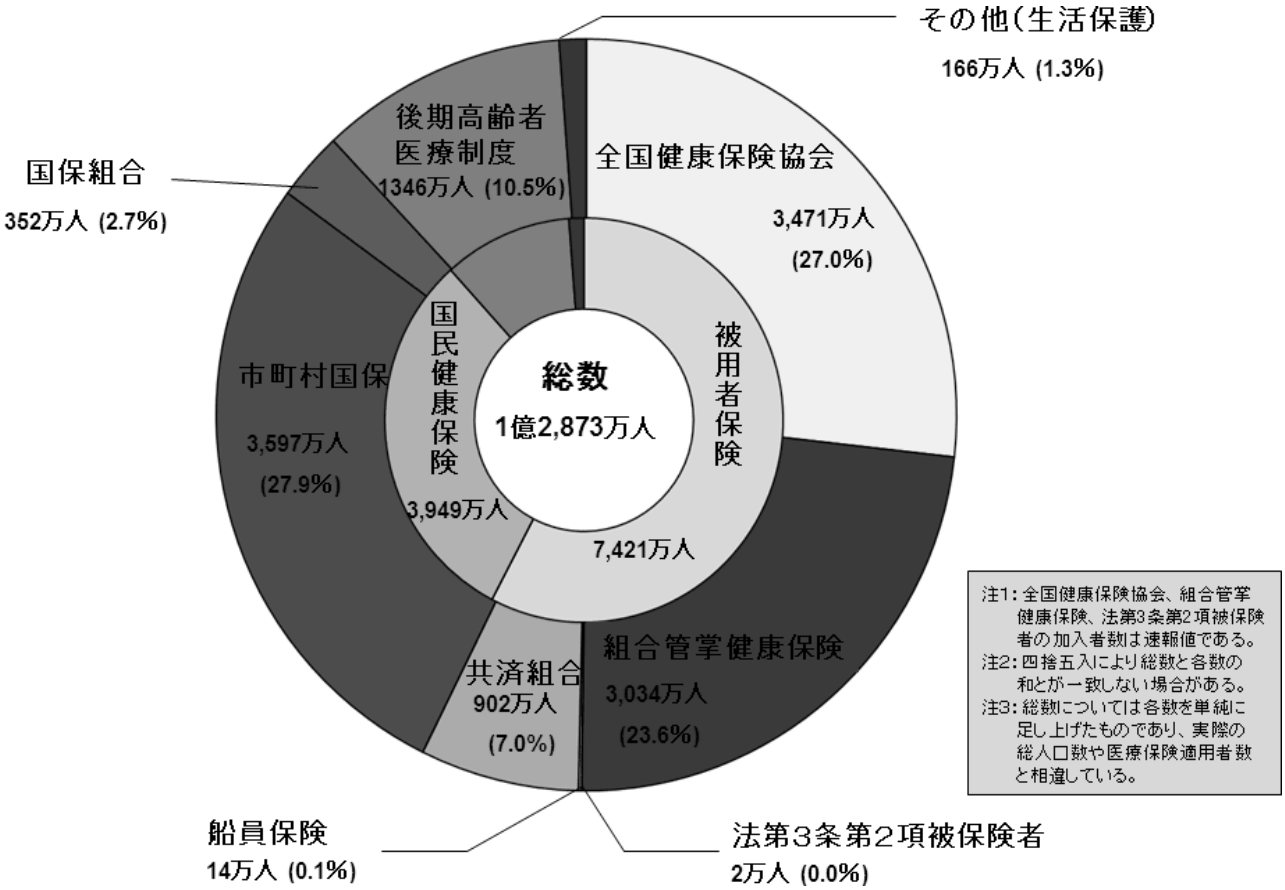

（資料：厚生労働省ホームページより）

生活保護者は保険料の負担能力もないと認められるし、生活保護法による医療扶助が受けられるため、適用除外となっている。

【退職者医療制度】

○　企業を退職した人は、国保に加入する。

○　そのため、６５歳未満の国保加入者で被用者年金の加入期間が２０年以上の人（退職被保険者）等の医療給付費については、自ら支払う保険料を除いた部分を、各被用者保険が財政力に応じて負担している（標準報酬総額で按分）。

○　平成２７年度以降は、それまでの対象者（６５歳未満）のみを対象とする。

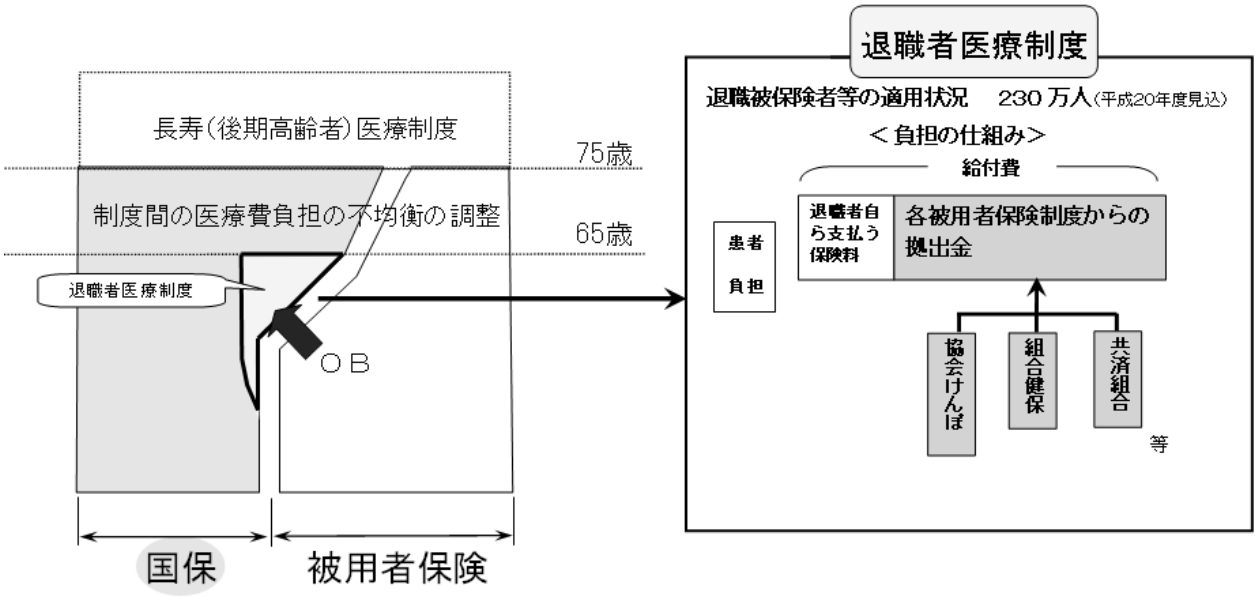

（資料：厚生労働省ホームページより）

２．久留米市国民健康保険事業の概要

（１）制度的枠組み

ア．経緯

現行の国民健康保険制度は昭和３３年１２月に国民健康保険法が制定され、昭和３４年１月に施行、昭和３６年４月１日よりすべての市町村等に、国民保険事業の実施が義務づけられた被用者保険の対象とならない者を強制的に被保険者とする制度であり、これにより国民皆保険制度が達成された。久留米市の国民健康保険事業はそれよりも古く昭和２３年１月１日より発足して実施されている。

イ．目的

国民健康保険法（以下「法」という。）及び久留米市国民健康保険条例（以下「条例」という。）に基づき被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行い、被保険者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として運営している。

ウ．保険者

保険者とは保険事業を行う者であり、国民健康保険法においては市町村及び特別区（以下「市町村」という。）または国民健康保険組合が保険者となることが定められている（法第３条）。久留米市の場合は久留米市が保険者となり保険事業を行っている。

エ．被保険者

市町村の区域内に住所を有する者である。ただし、他の医療保険の適用を受ける者や生活保護を受ける者などは、被保険者から除外される（法第５条）。

オ．保険料

保険者は国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者納付金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため世帯主から保険料を徴収しなければならない（法第７６条）。

① 保険料の賦課額

保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課被保険者につき算定した介護納付金賦課額の合算額とする（久留米市国民健康保険条例第９条の２）。

医療分基礎賦課額（所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額）
＋後期高齢者支援金等賦課額（所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額）
＋介護納付金賦課額（所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額）
世帯主の負担する保険料

② 賦課の最高限度額（平成２１年度）

上記で計算した保険料は下記の限度額を超えることはできない（久留米市国民健康保険条例　第１６条、第１６条の２の９）。

医療分基礎賦課額	470,000 円
後期高齢者支援金等賦課額	120,000 円
介護納付金賦課額	90,000 円

カ．保険給付

国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡に関して、この不時の出来事を保険事故とし、その事故発生に対して保険給付を行うものである(法第２条)。

国民健康保険ではこの保険事故を、被保険者の疾病、負傷、出産及び死亡の４つに限定している。保険事故の種類に応じて国保の保険給付を区分すれば、次のようになる。

① 疾病及び負傷に対する給付

・療養の給付（診察、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院・診療所への入院、看護のことであり現物給付として行われる。）

・入院時の食事・生活療養費の支給

・療養費・高額療養費の支給など

② 出産に対する給付

出産育児一時金の支給

③ 死亡に対する給付

葬祭費の支給、若しくは葬祭の給付

※以下、「国保」は「国民健康保険」を略して称したものとして使用する。

【保険診療の仕組み】

被保険者は病気や負傷を負った場合に保険医療機関又は保険薬局で診察、薬剤または治療材料の支給、処置・手術等の治療や病院や診療所への入院、看護などの給付を現物給付の形で受け取るがその給付にかかった費用の一部について給付を受けた被保険者が一部負担金として負担し、残りの費用を保険者が国保連合会を介して支払うという保険診療の方式をとっている。

保険診療の仕組み

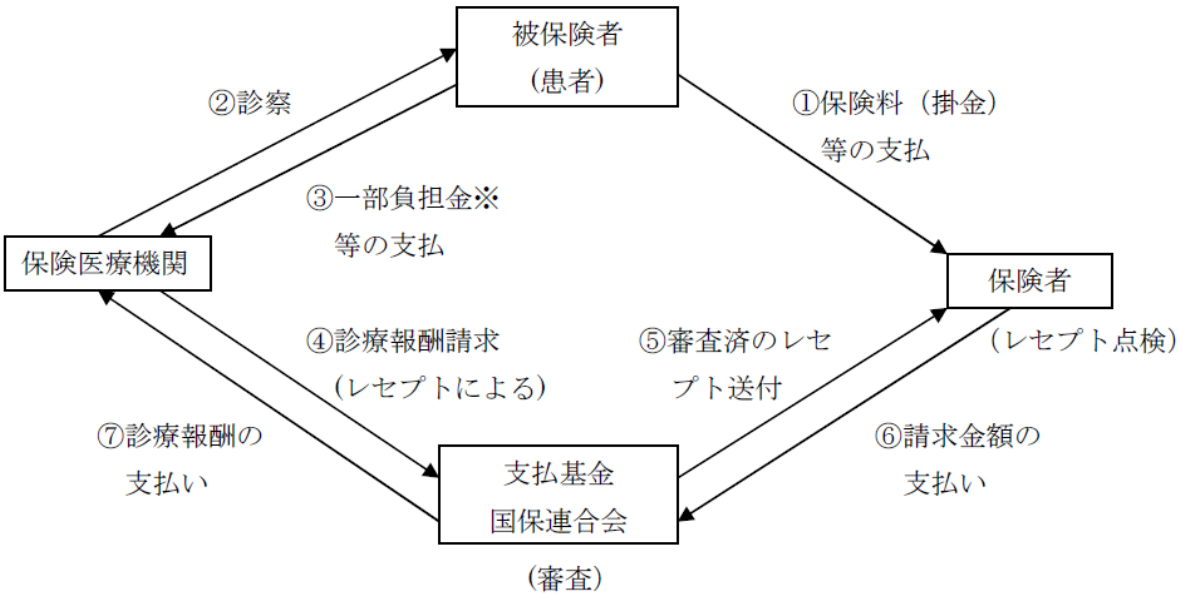

※　一部負担金

保険医療機関で療養の給付を受ける者は、当該医療保険機関等に下記の額を一部負担金として支払わなければならない（法４２条）。

75 歳以上	1 割負担　（現役並み所得者は 3 割負担）
70 歳から 74 歳	2 割負担※（現役並み所得者は 3 割負担）
義務教育就学後から 69 歳	3 割負担
義務教育就学前	2 割負担

※平成 20 年 4 月から、1 割に据え置き

キ．久留米市国民健康保険事業特別会計

国民健康保険法第１０条により、「市町村は、国民健康保険に関する収入及び支出について、政令の定めるところにより、特別会計を設けなければならない。」とされており、一般会計とは別に国民健康保険事業の収支状況を明らかにするために「久留米市国民健康保険事業特別会計」を設け、毎会計年度作成し報告している。

（２）被保険者の状況

【国保加入状況（年度末現在）】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
全市世帯数(世帯)	115,922	117,301	118,315	119,352	120,471
国保加入世帯数(世帯)	57,028	57,317	57,442	45,358	45,095
加入率	49.2%	48.9%	48.6%	38.0%	37.4%
全市人口（人）	304,989	304,785	303,721	303,233	302,964
国保被保険者数（人）	112,996	111,970	110,303	84,169	82,887
加入率	37.0%	36.7%	36.3%	27.8%	27.4%

平成２０年度より後期高齢者医療制度の導入により、７５歳以上の老人医療受給対象者が後期高齢者医療制度に加入したため減少している。

【被保険者の異動状況】

（単位：人）

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
資格取得	転入	2,722	2,657	2,539	2,285	2,353
	社会保険離脱	9,551	8,605	8,399	8,605	7,812
	生活保護廃止	86	169	95	108	112
	出生	569	609	551	542	502
	後期高齢者離脱	-	-	-	19	-
	その他	5,912	6,585	5,874	772	813
	計	18,840	18,625	17,458	12,331	11,592
資格喪失	転出	2,843	2,816	2,813	2,388	2,228
	社会保険加入	7,688	8,041	8,325	7,287	6,478
	生活保護開始	442	500	444	468	621
	死亡	1,788	1,914	2,009	451	417
	後期高齢者加入	-	-	-	27,302	2,555
	その他	5,568	6,380	5,569	569	575
	計	18,329	19,651	19,160	38,465	12,874

平成２０年度より後期高齢者医療制度の導入により、７５歳以上の老人医療受給対象者が後期高齢者医療制度に加入したため減少している。

【国保加入状況中核市比較】

都市名	全市の状況		国保の状況			
	世帯数	人口	国保世帯数(世帯)		国保被保数(人)	
	(3-2平均)	(3-2平均)	合計	加入率	合計	加入率
久留米市	120,156	303,533	45,393	37.8%	83,817	27.6%
函館市	142,259	284,632	48,945	34.4%	79,536	27.9%
旭川市	171,807	354,420	58,432	34.0%	95,833	27.0%
青森市	132,828	306,082	48,852	36.8%	83,486	27.3%
盛岡市	124,411	292,435	40,694	32.7%	67,730	23.2%
秋田市	133,812	325,798	45,128	33.7%	73,686	22.6%
郡山市	129,110	334,649	48,617	37.7%	88,821	26.5%
いわき市	132,972	345,407	53,366	40.1%	92,566	26.8%
宇都宮市	210,517	510,034	77,935	37.0%	139,865	27.4%
前橋市	138,544	345,627	55,360	40.0%	101,466	29.4%
川越市	138,430	338,893	54,820	39.6%	97,736	28.8%
船橋市	269,613	606,042	95,053	35.3%	160,891	26.5%
柏市	157,295	396,577	61,654	39.2%	110,403	27.8%
横須賀市	165,146	419,781	71,902	43.5%	122,502	29.2%
富山市	159,777	417,652	57,022	35.7%	92,762	22.2%
金沢市	185,449	444,101	63,140	34.0%	107,517	24.2%
長野市	149,211	381,646	52,953	35.5%	91,032	23.9%
岐阜市	168,945	421,351	69,208	41.0%	126,596	30.0%
豊橋市	149,390	384,377	52,045	34.8%	98,240	25.6%
岡崎市	146,725	376,353	50,610	34.5%	91,796	24.4%
豊田市	164,887	423,521	52,265	31.7%	95,695	22.6%
大津市	134,276	336,066	45,064	33.6%	78,320	23.3%
高槻市	152,588	358,707	55,802	36.6%	97,936	27.3%
東大阪市	228,046	506,023	88,292	38.7%	155,947	30.8%
姫路市	206,750	536,277	81,211	39.3%	145,727	27.2%
尼崎市	207,836	462,520	81,890	39.4%	138,642	30.0%
西宮市	209,232	477,032	64,935	31.0%	109,170	22.9%
奈良市	152,762	368,813	53,168	34.8%	93,222	25.3%
和歌山市	151,142	368,856	61,526	40.7%	106,095	28.8%
倉敷市	192,149	479,828	67,652	35.2%	118,593	24.7%
福山市	191,175	471,498	66,990	35.0%	116,102	24.6%
下関市	130,145	287,477	45,896	35.3%	74,951	26.1%
高松市	172,994	418,744	59,502	34.4%	101,563	24.3%
松山市	230,963	514,953	77,515	33.6%	129,907	25.2%
高知市	158,247	340,883	52,228	33.0%	86,028	25.2%
長崎市	200,900	446,519	75,300	37.5%	127,055	28.5%
熊本市	309,789	723,941	112,921	36.5%	201,208	27.8%
大分市	201,051	473,452	61,513	30.6%	103,882	21.9%
宮崎市	167,928	374,368	66,195	39.4%	116,393	31.1%
鹿児島市	264,535	605,163	86,986	32.9%	145,093	24.0%
平均				36.0%		26.2%

国保加入率は平均より高い方に入る。

（３）保険料の状況

国保事業に要する費用は国庫負担金等の公費で賄われる部分を除いて、保険料で賄われるのが原則であるから保険者が保険料を徴収しなければならない。保険者が市町村の場合は国民健康保険料又は国民健康保険税を世帯主から徴収する。保険料で徴収するか保険税で徴収するかは市町村が選択できる。久留米市の場合は合併前の旧久留米市については制度発足時には保険税方式を採用していたが、平成元年度に保険料方式に改められている。平成１７年２月５日の田主丸町・北野町・城島町・三潴町との合併時に旧１市４町で料率の異なる不均一賦課を実施している。その後、平成１８年４月１日と平成２０年４月１日に保険料率の改定と賦課限度額の改定が行われている。そして平成２２年４月１日には旧１市４町の不均一賦課を見直し保険料の統一が行われるとともに賦課限度額の引き上げが国の基準限度額に合わせて行われている。

ア．保険料方式と保険税方式との違い

両方式による保険料及び賦課限度額に違いは生じないが、主に以下の点で違いが生じる。

	徴収権及び還付請求権の消滅時効	徴収権の優先順位
保険料方式	2 年	国税及び地方税に次ぐ
保険税方式	5 年	原則として国税と同順位であり、他の全ての債権又は公課に優先

イ．保険料の賦課料率の推移

旧市町名	年度	医療保険分						後期高齢者支援金分					介護保険分					
		料率				賦課限度額	賦課限度額国基準	料率			賦課限度額	賦課限度額国基準	料率				賦課限度額	賦課限度額国基準
		応能割		応益割				応能割	応益割				応能割		応益割			
		所得割	資産割	均等割	平等割			所得割	均等割	平等割			所得割	資産割	均等割	平等割		
		(%)	(%)	(円)	(円)	(万円)	(万円)	(円)	(円)	(円)	(万円)	(万円)	(%)	(%)	(円)	(円)	(万円)	(万円)
久留米	17	10.60	—	30,500	24,900	53	53	—	—	—	—	—	1.50	—	9,600	—	8	8
	18	11.97	—	35,100	28,900	53	53	—	—	—	—	—	2.14	—	14,800	—	8	9
	19	11.97	—	35,100	28,900	53	56	—	—	—	—	—	2.14	—	14,800	—	8	9
	20	9.37	—	27,200	22,200	47	47	2.66	7,500	6,400	12	12	2.11	—	14,700	—	9	9
	21	9.37	—	27,200	22,200	47	47	2.66	7,500	6,400	12	12	2.11	—	14,700	—	9	9
田主丸	17	8.50	—	22,000	25,000	53	53	—	—	—	—	—	1.20	—	9,000	—	8	8
	18	10.29	—	28,400	28,900	53	53	—	—	—	—	—	1.91	—	14,400	—	8	9
	19	10.29	—	28,400	28,900	53	56	—	—	—	—	—	1.91	—	14,400	—	8	9
	20	8.72	—	24,500	22,200	47	47	2.66	7,500	6,400	12	12	2.00	—	14,400	—	9	9
	21	8.72	—	24,500	22,200	47	47	2.66	7,500	6,400	12	12	2.00	—	14,400	—	9	9
北野	17	7.50	—	26,000	29,000	53	53	—	—	—	—	—	1.20	—	12,000	—	8	8
	18	9.49	—	31,600	32,100	53	53	—	—	—	—	—	1.91	—	16,800	—	8	9
	19	9.49	—	31,600	32,100	53	56	—	—	—	—	—	1.91	—	16,800	—	8	9
	20	8.40	—	25,800	23,400	47	47	2.66	7,500	6,400	12	12	2.00	—	15,600	—	9	9
	21	8.40	—	25,800	23,400	47	47	2.66	7,500	6,400	12	12	2.00	—	15,600	—	9	9
城島	17	8.20	15.00	27,000	30,000	53	53	—	—	—	—	—	0.83	1.50	4,400	4,800	8	8
	18	10.05	12.00	32,400	32,900	53	53	—	—	—	—	—	1.61	1.20	10,700	3,900	8	9
	19	10.05	12.00	32,400	32,900	53	56	—	—	—	—	—	1.61	1.20	10,700	3,900	8	9
	20	8.62	6.00	26,100	23,800	47	47	2.66	7,500	6,400	12	12	1.85	0.60	12,600	1,900	9	9
	21	8.62	6.00	26,100	23,800	47	47	2.66	7,500	6,400	12	12	1.85	0.60	12,600	1,900	9	9
三潴	17	7.00	23.00	25,000	27,000	53	53	—	—	—	—	—	0.66	3.80	5,500	3,400	8	8
	18	9.09	18.40	30,800	30,500	53	53	—	—	—	—	—	1.48	3.04	11,600	2,800	8	9
	19	9.09	18.40	30,800	30,500	53	56	—	—	—	—	—	1.48	3.04	11,600	2,800	8	9
	20	8.25	9.20	25,500	22,800	47	47	2.66	7,500	6,400	12	12	1.78	1.52	13,000	1,400	9	9
	21	8.25	9.20	25,500	22,800	47	47	2.66	7,500	6,400	12	12	1.78	1.52	13,000	1,400	9	9

ウ．保険料率中核市比較(平成２１年度)

都市名	医療分					支援金分					税・料の別
	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(円)	所得割(%)	資産割(%)	均等割(円)	平等割(円)	限度額(円)	
久留米市	9.37%	-	27,200	22,200	470,000	2.66%	-	7,500	6,400	120,000	料
函館市	10.44%	-	24,080	27,250	450,000	3.08%	-	6,950	7,870	120,000	料
旭川市	11.66%	-	28,740	28,070	470,000	3.03%	-	7,440	7,270	120,000	料
青森市	8.64%	-	18,360	24,060	440,000	2.70%	-	6,000	7,440	120,000	税
盛岡市	7.60%	-	20,000	21,900	470,000	2.40%	-	6,200	7,100	120,000	税
秋田市	9.22%	-	22,960	28,690	470,000	2.51%	-	6,620	7,450	120,000	税
郡山市	7.60%	-	21,000	19,000	470,000	3.00%	-	7,200	6,700	120,000	税
いわき市	8.60%	9.00%	19,500	23,800	470,000	2.10%	3.00%	4,900	5,800	120,000	税
宇都宮市	6.00%	-	23,300	20,000	470,000	2.35%	-	8,200	7,000	120,000	税
前橋市	6.10%	-	19,200	21,600	470,000	2.00%	-	7,200	-	120,000	税
川越市	7.35%	-	21,800	-	410,000	2.20%	-	6,400	-	120,000	税
船橋市	6.50%	-	16,090	-	470,000	2.63%	-	5,860	-	120,000	料
柏市	4.00%	-	24,000	13,000	470,000	2.30%	-	12,000	-	120,000	料
横須賀市	4.90%	-	17,520	29,040	470,000	1.45%	-	5,040	8,160	120,000	料
富山市	5.50%	-	24,000	16,800	470,000	1.70%	-	7,200	5,400	120,000	料
金沢市	240.00%	-	24,000	24,000	470,000	60.00%	-	6,960	6,720	120,000	料
長野市	6.90%	-	15,480	18,000	470,000	2.40%	-	5,280	6,720	120,000	料
岐阜市	158.00%	23.00%	23,160	29,760	470,000	62.00%	9.00%	7,800	10,080	120,000	料
豊橋市	139.00%	24.00%	26,700	20,700	470,000	54.00%	9.00%	9,000	7,200	120,000	税
岡崎市	92.00%	20.00%	24,510	19,780	470,000	33.00%	7.00%	8,000	6,460	120,000	料
豊田市	4.35%	-	27,000	23,400	470,000	2.05%	-	2,400	2,400	120,000	税
大津市	7.10%	-	27,000	19,800	470,000	2.00%	-	7,800	5,700	120,000	料
高槻市	5.74%	-	6,804	49,503	470,000	1.78%	-	2,048	14,895	120,000	料
東大阪市	9.20%	-	29,400	22,560	450,000	2.90%	-	8,760	6,600	120,000	料
姫路市	8.00%	9.50%	27,320	20,790	470,000	1.60%	1.90%	5,230	3,990	120,000	料
尼崎市	7.80%	-	27,108	20,784	470,000	3.00%	-	9,360	7,176	120,000	料
西宮市	6.70%	-	26,160	19,920	470,000	2.10%	-	7,440	5,520	120,000	料
奈良市	8.20%	-	26,400	24,600	470,000	2.00%	-	7,200	6,000	120,000	料
和歌山市	9.67%	-	27,840	22,800	470,000	2.35%	-	7,560	5,760	120,000	料
倉敷市	7.10%	-	23,880	21,240	470,000	2.40%	-	7,920	6,240	120,000	料
福山市	7.81%	-	24,480	19,320	470,000	1.77%	-	6,000	4,560	120,000	税
下関市	8.90%	-	22,200	23,400	470,000	2.40%	-	6,000	6,300	120,000	料
高松市	6.00%	15.00%	24,000	18,800	470,000	1.50%	6.00%	6,000	4,800	120,000	料
松山市	8.30%	-	22,080	18,720	470,000	3.40%	-	8,040	6,840	120,000	料
高知市	9.56%	-	24,000	25,920	470,000	2.44%	-	6,000	6,600	120,000	料
長崎市	8.10%	-	24,800	18,400	470,000	1.50%	-	4,800	3,500	120,000	料
熊本市	8.30%	-	26,450	20,100	470,000	2.10%	-	7,000	5,700	120,000	料
大分市	8.22%	-	25,800	24,600	470,000	2.35%	-	7,200	6,400	120,000	税
宮崎市	7.30%	-	21,500	22,600	450,000	1.90%	-	5,500	5,800	110,000	税
鹿児島市	8.00%	-	21,000	23,300	470,000	2.60%	-	6,200	7,100	120,000	税

エ．１人当たり保険料

【久留米市１人当たり保険料の推移】

(単位：円)

	年度	医療保険分 １人あたり保険料	支援金分 １人あたり保険料	医療保険分・支援金分 １人あたり保険料
一般	平成 17 年度	69, 720	-	69, 720
	平成 18 年度	77, 280	-	77, 280
	平成 19 年度	77, 675	-	77, 675
	平成 20 年度	67, 208	18, 542	85, 750
	平成 21 年度	64, 579	18, 005	82, 584
退職	平成 17 年度	91, 575	-	91, 575
	平成 18 年度	109, 945	-	109, 945
	平成 19 年度	106, 045	-	106, 045
	平成 20 年度	64, 311	17, 980	82, 291
	平成 21 年度	91, 393	25, 722	117, 116
全体	平成 17 年度	72, 781	-	72, 781
	平成 18 年度	82, 306	-	82, 306
	平成 19 年度	82, 426	-	82, 426
	平成 20 年度	67, 056	18, 513	85, 569
	平成 21 年度	65, 628	18, 307	83, 934

平成２０年度の退職の医療保険分は、平成２０年４月より６５歳以上の被保険者が一般被保険者に移行したため減少している。

【１人当たり保険料中核市比較】

	都市名	国保一般被保険者数（人）	医療分	支援金分	医療分・支援金分
			1人あたり保険料（円）	1人あたり保険料（円）	1人あたり保険料（円）
1	旭川市	91,042	76,295	19,633	95,928
2	奈良市	88,241	76,561	19,275	95,836
3	岐阜市	122,495	70,504	23,656	94,160
4	豊橋市	93,147	70,353	23,637	93,991
5	豊田市	87,814	73,568	20,310	93,878
6	大津市	73,970	71,856	20,147	92,003
7	宇都宮市	132,326	67,000	23,484	90,484
8	川越市	92,755	69,231	20,342	89,573
9	金沢市	101,210	70,698	18,676	89,374
10	東大阪市	153,020	68,432	20,385	88,817
11	函館市	76,691	68,819	19,770	88,588
12	倉敷市	112,808	66,540	21,198	87,738
13	西宮市	103,245	67,779	19,691	87,471
14	岡崎市	85,068	65,495	21,385	86,879
15	大分市	97,592	67,869	18,613	86,481
16	尼崎市	132,293	63,735	21,857	85,591
17	下関市	70,359	67,437	18,067	85,503
18	秋田市	69,547	67,182	18,161	85,343
19	郡山市	84,532	64,642	20,210	84,852
20	船橋市	154,675	62,032	22,714	84,745
21	柏市	103,860	58,560	25,734	84,294
22	福山市	108,410	68,218	15,902	84,120
23	久留米市	80,538	65,628	18,307	83,934
24	熊本市	192,421	66,128	17,373	83,502
25	和歌山市	99,729	66,365	16,841	83,206
26	長野市	85,780	61,416	20,803	82,219
27	高知市	80,090	65,480	16,536	82,016
28	姫路市	138,735	68,097	13,887	81,984
29	いわき市	86,680	65,016	16,345	81,361
30	盛岡市	63,426	62,223	19,078	81,301
31	高松市	94,670	64,418	16,683	81,101
32	横須賀市	115,868	62,676	17,982	80,658
33	高槻市	91,293	61,209	18,415	79,623
34	富山市	85,505	60,879	18,404	79,283
35	前橋市	96,301	61,824	17,371	79,195
36	鹿児島市	139,733	59,325	17,956	77,280
37	松山市	122,119	56,007	20,341	76,348
38	長崎市	119,936	62,332	11,944	74,276
39	宮崎市	110,695	58,837	15,280	74,117
40	青森市	78,568	56,076	17,255	73,331

久留米市の１人当たり保険料（医療分＋後期高齢者医療支援金）は中核市の中では中位に属する。

オ．保険料算定の仕組み

保険料の算定は支出の見込額から保険料以外の収入見込額を差し引いた軽減前の基礎賦課総額を算出し、これを応能割（５０％）と応益割（５０％）に配分し、応能割額を加入者の所得見込み総額で除し所得割料率を決定する。応益割はさらに均等割(３５％)と平等割(１５％)に配分され均等割分を国保加入者数で除して均等割額が算定される。平等割分は世帯数で除して平等割額が算定される。

（基礎賦課総額）

		《支出見込額》		《保険料以外の収入見込額》
基礎賦課総額 (軽減前)	＝	・保険給付費 ・前期高齢者納付金等の納付に要する費用 ・保健事業に要する費用	－	・国庫支出金 ・県支出金 ・保険財政共同安定化交付金 ・前期高齢者交付金 ・高額共同事業交付金 ・一般会計繰入金 ・その他国保事業に要する費用のための収入

（保険料）

所得割料率＝	基礎賦課総額×応能割(50%) ／ 加入者の所得見込み総額
均等割額　＝	基礎賦課総額×応益割(35%) ／ 加入者数
平等割額　＝	基礎賦課総額×応益割(15%) ／ 世帯数

カ．平成２２年度保険料率改定の内容

平成２２年度の国民健康保険料率の改定は旧４町の保険料率を現行の旧久留米市の保険料率に統一することと、賦課限度額を国の基準にあわせて引き上げることとしている。
旧市町ごとの改定の内容は以下のようになる。

	平成21年度保険料（旧市町）					平成22年度保険料（久留米市全体）
	久留米	田主丸	北野	城島	三潴	
【医療保険分】						
所得割（％）	9.37	8.72	8.40	8.62	8.25	9.37
資産割（％）	－	－	－	6.00	9.20	－
均等割(円)	27,200	24,500	25,800	26,100	25,500	27,200
平等割(円)	22,200	22,200	23,400	23,800	22,800	22,200
賦課限度額(円)	470,000					500,000
【後期高齢者支援金分】						
所得割（％）	2.66					2.66
均等割(円)	7,500					7,500
平等割(円)	6,400					6,400
賦課限度額(円)	120,000					130,000

医療保険分については平成１７年２月５日に田主丸町・北野町・城島町・三潴町と合併し、旧１市４町の料率で不均一賦課を実施し、その後平成１８年４月１日と平成２０年４月１日に実施された保険料率の改定においても不均一賦課は踏襲されていたが、平成２２年４月１日に実施された保険料率の改定時に旧久留米市の保険料率に合わせる保険料率の改定が行われた。

後期高齢者支援金分は平成２０年度の導入時に統一の保険料が適用されており、今回は賦課限度額の引き上げが行われただけであり、保険料率の改定は行われていない。

キ．基礎賦課額から求めた保険料率との比較

本来、保険料は基礎賦課総額から算定された保険料によるべきであるが、その場合の影響について同協議会の報告資料によれば以下の内容が記載されている。

① 基礎賦課総額により所得が２００万円（４人世帯）のモデル世帯で試算した保険料４９７，２００円（介護分含む。）は県内都市のみならず、中核市においても一番高い保険料となる。現行保険料でも４３２，８００円（介護分含む。）と県内で一番高く、中核市の中で五番目に高い。

② 保険料率を上げると収納率が下がり保険料自体の収入総額がかえって減少する。

③ 普通調整交付金には保険料収納割合による減額が定められており普通調整交付金が減額されることとなる。

※仮に収納率が平成２０年度の９０．４７％から８８％に下がった場合　②保険料自体の収入減少は　１億８，７００万円　③の普通調整交付金の減少額は１億８，０００万円の減少と試算されている。

以上のように、政策的配慮から久留米市の平成２２年度の保険料は基礎賦課総額から算定された保険料率より低い水準に設定されている。その比較は次のようである。

《医療分》

	現行（旧久留米市）	基礎賦課総額から求めた保険料	差
所得割	9.37%	11.8%	2.43%
均等割	27,200 円	32,248 円	5,048 円
平等割	22,200 円	26,661 円	4,411 円

《支援金分》

	現行（旧久留米市）	基礎賦課額から求めた保険料	差
所得割	2.66%	2.65%	－0.01%
均等割	7,500 円	7,588 円	88 円
平等割	6,400 円	6,261 円	－139 円

基礎賦課総額は支出に応じて必要とされる保険料総額を算定するものであり、基礎賦課総額から算定された保険料より実際の保険料が低い水準に設定されれば当然財源が不足することが見込まれる。この不足額について当初、平成２１年度は前年度の基金の残高５６７百万円を繰り入れた後で２９２百万円の赤字、平成２２年度は９８０百万円の赤字、平成２３年度は１，１５３百万円の赤字が見込まれるとされていた（「久留米市国民健康保険運営協議会」提出資料より）。

ク．久留米市の国保財政の状況

久留米市の国保財政の状況は平成２０年度までは保険料率の引き上げにより国保財政の中で黒字を計上してきている。平成２１年度は後で述べる退職振替による療養給付費交付金の増額が１１億円強あったため結果的に黒字を計上しているが平成２２年度、平成２３年度は上記のように赤字が見込まれている。

赤字となる要因を久留米市は以下のように分析している（「久留米市国民健康保険運営協議会」提出資料より）。

① 医療費増加の要因

- 急速な高齢化の進展や医療技術の高度化による医療費の自然増。
- 久留米市は全国平均を上回る医師・病床数や高度医療機能の充実など恵まれた医療環境にある。

＜H19 年 10 月実績＞

	10 万人当たりの病床数（施設数）		1 人当たり医療費（老人含む）
全国	1,389.4	(137.9)	262,755 円
福岡県	1,957.38	(156.67)	307,365 円
久留米市	2,701.23	(168.89)	317,955 円

② 保険料収入の伸び悩み

・ 景気の低迷による所得の減少、収納率の低下

・ ７５歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行し、被保険者数は減少傾向にある。

③ 国民健康保険の構造的な問題

・ 自営業者や専業農業者、高齢者、失業者等の無職や低所得層が主な構成員である。

・ 久留米市でも国保加入者世帯は、所得２００万円以下が８割を占める。

・ 滞納世帯は全体の約２割で、所得２００万円以下の世帯がそのうちの約９割を占める。

ケ．賦課業務について

【久留米市の国民健康保険システム概要図】

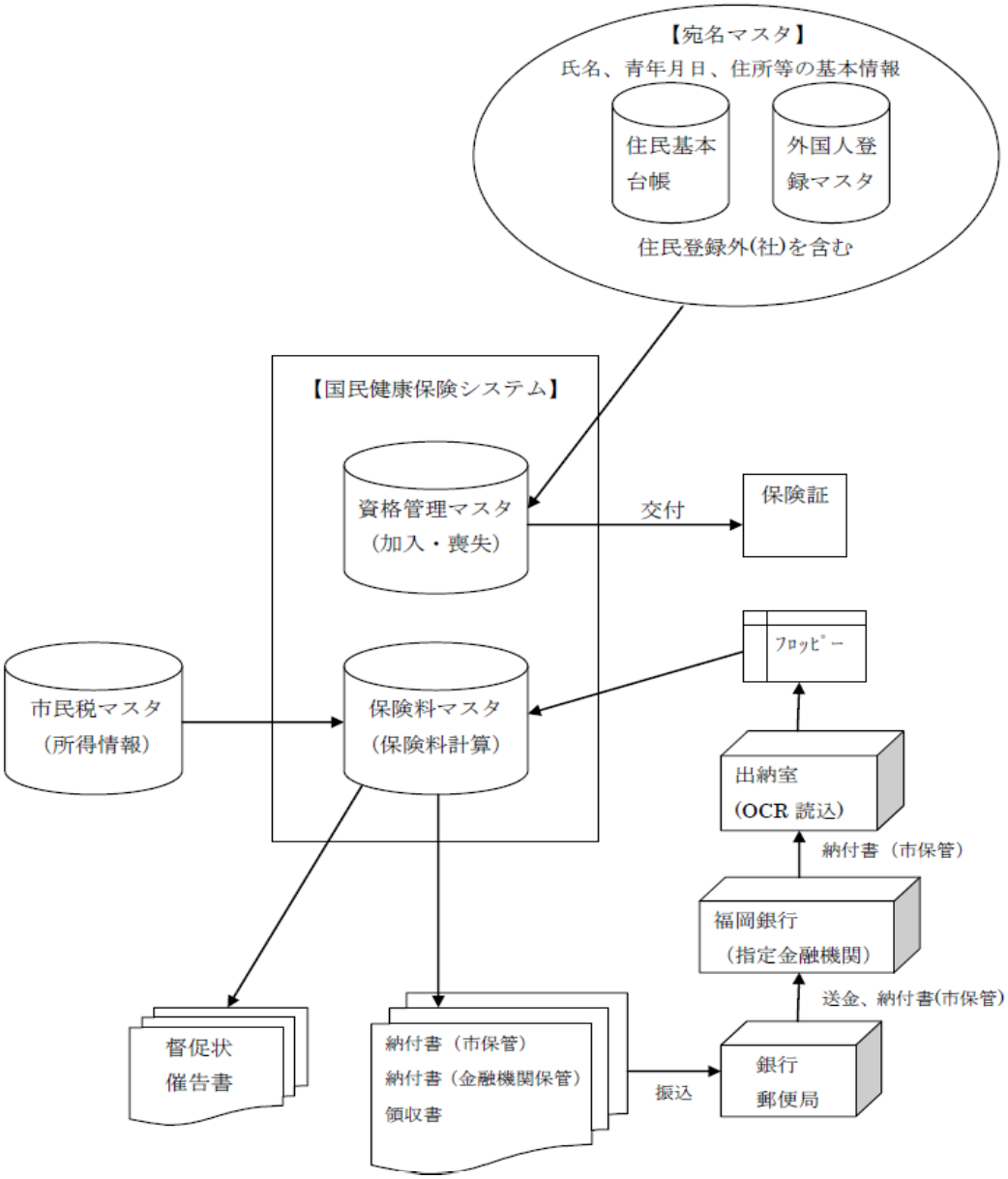

コ．未加入者の把握

未加入者となる主な原因は以下のようなケースである。

① 退職の際に国保の加入手続が必要であることを知らないケース

② 退職後に任意継続の手続をしたが、その後に再就職先がみつからず保険料が未納となり国民健康保険の要加入者となった者が必要な加入手続を行わないケース

③ 医者にかからないから、国保に加入する必要は無いと思っているケース

以上のようなケースは、その後に国保加入の手続を行った場合は過年度の未納分（時効期間の２年を限度とする）を支払うこととなる。

過去３年度の国保資格取得時における遡及適用の件数の推移は以下のようである。

(単位：人)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1 月遡及	2,063	2,339	2,193
2 月遡及	463	511	482
3 月遡及	240	274	218
4 月遡及	122	149	167
5 月遡及	88	94	88
6 月遡及	57	68	86
7 月遡及	60	53	54
8 月遡及	33	49	38
9 月遡及	33	40	40
10 月遡及	31	19	28
11 月遡及	39	24	27
12 月遡及	24	18	20
12 月～24 月遡及	118	128	118
25 月以上遡及 ※	147	146	116
合計（人数） ※	3,518	3,912	3,675

※保険料の時効は 2 年間となるため、資格は 25 月以上遡及するが、実際の保険料の支払いは 24 月までとなる。

サ．未申告者の処理

未申告者とは市民税システムから所得情報のわからない者をいい、久留米市健康保険課が実施している未申告対策の内容は以下のとおりである。

～５月末　　当初通知書に申告チラシを同封

～７月末　　市民税課未申告者呼び出し

～８月末　　国保未申告者呼び出し

～翌年１月末　電話による申告指導

～ 〃 ２月末　市民税申告書に申告チラシを同封

平成２１年度の同期間における未申告世帯数及び未申告被保険者数の推移は以下のようである。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
世帯数(世帯)	3,281	2,836	2,237	1,971	1,732	1,600	1,519	1,484	1,455	1,441	1,439	1,354
被保数(人)	7,050	6,065	4,533	3,894	3,382	3,128	2,960	2,909	2,842	2,802	2,786	2,619

又、未申告世帯の国保被世帯に対する割合である未申告率の推移は以下のようである。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
未申告世帯率	2.7%	3.4%	3.4%

尚、県からの指導では未申告率は２%未満に抑えることが推奨されている。

シ．短期被保険者証の発行管理

短期被保険者証の交付対象世帯は以下のようである。

・被保険者証(通常証)更新時において次のいずれかに該当する世帯

① 現年度の保険料に未納があり、前年度保険料の滞納額が２０万円以上又は滞納期が３期以上の世帯

② 前年度保険料の滞納額が前年度調定額の６０%を超える世帯

③ ①②に該当しない世帯で分納不履行の世帯

・「特別の事情」により資格証明書発行の適用除外とされる者、資格証明書の交付対象世帯であるが、収納政策上短期被保険者証を交付することが適当と認められる世帯

短期被保険者証交付世帯の推移は以下のようである。

	短期被保険者証交付世帯（世帯）
平成19年3月1日現在	3,088
平成20年3月1日現在	3,163
平成21年3月1日現在	3,086
平成22年3月1日現在	3,166

短期被保険者証の有効期間は３ヶ月であり、滞納状況に著しい改善がない世帯に対しては「窓口交付」とし、直接応対することによる納付指導を行っている。なお、呼び出しに応じない世帯や納付指導を行っても滞納状況に改善がない世帯については、被保険者証の返還命令と資格証明書の交付を行うことになっている。

ス．資格証明書の発行管理

特別な事情がないにもかかわらず保険料の納期限から１年間を経過するまでに、当該保険料を納付しない世帯に対し被保険者証の返還を求めることができる（「久留米市国民健康保険滞納世帯に係る事務処理要綱第２条」）。

被保険者証の返還を求める場合は、保険料の納期限から１年間を経過するまでの間に保険料を納付しない世帯の世帯主に対して弁明の機会の付与の通知を行う（　同　第５条）。弁明書の提出をもって「特別の事情に係る届出書」に替えることができる（　同　第５条第２項）。

弁明書が期限までに提出されない場合及び弁明によっても被保険者証の返還が正当と認められる場合は世帯主に対し、被保険者証の返還を求める（　同　第６条第１項）。被保険者証を返還したときは、当該世帯に対し資格証明書を交付する（　同　第６条第２項）。

－資格証明書－

医療機関にかかるときには、医療費が一旦全額自己負担となり、後日申請により患者負担分を除いた医療費が資格証明書の保有者に対して支払われる。

久留米市の資格証明書交付世帯の推移は以下のようである。

	資格証明書交付世帯（世帯）
平成 19 年 3 月 1 日現在	789
平成 20 年 3 月 1 日現在	815
平成 21 年 3 月 1 日現在	735
平成 22 年 3 月 1 日現在	727

資格証明書については、生活困窮者が医療を受ける機会を実質的に奪っているケースがあるという批判もあり国の指導もあることから、久留米市においても限定的に適用する方向にある。

久留米市は平成２２年度に重点的に「資格証明書の交付世帯」の実態調査を進めており、生活困窮世帯と判断できる場合は新規の発行を取りやめるなど、適用を悪質滞納者に限定する方針である。

中核市における資格証明書交付状況（平成 20 年 3 月 31 日時点）

都市名	被保険者 世帯数 ①	資格証明書 交付世帯数 ②	交付率 ②/①	順位
和歌山市	81,477	3,828	4.70%	1
岐阜市	86,378	4,010	4.64%	2
東大阪市	105,601	4,628	4.38%	3
横須賀市	91,261	3,552	3.89%	4
大分市	78,015	2,777	3.56%	5
松山市	100,278	3,210	3.20%	6
富山市	75,497	2,076	2.75%	7
柏市	71,782	1,926	2.68%	8
宇都宮市	92,959	2,351	2.53%	9
鹿児島市	117,713	2,828	2.40%	10
高松市	78,321	1,782	2.28%	11
福山市	85,903	1,919	2.23%	12
倉敷市	86,107	1,729	2.01%	13
姫路市	103,014	2,023	1.96%	14
宮崎市	79,172	1,508	1.90%	15
郡山市	59,304	1,125	1.90%	16
奈良市	67,738	1,143	1.69%	17
久留米市	57,442	863	1.50%	18
青森市	62,218	923	1.48%	19
秋田市	60,838	840	1.38%	20
函館市	66,963	887	1.32%	21
岡山市	131,538	1,709	1.30%	22
盛岡市	52,429	668	1.27%	23
いわき市	69,288	801	1.16%	24
金沢市	91,683	895	0.98%	25
高知市	68,051	571	0.84%	26
豊橋市	63,053	528	0.84%	27
高槻市	68,513	331	0.48%	28
熊本市	132,932	620	0.47%	29
旭川市	76,768	356	0.46%	30
長崎市	102,817	449	0.44%	31
岡崎市	60,782	264	0.43%	32
相模原市	135,645	327	0.24%	33
西宮市	83,080	185	0.22%	34
川越市	63,105	136	0.22%	35
船橋市	110,174	196	0.18%	36
豊田市	60,581	77	0.13%	37
下関市	66,224	40	0.06%	38
長野市	71,688	3	0.00%	39

久留米市の資格証明書の交付率は中核市の中で中位に属している。

自治体の方針により発行件数が左右されることが窺える。

セ．保険料の減額手続

久留米市国民健康保険条例第２０条に所得が少ない世帯については保険料を減額する旨が定められている。その内容は以下のようである。

軽減割合	軽減の対象となる基準所得金額
7 割	33 万円（基礎控除額）以下
5 割	{33 万円（基礎控除額）＋24 万 5 千円×世帯主を除く被保険者数}
2 割	{33 万円（基礎控除額）＋35 万円×世帯内の被保険者数} 以下

ソ．保険料の減免手続

久留米市国民健康保険料減免取扱要綱は第３条から第９条に該当する場合は保険料を減免できることを定めている。

（災害による減免）

納付義務者又はその世帯に属する被保険者の所有する住宅又は家財が震災、風水害、落雷、火災又はこれに類する災害によって損害を被った場合は、損害の程度に応じた減免率を乗じた額を減免することができる。

（貧困による減免）

貧困のため生活保護を受ける者については保険料を減免することができる。

（所得の激減による減免）

傷病、失業などにより見込所得金額が激減した場合は所得の減少率に応じて定められた減免率を所得割額に乗じた額を減免することができる。

（給付制限の場合の減免）

国民健康保険法第５９条により少年院や刑務所に収監され給付の制限を受ける者については、その期間の保険料の全額を減免することができる。

（債務返済のための不動産の譲渡の場合の減免）

前年において、他人の債務の返済のため不動産を譲渡し保険料の納付が困難と認められる者については返済額に対応する保険料の所得割額の範囲内で保険料を減額することができる。

（旧扶養者に係る減額）

旧扶養者については、資格取得日の属する月以後当分の間減免することとされている。

（その他の減免）

市長が特に必要と認める場合は、それぞれの事情に応じて減免することができる。

－減免の年度別運用状況－

区分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
災害	件数	3	2	2	5	2
	金額(円)	625,800	140,900	340,300	1,016,400	266,300
貧困	件数	0	0	0	2	2
	金額(円)	0	0	0	48,100	40,100
所得の激減	件数	481	624	681	786	865
	金額(円)	56,016,200	77,955,900	81,053,900	97,261,700	103,549,800
給付の制限	件数	73	43	77	106	90
	金額(円)	765,300	1,753,100	1,648,500	2,472,900	1,755,300
債務返済のための譲渡	件数	0	2	0	0	0
	金額(円)	0	310,700	0	0	0
旧扶養者	件数	0	0	0	125	125
	金額(円)	0	0	0	3,238,200	3,497,400
その他	件数	7	3	9	0	0
	金額(円)	602,200	231,200	730,700	0	0
計	件数	564	674	769	1,024	1,084
	金額(円)	58,009,500	80,391,800	83,773,400	104,037,300	109,108,900

近年の不況を反映して所得の激減による減免の適用件数と金額が増加する傾向にある。今後もこの傾向は続くと思われる。

タ．窓口業務（現金収納）

国民健康保険料を窓口で直接納付に来る人の件数と金額の推移は以下のようである。

年度	件数	金額(千円)
平成 17 年度	15,075	133,149
平成 18 年度	19,803	179,009
平成 19 年度	20,863	203,229
平成 20 年度	19,684	186,109
平成 21 年度	21,578	208,185

業務時の現金の管理状況は以下のようである。

・業務中に保険料として収納した現金は手提げ金庫に保管している。

・中間集計時に納付書、未収状況照会、分納状況照会、現金領収書（控え）、納付原簿照会、滞納管理票と照合し、入金額が残高と正しいことを確かめ現金送達票元符を作成し市役所内の地下一階で営業している指定金融機関の福岡銀行に入金している。

・銀行には午後５時まで入金を受け付けてもらうことになっているが、午後４時以降の窓口入金は翌日の送達日計表に記入され、その時点の現金が手提げ金庫ごと奥の金庫にしまわれている。

・当日の現金は休日前の場合は２、３日の間奥の金庫に保管されることになる。金庫の鍵は上司が持っており、手提げ金庫の出し入れについて上司の承認が行われている。

・納付金額、残高については複数の職員で検証を毎日実施している。

（４）給付の状況

ア．療養諸費費用額の推移

	年度	療養の給付			療養費等			療養諸費		
		件数(件)	費用額(円)	前年比	件数(件)	費用額(円)	前年比	件数(件)	費用額(円)	前年比
一般	17	768,845	17,863,893,278	1.052	18,967	181,021,823	1.092	787,812	18,044,915,101	1.052
	18	767,414	17,775,411,796	0.995	20,021	191,879,787	1.060	787,435	17,967,291,583	0.996
	19	811,085	18,771,663,567	1.056	21,149	211,317,961	1.101	832,234	18,982,981,528	1.057
	20	1,116,138	25,137,114,673	1.339	28,091	288,130,583	1.363	1,144,229	25,425,245,256	1.339
	21	1,154,542	25,874,458,091	1.029	29,929	288,052,739	1.000	1,184,471	26,162,510,830	1.029
退職	17	301,125	6,636,806,294	1.123	5,701	68,880,808	1.167	306,826	6,705,687,102	1.124
	18	352,568	7,537,942,072	1.136	6,905	82,335,058	1.195	359,473	7,620,277,130	1.136
	19	397,822	8,523,420,998	1.131	8,115	93,033,872	1.130	405,937	8,616,454,870	1.131
	20	86,795	2,006,455,908	0.235	2,655	27,489,297	0.295	89,450	2,033,945,205	0.236
	21	63,503	1,595,253,123	0.795	1,298	12,210,591	0.444	64,801	1,607,463,714	0.790
小計	17	1,069,970	24,500,699,572	1.070	24,668	249,902,631	1.112	1,094,638	24,750,602,203	1.071
	18	1,119,982	25,313,353,868	1.033	26,926	274,214,845	1.097	1,146,908	25,587,568,713	1.034
	19	1,208,907	27,295,084,565	1.078	29,264	304,351,833	1.110	1,238,171	27,599,436,398	1.079
	20	1,202,933	27,143,570,581	0.994	30,746	315,619,880	1.037	1,233,679	27,459,190,461	0.995
	21	1,218,045	27,469,711,214	1.012	31,227	300,263,330	0.951	1,249,272	27,769,974,544	1.011
老人	17	726,417	26,266,408,781	1.006	12,942	210,753,886	0.983	739,359	26,477,162,667	1.005
	18	712,611	25,505,718,951	0.971	12,447	198,430,726	0.942	725,058	25,704,149,677	0.971
	19	719,622	25,789,506,037	1.011	12,897	208,225,816	1.049	732,519	25,997,731,853	1.011
	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	17	1,796,387	50,767,108,353	1.036	37,610	460,656,517	1.049	1,833,997	51,227,764,870	1.036
	18	1,832,593	50,819,072,819	1.001	39,373	472,645,571	1.026	1,871,966	51,291,718,390	1.001
	19	1,928,529	53,084,590,602	1.045	42,161	512,577,649	1.084	1,970,690	53,597,168,251	1.045
	20	1,202,933	27,143,570,581	0.511	30,746	315,619,880	0.616	1,233,679	27,459,190,461	0.512
	21	1,218,045	27,469,711,214	1.012	31,227	300,263,330	0.951	1,249,272	27,769,974,544	1.011

※療養の給付は 3 月～2 月ベース、療養費等は 4 月～3 月ベース

「療養の給付」とは診察、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療、病院・診療所への入院、看護等の一連の医療サービスを現物給付で受けることであり、費用額は提供された現物給付の対価として医療機関等に支払われた金額のことである。

「療養費等」とは医療保険制度では、療養の給付が原則となっているが、保健医療機関等が当該地域に存在しない場合、または被保険者の責めに帰し得ない特別の事由のため、現物の給付が行えない場合、一旦自費で療養を受け、事後に現金でその費用を保険者から受ける現金給付の形態をとるものである。柔道整復師の施術を受けた場合、あんま師、はり師、きゅう師、マッサージ師の施術を医師の同意を得て受けた場合なども含まれる。

平成２０年度は新たに後期高齢者医療保険制度が創設されたため、移行した人の分が大幅に減少している。

イ．１人当たり療養諸費費用額の推移

年度	全体	国民健康保険分			老人
		一般被保険者	退職被保険者等	一般＋退職	
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
17	453,492	254,958	423,874	285,817	1,004,178
18	455,546	257,113	439,868	293,419	1,012,413
19	481,500	278,543	462,231	317,995	1,060,223
20	323,483	316,085	457,272	323,483	-
21	331,317	324,847	490,230	331,317	-

平成２０年度に満７５歳以上の被保険者は後期高齢者医療制度に移行したため、全体の１人当たり療養諸費費用額は減少したが、国民健康保険分は毎年増加の傾向を示している。

ウ．給付業務について

①　レセプト審査

レセプト審査は専任の非常勤の職員（５名）により資格についての審査を実施し、内容についての審査は外部の業者に委託している。

レセプト点検による保険給付費の削減効果の推移は以下のようである。

		17年度		18年度		19年度		20年度		21年度	
		レセプト(枚)	金額(千円)	レセプト(枚)	金額(千円)	レセプト(枚)	金額(千円)	レセプト(枚)	金額(千円)	レセプト(枚)	金額(千円)
被保険者資格点検	他保険者分	2,751	31,115	3,839	32,887	3,549	28,356	3,877	36,468	3,639	42,538
	他制度適用	801	16,196	907	23,143	774	21,133	635	27,476	695	23,437
	その他	4,857	67,675	4,457	65,636	4,010	71,314	4,345	98,374	2,768	83,041
	計	8,409	114,986	9,203	121,666	8,333	120,803	8,857	162,317	7,102	149,016
請求内容点検	請求点数誤り	184	322	259	745	235	237	639	1,366	1,689	2,402
	重複請求	33	560	31	3,868	7	542	46	16,891	226	12,702
	その他	9,412	29,121	7,952	29,273	8,385	18,912	11,614	51,240	20,396	88,481
	計	9,629	30,003	8,242	33,886	8,627	19,691	12,299	69,497	22,311	103,586
給付発生原因点検	不正・不当利得	253	2,248	155	911	207	1,884	0	0	161	1,747
	交通事故	858	31,116	591	33,279	820	56,555	1,139	73,046	857	62,185
	その他	14	975	57	2,086	34	602	108	1,337	0	0
	計	1,125	34,339	803	36,276	1,061	59,041	1,247	74,383	1,018	63,932
合　計		19,163	179,329	18,248	191,827	18,021	199,535	22,403	306,197	30,431	316,533
財政効果額(被保険者一人当たり)		2,071円		2,200円		2,299円		3,607円		3,776円	

平成１９年度までは一般競争入札によりレセプト点検委託業者を選定していたが、平成２０年度より点検効果率の高い業者と随意契約を結んでいる。

「レセプト点検効果額調」から算定した点検効果率（点検効果額／保険者負担額）の推移は以下のようである。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
点検効果率（久留米市）	0.09%	0.31%	0.46%
点検効果率（県平均）	0.31%	0.27%	0.26%

② 第三者行為求償事務

第三者行為求償事務の手続は以下のようである。

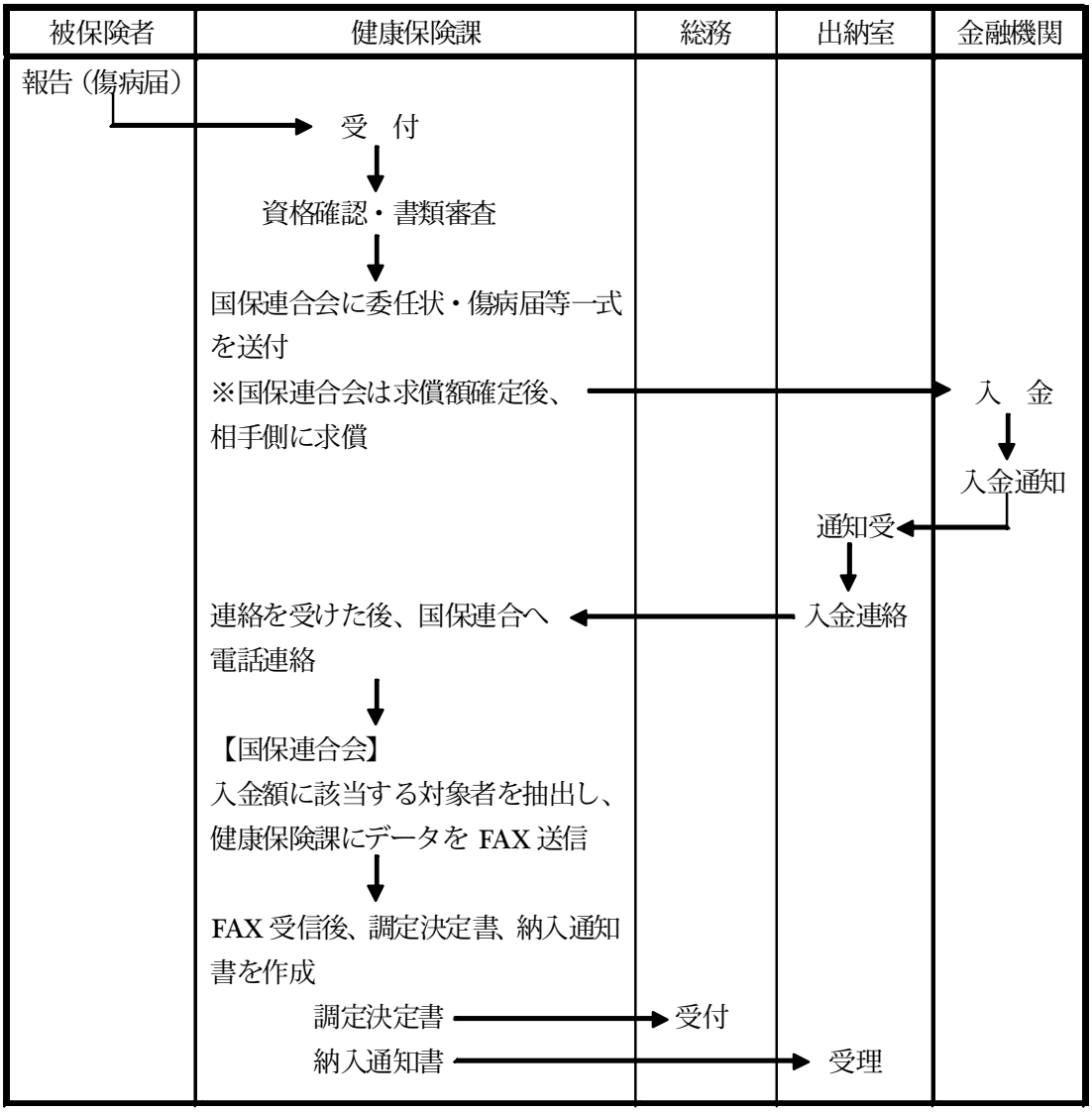

※　上記は交通事故などで加害者が保険などに加入している通常の場合であり、保険会社から実際に入金のあった額が調定額として計上される。これとは別に交通事故などで保険未加入の場合や傷害の場合は過失割合により入金額が交渉により確定した金額が調定額と計上され、分割入金の場合は入金額が収入額として計上され、残額は未収として残る。

平成１８年度から平成２１年度までの第三者行為の国保連合会への委任・完了の状況は以下のようである。

（平成 22 年 11 月 12 日現在）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委任	142件	144件	116件	88件
完了	114件	119件	90件	59件
解除	25件	17件	14件	10件
継続	3件	8件	12件	19件

委任：国保連合会に委任した件数

完了：相手方から入金があり完了した件数

解除：相手方の過失がゼロであり交渉を解除した件数

継続：相手方と現在も交渉中の件数

平成２１年度の第三者行為による納付金の調定額と収入額及び未収入額、繰越額の状況は以下のようである。

	調定額(千円)	収入額（千円）	未収入額（千円）	繰越額（千円）
第三者納付金	58,423	57,149	1,274	1,274

収納率は９７．８％と高くなっているが、保険会社から入金が確認された時点で調定額と収入額を同時に計上しているためである。未収入額は分割入金の合意書をかわしたもので入金残額があるためである。平成２１年度の未収入額は次年度に繰越処理されている。過年度分については数年ごとに不納欠損処理されている。平成１６年度の未収入額６５８，８４４円は平成２１年度に不納欠損処理されている。

③　はり・きゅう・マッサージ助成事業

久留米市はりきゅうマッサージ助成事務処理

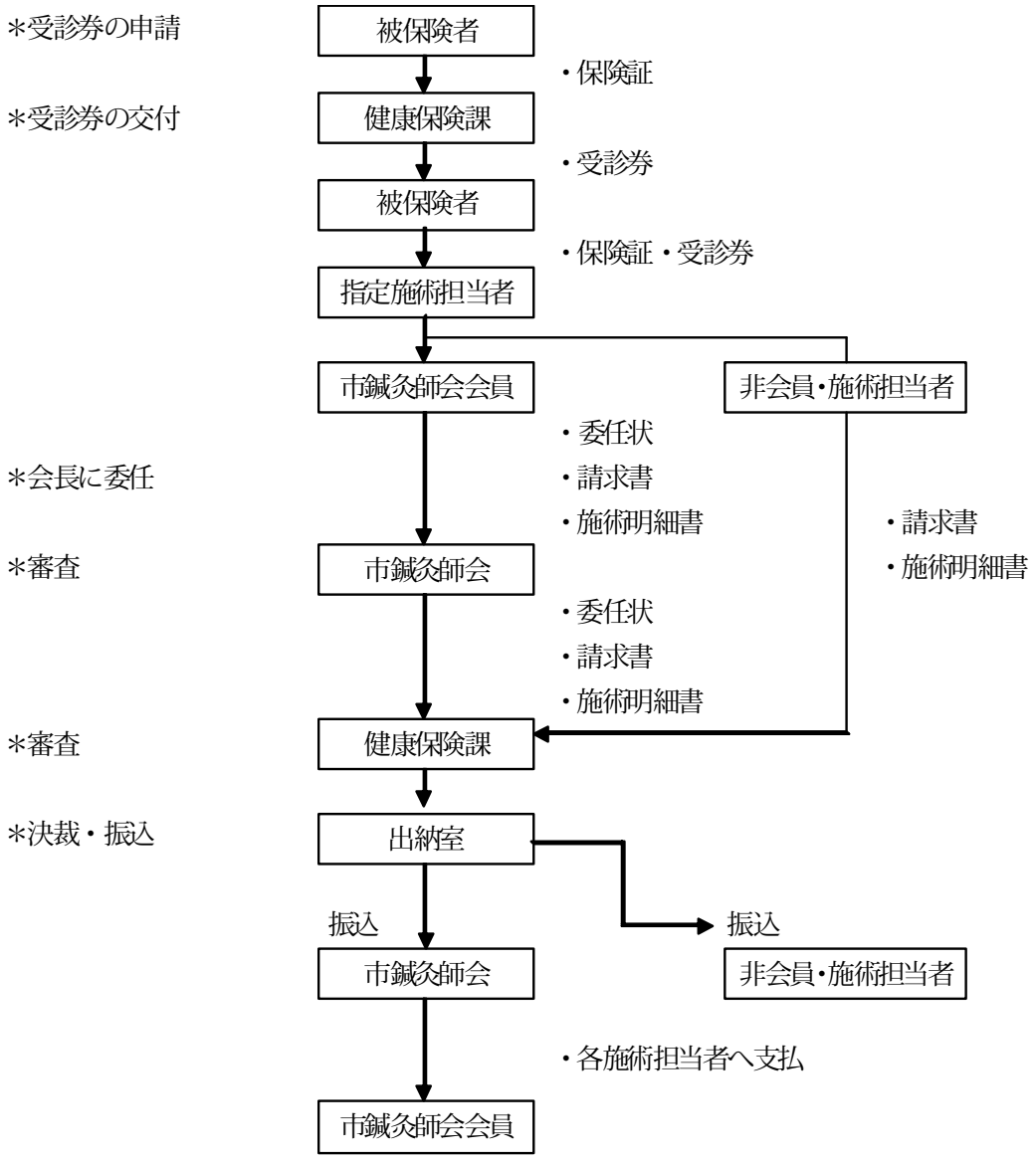

（５）国民健康保険事業特別会計の状況

久留米市国民健康保険事業特別会計の収支状況

収支状況　（単位：千円）

項目			年度	１７年度	１８年度	１９年度	２０年度	２１年度
歳入	保険料	一般被保険者分		6, 738, 327	7, 369, 265	7, 264, 095	6, 953, 320	6, 679, 084
		退職被保険者分		1, 515, 011	1, 999, 491	2, 063, 856	442, 231	458, 200
		小計		8, 253, 338	9, 368, 757	9, 327, 951	7, 395, 551	7, 137, 284
	国庫支出金			11, 160, 145	10, 618, 994	11, 287, 437	9, 805, 857	10, 251, 769
	療養給付費交付金			5, 079, 275	6, 005, 376	6, 374, 886	2, 084, 320	2, 271, 143
	前期高齢者交付金			0	0	0	5, 760, 421	6, 096, 400
	県支出金			1, 179, 090	1, 636, 472	1, 649, 258	1, 419, 299	1, 464, 971
	共同事業交付金			583, 177	2, 439, 803	4, 514, 113	4, 559, 852	4, 728, 825
	一般会計繰入金	保険基盤安定		1, 446, 283	1, 663, 796	1, 693, 708	1, 317, 908	1, 374, 976
		職員給与費等		521, 837	653, 311	560, 018	593, 272	588, 234
		出産育児一時金等		107, 000	122, 267	116, 867	117, 733	118, 435
		財政安定化支援事業		900, 200	946, 254	790, 071	427, 288	480, 172
		その他		58, 010	80, 255	83, 774	104, 042	108, 803
		小計		3, 033, 329	3, 465, 881	3, 244, 438	2, 560, 244	2, 670, 620
	繰越金			280, 906	114, 874	1, 023, 734	175, 306	96, 071
	その他の収入			652, 467	39, 943	75, 064	80, 548	89, 477
	歳入合計			30, 221, 728	33, 690, 100	37, 496, 880	33, 841, 397	34, 806, 560
歳出	総務費			566, 096	604, 114	706, 387	640, 232	640, 101
	保険給付費	一般分	療養給付費	12, 922, 040	12, 969, 924	13, 814, 632	18, 339, 697	18, 870, 586
			療養費	131, 944	140, 696	156, 362	211, 573	210, 714
			小計	13, 053, 984	13, 110, 621	13, 970, 994	18, 551, 271	19, 081, 300
			高額療養費	1, 663, 489	1, 616, 568	1, 733, 566	2, 176, 180	2, 410, 366
			出産育児諸費・葬祭諸費	210, 450	235, 630	229, 840	191, 960	193, 292
			一般分　合計	14, 927, 923	14, 962, 819	15, 934, 399	20, 919, 410	21, 684, 958
		退職分	療養給付金・療養費	5, 047, 570	5, 808, 372	6, 663, 675	1, 493, 973	1, 129, 433
			高額療養費	467, 615	469, 699	519, 922	220, 730	176, 004
			退職分　合計	5, 515, 185	6, 278, 071	7, 183, 597	1, 714, 703	1, 305, 437
		審査支払手数料		49, 460	51, 298	55, 352	61, 111	62, 531
		保険給付費　合計		20, 492, 568	21, 292, 189	23, 173, 348	22, 695, 224	23, 052, 927
	後期高齢者支援金等			0	0	0	3, 381, 664	3, 715, 573
	前期高齢者納付金等			0	0	0	4, 553	10, 565
	老人保健拠出金			6, 985, 170	6, 583, 950	6, 308, 012	847, 124	144, 646
	介護納付金			1, 273, 826	1, 680, 861	1, 982, 708	1, 444, 587	1, 391, 970
	共同事業拠出金			616, 786	2, 287, 619	4, 316, 689	4, 413, 861	4, 511, 770
	保険事業費			122, 779	113, 548	113, 968	139, 529	238, 332
	公債費			25	190	68	0	131
	基金積立金			291	744	1, 842	2, 005	598
	その他の支出			49, 314	103, 153	718, 551	176, 546	185, 772
	歳出合計			30, 106, 854	32, 666, 367	37, 321, 574	33, 745, 326	33, 892, 384
収支差引				114, 874	1, 023, 734	175, 306	96, 071	914, 176
基金保有額				562, 998	563, 742	565, 584	567, 589	568, 187
増減額				- 609, 709	744	1, 842	2, 005	598

平成２０年度より新しい高齢者医療制度へ改正となり、退職者医療制度が廃止となった。ただし、平成２６年度までにおける６５歳未満の退職者を対象とした経過措置がとられている。

【歳入の内容】

「保険料」

国民健康保険事業の費用に充てるため被保険者から徴収する保険料であり、一般被保険者分と退職被保険者分がある。

「国庫支出金」

国が財政面において行う各種の負担金、補助金であり、主なものは以下のようである。

・療養給付費等負担金

一般被保険者の給付費等について、国が定率（３４％）の負担をする負担金。

・普通調整交付金

市町村の医療供給体制の整備状況や産業構造等の相違により医療費や所得に差があり、財政に格差が生じる。画一的な基準により国保の財政力を測定し、財政力が一定水準以下の市町村に対して、その程度に応じて交付される交付金。

・特別調整交付金

普通調整交付金の画一的な基準では測定できない特別の事情（震災、風水害などによる保険料の減免や流行病などにより療養の給付額が多額になった場合など）がある場合に、その事情を考慮して交付される交付金。

「療養給付費交付金」

退職被保険者等の医療給付に要する費用に充てるため被用者保険等の保険者の拠出金を財源とした交付金。

「前期高齢者交付金」

前期高齢者（６５～７４歳）の医療費に係る保険者間の財政調整による交付金であり、前期高齢者の加入率が全国平均を上回る場合に交付され、下回る場合には拠出する。平成 20 年度に新設された。

「県支出金」

県が財政面において行う各種の負担金、支出金。

「共同事業交付金」

・高額医療費共同事業交付金

予想外の高額の医療費が市町村の保険財政に大きな影響を与えることを考慮して、国保連合会が実施主体となり市町村から過去の医療費に応じた額を拠出金として徴収し高額な医療費（８０万円以上のレセプトが対象）が発生した場合に交付金を交付する再保険的な事業を行い、市町村の財政運営の安定を図っているものである。

・保険財政共同安定化事業交付金

県内の市町村間の保険料の平準化および財政の安定化を図るために、１件３０万円を超える医療費のうち８万円を超え８０万円までを対象とし、過去の医療費の実績と被保険者数に応じた額を国保連合会に拠出し、実際に発生した医療費に応じた額を国保連合会が市町村に交付するものである。

「一般会計繰入金」

被保険者の負担軽減のため市の一般会計から支出される繰入金であり、国民健康保険法の中に定められた「法定繰入」とそれ以外の「法定外繰入」がある。

＜法定繰入＞

・保健基盤安定繰入

保険料の軽減制度による歳入不足を補うため厚生労働省の繰入基準に基づき算定された額を繰り入れる。

・職員給与費等

職員の給与費は一般の行政経費であり保険料で賄われるものではないため一般会計から繰入を行っている

・出産育児一時金等

少子化対策の一環として経費の３分の２を繰り入れる。

・財政安定化支援事業

一般会計に歳入される地方交付税のうち、国保分について算定された額を繰り入れる。

＜法定外繰入＞

久留米市では保険料の減免制度を設けており、減免額に応じた額を繰り入れている。

【歳出の内容】

「保険給付費」

療養の給付について保険者が負担する療養給付費、療養費、高額療養費および出産一時金等その他の保険給付に係る支出金の合計。

「後期高齢者支援金等」

平成２０年度から新設された後期高齢者医療の拠出金であり、加入者の医療費に充てられる。

「介護納付金」

介護保険法に規定する介護給付および予防給付に要する費用に充てるため保険者が負担する負担金。

「共同事業拠出金」

高額医療共同事業および保険財政安定化事業における拠出金。

「保健事業費」

はり・灸・マッサージの施術に対する助成金、特定健康診査の委託料。

（６）国民健康保険運営協議会

国民健康保険法第１１条には国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置くことが定められており、久留米市国民健康保険条例第２条に国民健康保険運営協議会の委員の定数が定められている。協議会の運営に関して必要な事項は久留米市国民健康保険条例施行規則第２条～第６条に定められている。

① 久留米市国民健康保険運営協議会委員は公益を代表する委員４名（全員市議会議員）、被保険者を代表する委員４名、保険医又は保険薬剤師を代表する委員４名、被用者保険等保険者を代表する委員１名により構成されており、国民健康保険法に定められた要件を満たしている。

② 平成２１年度の開催状況は第１回（平成２１年７月１６日）、第２回（平成２１年１０月２７日）、第３回（平成２１年１１月２４日）、第４回（平成２１年１２月１５日）、第５回（平成２

２年１月１４日)、第６回（平成２２年１月２０日)、第７回（平成２２年１月２７日)、第８回（平成２２年２月２４日）と平成２０年度の３回を上回って開催されている。

３．収納業務の概要

（１）収納状況

直近５年間の保険料の収納状況については【表Ｉ－１】のとおりである。

平成２１年度については、現年分の収納率は、全体で居所不明分１，６９１万円を除いた調定額が７６億８，６９４万円で、収納額が６９億６，０３３万円となっており、収納額を同調定額で除した収納率は９０．５５％となっている。滞納繰越分については、居所不明分１，８７０万円を除いた調定額が１７億７，７６１万円で、収納額が１億７，５１８万円、収納率は９．８６％となっており、全体の収納率は７５．４０％である。

経年のデータを比較すると、直近の３年間の傾向は全体で９０％台を維持しているものの若干減少傾向である。滞納繰越分については、全体では平成１８年度までは８％であったものが、平成１９年度以降は９％台を維持している。

現年度と滞納繰越分等の収納率を一般、退職、全体の分類に分けたグラフで示すと【表Ｉ－２】のとおりである。

また、平成２１年度における滞納繰越分の国民健康保険料徴収成績は、【表Ｉ－３】のとおりである。１０年以上も前の長期滞納も少なくなく、やはり長期滞納になるにつれて収納率が低下してきていることがわかる。とくに５年以上経過すると収納率が極端に低下していることがわかる。徴収不能が明らかになった場合には適切な不納欠損処理を行う必要がある。

【表Ⅰ－1】

国民健康保険（医療保険･後期高齢者支援金･介護保険）収納状況

現年度分

（単位：円）

	年度	調定額 A	うち居所不明者分 B	収納額 C	還付未済額（別掲）	不納欠損額 E	未収額 A-C-E	収納率(%) C/(A-B)
一般	17	7,259,633,730	22,589,800	6,606,092,288	1,744,225	0	653,541,442	91.28
	18	7,991,258,555	27,951,800	7,234,268,147	1,096,863	0	756,990,408	90.85
	19	7,804,668,530	22,688,800	7,097,689,946	1,861,969	0	706,978,584	91.21
	20	7,528,857,222	20,833,400	6,792,852,582	1,455,428	0	736,004,640	90.47
	21	7,238,884,415	16,912,000	6,513,136,989	1,721,100	0	725,747,426	90.19
退職	17	1,534,633,370	0	1,506,029,518	46,775	0	28,603,852	98.14
	18	2,033,486,045	0	1,990,900,159	50,537	0	42,585,886	97.91
	19	2,088,847,270	0	2,051,860,124	123,831	0	36,987,146	98.23
	20	442,393,978	0	428,884,384	7,772	0	13,509,594	96.95
	21	464,971,385	0	447,198,379	5,900	0	17,773,006	96.18
全体	17	8,794,267,100	22,589,800	8,112,121,806	1,791,000	0	682,145,294	92.48
	18	10,024,744,600	27,951,800	9,225,168,306	1,147,400	0	799,576,294	92.28
	19	9,893,515,800	22,688,800	9,149,550,070	1,985,800	0	743,965,730	92.69
	20	7,971,251,200	20,833,400	7,221,736,966	1,463,200	0	749,514,234	90.83
	21	7,703,855,800	16,912,000	6,960,335,368	1,727,000	0	743,520,432	90.55

滞納繰越分

	年度	調定額 A	うち居所不明者分 B	収納額 C	還付未済額（別掲）	不納欠損額 E	未収額 A-C-E	収納率(%) C/(A-B)
一般	17	1,582,677,180	18,091,800	130,487,404	3,000	371,477,542	1,080,712,234	8.34
	18	1,698,204,079	20,659,100	133,896,970	3,400	487,687,475	1,076,619,634	7.98
	19	1,802,726,157	30,039,800	164,540,246	2,400	514,834,892	1,123,351,019	9.28
	20	1,802,578,150	24,950,900	159,001,587	10,000	620,292,290	1,023,284,273	8.94
	21	1,714,913,207	18,705,096	164,190,179	35,500	593,063,409	957,659,619	9.68
退職	17	65,742,872	0	8,935,110	0	13,702,272	43,105,490	13.59
	18	85,765,639	0	8,540,795	0	24,444,826	52,780,018	9.96
	19	96,293,089	0	11,872,409	0	27,531,774	56,888,906	12.33
	20	97,026,605	0	13,338,984	0	30,375,885	53,311,736	13.75
	21	79,899,036	0	10,990,587	5,500	29,972,219	38,936,230	13.76
全体	17	1,648,420,052	18,091,800	139,422,514	3,000	385,179,814	1,123,817,724	8.55
	18	1,783,969,718	20,659,100	142,437,765	3,400	512,132,301	1,129,399,652	8.08
	19	1,899,019,246	30,039,800	176,412,655	2,400	542,366,666	1,180,239,925	9.44
	20	1,899,604,755	24,950,900	172,340,571	10,000	650,668,175	1,076,596,009	9.19
	21	1,794,812,243	18,705,096	175,180,766	41,000	623,035,628	996,595,849	9.86

全体分

	年度	調定額 A	うち居所不明者分 B	収納額 C	還付未済額（別掲）	不納欠損額 E	未収額 A-C-E	収納率(%) C/(A-B)
一般	17	8,842,310,910	40,681,600	6,736,579,692	1,747,225	371,477,542	1,734,253,676	76.54
	18	9,689,462,634	48,610,900	7,368,165,117	1,100,263	487,687,475	1,833,610,042	76.43
	19	9,607,394,687	52,728,600	7,262,230,192	1,864,369	514,834,892	1,830,329,603	76.01
	20	9,331,435,372	45,784,300	6,951,854,169	1,465,428	620,292,290	1,759,288,913	74.87
	21	8,953,797,622	35,617,096	6,677,327,168	1,756,600	593,063,409	1,683,407,045	74.87
退職	17	1,600,376,242	0	1,514,964,628	46,775	13,702,272	71,709,342	94.66
	18	2,119,251,684	0	1,999,440,954	50,537	24,444,826	95,365,904	94.35
	19	2,185,140,359	0	2,063,732,533	123,831	27,531,774	93,876,052	94.44
	20	539,420,583	0	442,223,368	7,772	30,375,885	66,821,330	81.98
	21	544,870,421	0	458,188,966	11,400	29,972,219	56,709,236	84.09
全体	17	10,442,687,152	40,681,600	8,251,544,320	1,794,000	385,179,814	1,805,963,018	79.33
	18	11,808,714,318	48,610,900	9,367,606,071	1,150,800	512,132,301	1,928,975,946	79.66
	19	11,792,535,046	52,728,600	9,325,962,725	1,988,200	542,366,666	1,924,205,655	79.44
	20	9,870,855,955	45,784,300	7,394,077,537	1,473,200	650,668,175	1,826,110,243	75.26
	21	9,498,668,043	35,617,096	7,135,516,134	1,768,000	623,035,628	1,740,116,281	75.40

【表Ⅰ－２】

収 納 率 の 推 移

現年度分

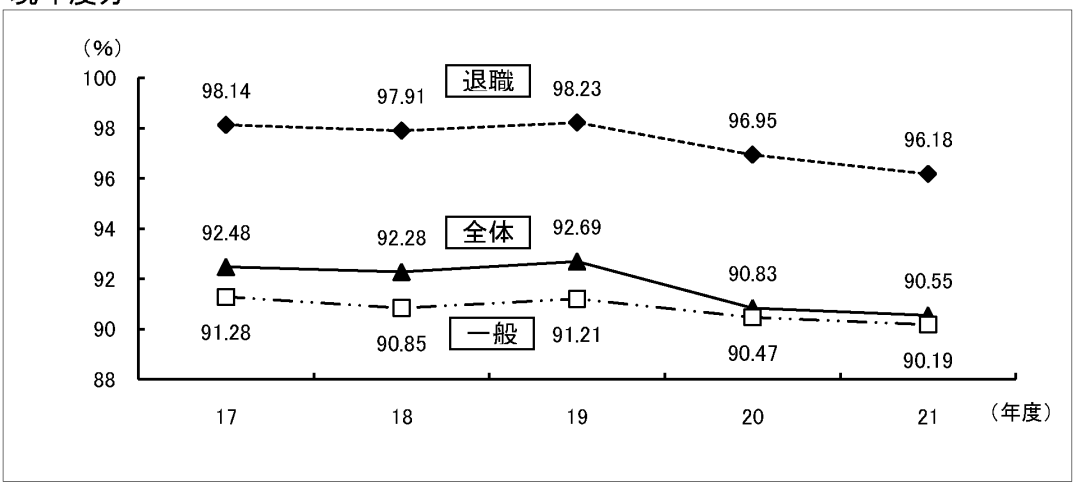

滞納繰越分

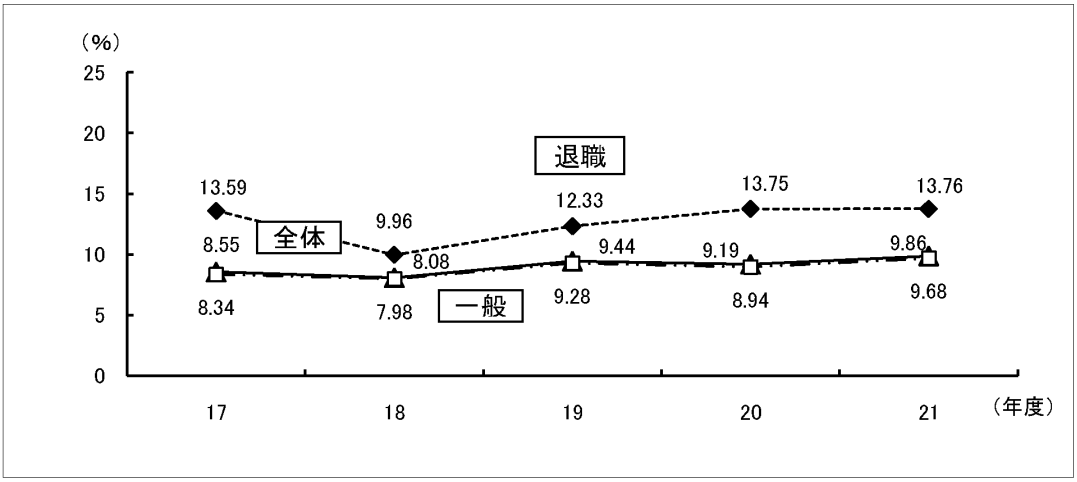

全体分

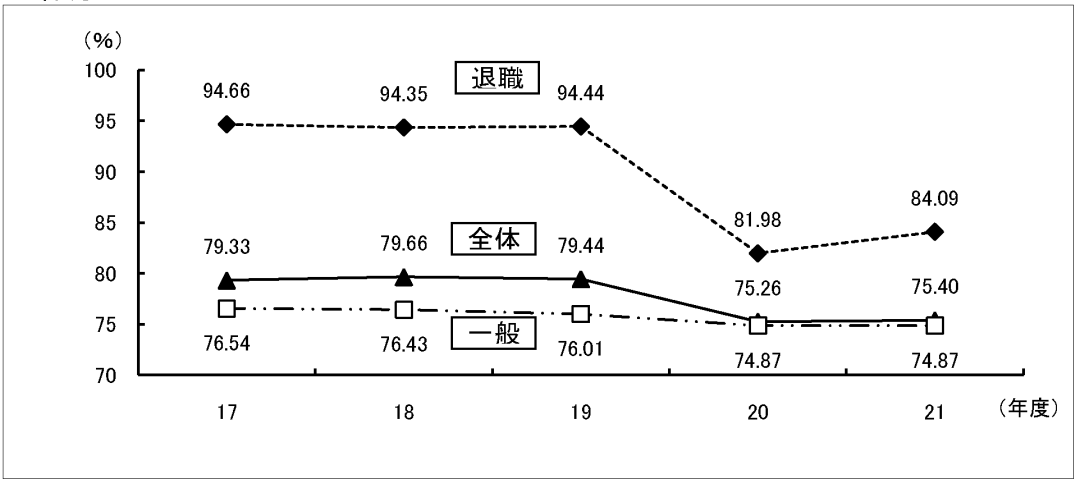

【表Ｉ－３】

（全体）平成21年度　繰越決算　国民健康保険料（税）　徴収成績表

科目	決算年度	調定	収入	還付未済A	還付未済B	未収入	不納欠損	繰越	繰越　内訳			
									差押・交付要求中	執行停止中	分納中断中	その他
国民健康保険料（税）	１０以前	79,920,425	1,628,360			78,292,065	5,454,496	72,837,569	60,534,970	0	891,480	11,411,119
	11	6,637,598	147,063			6,490,535	1,533,665	4,956,870	2,383,970	0	366,290	2,206,610
	12	6,799,401	460,650			6,338,751	1,241,736	5,097,015	1,626,100	0	745,265	2,725,650
	13	12,150,207	478,147			11,672,060	3,250,910	8,421,150	1,431,200	0	1,243,300	5,746,650
	14	14,728,776	959,750			13,769,026	4,019,926	9,749,100	1,250,800	0	2,216,950	6,281,350
	15	26,133,521	1,174,805			24,958,716	13,541,124	11,417,592	2,052,745	0	2,115,750	7,249,097
	16	70,809,996	4,064,650			66,745,346	50,310,580	16,434,766	2,286,100	0	4,025,716	10,122,950
	17	52,433,102	5,166,183	2,600		47,269,519	28,068,379	19,201,140	791,300	0	3,270,040	15,139,800
	18	172,561,671	12,259,969	5,000		160,306,702	110,918,712	49,387,990	750,200	0	8,639,805	39,997,985
	19	626,295,812	45,366,581	23,800	7,400	580,960,431	404,696,100	176,264,331	4,030,316	0	31,779,745	140,461,670
	20	726,341,734	103,515,608	2,200		622,828,326	0	622,828,326	6,126,616	0	40,830,360	575,871,350
	合計	1,794,812,243	175,221,766	33,600	7,400	1,619,631,477	623,035,628	996,595,849	83,264,317	0	96,124,701	817,214,231

※旧久留米市は平成元年度より国民健康保険料になっている。（昭和63年度までは国民健康保険税であった。）

（一般・退職の内訳）

区分	予算（単位千円）	調定（イ）	収入（ロ）	還付未済A	還付未済B	未収入	不納欠損	繰越	ロ/イ	前年	前年比
国民健康保険料（税）滞納繰越分									%	%	P
	191,926	1,794,812,243	175,221,766	33,600	7,400	1,619,631,477	623,035,628	996,595,849	9.76	9.07	0.69
一般分	179,879	1,714,913,207	164,225,679	33,600	1,900	1,550,723,028	593,063,409	957,659,619	9.58	8.82	0.75
退職分	12,047	79,899,036	10,996,087	0	5,500	68,908,449	29,972,219	38,936,230	13.76	13.75	0.01

＜注意1＞還付未済Aは『過納』によるもの、還付未済Bは『時効後収入』によるものを表している。

＜注意2＞平成9年以前調定額及び一般分の調定額には電未分調定額257,840円を含む。

＜注意3＞平成9年以前繰越額及び一般分の繰越額には電未分繰越額257,840円を含む。

全国中核市とのデータ比較

全国４０市の中核市における平成２１年度の一般現年分の収納率と一般滞納繰越分を比較検討してみた。平成２１年度の一般現年分の収納率は、【表Ｉ－４】、一般滞納繰越分は【表Ｉ－５】のとおりである。

久留米市は一般現年分の収納率が、９０．１９％であり、４０市の中で７番目に高い収納率となっている。一方、一般滞納繰越分の収納率比較では、久留米市は９．６８％であり、４０市の中で２９番目と低い収納率となっている（【表Ｉ－６】参照）。

平成２０年度と平成２１年度の一般現年分の収納率を比較したものが、【表Ｉ－７】である。中には収納率が上昇した中核市もあるが、多くは昨今の経済的不況の影響により収納率が低下したものと見受けられる。久留米市は、９０．４７％から９０．１９％へ０．２８％の低下である。

一般収納率のみのデータ比較で一概にはいえないが、上記比較データからも現年度分の収納については、近年の経済的不況による収納率の減少をいかにしてくい止めるか、そのための被保険者の納付を高めるさらなるシステムの検討が求められる。一方、滞納繰越分については、より効率的な滞納整理についての事務処理及び職員の意識を含めた積極的な滞納整理の強化策が必要である。

一般現年分（医療＋支援金＋介護）

単位：千円

	調定額	収納額	還付未済(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明調定	収納率
長崎市	9,501,407	8,257,656	6,509	9,603	1,234,148	9,552	87.00%
函館市	7,253,689	5,744,220	78	0	1,509,469	923	79.20%
旭川市	9,206,111	7,292,924	6,339	1,505	1,911,682	536	79.22%
青森市	6,153,673	5,310,607	5,526	1,410	841,657	0	86.30%
盛岡市	5,516,668	4,645,274	3,188	80	871,315	0	84.20%
秋田市	6,375,675	5,343,059	1,849	1,580	1,031,036	0	83.80%
郡山市	7,708,318	6,384,903	1,585	2,048	1,321,366	795	82.84%
いわき市	7,516,304	6,191,964	9,375	284	1,324,056	0	82.38%
宇都宮市	12,916,542	10,649,569	9,795	31,442	2,235,532	0	82.45%
前橋市	8,274,461	7,542,337	0	56,952	675,172	0	91.15%
川越市	8,714,268	7,414,606	7,146	0	1,299,662	0	85.09%
船橋市	13,739,492	12,038,600	18,150	0	1,700,892	0	87.62%
柏市	9,420,174	8,047,231	11,167	0	1,372,943	0	85.43%
横須賀市	10,104,221	8,892,810	8,438	0	1,211,411	0	88.01%
富山市	7,316,842	6,764,399	8,281	0	552,443	0	92.45%
金沢市	9,606,935	8,398,968	15,683	0	1,207,967	0	87.43%
長野市	7,521,014	6,700,429	2,278	255	820,331	0	89.09%
岐阜市	12,184,351	10,547,125	8,851	0	1,637,226	5,357	86.60%
豊橋市	9,460,505	8,070,181	3,127	12,647	1,377,677	7,540	85.37%
岡崎市	7,976,779	6,983,181	2,050	4,002	989,597	34,688	87.93%
豊田市	8,670,744	7,627,131	4,665	1,646	1,041,967	2,771	87.99%
大津市	7,112,338	6,422,959	0	0	689,379	0	90.31%
高槻市	7,710,340	6,937,928	6,081	0	772,412	3,860	90.03%
東大阪市	14,852,507	11,719,262	52,359	0	3,133,245	64,753	79.25%
姫路市	12,071,987	10,964,737	0	908	1,106,342	17,037	90.96%
尼崎市	11,975,836	10,141,581	8,532	0	1,834,255	2,519	84.70%
西宮市	9,579,787	8,341,177	4,322	0	1,238,610	327	87.07%
奈良市	9,017,177	7,681,027	3,563	0	1,336,150	17,277	85.35%
和歌山市	8,752,132	7,710,583	2,159	0	1,041,549	21,854	88.32%
倉敷市	10,398,096	9,215,564	9,172	0	1,182,532	11,497	88.73%
福山市	9,555,564	8,409,046	4,714	0	1,146,518	0	88.00%
下関市	6,364,853	5,637,785	6,882	0	727,067	9,722	88.71%
高松市	8,083,719	7,310,755	17,873	0	772,964	0	90.44%
松山市	9,778,640	8,828,724	3,383	0	949,916	6,273	90.34%
高知市	7,017,041	6,093,516	6,456	0	923,525	12,796	87.00%
久留米市	7,238,884	6,513,137	1,721	0	725,747	16,912	90.19%
熊本市	17,291,486	14,774,245	26,171	0	2,517,241	63,197	85.76%
大分市	8,908,299	7,679,946	10,334	1,969	1,226,384	3,393	86.24%
宮崎市	8,853,788	7,752,348	11,377	169	1,101,271	518	87.56%
鹿児島市	11,497,170	9,787,171	1,345	12	1,709,988	3,085	85.15%

【表Ｉ－５】

一般･滞納繰越分（医療＋支援金＋介護）

	調定額	収納額	還付未済(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明調定	収納率
長崎市	4,672,734	415,992	232	676,148	3,580,594	12,017	8.93%
函館市	3,563,336	152,893	20	985,466	2,424,978	0	4.29%
旭川市	3,960,819	359,807	305	1,409,165	2,191,846	310	9.08%
青森市	3,050,180	386,487	506	112,669	2,551,025	0	12.67%
盛岡市	3,277,653	408,378	223	336,691	2,532,585	0	12.46%
秋田市	3,911,737	292,547	0	355,416	3,263,774	0	7.48%
郡山市	5,462,496	599,302	266	752,395	4,110,798	2,114	10.98%
いわき市	4,811,624	539,589	350	513,277	3,758,757	0	11.21%
宇都宮市	4,149,170	1,131,056	2,836	855,171	2,162,944	0	27.26%
前橋市	3,682,015	918,392	0	1,033,766	1,729,857	0	24.94%
川越市	5,765,349	669,273	217	325,782	4,770,294	0	11.61%
船橋市	3,953,629	529,531	1,609	1,238,263	2,185,836	0	13.39%
柏市	4,548,412	553,606	358	481,627	3,513,179	0	12.17%
横須賀市	2,303,747	459,865	0	619,814	1,224,067	0	19.96%
富山市	1,745,478	261,568	199	241,651	1,242,259	0	14.99%
金沢市	2,795,414	390,315	255	703,182	1,701,917	0	13.96%
長野市	1,617,452	263,609	23	714,496	639,347	0	16.30%
岐阜市	2,722,819	482,806	97	827,526	1,412,487	10,485	17.80%
豊橋市	5,163,254	475,391	0	387,767	4,300,096	409	9.21%
岡崎市	3,055,018	307,067	72	742,706	2,005,245	0	10.05%
豊田市	2,903,952	402,121	216	291,367	2,210,464	0	13.85%
大津市	1,582,991	177,463	0	169,423	1,236,104	0	11.21%
高槻市	2,229,377	206,752	218	354,549	1,668,076	0	9.27%
東大阪市	7,402,188	937,124	497	2,068,370	4,396,694	102,678	12.84%
姫路市	2,291,137	377,085	0	673,721	1,240,331	15,990	16.57%
尼崎市	6,027,790	464,420	3,476	1,261,071	4,302,299	887	7.71%
西宮市	5,280,202	336,465	417	695,385	4,248,353	1,083	6.37%
奈良市	2,546,152	276,853	0	832,646	1,436,652	15,266	10.94%
和歌山市	2,336,191	319,817	21	661,466	1,354,907	25,518	13.84%
倉敷市	2,562,837	450,185	562	722,415	1,390,237	19,048	17.70%
福山市	4,065,432	446,671	277	475,845	3,142,916	0	10.99%
下関市	2,128,082	201,465	453	499,348	1,427,269	13,567	9.53%
高松市	1,406,891	317,775	181	465,778	623,338	0	22.59%
松山市	1,808,699	221,529	308	607,965	979,206	11,859	12.33%
高知市	2,018,876	253,453	484	597,335	1,168,088	7,954	12.60%
久留米市	1,714,913	164,190	36	593,063	957,660	18,705	9.68%
熊本市	7,224,822	620,413	723	1,708,380	4,896,029	0	8.59%
大分市	3,497,825	600,679	328	387,140	2,510,006	5,950	17.20%
宮崎市	3,639,486	418,151	474	364,340	2,856,994	3,687	11.50%
鹿児島市	5,454,563	565,854	76	843,593	4,045,115	32,444	10.44%

【表Ｉ－６】

中核市収納率比較表　(一般･現年分　収納成績順)

			一般分			退職分			合計		
	中核市名	料･税	現年分	滞納繰越分	計	現年分	滞納繰越分	計	現年分	滞納繰越分	計
1	富山市	料	92.45%	14.99%	77.53%	97.07%	22.57%	88.72%	92.92%	15.41%	78.56%
2	前橋市	税	91.15%	24.94%	70.76%	96.99%	44.66%	90.13%	91.59%	25.47%	71.93%
3	姫路市	料	90.95%	16.58%	79.14%	97.15%	26.49%	90.19%	91.44%	17.05%	79.96%
4	高松市	料	90.46%	22.60%	80.42%	97.77%	18.16%	90.09%	91.15%	22.33%	81.28%
5	松山市	料	90.34%	12.33%	78.23%	97.27%	21.01%	91.68%	91.00%	12.70%	79.39%
6	大津市	料	90.31%	11.39%	76.41%	96.77%	16.14%	87.14%	90.88%	11.66%	77.30%
7	久留米市	料	90.19%	9.68%	74.87%	96.18%	13.76%	84.09%	90.55%	9.86%	75.40%
8	高槻市	料	90.03%	9.27%	71.91%	97.41%	12.06%	83.75%	90.70%	9.45%	72.92%
9	長野市	料	89.09%	16.30%	76.21%	96.05%	22.94%	88.85%	89.76%	16.64%	77.33%
10	下関市	料	88.81%	9.53%	69.00%	96.36%	13.85%	79.89%	89.46%	9.81%	69.88%
11	和歌山市	料	88.32%	13.84%	72.73%	95.63%	16.37%	82.61%	88.97%	14.01%	73.57%
12	横須賀市	料	88.01%	19.96%	75.38%	96.20%	33.79%	89.42%	88.64%	20.55%	76.37%
13	福山市	税	88.00%	10.99%	65.02%	95.60%	14.64%	81.33%	88.72%	11.17%	66.36%
14	豊田市	税	87.99%	13.85%	69.39%	96.28%	17.04%	89.63%	88.90%	13.95%	71.24%
15	岡崎市	料	87.95%	10.05%	66.31%	97.07%	13.76%	84.10%	88.87%	10.24%	67.87%
16	船橋市	料	87.62%	13.39%	71.03%	95.89%	23.14%	86.72%	88.15%	13.72%	71.94%
17	宮崎市	税	87.56%	11.50%	65.42%	95.83%	19.56%	85.61%	88.12%	11.72%	66.55%
18	金沢市	料	87.43%	13.96%	70.87%	94.74%	19.21%	85.37%	88.02%	14.18%	71.91%
19	西宮市	料	87.07%	6.37%	58.40%	95.69%	9.77%	70.87%	87.70%	6.56%	59.23%
20	高知市	料	87.00%	12.60%	70.40%	94.69%	14.94%	83.36%	87.74%	12.74%	71.55%
21	長崎市	税	87.00%	8.93%	61.29%	93.65%	8.64%	74.39%	87.62%	8.91%	62.36%
22	岐阜市	料	86.60%	17.80%	74.07%	94.45%	10.37%	70.61%	87.00%	17.15%	73.87%
23	青森市	税	86.30%	12.67%	61.90%	89.32%	20.52%	73.90%	86.56%	13.08%	62.79%
24	大分市	税	86.24%	17.20%	66.80%	95.97%	22.39%	86.82%	87.06%	17.37%	68.19%
25	熊本市	料	85.76%	8.59%	62.96%	95.35%	12.09%	82.69%	86.36%	8.68%	63.99%
26	柏市	料	85.43%	12.17%	61.57%	95.52%	17.28%	80.20%	86.27%	12.40%	62.91%
27	豊橋市	税	85.37%	9.21%	58.47%	95.05%	14.36%	80.12%	86.07%	9.37%	59.72%
28	奈良市	料	85.35%	10.94%	69.01%	94.66%	11.72%	83.14%	86.01%	10.97%	69.94%
29	鹿児島市	税	85.15%	10.44%	61.20%	94.39%	14.34%	79.19%	85.75%	10.57%	62.20%
30	川越市	税	85.09%	11.61%	55.83%	95.76%	18.68%	77.40%	85.87%	11.86%	57.10%
31	尼崎市	料	84.70%	7.71%	58.92%	89.56%	8.62%	63.35%	85.04%	7.77%	59.22%
32	盛岡市	税	84.21%	12.46%	57.47%	94.52%	15.74%	74.11%	85.10%	12.63%	58.70%
33	秋田市	税	83.80%	7.48%	54.78%	93.66%	11.77%	69.15%	84.59%	7.72%	55.80%
34	郡山市	税	82.84%	10.98%	53.04%	94.18%	18.96%	77.87%	83.60%	11.19%	54.30%
35	宇都宮市	税	82.45%	27.26%	69.03%	93.12%	31.04%	82.36%	83.29%	27.46%	70.00%
36	いわき市	税	82.38%	11.21%	54.60%	92.28%	13.73%	68.71%	83.28%	11.37%	55.74%
37	東大阪市	料	79.25%	12.84%	57.30%	91.18%	11.57%	66.05%	79.56%	12.81%	57.52%
38	旭川市	料	79.22%	9.08%	58.12%	91.59%	13.22%	75.30%	80.07%	9.26%	59.17%
39	函館市	料	79.20%	4.29%	54.52%	91.79%	4.97%	66.28%	79.84%	4.32%	55.09%
	倉敷市										
	平均		86.59%	12.74%	66.42%	94.94%	17.28%	80.65%	87.24%	12.93%	67.41%

平均は、未回答1市を除く、39市平均。

【表Ⅰ－7】

中核市収納率前年度比較　(一般･現年分　収納成績順)

			H21	H20	H20→H21
順位	中核市名	料･税	一般･現年分	一般･現年分	伸び率
1	富山市	料	92.45%	93.26%	- 0.81%
2	前橋市	税	91.15%	89.84%	1.31%
3	姫路市	料	90.95%	90.66%	0.29%
4	高松市	料	90.46%	90.86%	- 0.40%
5	松山市	料	90.34%	未回答	
6	大津市	料	90.31%	90.69%	- 0.38%
7	久留米市	料	90.19%	90.47%	- 0.28%
8	高槻市	料	90.03%	90.18%	- 0.15%
9	長野市	料	89.09%	89.58%	- 0.49%
10	下関市	料	88.81%	88.80%	0.01%
11	和歌山市	料	88.32%	88.64%	- 0.32%
12	横須賀市	料	88.01%	87.83%	0.18%
13	福山市	税	88.00%	88.93%	- 0.93%
14	豊田市	税	87.99%	88.85%	- 0.86%
15	岡崎市	料	87.95%	88.13%	- 0.18%
16	船橋市	料	87.62%	88.20%	- 0.58%
17	宮崎市	税	87.56%	88.68%	- 1.12%
18	金沢市	料	87.43%	88.27%	- 0.84%
19	西宮市	料	87.07%	88.05%	- 0.98%
20	高知市	料	87.00%	88.11%	- 1.11%
21	長崎市	税	87.00%	88.15%	- 1.15%
22	岐阜市	料	86.60%	87.33%	- 0.73%
23	青森市	税	86.30%	86.69%	- 0.39%
24	大分市	税	86.24%	86.88%	- 0.64%
25	熊本市	料	85.76%	85.15%	0.61%
26	柏市	料	85.43%	86.39%	- 0.96%
27	豊橋市	税	85.37%	86.96%	- 1.59%
28	奈良市	料	85.35%	未回答	
29	鹿児島市	税	85.15%	87.21%	- 2.06%
30	川越市	税	85.09%	85.23%	- 0.14%
31	尼崎市	料	84.70%	85.21%	- 0.51%
32	盛岡市	税	84.21%	84.60%	- 0.39%
33	秋田市	税	83.80%	85.31%	- 1.51%
34	郡山市	税	82.84%	83.06%	- 0.22%
35	宇都宮市	税	82.45%	83.92%	- 1.47%
36	いわき市	税	82.38%	83.96%	- 1.58%
37	東大阪市	料	79.25%	80.20%	- 0.95%
38	旭川市	料	79.22%	78.65%	0.57%
39	函館市	料	79.20%	80.29%	- 1.09%
	倉敷市		未回答	89.06%	
	平均		86.59%	87.17%	- 0.57%

H21平均は、未回答1市を除く、39市平均。

（２）収納に関わる事務内容

ア．保険料の収入内訳について

久留米市は、これまで平成１４年度から国民健康保険料収納率向上対策実施計画書を毎年作成している。内容的には納付指導・滞納整理の強化、資格、賦課の適正化、口座振替の推進、国保に関する収納技術の向上などである。

口座振替による納付は、定期的に登録口座から保険料が振り替えられることから自ずと収納率が高くなる。口座振替の納付割合が高くなれば全体的に収納率が高くなり、同時に納付指導員による納付指導の件数や滞納処分等の手続件数が減少することにもなり、市の財政面からも口座振替の推進は強く推し進められるべきものである。

そこで、平成２１年度国民健康保険料・現年度分の収入の内訳について示したデータが下の【表Ｉ－８】である。

調定額を基礎にした構成割合では、口座振替は全体の４９．２４％であり、あと自主納付が２７．４０％、納付指導員による納付が１６．４０％、前期高齢者を対象とした特別徴収が６．９６％となっている。実際の収納額を基礎にした収納割合では、口座振替は全体の５３．８４％となっている。対象世帯数でみると口座振替は、５０，０３５件中、１９，３１０件で、３８．５９％となっている。

口座振替についての収納率は、納期内の口座振替が９４．５７％、再振替を含む収納率は９８．８１％となっている。

【表Ｉ－８】

平成21年度国民健康保険料収入内訳

単位:千円

	口座振替	(納期内口座)	納付指導員	自主	特別徴収	合計
対象世帯数	19,310		9,313	16,718	4,694	50,035
調定額(円)	3,793,201	3,587,230	1,263,590	2,111,213	535,852	7,703,856
収入額(円)	3,748,202	3,392,444	763,998	1,913,849	536,013	6,962,062
収納率(%)	98.81%	94.57%	60.46%	90.65%	100.03%	90.37%
構成割合(%)	49.24%		16.40%	27.40%	6.96%	100.00%
収納割合(%)	53.84%	48.73%	10.97%	27.49%	7.70%	100.00%

※口座振替は、平成21年5月末時点での調定額、及び収入額。
※納期内口座は、各期振替時点での調定額、及び収入額の合計。
※納期内口座収入額は調定に本振替率をかけることで算出
※納期内口座は、賦課の口座統計から算出したものである。
※納期内口座調定額＝(決算資料の口座振替調定額×賦課の口座統計の全体振替率)

イ．収納事務

①　納付書による納付

久留米市が被保険者に対して納付書を送付すると、被保険者は納付書を持参して金融機関で保険料を支払う。その後、指定金融機関で取りまとめられ、同金融機関から市へ入金報告がなされ、市の出納室で入金確認後消し込みデータを作成して、市の情報政策課がデータの

消し込み作業を行う。最終的に健康保険課で被保険者の保険料の納付確認がなされる。上記の流れをフローチャートで示すと下記業務フローのとおりである。

【図Ｉ－１】

納付書による納付の業務フロー

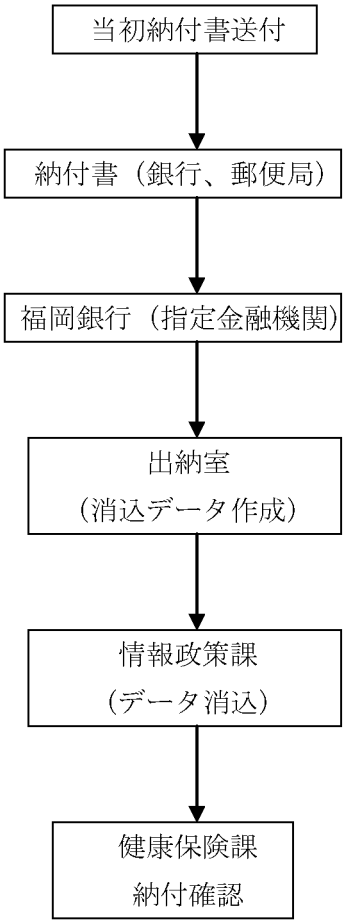

② 口座振替

被保険者から金融機関窓口において口座振替の申込をすると金融機関から市に口座振替の受理通知が送付され、市の健康保険課において口座データの作成を行い、情報政策課で口座ＭＴ（マグネチックテープ）を作成し、出納室から各金融機関へ口座振替の依頼を行う。その後、金融機関で自動引き落としがなされると、市の出納室に送金され、入金確認後に情報政策課でＭＴデータの消し込み作業を行う。

振替の確認ができなかった場合は、その旨の報告が金融機関からなされると再振替の依頼を再度出納室を通して金融機関に依頼する。当初の振替日から１０営業日後に再振替がなされる。

【図Ｉ－２】

口座振替フロー

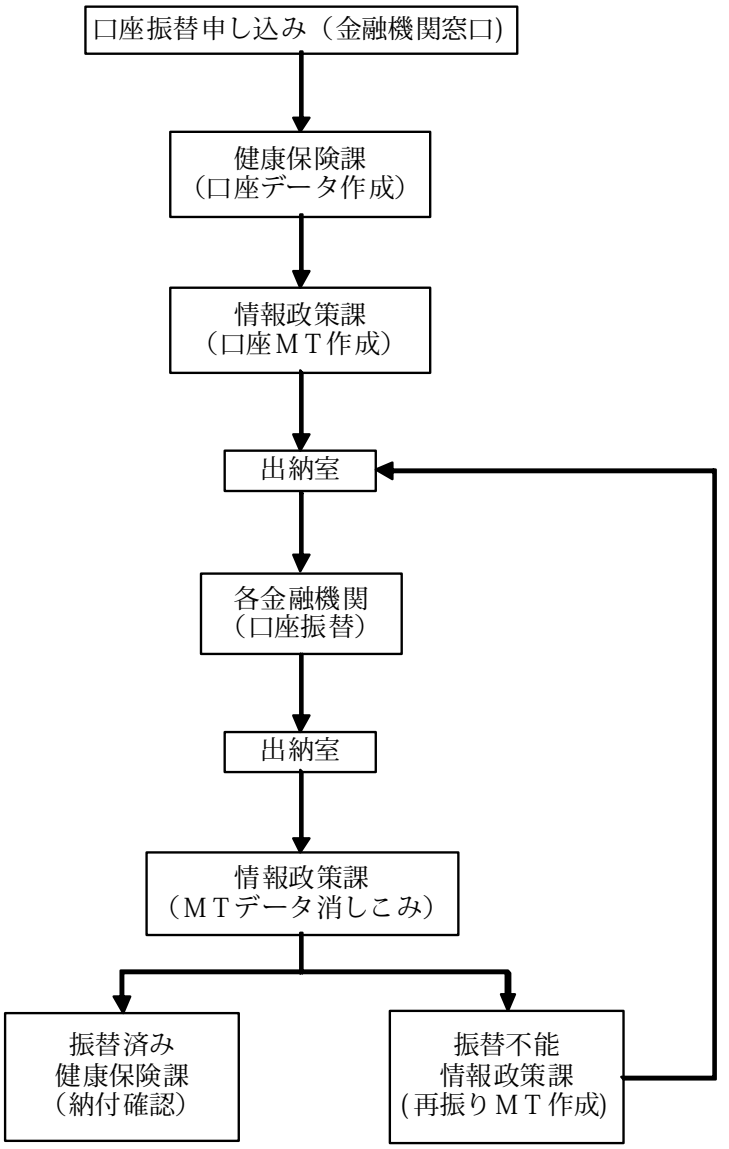

再振り不能後は督促発送

（３）収納率向上のための事業(1)

① 口座振替の促進について

口座振替についての平成２１年度における収納率は、納期内の口座振替が９４．５７％、再振替を含む収納率は９８．８１％となっており、収納率が著しく高くなることから、口

座振替の納付割合を高めることが保険料出納事務の中でも大きな課題となっている。

前記データのとおり調定額を基礎にした構成割合では、口座振替は全体の４９．２４％であり、実際の収納額を基礎にした収納割合では、口座振替は全体の５３．８４％となっている。対象世帯数でみると口座振替は、５０，０３５件中、１９，３１０件で、３８．５９％となっている。

このデータを如何にして高めていくかが収納率を高める鍵となる。

久留米市では、口座振替の促進策として納付書に口座振替依頼書を添付し、広報としては市の広報誌、タウン誌、清掃車、ダイレクトメール等で被保険者に対して口座振替の勧奨を行っている。

② 分納についての口座振替

分納についても６月を除き口座振替が可能である。ただし、分納については再振替ができないシステムとなっている。

③ 金融機関への口座振替奨励制度について

久留米市では、口座振替の促進を図るため金融機関を対象に口座振替奨励制度を採用している。金融機関窓口の職員に窓口納付を行う被保険者に対して口座振替を勧奨してもらう制度である。金融機関窓口での口座振替勧奨に対し、新規口座申込者１件につき２００円を金融機関に奨励金として支払うもので、久留米市は平成２１年度に１，２８３件、２５６，６００円を支払った。

④ 休日納付相談日の実施について

久留米市では、平日仕事で納付相談できない被保険者を対象に毎年１２月に休日納付相談を実施している。平成２１年度についても市税と共同で１２月に実施した。なお毎年、年度末と年度始めの日曜日に全庁的に休日窓口開庁を実施しており、健康保険課でも休日開庁を実施している。

⑤ 夜間納付相談日の実施について

毎週木曜日は午後７時まで窓口の延長をしており、平成２１年度は窓口相談２２１件、電話相談１００件の実績があった。

⑥ 郵便局での収納納付について

郵便局での収納納付については、平成１７年の合併以前の旧田主丸町で金融機関が少ないために実施していた。合併後も一定期間旧田主丸地区だけは郵便局での納付が特例として認められていたが、平成１９年度より正式に郵便局対応の納付書に書式変更を行った。これにより田主丸地区以外の九州管内の郵便局で同納付書により窓口納付が可能となり、納付機会の拡大を図ることができた。

なお、被保険者が九州管内以外の郵便局での納付を希望する場合、専用の手書き納付書を送っているが、その件数の集計はできていない。

⑦ コンビニエンスストアを利用した納付（「コンビニ収納」）について

「コンビニ収納」はコンビニエンスストアの窓口において被保険者が保険料を納付できるシステムで、金融機関に比して全国的にも多数の店舗が広域的に点在しており、被保険者側からみれば非常に利便性が高い制度であるが、現在のところ久留米市では実施されていない。

⑧　居所不明者の調査について

久留米市では、督促状が居所不明で返送された郵便返送者をリストアップし、現地へ赴き関係者より居住していない旨の証言を取っている。

居所不明者については、督促状が郵便返送になっている、申告をしていない等の要件を満たし、住民票上の住所に居住していないと証言を得られた場合、対象者の調定を調整交付金の算定基礎となる調定額から除外することができる。

対象者を除外できれば収納率が上がるため、収納率対策として実施されている。当該業務は、各地区担当及び納付指導員で対応し、平成２０年度２０，８３３，４００円、平成２１年度１６，９１２，０００円の調定額を減じた。

平成２１年度は、居所不明者算入前一般現年収納率８９．９７％、居所不明者除外後９０．１９％で、調整交付金減額基準９０％を達成することができた。

⑨　高額滞納者に対する対応について

久留米市では、未納額１０万円以上を高額滞納者と位置づけている。現状調査の実績については、具体的実績を集計していない。高額滞納者リストに基づき各担当者が納付指導をしており、臨戸及び電話催告で重点的に接触を図っている。

（４）収納率向上のための事業(2)―納付指導員について

久留米市では、納付指導員という職員を配置している。納付指導員は、滞納保険料の早期の徴収を図るため保険料の滞納者について個別に訪問して、保険料の徴収、納付相談、納付指導、口座振替の勧奨等に関する業務を行っている。

保険料の納期限までに納付がない世帯で、督促状、催告書により督促を行った後も納付がない世帯を対象に上記業務を行っている。

納付指導員は、担当地区を久留米市の地区担当職員と連携し、自主的に納付される保険料を集金する嘱託職員である。納付指導員は徴収吏員ではないので強制執行はできない。

平成２１年度は、各地区の調定額を参考にして久留米市内を２０地区に割り振り、２０名の嘱託職員（平成２２年３月末に２名の退職により現在１９地区を１８名で担当）がそれぞれの地区を担当するという担当地区制度をとっている。

納付指導員は、久留米市と１年ごとの嘱託契約を締結しており、その待遇については以下の納付指導員の報酬規程のとおり基本給については、再雇用嘱託給の６０％で、能率給は徴収金額に応じて算定し、報酬上限は３５３，０００円となっている。また、各申請書や届出等の受理や居所不明調査、口座振替推進等、訪問成果の内容によって細かく報酬・手当が規定されている。

納付指導員は、各地区職員と納付指導について連携を取っており、臨戸実績、現金送達記録を担当職員に提出している。また、少なくとも月に１回は指導員会議を開催し、問題の共有化を図るとともに、接遇研修等も実施している。

納付指導員については市の担当者と年１回個別面談を実施し、年間の徴収目標等について申告をしている。

納付指導員による徴収実績については【表Ｉ－９】のとおりである。

これは、平成２１年６月から平成２２年５月までの実績であり、対象としては出納閉鎖期間を含めた平成２１年度分実績である。

平成２１年４月から平成２２年５月までの１年間の国民健康保険料に関する徴収額４億４，４４３万円を納付指導員の延べ人数で除して算出した年間の納付指導員１人あたりの徴収額は、約

２，２５９万円となっている。介護保険料、後期高齢者医療保険料まで含めると年間２，４６８万円の徴収額となっている。

徴収額が４月、５月が大きく落ち込んでいるのは、健康保険料の納期が６月から翌年３月までの１０期となっており、定期納付月が終了する４月、５月は徴収額が落ち込むことになる。

一方、納付指導員に対する支払報酬額は、年間４，６３６万円となっており、これを延べ人数で除して１人あたりの年間平均報酬額を算出すると約２３５万円である。

納付指導員による徴収実績　　【表Ｉ－９】

単位：千円

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
指導員数	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	18	18	
国民健康保険料	34,236	39,609	38,359	37,591	39,529	36,875	48,692	32,626	34,479	40,758	31,416	30,262	444,438
介護保険料	1,321	1,646	1,597	1,207	1,771	1,131	2,047	1,040	1,708	1,501	1,773	867	17,613
後期高齢者分	815	1,429	2,228	3,274	3,143	2,240	2,349	1,441	2,117	1,733	1,640	933	23,347
全体	36,373	42,684	42,185	42,072	44,445	40,247	53,090	35,107	38,305	43,993	34,830	32,063	485,399

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	小計
支払報酬額	3,706	3,671	3,924	3,997	3,986	4,088	3,824	4,419	3,684	3,872	3,764	3,428	46,367

夏期特別給	冬季特別給	小計
5,611	5,949	11,560

合計
57,927

※上記は千円未満を切り捨て。全体額、合計（小計）額は実数合計後の千円未満の切捨て。

〔納付指導員の報酬規程〕

ｉ　基本給

市の再雇用嘱託給の 60％の固定給とし、百円未満を切り捨てる。

ii　能率給

①　歩合給とし、金額割及び件数割で構成する。

②　金額割は、納付指導員が徴収した国民健康保険料（現年度分・過年度分・延滞金）、介護保険第 1 号被保険者普通徴収保険料（現年度分・過年度分・延滞金）及び後期高齢者医療普通徴収保険料（現年度分・過年度分・延滞金）の合算額を歩合率（金額割）ランク表に当てはめ算定する。

歩合率（金額割）ランク表

徴収額（月額）	歩合率
～ 200 万円以下	２．２５％
200 万円超 ～ 250 万円以下	２．５０％
250 万円超 ～ 300 万円以下	２．７５％
300 万円超 ～ 350 万円以下	３．００％
350 万円超 ～ 400 万円以下	３．２５％
400 万円超 ～ 450 万円以下	３．５０％
450 万円超 ～ 500 万円以下	３．７５％
500 万円超 ～	４．００％

③　件数割は、納付指導員が徴収した国民健康保険料（現年度分・過年度分・延滞金）、介護保険第 1 号被保険者普通徴収保険料（現年度分・過年度分・延滞金）及び後期高齢者医療保険普通徴収保険料（現年度分・過年度分・延滞金）の件数 1 件当たり 150 円とする。ただし、件数が 50 件以下の場合は支給しない。

ⅲ　事務手当

次の各号に掲げる事務は、1 件当たり 200 円とする。ただし、第 7 号に掲げる事務については、1 件当たり　500 円とする。

①　2 割軽減申請書の受理
②　市民税申告書の受理
③　分納誓約書の受理
④　納付確認願の受理
⑤　国民健康保険喪失届の受理
⑥　被保険者証の配付
⑦　居所不明調査
⑧　一旦提出を受けた口座振替申請書の不備箇所の訂正事務

ⅳ　口座振替推進手当

1 件当たり 1，000 円とする。

①　国民健康保険料
②　介護保険第 1 号被保険者普通徴収保険料
③　後期高齢者医療保険普通徴収保険料

ⅴ　従事手当

臨戸訪問収納に必要なガソリン代・電話代等の実費の補助として、月額 11，000 円の定額とする。

ⅵ　特別給

①　6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する者に支給する。
②　特別給の額は、基本給月額及び下記に定める算定基準月（支給月）での能率給の平均額の合計額（以下「基準額」という。）に、特別職の例による期末手当支給割合及び勤勉手当支給割合を加算した支給割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日に在職し、下記に定める算定基準月（支給月）に該当する月がない場合は、基本給月額及び特別給支給日の属する月の前月までの実績による能率給の平均額の合計額を基準額とする。

〈算定基準月〉

6 月 1 日に在職する者　　11 月．12 月．1 月．2 月．3 月．4 月
12 月 1 日に在職する者　　5 月．6 月．7 月．8 月．9 月．10 月

ⅶ　月額給与の最高限度額

再雇用嘱託給の 200％を最高限度額とする。

（5）収納率向上のための事業(3)―国民健康保険料収納率向上対策実施計画書について

久留米市では、平成１４年度から国民健康保険料収納率向上対策実施計画書を毎年作成している。

同計画書は、久留米市の健康保険課により毎年作成されるもので納付指導・滞納整理の強化、納付機会の拡大、資格・賦課の適正化、口座振替の推進、国保に関する収納技術の向上という 5 項目からなり、それぞれに具体的な事務や業務内容の改善等に関わる今後の計画が記載されている。

そのうちシステムの技術的な改善については前記平成２４年の新システムへの導入後の実施を予定している。

（６）収納率向上のための事業(4)―平成２４年度に予定する新システムの導入について

久留米市は、保険料の収納事務一般に関わる現行のシステムを新システムに移行する計画である。現行のシステムは、平成１２年に構築したコンピューターシステムを採用しているが、他の部署との連携や各条件に対応した抽出・集約等の横断的な機能がなく、被保険者毎に各種データを検索するしかできないシステムとなっている。

また、後記に述べるとおり滞納管理についても、詳細の情報は手書きで綴られた滞納管理ファイルにより管理を行っており、旧態依然とした不効率な事務処理が行われている。

そこで、このようなシステムを新システムに移行し、これまでの問題点を洗い出し、その改善が反映された新システムとなるよう全庁的に新システムについて検討するワーキンググループを平成２２年度に立ち上げ、そこで現在新システム導入に向けて具体的な検討がなされている。

（７）収納率向上のための事業(5)―税収納推進課との連携について

国民健康保険を取り扱う健康保険課では、市民税や固定資産税等の各種市税収納を取り扱う税収納推進課のようなシステムはない。多くの改善が平成２４年の新システムの導入に委ねられている。

市税と保険料とでは、その性質は異なるが、収納事務という意味では共通項が多い。市税を滞納した世帯は国民健康保険料も滞納する率が高く、納税が可能であれば保険料も徴収できる可能性が高くなる。

そこで、これまで健康保険課と税収納推進課との間では、滞納者の情報の交換を行っており、具体的には滞納者の預貯金調査実績を照会し、未実施金融機関への預貯金調査を実施し、調査の効率化を図っている。

また、１２月２３日の祝日に市税と共同で休日納付相談を実施しており、市税との休日窓口の相談の連携を図っている。

（８）滞納整理事務一般について

納付義務者が納期限までに保険料を完納しない場合に、市長は納期限後２０日以内に未納者に督促状を発送し（久留米市国民健康保険条例第２３条）、その督促納期限にも完納しない納付義務者に対しては、まず、納税を促すための催告（催告書の送付、電話による催告、滞納者の自宅を訪問して納税を促す臨戸）を行う。

さらに未納者の未納の状況や資産に応じて分割納付を認めたり、資産がある場合には差押え等の滞納処分を、保険料の徴収が事実上困難な場合には執行停止という手続を採ることになる。

従前、特にバブル経済崩壊以前は国民健康保険料（税）の納付状況は、誠実な市民の納付意識に支えられ比較的安定していた。

しかし、バブル経済崩壊後は給与所得の減少、自営業者の事業不振、さらには平成１９年のアメリカの金融危機による経済情勢の著しい悪化により、さらに保険料の収納の積極的確保が自治体に求められている。

そのような事情から税収納と同様に国民健康保険料の収納についても滞納整理事務は国民健康保険制度に関わる事務の中でもその重要性が増している。他の自治体も同様で、滞納整理手続きの効率的かつ積極的な実施が求められている。

以下では督促納期期限後の未納者を対象とした催告から完納もしくは不納欠損処理までの一連の手続について検討する。

ア.　滞納整理に関する組織と体制について

滞納整理事務は、市の健康保険課で行っている。健康保険課に所属する職員は、平成２１年度４６名（内２名は保健師を兼任）であり、このうち３名が後期高齢者医療特別会計、８名が介護保険特別会計に属し、残りの３５名が国民健康保険特別会計に関わる職員である。３５名中、収納に関わる職員の数は１０名である。平成２２年度からは、課内で組織を再編し、滞納整理に関わる職員を平成２１年度までのように賦課チームと収納チームに分断せずに、総数は同じであるが保険料チームとして１７名を配置している（【図Ｉ－３】参照）。

滞納整理に係る組織図

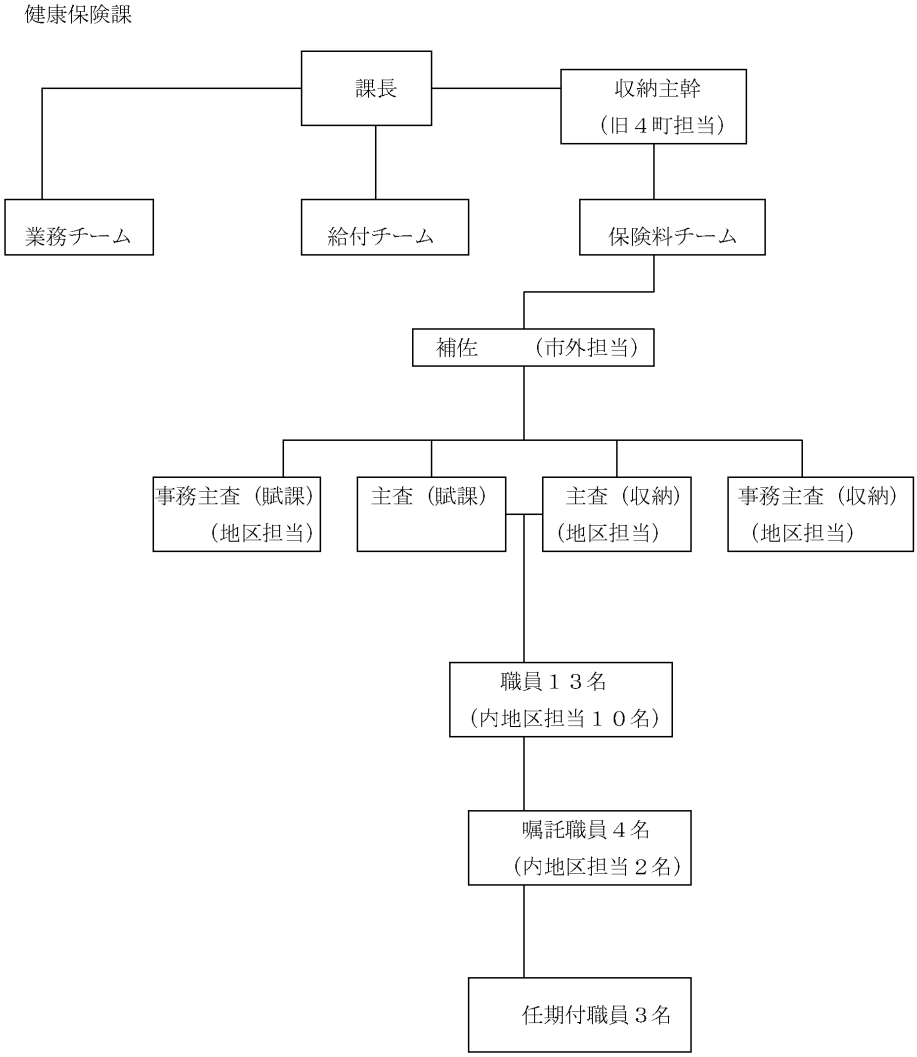

地区担当１５名　　主幹（旧４町）　補佐（市外）

平成２２年５月１日現在

イ.　滞納整理に関するマニュアルの整備について

健康保険課において、現状では滞納整理方針に関するマニュアルは整備されていない。個別には、久留米市国民健康保険料滞納世帯に係る事務処理要綱や国民健康保険料に係る延滞金減免取扱要綱などがあるものの滞納整理全般を網羅したマニュアルはない。また、同各要綱についても、具体的な事務処理の方法や基準を明確に規定しているものではない。

ウ.　過年度繰越分の滞納者リスト

過年度分の滞納者に関する情報は、全て健康保険課において手書きファイルで管理されている。滞納繰越分の被保険者に対する保険料の回収はすべてこの資料に基づいてなされている。手書きファイルであるから横断的に条件を抽出してデータを閲覧することができない。

エ.　具体的手続

納期限未納者に対する督促状発送後の手続については（9）滞納整理の具体的手続で詳述する。

（９）滞納整理の具体的手続

ア.　督促状の発送

久留米市国民健康保険条例第２３条は、納付義務者が納期限までに保険料を完納しない場合に、市長は納期限後２０日以内に未納者に督促状を発送しなければならないと規定する。

久留米市では、納期限に納付されなかった場合、翌月の２０日に新たに納期限を指定した督促状を発送している。保険料の納期は、第１期から第１０期までであることから督促状の発送も年に１０回行われている。督促手続について、フローチャートで示すと【図Ｉ－４】のとおりである。

【図Ｉ―４】

監査手続きフロー

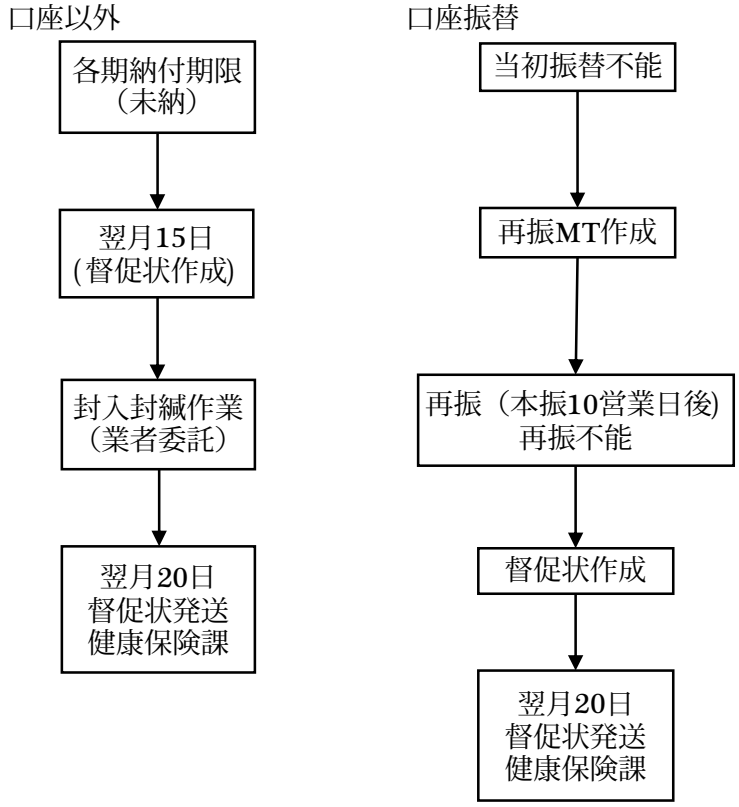

口座振替以外の納付では、納期限を過ぎると翌月１５日までに督促状を作成し、委託業者により封入封緘作業が行われ、２０日までに健康保険課において督促状の発送を行っている。健康保険課では督促状発送データ作成後に入金があった督促状の抜き取り作業を行っている。また、納付指導員による納付指導で既に分納誓約をしているものや職員との間で納付する約束が交わされているものも同時に抜き取りの対象となっている。平成２１年度は３，６７８件、平成２０年度４，９４２件が抜き取られた件数である。

口座振替納付については、最初の振替の１０営業日後の再振替が不能であった場合再度情報政策課で督促状を作成し、翌月２０日に健康保険課において督促状を発送している。

平成１９年度より出納室による納付書統一化の方針で督促状等の規格が統一化されたことから健康保険課に封入封緘業者から督促状が届くまでに２日から３日ほどかかるようになった。その結果、督促状作成後に入金されたものを消し込む作業が増えた。それ以前は独自に同日に完成し送付していたので消し込み作業が不要であった。

督促状の封緘作業は、業務委託契約により民間業者に依頼している。

督促状の発送後に居所不明で返送されたものについては、住民基本台帳を基に住所変更の有無の確認を行い、変更があれば変更手続を行っている。変更がなされていない場合、納付指導員による訪問調査を行い、近隣調査等で住民票上の住所に居住していないと証言を得られた場合には対象者の調定を調整交付金の算定基礎となる調定額から除外している。

平成２１年度における納期毎の督促状況は【表Ｉ－１０】、平成１８年度からの比較データは【表Ｉ－１１】のとおりある。

【表Ｉ－１０】

平成21年度　国民健康保険料　督促状況（口座再振り分含む）

平成21年度						
期	調定		督促			滞納率（%）
30	件数	1,206	件数	497	495	41.04
	金額	34,560,400	金額	17,056,170		49.35
1	件数	40,514	件数	10,896	10,414	25.70
	金額	749,559,700	金額	153,795,433		20.52
2	件数	40,809	件数	10,983	10,648	26.09
	金額	740,884,000	金額	168,411,367		22.73
3	件数	40,742	件数	10,849	10,763	26.42
	金額	738,906,400	金額	169,049,501		22.88
4	件数	40,389	件数	10,651	10,198	25.25
	金額	735,093,700	金額	167,788,300		22.83
5	件数	38,920	件数	10,658	10,357	26.61
	金額	712,479,500	金額	171,036,340		24.01
6	件数	38,767	件数	10,500	10,149	26.18
	金額	713,639,900	金額	171,108,040		23.98
7	件数	38,644	件数	10,060	9,755	25.24
	金額	713,735,400	金額	165,250,750		23.15
8	件数	38,453	件数	10,627	10,004	26.02
	金額	714,833,900	金額	177,694,600		24.86
9	件数	38,141	件数	10,210	9,847	25.82
	金額	713,872,000	金額	175,714,900		24.61
10	件数	37,609	件数	9,458	9,081	24.15
	金額	708,421,700	金額	163,573,400		23.09
合計	件数	394,194	件数	105,389	101,711	25.80
	金額	7,275,986,600	金額	1,700,478,801		23.37

※督促の件数欄の左側は督促状出力件数、右側は発送件数。

【表Ｉ－１１】

督　促　状　況

	対象件数	調定額	督促状出力件数	督促状発送件数	滞納額	滞納率（%）	滞納率対前年比（P）
平成18年度	569,338	10,123,102,300	107,703	107,703	1,778,894,342	17.57	－
平成19年度	571,045	10,000,694,900	110,432	104,700	1,792,590,310	17.92	0.35
平成20年度	415,485	7,796,983,900	100,080	95,138	1,622,334,556	20.81	2.89
平成21年度	394,194	7,275,986,600	105,389	101,711	1,700,478,801	23.37	2.56

※平成19年度から封入封緘時に抜き取り作業を行うようになったことから平成18年度は出力件数と発送件数が同値

イ．　催告書の発送

催告書の発送は、被保険者に対して自主的に納付する機会を再度与えて納付を促すために実施される。その対象は督促状を発送した後も納付を行わない滞納者に対して実施される。但し、催告書作成中に、納付があったものや分納誓約をしたもの等は発送前に除かれる。

催告書は、多数の滞納者に対する納付指導が効率的に行うことができ、また転居や居所不明の滞納者がいるかどうかの確認ができ滞納整理手続の中でも有効な手段である。

催告書には、いくつかの種類があるが、督促状を発してもその支払期限に納付がない場合にその翌月に送付する催告書（市ではこれを催告書Ｂと呼んでいる。紫色の書面である。以下、「催告書Ｂ」という。）がある。各納付期間に未納があれば未納すべてが表記される。

次に、催告書Ｂを送付しても納付がない滞納者のリストの中から、後記に述べる電話催告をしても納付がない、または分納誓約をしたなどの事案を除いた滞納者に対して翌月に送付する催告書（市では、これを納付催告書Ｃと呼んでいる。緑色の書式である。以下、「催告書Ｃ」という。）がある。

また、催告書Ｃを送付しても納付がない場合にさらに電話催告や納付指導員による納付指導を行っても納付がない場合に期にかかわらずそれまでの期の滞納者に対して一斉に毎年１２月、３月、５月に催告を行う催告書（市では、これを納付催告書Ｄと呼んでいる。ピンクの書式である。以下、「催告書Ｄ」という。）がある。

催告書Ｂについては、平成２１年度は出力件数１１，７９９件となっており、それに対して納付された件数が５，４２８件となっている。催告書Ｂ送付対象の滞納者のうち４６％が催告書Ｂの送付により滞納保険料を納付しており、催告書の効果は現れている。

催告書Ｃは、送付件数との関係で幅はあるが概ね２０％から４０％程度の納付率である。１２月、３月、５月に送付する一斉催告書Ｄは、それぞれ１２月が１０％強、３月が５％前後、５月が２％前後になっており、やはり納付期限から時間がたつにつれて納付率が大幅に減少してきている。文書催告による収納状況については、【表Ｉ－１２】のとおりである。

但し、健康保険課から提供された【表Ｉ－１２】において催告書Ｃと催告書Ｄの分類ができない箇所があることから催告書Ｄもすべて催告書Ｃの表記となっており分かりづらくなっている。また、催告書Ｂで収納後の未納分の数値より催告Ｃの出力件数が多いものがある。これは催告書Ｂは前期の未納分だけの件数であるが、催告書Ｃについてはその期の件数に一部以前の期分の件数を含んだ形で集計されているからとのことであり、今後集計方法について情報政策課を含めて検討するとのことである。

いずれにしても、上記データ分析からは早期の督促が納付率を高めるうえで重要であることが明らかである。

【図Ｉ－５】

滞納処分フロー

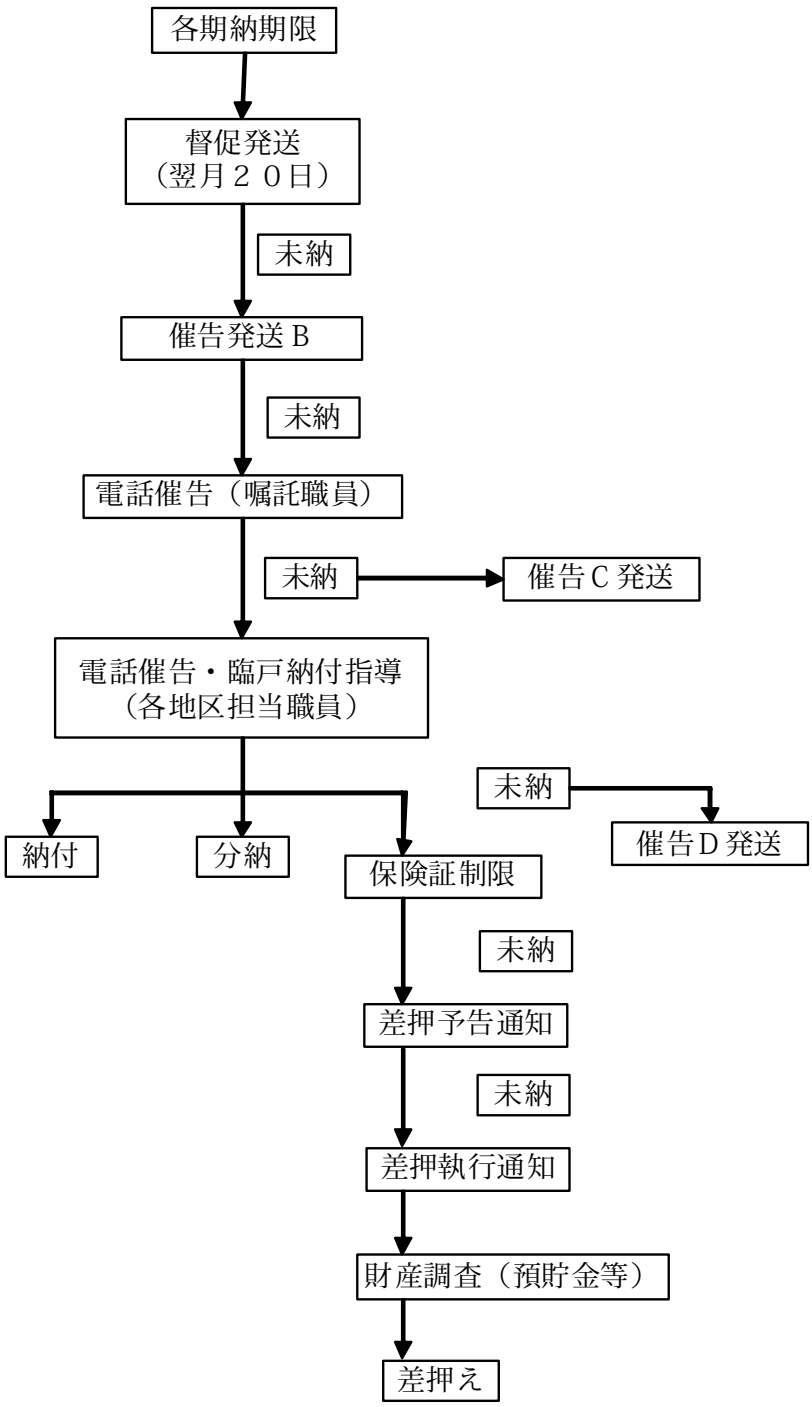
各期納期限
督促発送
（翌月２０日）
未納
催告発送Ｂ
未納
電話催告（嘱託職員）
未納
催告Ｃ発送
電話催告・臨戸納付指導
（各地区担当職員）
未納
催告Ｄ発送
納付
分納
保険証制限
未納
差押予告通知
未納
差押執行通知
財産調査（預貯金等）
差押え

【表Ｉ－１２】

平成21年度　文書催告による収納状況（収納効果）　（単位：件）

対象期		発送月									
		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
1期	文書名	1B	1C			1C				1C	1C
	出力件数	3,544	2,576			1,658				1,433	1,326
	収納件数	853	511			197				59	27
	収納件数率	24.07%	19.84%			11.88%				4.12%	2.04%
2期	文書名		2B	2C		2C				2C	2C
	出力件数		1,038	590		1,906				1,623	1,488
	収納件数		528	188		225				82	26
	収納件数率		50.87%	31.86%		11.80%				5.05%	1.75%
3期	文書名			3B	3C	3C				3C	3C
	出力件数			1,079	610	2,204				1,763	1,609
	収納件数			544	248	285				94	30
	収納件数率			50.42%	40.66%	12.93%				5.33%	1.86%
4期	文書名				4B	4C		4C	4C	4C	4C
	出力件数				977	487		276	247	1,759	1,598
	収納件数				564	209		48	77	93	36
	収納件数率				57.73%	42.92%		17.39%	31.17%	5.29%	2.25%
5期	文書名					5B	5C	5C	5C	5C	5C
	出力件数					1,032	597	617	499	1,932	1,752
	収納件数					521	253	136	115	99	48
	収納件数率					50.48%	42.38%	22.04%	23.05%	5.12%	2.74%
6期	文書名						6B	6C	6C	6C	6C
	出力件数						1,032	1,157	869	2,174	1,953
	収納件数						526	300	214	133	58
	収納件数率						50.97%	25.93%	24.63%	6.12%	2.97%
7期	文書名							7B	7C	7C	7C
	出力件数							848	498	2,431	2,125
	収納件数							446	230	192	75
	収納件数率							52.59%	46.18%	7.90%	3.53%
8期	文書名								8B	8C	8C
	出力件数								951	2,861	2,386
	収納件数								567	310	112
	収納件数率								59.62%	10.84%	4.69%
9期	文書名									9B	9C
	出力件数									885	2,708
	収納件数									466	153
	収納件数率									52.66%	5.65%
10期	文書名										10B
	出力件数										413
	収納件数										58
	収納件数率										14.04%

B…催告書　C…納付催告書

ウ．　電話催告

久留米市では、前記の催告書のうち督促状を送付しても納期限を過ぎても納付がない滞納者に対して催告書を送付しているが、その催告書に記載する支払期限までに納付がない場合には、原則として市の嘱託職員が電話による催告を行っている。

エ．　分割納付

分割納付（分納）とは、納付の意思がありながら何らかの事情により滞納金を一括で納付できない場合に分割して納付する方法・手続をいう。

滞納保険料については一括納付が原則であるが、滞納保険料について督促状及び催告書の送付後に被保険者から納付相談を受けたり、納付指導員が納付勧奨を行った場合で被保険者が一括納付する能力がないと認められる場合には分割納付を勧奨している。

分割納付の手続は、被保険者に分割納付の意向があり被保険者に一括納付の支払能力がないと判断されれば被保険者に分納誓約書の提出を求めて採用される。

分納誓約の内容は、滞納保険料の承認及び分割納付額・期間の約束、約束不履行の場合の滞納処分をうけることに異議申し立てしないことを誓約することをいう。原則的には来庁による分納誓約受付とするが、電話による分納誓約も受付けている。電話で受け付けた場合、市から被保険者に対して分納誓約書を郵送し、記名捺印したものが返送されて始めて分割納付の誓約がなされ

たものとして取り扱っている。

分納誓約書の提出後は、分納誓約書に記載される納付計画書に基づき徴収が行われる。しかし、分納誓約書に従った約束の履行がなされない場合、市は分納取消し及び滞納処分等の措置をとることになる。

久留米市における平成２１年度の分割納付対象者は３，３６５名であり、月額５万円以上の分納誓約者が５月末で２１４名存する。

分納については、上記の実績があるが、市では詳細な統計が取られておらず、滞納繰越分の収納額の中で分納がどの程度の効果を上げているかは不明である。

【図Ｉ－６】

分 納 誓 約 処 理 フ ロ ー

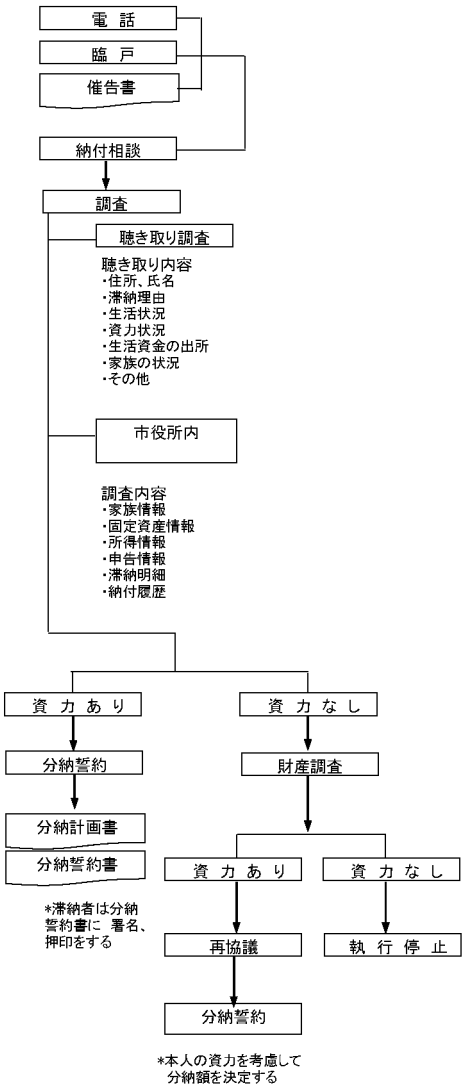

オ.　滞納処分（差押え）

滞納処分とは、その財産を差し押さえて換金し、未納の保険料に充てることによって納付したこととする行政処分をいう。

国民健康保険料については、地方自治法第２３１条の３第３項により地方税法の滞納処分の例により処分することができる旨が規定されており、滞納処分が認められている。

滞納処分には、財産の差押え、交付要求、参加差押えがある。財産の差押えについては、滞納者が督促状を発した日から起算して１０日を経過した日までに完納しないとき及び繰上徴収の告知によって指定された納期限までに完納しないときに実施できる。

久留米市においては、平成１８年度より預金調査を開始し、平成１９年度から預金に対する差押えを実施するようになった。平成１８年度以前は差押えの対象としては電話加入権が中心であった。しかし、電話加入権の換価価値が下落したため、預貯金を対象とするよう方針変更したためである。平成１９年度より銀行への臨場調査を実施し、預貯金の差押えを実施しているが、平成２１年度には差押え担当職員の配置を行ったことにより調査件数が１１８件及び差押え件数１７件と大幅に増加した。平成２１年度には１件２３０万円の高額差押え事案があり差押え金額３，９２６，６４３円で大幅に伸びている。同年度において預貯金以外に国税還付金(１件３５０，７８９円)、市税還付金(１件１１９，６００円)の差押えを実施している。

預金差押え実績は【表Ｉ－１３】のとおりである。

【表Ｉ－１３】

預金差押え実績

内訳＼年度		H17	H18	H19	H20	H21
預金等調査決定通知者		18	88	91	99	174
うち納付相談・納付		13	36	32	25	56
うち現金等調査実地		5	52	59	74	118
差押え	銀行等への臨場調査	―	―	9	26	35
	差押え債権数	―	―	4	13	17
	差押え債権額（円）	―	―	222,012	873,280	3,926,643

カ．　不納欠損

不納欠損とは、滞納分の徴収ができなくなったとして、その調定を消滅させることをいう。毎年、年度末に一括処理される。

徴収ができなくなると判断されるのは、主として時効（国民健康保険法第１１０条）によるものと徴収のための滞納処分を執行停止したもののうち、徴収できないことが明らかであることから保険料の納付義務を直ちに消滅させる場合（地方税法第１５条の７第５項）がある。

不納欠損額とは、時効が成立した保険料等徴収不能と判断した金額のことをいう。

上記の時効については、国民健康保険料を徴収する権利を行使することができるに至った日から２年を経過したときに時効によって消滅する（国民健康保険法第１１０条)。したがって、徴収を行ったにもかかわらず収納ができなかった保険料は、時効の援用がなくとも時効が完成する。

民法の準用により、催告、差押え及び分納による時効の中断や徴収猶予による時効の停止の規定がある。また、特に保険料の徴収の告知または督促は、民法第１５３条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる（同条第２項)。

時効期間の起算点としての権利を行使することができるに至った日とは、原則として保険料の納期限の翌日ということになる。

不納欠損の処理手続のフローチャートは【図Ｉ－７】のとおりである。

【図Ｉ－７】

不納欠損処理手続きフロー

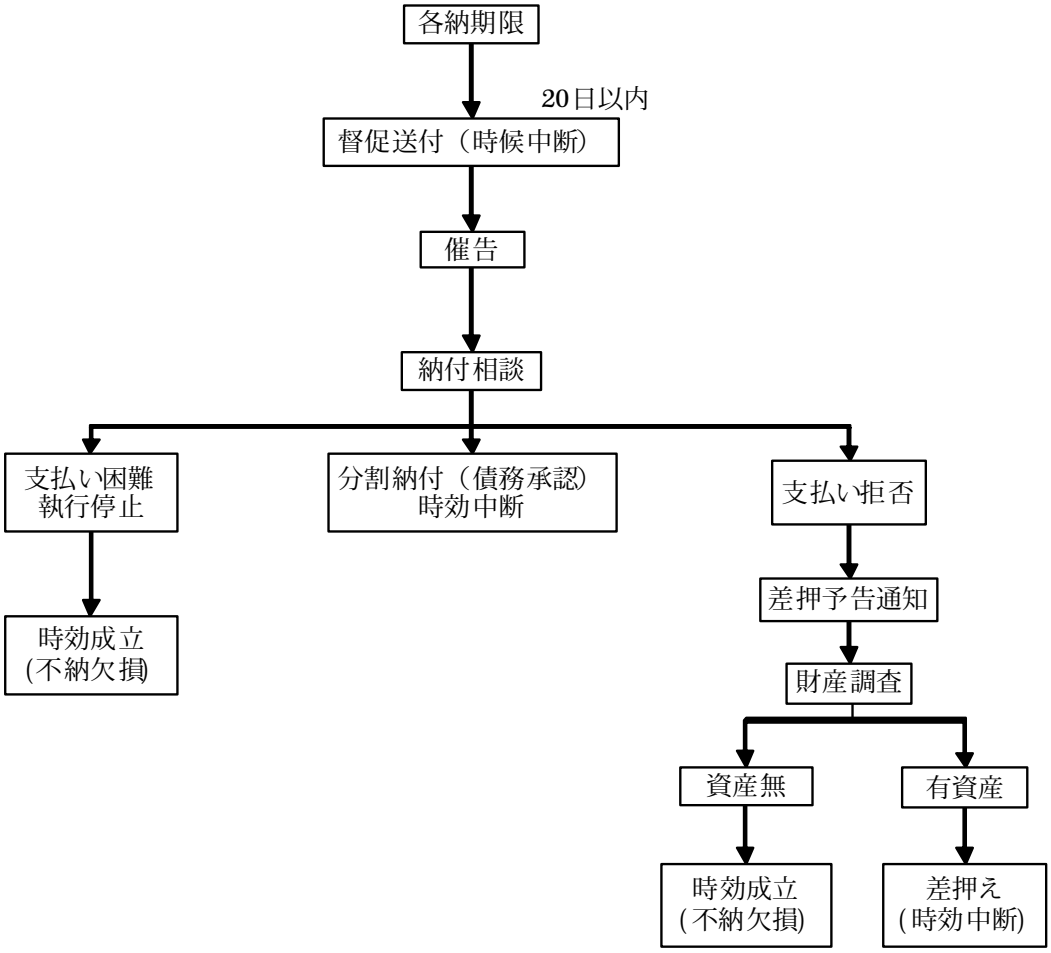

発生件数は大きな増加はないが発生金額については、平成２０年度より大きく増加している。その原因は不明であるが、国民健康保険は近年の経済不況による失業者の増加や高齢者等を多く抱えるという構造的問題から、財政基盤が安定せず、料率の値上げをせざるを得ない状況が続いている。その中で、差し押さえるべき資産もない被保険者が著しく増加し、時効により不納欠損を迎えている。調定額の増加に伴い不納欠損も増加している。

平成２１年度における不納欠損の集計は【表Ｉ－１４】のとおりである。過去５年間の不納欠損の推移は【表Ｉ－１５】のとおりである。

【表Ｉ－１４】

平成21年度　不納欠損集計表

決算年度	区分	人数	件数	金額
19	A	5,785	27,901	404,696,100
	B	0	0	0
	計	5,785	27,901	404,696,100
18	A	4,357	6,911	110,904,612
	B	1	1	14,100
	計	4,358	6,912	110,918,712
17	A	451	1,468	28,068,379
	B	0	0	0
	計	451	1,468	28,068,379
16	A	661	2,457	50,143,680
	B	1	8	166,900
	計	662	2,465	50,310,580
15	A	340	526	13,538,124
	B	1	1	3,000
	計	341	527	13,541,124
14	A	69	170	4,019,926
	B	0	0	0
	計	69	170	4,019,926
13	A	34	120	3,250,910
	B	0	0	0
	計	34	120	3,250,910
12	A	18	56	1,241,736
	B	0	0	0
	計	18	56	1,241,736
11	A	23	70	1,533,665
	B	0	0	0
	計	23	70	1,533,665
10	A	14	54	1,523,600
	B	0	0	0
	計	14	54	1,523,600
9	A	12	33	992,646
	B	0	0	0
	計	12	33	992,646

決算年度	区分	人数	件数	金額
8	A	6	13	192,350
	B	0	0	0
	計	6	13	192,350
7	A	2	3	22,900
	B	0	0	0
	計	2	3	22,900
6	A	2	3	48,600
	B	0	0	0
	計	2	3	48,600
5	A	1	5	143,500
	B	0	0	0
	計	1	5	143,500
4	A	2	4	63,900
	B	1	3	53,100
	計	3	7	117,000
3	A	1	1	19,000
	B	0	0	0
	計	1	1	19,000
2	A	2	5	123,060
	B	0	0	0
	計	2	5	123,060
1	A	1	4	76,500
	B	0	0	0
	計	1	4	76,500
63以前	A	25	92	2,195,340
	B	0	0	0
	計	25	92	2,195,340

計	A	11,806	39,896	622,798,528
	B	4	13	237,100
	計	11,810	39,909	623,035,628

※　A…地方税法18条（5年時効）、又は国保法110条（2年時効）による欠損
　　B…地方税法15条－7（3年時効）による欠損（執行停止）
※　人数の項目は複数年度に不納欠損がある場合、それぞれの年度に対しカウントしている。

【表Ｉ－１５】

国民健康保険料（税）の不納欠損の推移

決算年度	人数	件数	不納欠損額（円）
17	5,976	28,472	385,179,814
18	6,888	37,540	512,132,301
19	7,396	38,942	542,366,666
20	7,549	42,122	650,668,175
21	7,513	39,909	623,035,628

【表Ｉ－１６】

平成21年度不納欠損額別集計表

金額区分	人数	件数	不納欠損額（円）
0～ 99，999	5,529	23,363	178,986,700
100，000～199，999	1,122	8,053	161,319,329
200，000～499，999	781	7,239	226,375,629
500，000～999，999	77	1,113	49,931,020
1，000，000～	4	141	6,422,950
合計	7,513	39,909	623,035,628

平成22年3月31日現在

キ.　延滞金

国民健康保険法第７９条第３項は、徴収金を滞納した者に対し、督促をしたときは、延滞金を徴収することができる旨を規定し、市は久留米市国民健康保険条例第２４条第１項において、納期限後に保険料を納付する場合においては、年１４．６％（当該納期限の翌日から１箇月を経過する日までの期間については年７．３％）の割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない旨を規定している。

但し、延滞金を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に１，０００円未満の端数があるとき、またはその額が２，０００円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。また、延滞金に１００円未満の端数があるとき、またはその額が１，０００円未満であるときは、その端数金額またはその全額を切り捨てる。

延滞金徴収実績の年度別推移は、【表Ｉ－１７】のとおりである。

【表Ｉ－１７】

年度別延滞金収納実績　（単位：千円）

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1,025	2,975	1,827	1,955	2,291	2,554	3,512

また、久留米市国民健康保険条例第２４条第５項において、保険料の納付義務者が納期限までに当該保険料を納付しなかったことにつき、特別の理由があると認めるときは、延滞金の全部または一部を減免することができる旨が規定されている。久留米市では、同条項を受けて国民健康保険料に係る延滞金減免取扱要綱を作成しており、減免が可能となる特別の理由を列記している。

延滞金減免取扱要綱第６条において、減免を受けようとする者は当該理由と減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して延滞金減免申請書を提出し、認められれば延滞金が減免される。

延滞金減免取扱要綱の運用にあたっては、延滞金が納期限を経過した期間に対する金利的性格及び行政罰的性格により徴収されるものであるから、この延滞金をみだりに減免することは納期限内に納付した被保険者との間に不公平が生じるので、延滞金の減免にあたっては厳正なる運用をすることが必要であり、同要綱の第２条においてその旨が規定されている。

延滞金の減免実績の年度別推移は、【表Ｉ－１８】のとおりである。

【表Ｉ－１８】

延滞金減免実績

（単位：円）

平成１９年度	現年分	5,044,800
	繰越分	33,442,500
	計	38,487,300
平成２０年度	現年分	5,008,100
	繰越分	34,257,042
	計	39,265,142
平成２１年度	現年分	4,378,600
	繰越分	30,956,600
	計	35,335,200

※　以上の図、表については、いずれも市から提供された資料（その資料に基づき監査人が一部編集したものも含む）による。

Ⅱ　監査手続

平成２１年度の国民健康保険事業特別会計について以下の項目について監査を実施した。

１．国民健康保険運営協議会が適切に開催され運営されているか

平成２１年度に開催された国民健康保険運営協議会議事録を入手し、運営の方法、討議の内容を検討した。

２．保険料が合理的に決定されているか

国民健康保険運営協議会議提出資料を入手し、平成２２年４月１日改定の保険料率が合理的に決定されているかを検討した。

３．予算が合理的に策定されているか

国民健康保険特別会計の予算は保険料率算定の基礎になるとともに、財政基盤を安定化させるためにも、予算の精度を高めることは重要である。「平成２１年度の国民健康保険事業特別会計決算見込」（国民健康保険運営協議会提出資料）を入手し、予算と決算の差異分析内容を検討した。

４．賦課業務について

(1) 保険料の賦課業務が適切に行われているか

国民健康保険システムの概要図を入手し被保険者の把握が適切になされており、賦課計算が適切に行われているか検討した。

(2) 未加入者の把握が適切に行われているか

・未加入者の把握方法と防止方法について担当者に質問した。
・国保資格取得における遡及適用データを入手し、発生件数と推移を分析した。

(3) 未申告者の処理が適切に行われているか

・未申告者の把握方法と処理の方法について担当者にヒアリングした。
・平成２１年度未申告者対策統計を入手し、市の対策と未申告者数の推移を検討した。

(4)　短期被保険者証の発行管理が適切に行われているか

・久留米市国民健康保険料滞納世帯に係る事務取扱運用基準を入手し、短期被保険者証の発行手続と管理について担当者に質問した。
・短期被保険者証交付者の台帳を閲覧した。
・制限保険証交付者調を入手し短期被保険者証発行世帯の推移を作成し分析した。

(5)　資格証明書の発行管理が適切に行われているか

・「久留米市国民健康保険料滞納世帯に係る事務処理要綱」及び「同事務取扱運用基準」を入手し、資格証明書の発行手続と管理について担当者に質問した。
・弁明書の送付状況について担当者に質問した。
・制限保険証交付者調を入手し資格証明書交付世帯の推移を作成し分析した。
・中核市の資格証明書の交付状況を入手し分析した。

(6) 保険料の減額手続が適切に行われているか

・保険料の減額処理の方法と管理について担当者に質問した。

(7) 保険料の減免手続が適切に行われているか

・久留米市国民健康保険料減免取扱要綱を入手し、減免手続と管理の方法について担当者に質問した。

・減免申請書（収入状況報告書含む。）の一部を入手し減免申請の手続が適切に行われているか検討した。

・「久留米市国民健康保険料減免取扱要綱の年度別運用状況」を入手し分析した。

5．収納業務について

(1) 収納に関する事務内容

ア．　収納率向上のための事業（１）

収納率を高める方策として現状の各制度に問題点はないか検討した。

イ．　収納率向上のための事業（２）―納付指導員について

① 納付指導員の制度そのものに問題点はないか検討した。

② 納付指導員の報酬体系に問題はないか検討した。

③ 納付指導員制度が市の財政面から有効かつ効率的に機能しているか検討した。

ウ．　収納率向上のための事業（３）―国民健康保険料収納率向上対策実施計画書について

① 国民健康保険料収納率向上対策実施計画書の内容が適切か検討した。

② 国民健康保険料収納率向上対策実施計画書が実務上実効性あるものとなっているか検討した。

エ．　収納率向上のための事業（４）―平成２４年度に予定する新システムの導入について

平成２４年の新システムの導入について事前に十分な検討がなされているか検討した。

オ．　収納率向上のための事業（５）―税収納推進課との連携について

税収納推進課との連携が実効性ある内容となっているか検討した。

(2) 滞納整理事務一般について

ア．　滞納整理に関する組織と体制について

① 滞納整理を行う部署として適切な組織、人員体制を整えているといえるか検討した。

② 滞納整理を行うにつき組織として十分な対応ができる能力基盤を備えているか検討した。

③ 機動力ある組織の体制が構築されているか検討した。

イ．　滞納整理に関するマニュアルの整備について

滞納整理手続について明確かつ客観的に基準等のシステム作りがなされているか検討した。

ウ.　過年度繰越分の滞納者リスト

①　滞納繰越分の滞納者に関する管理は適切か検討した。

②　滞納繰越分の滞納者に対する徴収は適切な運用がなされているか検討した。

(3) 滞納整理の具体的手続について

ア.　督促状の発送

督促状の発送が適時適切になされているか検討した。

イ.　催告書の発送

催告書の発送手続が適正になされているか、また発送手続が効率よく行われているか、経済合理性があるか検討した。

ウ.　電話催告

①　電話催告が適切な滞納者を対象に適正に行われているか検討した。

②　電話催告の手続が時期及びその内容について効果的な方法で行われているか検討した。

エ.　分割納付

①　分割納付の採用手続が適正に行われているか検討した。

②　分割納付の管理が適正になされているか検討した。

オ.　滞納処分（差押え）

①　滞納処分としての差押えの手続が適切に行われているか検討した。

②　差押えの対象範囲が広く検討されているか検討した。

カ.　不納欠損

不納欠損の処理が適切に行われているか検討した。

キ.　延滞金

①　延滞金の徴収が法令に基づいて適正に行われているか検討した。

②　延滞金の減免が条例及び延滞金減免取扱要綱に基づいて適正になされているか検討した。

６．窓口業務（現金収納）が適切に行われているか

・健康保険課の窓口業務（現金収納）について担当者に質問した。

・監査当日（平成２２年１１月１７日）の現金送達日計表の写しを入手し、納付書、未収状況照会、分納状況照会、現金領収書（控え）、納付原簿照会、滞納管理票と照合した。

７．給付業務について

(1) レセプト審査が合理的に行われているか

・レセプト審査方法について担当者に質問した。

・「レセプト点検効果額調」を入手し県の平均効果率と比較した。

・国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託の契約締結について（伺い書）を入手し、契約締結の合理性を検討した。
・業務委託契約書を入手し、契約内容の妥当性を検討した。

(2)　第三者行為求償事務が適切に行われているか

－第三者行為求償事務とは－

交通事故等、第三者の不法行為によって生じた保険給付について、加害者に対して損害賠償請求をすることであり、国民健康保険法第６４条第１項に規定されている。

・第三者行為求償事務手続について担当者に質問した。
・発生件数と完了、解除、継続の推移について分析した。
・平成２１年度の不納欠損処理の妥当性を検討した。

(3) はり・きゅう・マッサージ助成事業が適切に行われているか

久留米市は健康保険事業の一環として、久留米市国民健康保険の被保険者及び久留米市に住所を有する高齢者等のはり・きゅう・マッサージ施術料の助成を行っている。

・はり・きゅう・マッサージ助成の事務処理について担当者に質問した。
・受診証交付申請書を閲覧した。
・久留米市指定はり・きゅう・マッサージ師一覧表を入手し、はり・きゅう・マッサージ指定申請書と照合した。
・平成２２年９月施術分の集計表を入手し、施術者ごとに請求書、交付決定通知書と照合し、一部を抜き取りはり、きゅう､マッサージ施術明細書と照合した。

Ⅲ　問題点等

以下、各項目について個別に結果を述べる。

１．国民健康保険運営協議会が適切に開催され運営されているか

平成２１年度の討議の内容は平成２２年４月１日が２年ごとに行われている保険料率の改定期になっているため、旧１市４町の不均一賦課を改め統一保険料を採用することを含めて慎重に討議が行われている。久留米市の現状分析から保険料率改定について複数の案のシミュレーションを行い最終的な判断に至るまで詳細な討議がなされており内容的にも問題のないものであった。

しかし、運営協議会の委員の報酬は１日当たり５，３００円と定められているが、討議の内容と責任を考慮すると低い水準ではないかと思われる。国民健康保険制度は多くの問題を抱えており今後の運営についても国民健康保険運営協議会の重要性は増してくるものと思われる。報酬の増額も検討すべきと思われる。

２．保険料が合理的に決定されているか

保険料率の決定について国民健康保険運営協議会において十分な検討がなされ合理的に保険料率が決定されており問題はない。

しかし、現行の保険料では久留米市国保財政の収支状況が悪化していくことは避けられない。収支状況を改善するには以下の方法が考えられる。

① 保険料を引き上げる。

② 収納率を向上させる。

③ 保険給付費の支出を抑える。

④ 法定外の一般会計繰入を認める。

①について１人当たり保険料は中核市の中で２３番目と中位にありながら２００万円所得モデルの１世帯当たりの保険料が中核市の中で５番目に高く、県内で一番高いということは低所得層の構成割合が多いということであり、保険料率の引き上げは収納率の低下につながりかえって保険料収入を減少させるという説明を十分に裏付けている。保険料の引き上げは限界に来ているとも考えられる。

②と③については久留米市で既に取り組んできた事であり、今後も継続して努力していかなければならないことである。

④の法定外の一般会計繰入については、現在久留米市では保険料の減免制度に基づく減免分の補填として平成２１年度で１０８百万円の繰入を行っているのみである。国民健康保険運営協議会においても他市の状況などを見ながら法定外の繰入を検討している。法定外の繰入は国民健康保険加入者以外の市民の税金を国保財政に投入することになるので慎重になるべきであるが、久留米市の国民健康保険料が高い理由の一つに久留米市が全国平均を上回る医師・病床数や高度医療機能の充実など恵まれた医療環境にあることで療養給付費が高くなっているということがあるのであれば、それは国民健康保険加入者以外の市民も同様に恩恵を受けているということであるがその人たちの保険料には反映されていない。このことは国保加入者との公平を図るための法定外繰入として一般会計からの繰入を認める理由の一つにはなるのではないかと思われる。

３．予算が合理的に策定されているか

予算額と決算額の金額の差異が大きな項目は以下のようである。

（単位：千円）

	項目	予算	決算	差異
（収入）	療養給付費等交付金	1,100,384	2,271,143	1,170,759
	財政安定化支援事業（一般会計繰入金)	877,857	480,172	△397,685
	基金繰入金	565,411	0	△565,411
（支出）	保険給付費（一般被保険者分）	22,154,201	21,685,985	△468,216

① 療養給付等交付金については年金特別便等の調査によって、国民健康保険加入者のうち退職者医療保険制度適用者若しくは前期高齢者医療制度の適用者として処理されるべきではなかったかと思われる人のリストが国保団体連合会から送られてきたことにより久留米市で調査

の上、該当者について過去５年分に遡り振替処理を行ったことにより社会保険診療報酬支払基金から入金が１１億円強あったためである。

② 財政安定化支援事業は交付金の係数が変更になった影響によるものであり、予算編成時には予期できない性質のものである。

③ 基金繰入金については平成２１年度は当初は支出超過の予算となっており、これを補填するために過年度に積み立てていた基金を取り崩すこととしていたが、実際の決算では①の退職者の振替で収入が支出を上回ったため繰入が不要となったものである。

④ 保険給付費の減少はインフルエンザの流行が抑えられたことと①の退職振替に伴い一般被保険者の保険給付費が減少したためである。

①～④の事項で保険料率の計算上は直接影響する項目はない。又、療養給付費等交付金については国の責任に負う部分が大きいが、退職被保険者等に係る調整対象基準額等のように毎期発生する項目について予算の計上が漏れているといった点もある。安定した財政運営を図るためには、更に予算の精度を向上させる必要がある。

４．賦課業務について

(1) 保険料の賦課業務が適切に行われているか

国民健康保険加入者の資格管理は国民健康保険システムで行っており、市民税マスタの所得情報を読み込むことにより保険料が自動計算される。過去にも保険料自体の計算で誤りが発生したことはなく特に問題は認められなかった。

(2) 未加入者の把握が適切に行われているか

被用者保険からの異動による加入者については、全国健康保険協会等他の保険者との連携がとられていないので本人の届け出を待つしかない。

転入者の加入手続については転入時に隣の市民課で加入を指導しており、漏れは殆ど生じていないとのことである。

生活保護廃止からの加入については、生活保護廃止の証明書を本人から届け出ることになっているが、ケースワーカーが対象者の事情を熟知しており必要な場合は同行して届け出るなど漏れは生じていない。

国保取得時の遡及適用のデータを見ると１ヶ月～４ヶ月の間の遡及適用の被保険者が多い。このようなケースは国保の加入手続が何らかの理由で遅れたにすぎないと思われる。全国健康保険協会等他の保険者との連携がとられていないために非効率になっている。全国健康保険協会等他の保険者とのデータの受け渡しが可能になるように国に働きかけることが必要である。

これとは別に未加入者の中には、意図的に保険料を支払わず、いざ病気になったときに過年度の保険料を納めて国民健康保険に加入するといったケースも少なからずあるようである。保険料の場合は時効が２年と短いため保険料の支払いは最大で過去の２年分と当年度分の支払ですむことになる。時効が５年と長い国民健康保険税方式への変更も検討してもよいのではないかと思われる。

(3) 未申告者の処理が適切に行われているか

久留米市国民健康保険条例第２７条では保険料の賦課徴収について必要があると認めるときは、保険料の納付義務者に対して、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他必要と認める事項を申告させることができるとされている。その場合の申告は所定の「久留米市国民健康保険料申告書（第５号様式）」によらなければならないとされている（久留米市健康保険条例施行規則第１３条）。

実際には、加入時は均等割納付額のみ計算し、所得割については税システムのデータを使用して納付書を作成し送付している。現状では規則と実際の運用が一致していないため実際の運用を規則に合わせるか、規則を実態に合わせて改正することが望ましい。

未申告対策は未申告世帯、未申告被保険者の減少でも一定の成果を上げていることが認められるが、県の指導の２．０％を上回っている水準にあるため未申告者に対して一層の働きかけが必要である。

(4) 短期被保険者証の発行管理が適切に行われているか

① 短期被保険者証は、はり・きゅう・マッサージについて給付の制限がある以外は通常の保険証と同様の給付が受けられるため病気になったときに短期被保険者証の発行を受けるといったケースもあると思われるが、そういった場合にも納付の意思が確認できる場合は発行せざるをえない。短期被保険者証の有効期間を現行の３ヶ月よりも短い１ヶ月の期間のものの発行を行うなどの方法で対処することも必要と思われる。

② 短期被保険者証の交付者については健康保険課の担当者が担当地区ごとに紙の台帳を残しており納付誓約書とともに綴じている。一覧性が無いため窓口対応や担当者が代わった場合など時間がかかり非効率になっている。システム化することにより効率を上げる必要がある。

(5) 資格証明書の発行管理が適切に行われているか

資格証明書交付者の状況について経年履歴のわかる形で資料が残されていない。「給付移動記録簿」があるが、新規の対象者のみである。訪問は頻繁に行っており担当者ごとの紙ベースでの記録はあるので、情報の共有化と合理化のためにシステム化し管理する必要がある。

(6) 保険料の減額手続が適切に行われているか

久留米市では所得税システムのデータを国民健康保険システムに取り込むことにより、個人毎の軽減割合と軽減額が自動計算されるため軽減漏れといった事態は生じていない。特に問題は認められなかった。

(7) 保険料の減免手続が適切に行われているか

減免制度について、パンフレットにより通知するとともに納付相談時に制度の利用を指導している。減免申請書も必要な資料が取りそろえられており事務処理上の問題は特にない。

減免の適用による保険料の不足分については法定外の一般会計からの繰入として市の財政を圧迫することになる。

５．収納業務について

(1) 収納に関する事務内容

ア．　収納率向上のための事業（１）

①　久留米市は、口座振替等による納付の促進について、納付書と口座振替依頼書の送付や、広報誌、タウン誌、清掃車、ダイレクトメール等の広報による口座振替の勧奨を行ってはいる。

しかし、より積極的な口座振替の勧奨活動の実施は行っていない。納期限を徒過した被保険者の中で納付指導員による訪問徴収に応じることができるような世帯の場合、その理由が支払能力ではなく、被保険者の納付意識に問題がある場合にはより強く口座振替を勧奨すべきであろう。滞納者の中で納付指導者による訪問により納付した世帯をリストアップし、通常の訪問と異なり集中的に口座振替の勧奨のための訪問を実施することも検討してもよいと考える。

一部の市では国民健康保険加入時に納付方法として口座振替又は集金のいずれかを選択させているケースもある。これにより口座振替の割合が高くなれば収納率の向上を図ることができる。一方で集金の世帯数が増えれば納付指導員等の増員等経費負担が増えることや強制化が可能かどうか等の問題があることから、当該制度は他の自治体の実績や意見聴取等をふまえて今後検討すべき課題と考える。

②　定期納付分の残高不足による口座振替の再振替については、平成５年度より実施しており、現在、本振替日後１０営業日後に再振替を実施している。

この点、偶数月については、最も有効な再振替日は年金振込み日である１５日であるが、現状ではその点は考慮されていない。平成２４年度に実施予定の新システム導入により技術的に日程等の変更が可能となるよう働きかける必要がある。

分納についても６月以外は口座振替が可能であるが、技術的に再振替ができないことから、この点についても新システムでの導入に際して改善されるべき点である。

③　休日納付相談日の実施については、毎年１２月の休日納付相談と年度末と年度始めの日曜日の全庁的な休日窓口開庁が実施されてはいるが、出納閉鎖期間を除く年間１０期の納付期限にあわせて休日窓口開庁がなされれば、被保険者による窓口納付や分納誓約、口座振替の申込などが期待できる。被保険者の利便性を考慮すれば、少なくとも年度末と年度始めのみではなく、四半期に一度は休日窓口開庁を行うことが望ましい。今後の検討課題である。

④　夜間納付相談日の実施については、前記のとおり毎週木曜日は午後７時まで窓口の延長をしているが、これは市の方針である。

平成２４年に新システムに移行した後、定期的に午後７時のシステムの稼働時間を延長することにより、夜間相談窓口を設置することができるように新システムを構築すべきであり、そのように働きかける必要がある。

⑤　コンビニ収納については、久留米市では実施されていないが、コンビニ納付は、２４時間入金可能で、店舗も多いため納付者の納付機会の拡大効果が大きいと考えられる。実際の導入には入金データの速報値と確定値の対応ができなければならず、現状のシステムでは対応できないでいた。平成２４年導入の新システムは、標準でコンビニ収納に対応しているということであり、導入後の実施に向けて業務内容についてさらに検討する必要がある。

コンビニに対する口座振替奨励制度の導入やコンビニ納付が可能となった後の納付指導員の業務内容の再検討など検討事項は少なくない。

⑥　居所不明者の調査については、住民票上の住所に居住していないと証言を得られた場合等の要件を満たせば調定額から除外することができ収納率の向上が期待できることから納付指導員によって積極的に行われている。

しかし、収納率の向上を目標にするあまり詳細調査をすれば容易に居所が判明し住所変更等の手続により収納が期待できたにもかかわらず、調査が十分ではなく住民票上の住所に居住していないとの証言獲得が安易に行われるのでは収納を基本とする本来の制度からすれば本末転倒である。

そのためには納付指導員に対する調査のための具体的要領の作成や指導員に調査内容の具体的報告を求め、客観的判断ができるよう決裁権者も含めた手続の整備をさらに行うべきである。

⑦　高額滞納者に対する対応については、高額滞納者の基準として１０万円という基準が適切かどうか、すなわち滞納額順にリストアップした一覧から抽出した高額滞納者の人数が健康保険課において重点的納付指導を実施しうる事務能力の範囲内にあるかどうかが基準となろう。とすれば、高額滞納者の基準を見直す余地がないかどうかについても今後の検討課題である。

現状では、高額滞納者リストに基づき臨戸及び電話催告で重点的に接触を図るという運用がなされているが、滞納者リストの現状調査の実績については、具体的実績の集計がなされていない。高額滞納者の対策が実効性あるものとするためには、現状調査の実績に基づきその評価と運用の改善を行う必要がある。平成２４年の新システムの導入後は高額滞納者リストから他の条件入力でさらに新リストを瞬時に抽出できる機能や滞納者個別情報にシステム上でアクセスできるような機能を新システムに導入すべきである。

イ．　収納率向上のための事業（２）―納付指導員について

①　現状の納付指導員の制度は、久留米市内を１９地区に地区割りを行い、１８名の納付指導員で担当している。

納付指導員の多くは契約更新を毎年繰り返し、納付指導員制度導入以来一度も担当地区が変更されていないのが現状である。長期間同じ地区を担当することにより発生するモチベーションの低下や滞納者とのなれ合い等を防ぐため、今後納付指導員の担当地区の見直しも考慮すべきと考える。また、地区割りは各地区の調定額を参考にしてなされているが、訪問しやすい地理的な効率性も考慮して地区割りを行うことも考慮すべきと考える。

久留米市では納付指導員制度導入からすでに２０年を経過しており、今後、指導員制度については上記の問題点もふまえつつ他市の状況等調査のうえで民間への業務委託も含めた業務の見直しを図ることも考慮すべき問題点と考える。

②　納付指導員の報酬については、電話催告の業務を含んでいるものや、口座勧奨を専門とする職員など各自治体で指導員の業務内容が異なるため他の自治体と単純に比較することはできないが、報酬の内容は概ね基本給と能率給で構成されているようである。平均報酬額は２００万円から３００万円の自治体が多く、久留米市の納付指導員の報酬は５２頁のとおり平均して２３５万円であることから他の自治体と比較しても特に突出しているわけではない。また能率給を採用しており努力に比例して歩合率が高くなる基準を採用していることも指導員の徴収意識を高めるものとなっており、とくに報酬体系について問題は見あたらない。

③　納付指導員制度を市の財政面からみると、年度をまたがっている実績ではあるが平成２１

年６月から平成２２年５月までの１年間の国民健康保険料に関する徴収額は４億４，４４３万円であり、平成２１年度現年度一般の国民健康保険収入済額６５億１，３１３万円の約６．８％となっている。前記（５１頁）のとおり年間の納付指導員１人あたりの徴収額は、約２，２５９万円で、介護保険料、後期高齢者医療保険料まで含めると年間２，４６８万円の徴収額となっている。納付指導員１人あたりの年間平均報酬額は約２３５万円である。

当該収支をどのように評価するかについては２０年前の制度導入前との比較ができず非常に難しい問題があるが、徴収額の１０．４％（納付指導員に対する支払報酬額４，６３６万円／納付指導員による国民健康保険料の年間徴収額４億４，４４３万円）程度で現年度一般の国民健康保険収入済額の約６．８％を徴収していることからもその有用性は自ずと明かである。

問題は、６．８％という数値が納付指導員による徴収額として適切であるのか、すなわちより納付指導員の規模を拡大して納付指導員による徴収率を高める必要があるのか、また制度の見直しや、納付指導員の徴収効率に対する意識を高めることにより納付指導員１人あたりの徴収効率を高めることができるのかという点であろう。

前者については、滞納世帯のうち家庭経済上の問題で納付能力がない世帯と納付能力はあるが納付意識が低い世帯の割合がどれほどのものかということが重要な要素である。しかし、これを具体的に分析することは非常に困難な作業を要し、また現実的にも困難である。また、他の自治体との納付指導員の徴収率（国民健康保険料の年間徴収済額に対する納付指導員による収入額の割合）や徴収効率（１人あたりの平均徴収額や報酬額との比較）の比較も参考にはなるが、自治体の特殊事情等もあることから久留米市における経年実績を参考にするのが最も望ましい。久留米市では、これまで約２０名の納付指導員を各地区に配分してきたが、現年度一般の滞納率が増加してきている現状や滞納世帯の増加に伴う納付指導員未対応の世帯が少なくないことなどをふまえれば、早期の納付指導の実施を可能にするため、さらに嘱託職員を数名増員して実績と徴収効率を検討する必要があろう。また、民間業者との業務委託契約を締結することにより人数や人員配置についても検討させ効率化を図ることも必要な場面もでてくるものと考える。

後者の徴収効率の点については、納付指導員については市の担当者と年 1 回個別面談を実施し、年間の徴収目標等について申告をしている。しかし、その目標と実績の比較検討や原因分析等は個別になされていないのが現状である。能率給が採用されているとはいえ、それらの分析なくして納付指導員にさらなる徴収額の増加を求めるのは難しいであろう。徴収率については担当した各地区の特殊事情もあり、一概に担当の納付指導員の業務の不効率性を問題にするということはできないであろうが、そうであれば前述のように地区割りの見直しや担当地区の交代など納付指導員の中での業務内容の平準化を図ることが必要であると考える。

ウ．　収納率向上のための事業（３）―国民健康保険料収納率向上対策実施計画書について

同計画書は、新システムへの導入後の実施を予定している計画以外の具体的な計画に対する年度経過後の検証作業がなされていない。また、目標を記載してあるものの具体的な実施のための方策について定められていない箇所も少なくなく、同計画書の内容が業務に生かされていない。毎年計画書と実績の検証作業を行い、実現達成したものと未達成のものとを峻別し、同計画書を実効性あるものとすべきである。

エ.　収納率向上のための事業（４）―平成２４年度に予定する新システムの導入について

前記のとおり現状における口座振替等のシステムの技術的な問題により制約されているところが多く、平成２４年の新システムへの導入にその問題点の改善の多くが委ねられている。

本件システムの導入による抜本的なシステムの改善は、これまでの事務処理やシステム上の改善をするうえで限られた機会であり、十分に時間をかけて、また関係部署から現場レベルの意見を拾い上げて集約し、予算の範囲内で可能な限り採用すべきと考える。

具体的には、前述した全庁的に新システムについて検討するワーキンググループが十分に機能することが必要であり、現在進行中であることから今後の検討に期待するところである。

オ.　収納率向上のための事業（５）―税収納推進課との連携について

市の健康保険課では、税収納推進課にあるような一定条件を抽出して横断的に被保険者の収納状況等のデータを抽出して検討できるようなシステムはない。そして、税収納推進課と健康保険課では両課の技術的なシステムの制約から情報そのものをオンラインで繋ぐことができないのが現状である。

したがって、健康保険課では滞納者の情報の交換については個々の滞納者毎に税収納推進課に対して照会をかけて情報を入手している。

このような現状は、非常に非効率である。平成２４年度に予定する新システムの導入に際しては、複数の条件を設定しても市税の滞納者等の該当者を抽出できるシステムで、その該当者の一覧の情報を瞬時に健康保険課でも入手できるような新たなシステムを導入すべきである。

(2) 滞納整理事務一般について

以下では督促納期期限後の未納者を対象とした催告から完納もしくは不納欠損処理までの一連の手続について検討する。

ア.　滞納整理に関する組織と体制について

久留米市では、一般現年度分の収納率が、９１．２１％→９０．４７％→９０．１９％と悪化してきている。また、滞納繰越分については、近年収納率が著しく改善しているという傾向もなく、かつ平成21年度において収納率が９．６８％と中核市４０市の中で２９位と成績の悪いグループに入っている。このように催告書送付、電話や臨戸、差押え等の滞納処分手続を実施すべき世帯数の増加が明らかな状況で組織を再編したとはいっても滞納処分に関わる保険料チームが過年度と同じ１７名というのは明らかに人的体制として十分とはいえない。

市の税収と同様に国民健康保険料の滞納整理手続の積極的な実施が財政面から重要な課題になってきている今日の状況において、滞納世帯数の増加による健康保険課の事務量の増大は必然であり、新システムの導入による事務の効率化と併せて人員の増加を含めた抜本的な組織の拡充が必要である。

また、職員の中で新規異動対象者については、収納消し込み及び滞納整理業務の基本的研修を実施するとともに、県主催の滞納整理研修に参加している。強制執行手続を強化する目的から、一名の担当職員が一週間程度の長期間、滞納処分に関する研修に派遣され参加している。

しかし、研修の参加者は少なく、研修時間も滞納整理の実務上の具体的手続を把握するには少なすぎる。今後、人的体制のみではなく、上記の研修のような職員の知識の向上とノウハウ取得等業務内容の質を高めるための対策も検討課題である。

さらに、税収納推進課とは異なり、収納チーム（現保険料チーム）の中で現年度分の滞納整理と過年度分の滞納整理に分けたうえ、それぞれの中でさらに催告や滞納処分等の手続の段階に応じて分類し、その一部を収納チームの担当者が分担して受けもつようなシステムにはなっていない。今後、機動的かつ効率的に滞納整理に関わる手続を進めていくためには収納チーム内の職員間で専門的に担当分担制を進めていく必要があろう。そのためには手続に対応した詳細な事務手続き実施要領（マニュアル）の整備も行う必要がある。

イ．　滞納整理に関するマニュアルの整備について

担当職員に聴取したところ、各手続においてどのような基準で誰が決裁を行うのか明確な規定はなく、担当職員個々の知識と経験に基づいて判断されており、個々の事案に応じて対応している。新しい滞納システム導入後にシステムに応じた滞納整理方針マニュアルを整備する予定であるとの回答を得た。

ある滞納事例について事務処理の判断が区々となれば同様の事例において結論が異なる結果を招いたり、担当職員の恣意的な運用の余地をのこすことになり、納税者の公平を害することとなる。したがって、担当職員の事務処理方針の指標となる明確な基準と決裁権者が盛り込まれたマニュアルが整備されることが望ましい。

久留米市では、健康保険課においてそのような滞納整理に関するマニュアルは未だ整備されておらず、ある程度担当職員の判断に任されており、事案に応じて対応しているとのことである。

したがって、平成２４年の新システム導入を機に導入までにはマニュアルの整備も完了すべきであると考える。

ウ．　過年度繰越分の滞納者リスト

健康保険課における滞納繰越分に関する滞納者情報は、一つの手書きファイルに管理されている。担当者は、滞納者毎に当該ファイルを閲覧してその事務処理を進めており、横断的にデータを閲覧できないことで、効率性を欠くばかりではなく、滞納者間で取扱を異にする結果となり、問題である。

平成２４年の新システム導入を機に滞納繰越分に関するデータ管理・事務処理も可能となるよう働きかけるべきである。

エ．　具体的手続

納期限未納者に対する督促状発送後の手続については（3）滞納整理の具体的手続についてで詳述する。

(3) 滞納整理の具体的手続について

ア.　督促状の発送

督促状の発送については、調定額に対する督促状送付対象の滞納額の割合について、平成１９年までは、１７％台であったものが、平成２０年度には２０％を超え、平成２１年度に至っては２３．２７％と著しく増加している。期限内に納付していない世帯数は年間１０期の実数で、実に１０万件を超えている状況である。

督促状の作成手続については、平成１９年度からは情報政策課において健康保健課から得られた基本データに基づいて電算システム利用して作成していることから、基本データに間違いがない限り正確に作成されることから問題はない。

督促状の封入封緘作業は外部に業務委託しており、その後、健康保険課において基本データ作成後に納付された被保険者分の督促状の抜き取り作業を行っている。この抜き取り作業は、毎期毎に職員１名及び臨時職員２名で２～３時間程度の時間をかけて行われているということであった。

すでに納付済みの場合の謝罪を明示してすべての世帯に送付することも可能であると考えるが、上記人件費をかけて抜き取り作業を行うか、行わずに送料をかけて送付するかという費用対効果の観点から判断せざるを得ないものと考える。今後、検討すべき課題である。

イ.　催告書の発送

滞納事案に対しては、支払能力があるにもかかわらず納期限を失念したり、一時的に支払能力を欠いていたりもしくは納付意識が低く納期限を守らずに納付を行っていない被保険者が少なからずいる。このような滞納者に対し、初期の段階で催告することは保険料の納付意識を高める意味で有効かつ経済合理性のある方法である。

そして、催告書は、多数の滞納者に対する納付指導が効率的に行うことができ、また転居や居所不明の滞納者がいるかどうかの確認ができ滞納整理手続の中でも有効な手段である。

久留米市の国民健康保険料の場合には、平成２１年度において督促状を発送した後も納付を行わない滞納者のデータは、金融機関から市の出納室を通して情報政策課において消し込み作業が行われ、健康保険課にその時点の滞納者データが送られる。健康保険課で把握した分納誓約者や窓口入金等により納付がなされた滞納者を除外した滞納者すべてを対象に催告書Ｂは送付される。催告書Ｃについても、電話催告がなされた後に納付もしくは分納誓約が得られた滞納者を除外したデータを基に催告書Ｂの支払期限後に同様の手続が行われる。催告書Ｄについても納付指導員の納付指導や電話催告の後に納付があったもの、分納誓約があったものを除いて送付される。これらの手続は定期的に行われ、事務処理上特に問題点は見あたらない。

しかし、電話催告等で分納誓約をしたものの分納誓約書が出ていない滞納者に対しても除外の対象となっていることから、その後に分納誓約書が出され分納計画書に従って納付されていれば問題ないが、そうでない場合催告すべき滞納者を催告の対象から除外してしまったままになる可能性がある。

また、以下の電話催告でも述べるが、催告書Ｂの送付後、納付がなかった滞納者に電話催告を行い、それでも納付がなかった場合に催告書Ｃを送付する手続の流れとなっている。　２ヶ月連続での催告書の送付の手間と費用を考えると督促状送付後の滞納者に対して一斉に電

話催告を行い、その後も未納者に催告書を送付するという方法も考慮の余地があるかも知れない。

ウ.　電話催告

初期の段階で行う催告のうち保険料の納付意識を高める意味で有効かつ経済合理性のある方法の一つとして電話催告がある。電話による催告は経済合理性のみではなく、担当者が滞納者に対して直接口頭で納付を催促することで滞納者の意識に直接働きかけることができより高い効果がえられる事例も少なくない。

この点、久留米市では国民健康保険料について催告書Ｂ記載の納期限に納付がなくその後に電話催告を嘱託職員が行っている。このことから電話催告の時期は、本来の納期限から２ヶ月近く経過した時期になされることになる。

電話催告による時期としては、納期限徒過後できるだけ早い時期に催告をしたほうがより効果的であるともいえる。

この点、久留米市の税収納については、督促状の納付期限後、催告書送付前の未納者を対象に納期限後２～３週間程度の期間で電話催告を行い、月末の催告書の発送までに完了している。電話催告業務について民間委託の実施を行っており、平成２１年度７月から９月まででみれば架電件数２，５４１件のうち納付を確約した引継件数は１，１５７件であり、そのうち８７６件(７３．９８%) について収納確認ができている（平成２１年度久留米市包括外部監査報告書)。

久留米市の国民健康保険料の場合には、平成２１年度において督促状を発送した後も納付を行わない滞納者に対して実施される催告書Ｂは、【表Ｉ－１２】記載の催告書Ｂ欄の件数を合計して算出した年間出力件数１１，７９９件（１期につき 1,000 件前後）となっており、その催告書により徴収となった納付件数は、５，４２８件となっている。催告書Ｂによって４６％が納付されており、催告書送付の効果は一応現れている。

電話催告の時期として、税収納推進課のような催告書Ｂの送付前か、送付後かいずれが効果があるのかは難しい問題である。

催告書送付前の電話催告の場合、催告書送付数が１期につき平均１，０００件前後であり、そのうち架電先等が判明している世帯について電話催告をし、残りを催告書Ｂの送付の対象世帯としている。

※　市税と異なり、国民健康保険料には、減免制度や資格の異動が多く発生し、調定変更が頻繁に発生する。この為、健康保険制度に一定の知識を持った者が対応しなければ、誤った対応をすることが懸念されるため、民営のコールセンターに代わる電話催告専門の嘱託職員を平成２１年度より採用し、電話催告を実施。

エ.　分割納付

分割納付は、分納誓約書の入手や一部納付によって、時効を中断することが可能となるばかりでなく、一括納付が困難で納付されなかった本来徴収されなかった滞納保険料について徴収を可能とするものであり、国民健康保険料の収納率を高めるうえでも有効な手続である。分納計画を含む分納誓約書の提出を求めることは被保険者の納付意欲を高めることにもなり、滞納対策として分納誓約書の入手を今後も促進していくことが望ましい。

一方、安易に分割納付を認めることになれば、支払能力があり本来徴収できた滞納保険料につ

いてその機会を失い、また滞納せずに支払っている誠実な被保険者との公平を害することになる。

したがって、分割納付については、滞納者の中で分割納付をするにつき適切な滞納者といえるかどうか、分割計画の内容がその滞納者の支払能力にあった内容となっているか等が考慮されなければならない。

また、分割納付は滞納者の各期毎の滞納保険料について長期間の分割納付という煩雑な滞納管理事務を強いられることになる。したがって、当該事務作業をいかに合理的かつ効率的に行うかが重要な課題となってくる。

久留米市では、分割納付については、分割納付を認めるべき明確な基準が決められておらず、担当者の裁量で決定しており、実際被保険者から分納希望の意思表示があれば容易に分納を認めている現状がある。これでは、誠実に納付している被保険者との公平を害することにもなる。

したがって、平成２４年度における新システムの導入に併せて分割納付を認める場合の基準を明確化した分割納付に関するマニュアルを作成すべきものと考える。

また、分割納付の管理についても、新システムの中で分割納付の被保険者の分割納付の納付状況等を含めた情報が個別に閲覧管理でき、かつ条件検索によって横断的に閲覧管理できるシステムを構築すべきである。

オ．　滞納処分（差押え）

差押え等の滞納処分については、専門的な知識と経験を要する手続である。滞納処分強化の方針から、調査件数と差押え件数が大幅に増加したが、専門的な職員を配置し、職員の増員を図れば飛躍的に徴収額の増額が期待できる領域でもある。そのためには職員の増員に加えて職員の研修等の知識と技術の習得の場を整備していく必要がある。差押えの手続が適切になされていくためには、そのような職員の質を高めていく必要があろう。

次に、差押え対象財産は、債権や不動産、動産などが考えられるが、現在、久留米市の差押えの対象財産は預金の払戻請求権のみであり、他の債権や動産・不動産に対する差押えは実施されていない。

預金口座の臨場調査によって給与や生命・簡易保険等の存在を把握でき、また訪問調査によって滞納者の生活実態を把握し、差押え可能な動産の把握もできる。特に動産については、久留米市においても市税に関してはすでにインターネット公売の利用を始めており、今後国民健康保険についても検討すべき方策である。

また、平成２１年度に実施したように市税及び国税還付金も積極的に差押えの対象とすべきである。

預金以外の差押えは、他の複数の地方公共団体でも実施されており、久留米市でも今後十分実施可能なものであり、積極的にその実施を検討すべきである。

さらに、他の地方公共団体では多重債務者の消費者金融業者への過払い金の返還請求権を差し押さえた例がある。滞納者の中で多重債務者の場合には、消費者金融業者への過払い金の返還請求権を有する場合が少なくないことから納付相談の際にその情報収集を行う運用を確立し、滞納者に対して任意で滞納分への納付誓約を求め、それに応じない場合には差押えの実施を検討すべきである。

カ．　不納欠損

平成２１年度に不納欠損処理された案件について監査した結果、適正に実施されていると判断した。

本来、納付義務者は保険料を支払う義務がある以上、このような不納欠損額が増加することは望ましいことではないが、徴収のための費用と労力に鑑みれば、可能な限り徴収しても徴収できないことが明らかな場合は、徴収不能として不納欠損処理を適宜速やかに行う必要がある。

長期滞納保険料は、その管理のための費用が増加するだけではなく、担当職員の収納業務の効率化にも悪影響を及ぼすものとなる。

平成２４年度における新システムの導入によって不納欠損処理に関し時効中断又は停止の情報の管理をシステム上で可能にし、年度末に瞬時に不納欠損処理リストが作成されるようなシステムが構築できることが望ましい。

キ．　延滞金

延滞金の徴収については、差押え等による換価処分により受け入れしたものも含まれており、長期滞納保険料を任意で徴収する場合に被保険者の支払能力にも拠るところが大きいので自ずと徴収に限界がある。

しかし、延滞金は、他の被保険者との公平から納期限を経過した期間に対する金利的性格及び行政罰的性格により徴収されるものであるから延滞金の減免にあたっては厳しく運用されなければならない。

久留米市では、前記取扱要綱に従い、減免申請に際して必要な証明書を添付することを原則として要求しており、この点最低限の客観性は保っている。運用上も特に法令に違反するような運用もなされていない。

一方で、徴収の対象となる延滞金は本来積極的に徴収を行わなければならないものであるが、これについて保険料の滞納額がある被保険者に催告書等に滞納保険料と併せて延滞金の記載をし、差押え通知書等の各種通知書にも延滞金を含めた滞納金の記載がしてあるものの、延滞金のみが残存する案件も含めて延滞金の納付義務に対する意識を働きかける厳しい徴収や督促はなされておらず、今後納税者の納税意欲を高める意味でもその点を厳しく運用していく必要があろう。

６．窓口業務（現金収納）が適切に行われているか

① 窓口収納分の現金はすべて送達日計表に記載されているが、銀行入金について現金送達票元符について上司の承認が行われていない。

② ４時以降に入金した現金について送達日計表に残高の金額が記載されているが、残高の承認は行われていない。

現在まで現金流用などの不正は生じていないが、手続として不正を防止する内部牽制制度が組み込まれていることが必要である。銀行入金時には現金送達票元符に上司の承認印をもらう。又、現金残高については現金残高の金種票を作成し納付書などの資料と一緒に上司または他の担当者に提出し、実際の現金と照合したうえで金種票に承認印をもらう等の手続を経て金庫に保管することが必要である。

７．給付業務について

(1) レセプト審査が合理的に行われているか

被保険者一人当たり財政効果額と点検効果率はともに点検効果率の高い業者に変更したことにより向上しており、平成２０年度以降は県平均を上回っている。

国民健康保険診療報酬明細書点検業務委託の契約締結について（伺い書）においても随意契約にすることの必要性と効果が詳細に説明されており、業務委託契約の内容も合理的なものであり随意契約によっていることも特に問題はないと思われる。

(2) 第三者行為求償事務が適切に行われているか

① 保険により充当されるものについては入金確認時に調定額と収入額を同時に計上しているが、本来の債権管理からすれば、回収漏れを防ぐために調定額は保険会社への請求額が確定した時点で計上し入金による消し込みを行うべきである。国保連合会に求償行為を委任しており詳細なデータは国保連合会が保有しているため請求額の確定時にデータをもらう等の連携を図る必要がある。

② 分割入金などの未収入額については数年ごとに不納欠損処理を行っているが、伺い書には不納欠損せざるを得ない理由についても詳細に明示することが必要である。

(3) はり・きゅう・マッサージ助成事業が適切に行われているか

指定はり・きゅう・マッサージ申請書は旧久留米市分について照合したが問題は無かった。

平成２２年９月施術分の集計表と請求書、交付決定通知書、はり、きゅう､マッサージ施術明細書と照合の結果にも特に問題は無かった。

受診証交付申請書を閲覧した結果、本来は受付、入力、担当者が別になっているが、受付、入力者が同じであったり、交付印が漏れているケースがあった。もう一度マニュアルを再確認し手続を統一する必要がある。

第２　競輪事業特別会計

Ⅰ　概要

１．競輪事業の概要

久留米競輪場の歴史は古く、開設は昭和２４年７月１４日である。すなわち、戦後まもなく久留米市は自転車競技法に基づく競輪開催に関する指定許可を受け、全国で６番目の競輪場として久留米競輪場を開設した。以後平成２１年度までに競輪事業特別会計は、一般会計へ累計で３６９億６，１７５万円繰出金を入れ続けており、久留米市の財政に寄与し続けている。全国には現在４６の競輪場があり、４８の地方自治体等が開催施行者として競輪を主催しているが、どの自治体も開設の動機は地方財政への貢献を見込んだものであったと思われる。

ところが、近年では長引く不況の中、車券売上高が減少してきており、収支がマイナスとなる自治体も見られるようになってきた。そして、ついには競輪事業を廃止する自治体も出てきている状況である。

２．久留米競輪場の概要

① 基本施設

施設等名称		面積等	完成	備　　考
自転車競走路（バンク）		400m	S 41	最大カント 31 度で標準構造
観覧席	メインスタンド	2,084 ㎡	S 42	収容人員約 1,500 人
	サイドスタンド	1,521 ㎡	S 44	収容人員約 1,500 人
	バックスタンド	3,880 ㎡	S 43	収容人員約 2,400 人
有料席	メイン特観席　２階 メイン特観席　３階	301 席 284 席	S 50	（1,000 円、禁煙席、市営開催時） （1,000 円、喫煙席、市営開催時）
	バック下特観席	200 席	H03	（1,000 円、禁煙席、市営開催時）
	サービスセンター２階	300 席	H02	（500 円、禁煙席、場外開催時）
	ロイヤルルーム	24 席	H02	（3,000 円、場外開催時）
第５・６投票所スペース		3,066 ㎡	H03	収容人員約 2,000 人
選手宿舎（３階建て）		1,872 ㎡	S 46	選手 125 名宿泊対応
こども広場		560 ㎡	H01	芝生広場・ローラーコースター
場内食堂		９店舗	－	
来場者用無料駐車場 （3700 台収容）		55,850 ㎡	－	市有地 34,277 ㎡、土地公社 1,975 ㎡、 民間借上地　19,598 ㎡

② 所在場所

福岡県久留米市野中町２番地

③ 所管

久留米市　商工労働部　競輪事業課

④ 開設

昭和２４年7月１４日

⑤ 職員及び臨時従業員の状況　（平成２２年４月１日現在）

職員　１０名　（内訳　課長１、補佐１、主査２、一般職４、嘱託２）
臨時従業員登録者数　１４６名
（内訳　車券発売等従事員１２５、自衛警備等１５、宿舎清掃他６）

⑥ 久留米競輪場内の発売窓口平均開設数

外向け前売り発売所	５窓（内、自動販売機４台）
第２発売所	１３窓
第５発売所	２２窓
第６発売所	２０窓
バック下特別観覧席	５窓
メインスタンド特別観覧席	１３窓
サービスセンター特別観覧席	１０窓
サービスセンターロイヤル席	２窓
その他	市内梅満町と飯塚市勢田町の２ヶ所の常設サテライト

（注）開催内容（市営・場外・グレード・曜日など）により、発売所、発売窓口が変わる。

⑦ 常設サテライトの状況

常設場外	営　業　状　況
サテライト北九州	営業時間　10：00～16：45（通常）、15：00～20：45（ナイター） H21 年度稼動日数　339 日（受託場外を含む） （１階）自動発売機７台　自動発払機３台 （２階）自動発売機１台　自動発払機２台 ２階有料席　83 席（料金 1,000 円）
サテライト久留米	営業時間　07：10～15：25（前売専用場外） H21 年度稼動日数　326 日（受託場外等を含む） 自動発売機６台、自動払戻機１台

⑧ 久留米競輪における主要冠レース

氏　名	略　　歴
中野　浩一	H21 年度　記念競輪「第 16 回中野カップ」開催し、全国的にも定着したＧⅢレースとなっています。 Ｓ30 年生まれ、Ｓ50 年久留米競輪デビュー 生涯成績 1236 走中 666 勝、世界選手権 10 連覇 H4 年現役引退 H4 年 11 月　久留米市民栄誉賞受賞 H18 年 4 月　紫綬褒章受章 H19 年度「中野カップ」売上額：９１億円 H21 年度「中野カップ」売上額：６６億９千万円 H22 年度「中野カップ」売上額：６３億６千万円 　開催日程：６月２５日（金）～６月２８日（月）
戸上　　守	年１回、往年の名選手「戸上守」氏（名輪会会員）の冠レースとして開催し、西日本地区を中心とした場外展開を行っています。 Ｓ10 年生まれ、Ｓ27 年久留米競輪デビュー 生涯成績 3156 走中 805 勝 Ｓ61 年現役引退 H19 年度「戸上守杯」売上額：１１億１千万円 H20 年度「戸上守杯」売上額：１７億９千万円 H21 年度「戸上守杯」売上額：　７億４千万円

３．久留米競輪におけるレースの内容

平成２１年度における久留米競輪の開催日数は年５８日であるが、これは１２回のレースで構成されている。

久留米競輪では、全１２回のレースのうち１回は「特別競輪」又は「記念競輪」を開催しており、残りの１１回は「普通競輪」である。

ここで、競輪のレースのグレードは、GP（グランプリ）を筆頭に、GⅠ、GⅡ、GⅢ、FⅠ、FⅡ、の順に構成されている。グレードが高いレースほど、実力があり全国に名前が知られている選手が出場することから、より多くの集客および車券の売上が期待できる。

久留米競輪では、GⅠ、GⅡレースを「特別競輪」として４、５年に１度開催しており、特別競輪を開催しない年も GⅢレースを「記念競輪」として年に 1 度は開催している状況である。

それ以外の「普通競輪」は、全国的な車券発売を見込むことができない FⅠおよび FⅡレースである。すなわち、年１２回の開催中１１回は FⅠ、FⅡレースであり、この「普通競輪」では収支がマイナスになる状況が続いている。

４．公営競技売上推移

次の表は、平成３年度から平成２１年度までの公営競技売上推移を示している。（単位：億円、％）（表Ｋ－１）

年度	競輪	前年度比	中央競馬	前年比	地方競馬	前年度比	競艇	前年度比	オート	前年度比
3	19,553	103.7	34,338	110.8	9,862	103.9	22,137	100.9	3,498	104.4
4	18,721	95.7	36,139	105.2	8,882	90.1	20,827	94.1	3,394	97.0
5	17,544	93.7	37,454	103.6	8,060	90.7	19,585	94.0	3,076	90.6
6	16,445	93.7	38,066	101.6	7,320	90.8	18,384	93.9	2,871	93.3
7	16,144	98.2	37,666	98.9	7,141	97.6	18,432	100.3	2,701	94.1
8	15,672	97.1	39,862	105.8	6,949	97.3	18,039	97.9	2,675	99.0
9	15,381	98.1	40,007	100.4	7,070	101.7	17,316	96.0	2,458	91.9
10	14,498	94.3	38,012	95.0	6,578	93.0	15,961	92.2	2,131	86.7
11	13,554	93.5	36,572	96.2	6,231	94.7	14,706	92.1	2,016	94.6
12	12,372	91.3	34,348	93.9	5,561	89.2	13,348	90.8	1,857	92.1
13	11,710	94.6	32,587	94.9	5,222	93.9	12,812	96.0	1,688	90.9
14	10,465	89.4	31,335	96.2	4,904	93.9	11,991	93.6	1,477	87.5
15	9,832	93.9	30,103	96.1	4,450	90.7	10,751	89.7	1,271	86.1
16	9,151	93.1	29,314	97.4	3,862	86.8	9,838	91.5	1,130	88.9
17	8,775	95.9	28,946	98.7	3,691	95.6	9,743	99.0	1,132	100.1
18	8,611	98.1	28,233	97.5	3,760	101.9	9,704	99.6	1,099	98.3
19	8,401	97.6	27,591	97.7	3,804	101.2	10,075	103.8	1,092	99.4
20	7,913	94.2	27,502	97.7	3,757	98.8	9,772	97.0	1,049	96.1
21	7,276	91.9	25,901	94.2	3,634	96.7	9,257	94.7	972	92.7

※中央競馬は、暦年で集計している。

競輪競技の売上を見てみると、平成３年度の１９，５５３億円をピークに、毎年ほぼ前年度比５％～１０％の割合で減少し続けている。この期間内において、車券売上高が前年を上回った年は１度もない。そして、平成２１年度においては、車券売上高は７，２７６億円となり、平成３年度のピーク時の約３７％にまで減少している。

この原因としては、バブル経済崩壊後の長引く景気低迷もあるであろうが、これとは別に特に若者のレジャーに対する意識が多様化してきており、若者が競輪場に足を運ばなくなってきていることも挙げることができる。

また、競輪関係者のほうも、ファン層の高齢化を問題視はしていても、若者を競輪場に呼び込む有効な施策は打ってこなかったように思われる。

この車券売上高の減少は、全国にある各競輪場の収益を圧迫しており、神奈川県横浜市の花月園競輪場は平成２２年３月３１日をもって閉鎖にいたっている。そして、この車券売上高の減少が続くかぎり、同じように閉鎖に追い込まれる競輪場が次々に出てくるものと予想される。

この競輪競技とほぼ同じ推移を見せているのが競艇である。競艇の売上高も平成３年度の２２，１３７億円をピークに、毎年ほぼ前年度比５％～１０％の割合で減少し続けていることがわかる。平成１９年度に前年度比が１０３．８％になり増加しているが、それも一過性のものであり平成２０年度及び平成２１年度ともに前年比を下回ってる。平成２１年度の売上高は９，２５７億円であり、ピーク時の平成３年度の約４１％まで減少している。競艇は、売上規模で若干競輪を上回っているものの、ほぼ同じ規模の金額であり、売上の推移をグラフにして見ると、ほとんど同じ動きをしており、今後の競輪競技を検討するにあたって参考にすべき競技であると考えられる。

これらの公営競技の中で、売上規模が最も大きいものは、中央競馬であり、ピークである平成９年の売上高は４０，００７億円であり、競輪競技の同年度の売上高１５，３８１億円の倍以上の金額である。また売上推移に関しても、他の公営競技が平成３年度をピークにほぼ毎年減少し続けているのに対し、中央競馬は、平成３年からバブル経済崩壊後である平成９年までは、ほぼ毎年前年度を上回る売上高をあげている。そして平成１０年からは、減少に転じるものの、平成１２年においても、他の公営競技の売上ピークであった平成３年度の売上高を上回っている。そして、平成２１年の売上高は２５，９０１億円であり、ピーク時の平成９年の約６４％であるが、他の公営競技の下落率に比べると最も健闘していると言える。これは、中央競馬は、テレビコマーシャルを使ったイメージ戦略によって、若い年代のファン層の獲得に成功したことも一因としてあげることができる。ファン層の高齢化が問題になっている競輪競技にとっては、いかにしてファン層を拡大していくかの観点から、参考にすべき競技であると考えられる。

しかしながら、公営競技の売上高はどの競技も減少し続けていることには変わりなく、今後もこの状況が続く限り、払戻金の割合や、選手の賞金を含め、関係者は考え直さなければならない時期にきている。

（表Ｋ－２）

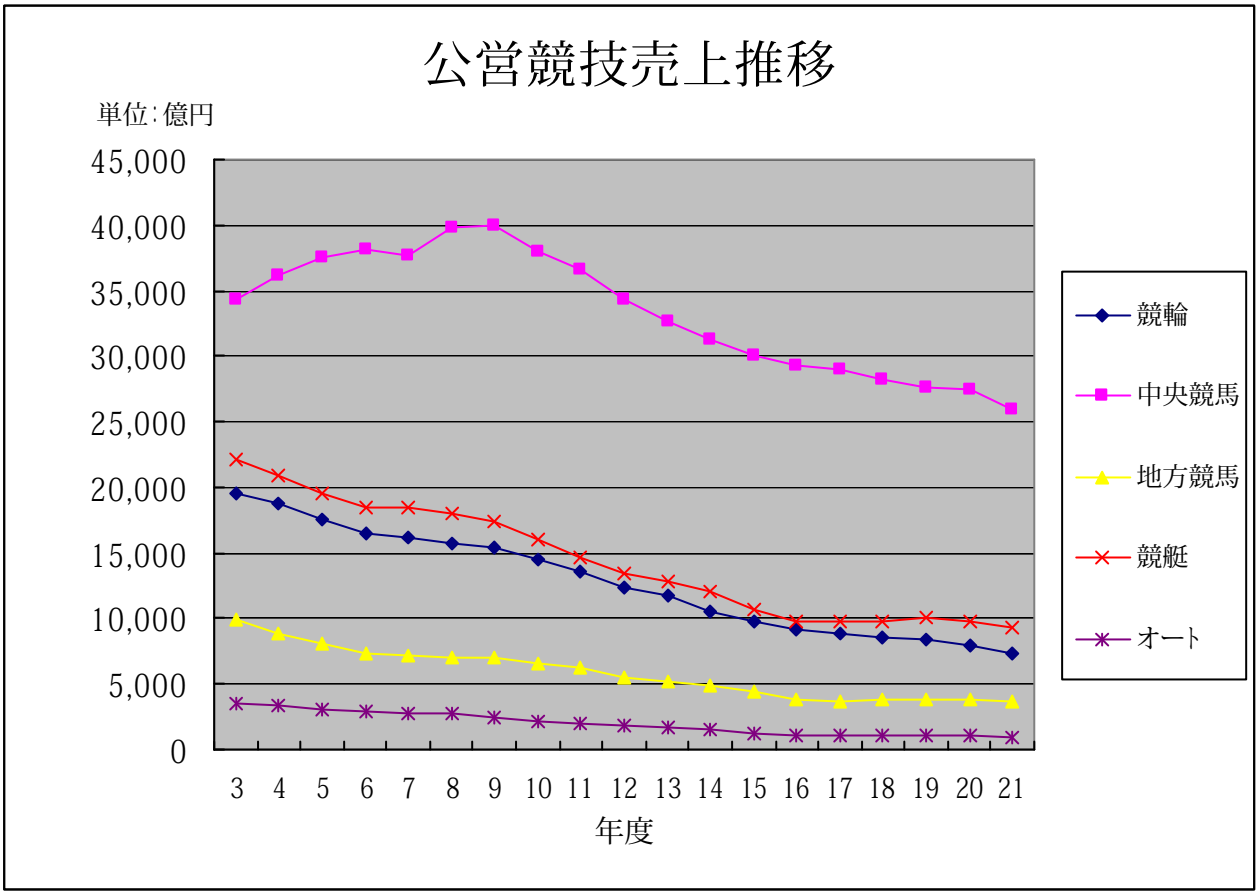

５．久留米競輪場の売上推移等について

市営競輪開催時の車券売上・本場入場者数・一般会計繰出状況　（H10 年度以降）

（表Ｋ－３）

年度	日数	車券売上（円）	売上／1 日	入場者（人）	入場者／1 日	繰出金（円）
10	84	21,620,260,000	257,384,000	331,027	3,940	1,200,000,000
11	78	19,331,174,400	247,835,600	287,815	3,689	100,000,000
12	81	18,732,098,600	231,260,500	273,587	3,377	10,000,000
13	78	18,394,584,700	235,828,000	249,381	3,197	10,000,000
14	70	15,433,197,900	220,474,300	188,696	2,695	100,000,000
15	70	23,354,760,600	333,645,800	182,648	2,609	200,000,000
16	70	14,758,038,300	210,829,100	165,592	2,365	350,000,000
17	70	14,360,738,700	205,153,400	156,949	2,242	100,000,000
18	67	14,369,124,900	214,464,500	143,353	2,139	100,000,000
19	64	13,464,782,400	210,387,200	123,560	1,930	100,000,000
20	58	16,468,535,000	283,940,300	110,273	1,901	200,000,000
21	58	10,678,801,800	184,117,200	96,387	1,662	100,000,000

※昭和 24 年開設以来の一般会計繰出金累計額　369 億 6,175 万円

平成１０年度から平成２１年度までの久留米競輪場における車券売上の推移は、表Ｋ－３のとおりである。平成１０年度には２１，６２０，２６０，０００円あった車券売上高は、平成２１年度には１０，６７８，８０１，８００円となっており、この１１年間で半減していることがみてとれる。ただし、開催日数が平成１０年度は８４日だったのに対し、平成２１年度は５８日しかなく、１日あたりの売上高は２５７，３８４，０００円から１８４，１１７，２００円と約７０％の売上は維持している。

入場者数の落ち込みは顕著であり、平成１０年度に３３１，０２７人だった入場数は、平成２１年度は９６，３８７人と、３分の１以下になっている。このことは、電話やインターネットを使った投票を利用する人が増加したことも原因の１つとして考えられるが、ファンの高齢化が進み、新たなファン層を獲得できていない事が主たる要因であると思われる。入場者数が毎年減少し続けており、このことは、競輪場から活気を奪う原因になっているため、入場数を増やす施策を打ち出していく必要に迫られている。

一般会計への操出金は毎年行われており、平成２１年度も１００，０００，０００円が計上されている。金額は、その年々でばらつきはあるものの、昭和２４年の開設以来の一般会計操出金累計額は３６９億６，１７５万円となっており、久留米市の財政に貢献し続けていることがわかる。

ここで平成１５年度と平成２０年度は、減少の推移をたどる車券売上高が対前年度比で上回っているが、これは特別競輪を開催しているためである。ＧⅠ、ＧⅡレースである特別競輪は、全国で車券を販売することができるため、普通競輪はもちろんのこと、記念競輪と比較しても多くの車券売上高を計上できていることがうかがえる。

（表Ｋ－４）

＊久留米競輪場における特別競輪の開催実績　（単位：千円、人）

実施年度	特別競輪名称	総車券売上	本場入場者数
H03	全日本選抜競輪（ＧⅠ）	28,359,820	46,784
H09	共同通信社杯（ＧⅡ）	27,991,139	23,292
H15	ふるさとダービー（ＧⅡ）	15,784,760	16,561
H20	共同通信社杯（ＧⅡ）	11,619,527	16,670

表Ｋ－４は、久留米競輪場における特別競輪の開催実績を示している。平成１５年度に開催されたふるさとダービー（GⅡ）では、総車券売上が、１５，７８４，７６０千円であり、表Ｋ－３と比較すると、ふるさとダービー（GⅡ）の４日間の車券売上だけで、年間車券売上高の約６７％になることがわかる。

また、平成２０年度に開催された共同通信社杯（GⅡ）の車券売上は、１１，６１９，５２７千円であり、表Ｋ－３との比較により、共同通信社杯（GⅡ）の売上だけで年間車券売上高の約７０％を占めている。

このように年間車券売上の大部分を占める点においては、特別競輪が開催されない年度に行われる記念競輪も同様である。

(表Ｋ－５)

＊久留米記念開催時の車券売上および入場者　（単位：千円、人）

年度	本場売上	電話投票	臨時場外	合　　計	本場入場者数
16	309,486	718,316	7,083,193	8,110,995	13,240
17	282,289	720,504	7,379,664	8,382,457	12,896
18	281,867	797,922	7,822,342	8,902,131	12,910
19	241,999	998,846	7,863,596	9,101,441	11,714
20	328,127	1,493,567	9,797,833	11,619,527	16,670
21	191,078	788,467	5,710,882	6,690,427	12,067

※H20 年度は特別競輪開催

表Ｋ－５は記念競輪開催時の車券売上等の推移を示しているが、平成１９年度の記念競輪車券売上合計は、９，１０１，４４１千円であり、表Ｋ－３との比較により、年間車券売上高の約６７％を占めている。同様に平成２１年度の記念競輪車券売上合計は、６，６９０，４２７千円であり、年間車券売上高の約６２％である。

このように平成２１年度をみると、記念競輪が開催された４日間で車券売上高の約６２％が獲得されている。言い換えれば、それ以外の普通競輪では、５４日間で車券売上高の約３８％しか獲得できていない状況である。つまり普通競輪では、多額の売上高は見込むことができない状態が続いている。

６．平成 21 年度　競輪事業特別会計決算

（表Ｋ－６）

■平成２１年度　競輪事業特別会計決算

≪ 開催収支 ≫

開催		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	11回	12回	計
		FⅡ*2	記念	ﾄｯﾋﾟｰ	FⅡ*2	FⅡ*2	トッピー	FⅡ*2	つばき賞	FⅡ*2	戸上守杯	FⅡ*2	FⅡ*2	
	1. 売上	252,787,400	6,690,427,200	328,173,000	235,010,800	259,718,100	454,244,400	238,597,400	796,990,300	210,804,400	744,239,900	268,164,800	199,644,100	10,678,801,800
	2. 入場料	1,294,750	5,988,350	795,000	1,399,150	1,343,750	784,750	1,315,500	556,150	1,270,350	793,400	1,363,600	1,029,000	17,933,750
	3. 雑収入	717,805	1,683,414	2,253,011	655,961	592,873	1,524,739	350,633	2,296,142	335,327	537,198	645,054	4,501,815	16,093,972
	① 収入計	254,799,955	6,698,098,964	331,221,011	237,065,911	261,654,723	456,553,889	240,263,533	799,842,592	212,410,077	745,570,498	270,173,454	205,174,915	10,712,829,522
	4. 払戻金	188,715,680	4,993,152,880	245,047,390	175,385,890	193,679,470	339,069,170	178,301,370	594,870,760	157,511,710	556,314,710	200,037,880	148,742,040	7,970,828,950
	5. 人件費等	16,037,899	133,574,790	11,967,062	13,818,227	12,581,424	18,092,675	13,984,838	27,681,545	14,561,231	20,350,840	12,725,294	12,553,910	307,929,735
	6. 賞金等	64,930,200	84,716,925	47,983,500	64,993,300	65,123,300	48,482,800	65,422,400	48,357,800	65,117,200	48,263,700	65,759,825	64,983,600	734,134,550
	7. 需用費･役務費等	5,879,136	22,797,850	7,219,160	9,688,901	7,002,871	10,700,885	5,488,764	10,061,476	8,021,318	9,023,193	8,076,232	12,065,214	116,025,000
	8. 委託料等	25,461,603	529,867,497	36,367,829	22,957,758	22,783,358	53,937,485	25,479,558	81,465,071	23,423,120	75,580,534	27,826,941	28,047,598	953,198,352
	9.施設･設備関係費	4,531,755	230,047,212	9,804,769	4,500,341	4,570,064	10,234,229	4,540,484	20,974,769	4,648,638	19,422,458	5,085,266	4,915,409	323,275,394
	10.情報提供･発売関係費	927,387	8,622,637	1,107,387	927,387	927,387	1,327,387	927,387	1,472,387	927,387	1,487,387	927,392	927,387	20,508,899
	11.広報･販売促進費	8,895,823	87,602,999	18,341,705	4,204,815	8,450,051	12,615,365	3,914,762	16,445,818	3,906,710	17,166,804	6,729,001	7,209,399	195,483,252
	12.負担金･補助金･納付金	8,823,825	42,405,783	4,147,696	4,696,903	5,310,857	4,922,842	4,990,105	6,361,801	4,700,066	6,754,747	5,158,852	4,556,288	102,829,765
	13.JKA交付金	694,804	244,485,147	1,582,036	645,030	714,210	8,852,260	655,072	21,931,290	577,252	20,253,827	737,861	546,003	301,674,792
	14.その他	0	50,600	3,489,600	1,000	0	1,904,800	0	0	3,093,200	700	0	9,624,446	18,164,346
		324,898,112	6,377,324,320	387,058,134	301,819,552	321,142,992	510,139,898	303,704,740	829,622,717	286,487,832	774,618,900	333,064,544	294,171,294	11,044,053,035
② 収支		-70,098,157	320,774,644	-55,837,123	-64,753,641	-59,488,269	-53,586,009	-63,441,207	-29,780,125	-74,077,755	-29,048,402	-62,891,090	-88,996,379	-331,223,513
収益率（②／①）		-27.51%	4.79%	-16.86%	-27.31%	-22.74%	-11.74%	-26.40%	-3.72%	-34.87%	-3.90%	-23.28%	-43.38%	-3.09%

≪ 開催外収支 ≫

項目		金額	備考
収入	15.場外受託収益	411,574,490	受託場外特観入場料合算
	16.ＪＫＡ交付金等	157,757,000	ＪＫＡ還付：Ｈ２３年度まで収入
	17.補助金等	2,944,526	全輪助成金、補償金
	18.その他	258,669	基金利子等
	収入計	572,534,685	
支出	19.総務費	46,434,725	職員賞与、下水道使用料等
	20.公有財産購入費	129,998,991	翌年度の納付額0円
	21.工事費	12,515,307	
	22.一般会計繰出金	100,000,000	
	23.基金積立金	258,604	利息
	24.その他	19,240,000	ｻｲｸﾙｺﾐｾﾝ･ﾌｧﾐﾘｰﾊﾟｰｸ補助、広域圏
	支出計	308,447,627	
収支		264,087,058	

≪ 総　計 ≫

項目	金額	備考
開催収支	-331,223,513	
開催外収支	264,087,058	
計（単年度収支）	-67,136,455	
前年度繰越金	459,926,580	
翌年度繰越金	392,790,125	

歳入計	11,745,290,787
歳出計	11,352,500,662

表 K－６は平成２１年度競輪事業特別会計決算であり、まず開催収支を１２回のレースごとに計上し、これに開催外収支を加減することで単年度収支を算定している。次にこの単年度収支に前年度繰越金を加算して、翌年度繰越金を算定している。

開催収支を見てみると、第２回開催の記念競輪を除き、残り１１回の全ての普通競輪の収支がマイナスになっていることが分かる。開催収支の合計も△３３１，２２３，５１３円の赤字である。

開催外収入のうち金額の大きいものは、場外受託収益であり４１１，５７４，４９０円を計上している。これにより開催収支のマイナスは打ち消すことができるが、開催外支出として、一般会計繰出金１００，０００，０００円を支出していること等から、単年度収支は△６７，１３６，４５５円の赤字となっている。ただし、前年度繰越金が４５９，９２６，５８０円あるため、翌年度繰越金は３９２，７９０，１２５円となっている。

Ⅱ　監査手続

監査は、

１．開催収支がマイナスになる原因の検討

２．収益改善のための施策の検討

を行うため

関係資料の閲覧及び照合、入手した資料による表の作成、現場視察、担当者への質問等による手続を実施している。

Ⅲ　問題点等

１．開催収支に関する個別的検討

（１）開催収支がマイナスになる原因について

開催収支がマイナスになる主な原因は、特別競輪や記念競輪以外のいわゆる普通競輪における車券売上高が少ないことにあると考えられる。競輪事業では、車券売上高の７５％を的中者に払戻金として払い戻し、残額の２５％の中から、選手の賞金、職員等の人件費、レース開催に係る宣伝広告費などを支払わなければならない。したがって、車券売上高が減少すれば、当然その２５％の金額も少なくなり、選手賞金、人件費などを支払うと、収支はマイナスになるのである。

（２）収益改善のための施策について

① ナイター競輪の開催

収益改善のためには、車券売上高の増加を図る必要がある。そのために久留米競輪場では平成２３年１月１２日（水）からナイター競輪を実施することにした。これにより、これまでは昼間に開催されるため車券を買うことができなかった層にも競輪に参加してもらうことが可能となる。

現在ナイター競輪を実施している競輪場は、函館競輪場、いわき競輪場、松戸競輪場、平塚競輪場、川崎競輪場、京王閣競輪場、四日市競輪場、松山競輪場、小倉競輪場の９か所である。

平成２２年１２月時点での見込みでは、昼間開催時の電話投票売上が１日あたり８５０万円程度であるのに対して、ナイター時の電話投票売上は１日あたり８，１００万円程度になると想定されている。

ナイター競輪の開催にあたっては、照明設備の費用など新たなコストも発生するため、その効果のほどは、数値をもって検証される必要がある。

② 重勝式車券の発売

重勝式車券とは、例えば、５重勝単勝式であれば、後半５レースの１着をすべて的中させるといったものである。予想がいらないコンピューターまかせの自動採番方式による車券もあり、イメージとしてはサッカーくじやロト６に近いものであると言えよう。

久留米競輪場では、平成２３年１月１２日（水）から、全ての市営競輪開催時に重勝式車券をインターネットでのみ発売している。

新たに発売された車券は、４重勝２車複（後半４レースの各１，２着を的中させる）、５重勝単勝式（後半５レースの各１着を的中させる）、３重勝単勝式（後半３レースの各１着を的中させる）の３種類である。

重勝式車券の発売は、新たな競輪ファンの獲得策として開始されたが、これもその効果がどれほどあるのかを数値をもって検証される必要がある。

③ 選手賞金の見直しについて

出場選手の賞金は、車券の売上高とは関係なく、（社）日本競輪選手会と（社）全国競輪施行者協議会との交渉によってあらかじめ決められている。そして、平成２０年４月現在の状況では、選手１人あたり１，１２９万円であり、トップクラスのＳ級選手ではなく、下位ランクの選手もかなりの年収を稼ぐことができる仕組みになっている。ここで、開催収支がプラスになる特別競輪や記念競輪の賞金は別として、収支がマイナスになる普通競輪の賞金は減額を検討すべきではないかと考えられる。

④ 人件費について

人件費は、臨時従業員登録者１４６名に支払う金額が主である。これらの者に対する基本給を全国の競輪場と比較すると次の表Ｋ－７のようになる。

（表Ｋ－７）

年度	平成21年度			平成20年度		平成19年度		平成18年度		平成17年度	
更新日	H21.11.1			H21.1.20		H20.2.18		H19.3.27		H18.3.31	
競輪場名	順位	比	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額	順位	金額
和歌山	1		¥12,837	1	¥12,853	1	¥12,793	2	¥12,796	3	¥12,840
平塚	2		¥11,392	2	¥11,482	3	¥11,452	4	¥11,710	1	¥13,028
広島	3		¥11,303	3	¥11,439	2	¥11,989	1	¥12,910	2	¥12,866
立川	4		¥10,891	4	¥10,997	4	¥10,995	5	¥11,100	8	¥11,181
名古屋	5	2	¥10,296	7	¥10,362	8	¥10,362	9	¥10,362	7	¥11,438
川崎	6		¥10,163	6	¥10,647	6	¥10,645	8	¥10,652	5	¥11,871
小田原	7	-2	¥10,144	5	¥10,680	5	¥10,680	6	¥10,749	6	¥11,465
静岡	8		¥10,000	8	¥10,000	7	¥10,562	3	¥12,150	4	¥12,147
京王閣	9		¥9,649	9	¥9,794	9	¥9,802	10	¥9,891	11	¥9,961
岸和田	10		¥9,474	10	¥9,474	10	¥9,481	11	¥9,481	13	¥9,574
一宮	11		¥9,315	11	¥9,374	12	¥9,355	13	¥9,398	9	¥11,080
取手	12		¥9,261	12	¥9,339	11	¥9,387	12	¥9,421	12	¥9,917
京都向日町	13	1	¥9,190	14	¥9,190	14	¥9,150	15	¥9,100	16	¥9,050
岐阜	14	1	¥9,119	15	¥9,112	15	¥9,108	7	¥10,652	10	¥10,662
松戸	15	-2	¥9,112	13	¥9,335	13	¥9,315	14	¥9,369	15	¥9,421
奈良	16		¥8,718	16	¥8,886	16	¥8,886	17	¥8,923	17	¥8,980
千葉	17		¥8,639	17	¥8,749	17	¥8,689	16	¥9,022	14	¥9,480
松山	18		¥8,034	18	¥8,034	20	¥8,034	20	¥8,034	22	¥8,064
高知	19	1	¥7,668	20	¥7,746	23	¥7,824	22	¥7,912	24	¥7,998
大津びわこ	20	-1	¥7,618	19	¥7,830	22	¥7,833	23	¥7,879	25	¥7,751
花月園	21	1	¥7,600	22	¥7,600	21	¥8,000	21	¥8,000	23	¥8,000
四日市	22	1	¥7,567	23	¥7,579	26	¥7,567	26	¥7,579	40	¥5,294
伊東温泉	23	2	¥7,559	25	¥7,261	27	¥7,261	24	¥7,633	26	¥7,668
前橋	24	-3	¥7,524	21	¥7,651	24	¥7,651	27	¥7,554	27	¥7,565
宇都宮	25	-1	¥7,456	24	¥7,570	25	¥7,570	25	¥7,630	21	¥8,166
大宮	26		¥7,200	26	¥7,200	18	¥8,156	18	¥8,156	18	¥8,794
西武園	27		¥7,200	27	¥7,200	19	¥8,156	19	¥8,156	18	¥8,794
大垣	28		¥7,066	28	¥7,088	28	¥7,115	28	¥7,104	28	¥7,103
富山	29	2	¥6,900	31	¥6,900	38	¥5,380	38	¥5,405	39	¥5,396
久留米	30	-1	¥6,840	29	¥7,013	29	¥7,114	30	¥6,810	29	¥6,976
熊本	31	1	¥6,800	32	¥6,800	31	¥6,800	30	¥6,810	30	¥6,800
福井	32	-2	¥6,795	30	¥6,975	30	¥6,975	29	¥6,866	31	¥6,767
佐世保	33		¥6,573	33	¥6,571	32	¥6,572	32	¥6,571	32	¥6,587
別府	34		¥6,560	34	¥6,560	33	¥6,560	33	¥6,560	33	¥6,560
いわき平	35		¥6,130	35	¥6,130	34	¥5,990	34	¥5,990	34	¥5,990
高松	36		¥5,900	36	¥5,900	37	¥5,600	37	¥5,600	37	¥5,600
武雄	37		¥5,800	37	¥5,845	36	¥5,800	36	¥5,800	36	¥5,800
青森	38	4	¥5,128	42	¥4,900	39	¥5,128	39	¥5,128	38	¥5,421
小倉	39	-1	¥5,110	38	¥5,110	40	¥5,110	40	¥5,110	20	¥8,500
観音寺	40	-1	¥5,040	39	¥5,040	42	¥5,040	42	¥5,040	42	¥5,040
弥彦	41		¥5,035	41	¥5,035	41	¥5,047	41	¥5,047	41	¥5,125
玉野	42	-2	¥5,035	40	¥5,035	35	¥5,850	35	¥5,850	35	¥5,850

小　松　島	43		¥4,840	43	¥4,840	44	¥4,840	43	¥4,840	44	¥4,840
函　　館	44	1	¥4,772	45	¥4,772	45	¥4,772	45	¥4,772	45	¥4,771
豊　　橋	45	1	¥4,699	46	¥4,699	46	¥4,711	46	¥4,711	46	¥4,720
防　　府	46	1	¥4,694	47	¥4,680	47	¥4,641	47	¥4,612	47	¥4,598
松　　阪	47	-3	¥4,422	44	¥4,817	43	¥4,840	44	¥4,833	43	¥4,845
平　　均			¥7,640		¥7,704		¥7,757		¥7,865		¥8,092

久留米競輪場の基本給の順位は、平成１７年度から平成２１年度の５年間において、２９位若しくは３０位であり、金額も各年度の平均額以下になっている。

このことからすると、久留米競輪場の人件費は、単価の観点からは、全国的に見て高いとはいえないであろう。一方、人数の観点からすると、電話投票やインターネット投票の増加により、来場者が減少している状況であるから、平成２２年４月現在で１４６名いる臨時従業員登録者数が妥当なものなのかを検討する必要があると思われる。

また、現在は外部の業者に委託している競輪場の清掃を、車券販売等従業員にまかせることでコストダウンを図ることができないかもあわせて検討する必要があると考える。

２．久留米競輪の今後の方向性について

表 K―６の平成２１年度競輪事業特別会計決算を見てみると、一般会計への繰出金１億円を計上した結果、単年度収支は△６７，１３６，４５５円の赤字になっている。この状況が今後も続くと仮定すると、約５．８年後（翌年度繰越金３９２、７９０，１２５円÷単年度収支６７，１３６，４５５円≒５．８年）には、同額の一般会計繰出金はできなくなる。この時、市の財政に貢献してきたという競輪事業の存在意義が問われることになる。

平成２１年度競輪事業特別会計決算から、一般会計への繰出金がなければ約０．３億円の収入超である。しかしながら、単年度収支がマイナスになり、一般会計から逆に補助金を繰り入れてもらう事態になった場合には、競輪事業からの撤退を検討しなければならない。この場合、久留米競輪場はソフトボール場やゲートボール場等を備えた公園の中にあるため、公園地としての用途は準備されていると考えられる。

ただし、平成２１年度開催支出合計の１１，０４４，０５３，０３５円から、払戻金７，９７０，８２８，９５０円、賞金７３４，１３４，５５０円および JKA 交付金３０１，６７４，７９２円を除くと約２０億円になるから、競輪事業は久留米市において約２０億円規模の事業活動を行っていると言える。よって、当該競輪事業からの撤退は、約２０億円の経済活動の消滅をも意味している。

久留米競輪では、収益改善策として、ナイター競輪及び重勝式車券の発売を開始したばかりである。これらの成功が、久留米競輪の今後の方向性を左右する重要な鍵になるであろう。

したがって、これら収益改善策の効果を、今後も注視し続ける必要があると思われる。

久留米競輪場周辺図

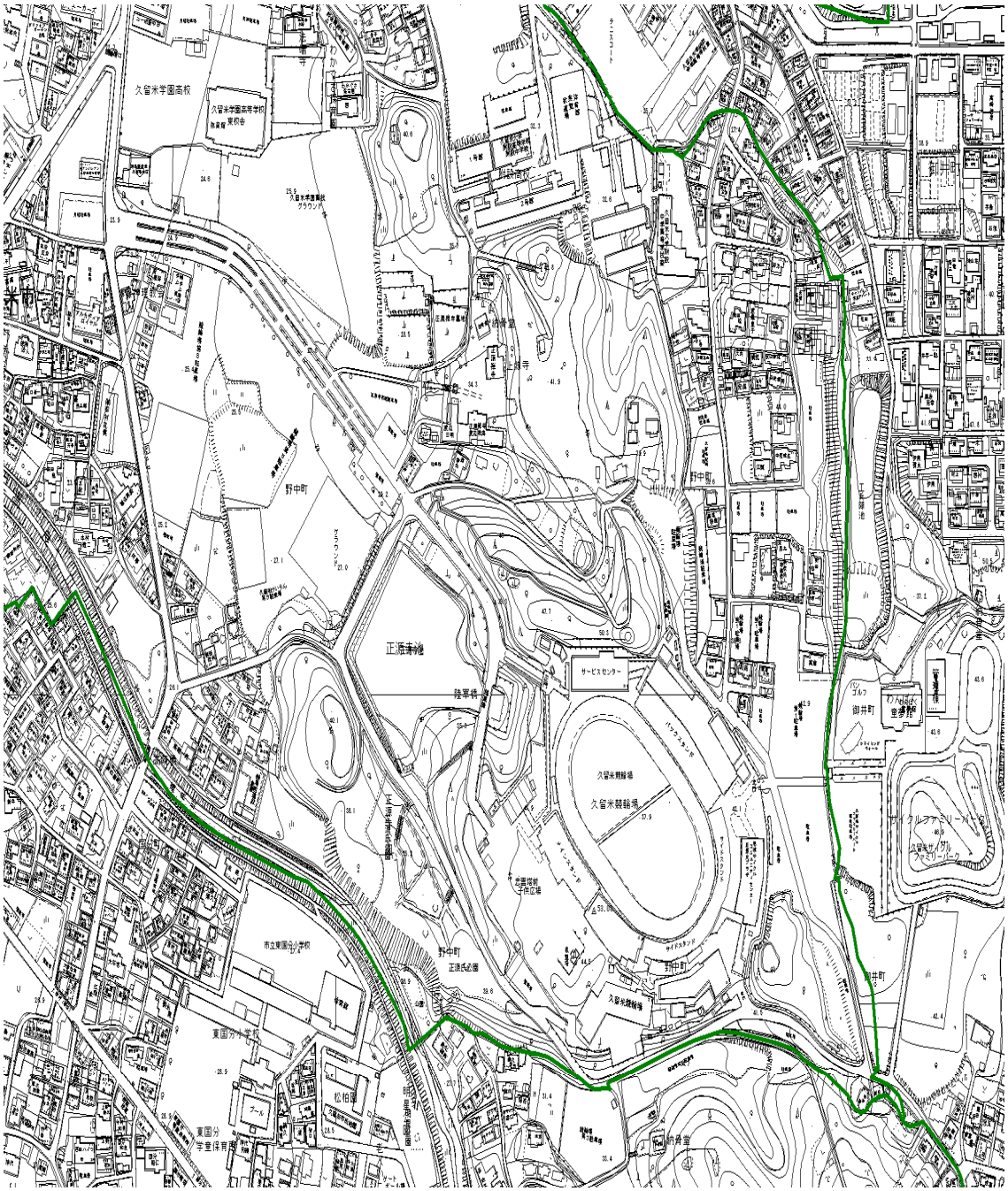

第３　中央卸売市場事業特別会計

Ⅰ　概要

１．中央卸売市場の役割

中央卸売市場は、卸売市場法に基づいて地方公共団体が農林水産大臣の許可を得て開設する市場で、野菜・果物・鮮魚等の生鮮食料品等を開設区域内に安定的に供給する事を目的として設置されている。

中央卸売市場は、開設区域内の生鮮食料品の円滑な流通を確保するための中核的な拠点であり、全国から集荷した生鮮食料品に適正な価格を付け、分荷することにより市民の食生活の安定を図る重要な役割を果たしている。

２．市場の概要

名　　称　　久留米市中央卸売市場

所　在　地　　久留米市諏訪野町２６２３番地１

　　電話番号　０９４２（３３）４４３０

敷地面積　　４２，４６２㎡

開設認可　　昭和３６年１１月６日

業務開始　　昭和３７年７月１日　水産物部

　　昭和３８年９月１日　青果部

開場の状況　　１）開場の日

・次の日を除き毎日開場している。

日曜日（ただし、１月５日、１２月２５日～１２月３０日の間の日曜日は開場）

国民の祝日

１月２日～４日まで及び１２月３１日

・お盆などの時は臨時に休場することがある。

・連休が重なる場合などは臨時に開場することがある。

・平成 22 年次開市日数　　青果部・・・・・・２７１日

　　水産物部・・・・２９０日

２）開場の時間

午前６時～午後４時

３）せり開始時刻　　青果部・・・・・・午前６時３０分

　　水産物部・・・・午前６時００分

取扱品目　　青果部　　野菜、果実及びこれらの加工品並びに鳥卵

　　水産物部　　生鮮水産物及びその加工品

市場供給圏図

若松区
門司区
戸畑区
戸屋町
小倉北区
水巻町
八幡東区
岡垣町
遠賀町
八幡西区
中間市
宗像市
小倉南区
鞍手町
福津市
苅田町
直方市
古賀市
宮若市
行橋市
小竹町
福智町
新宮町
香春町
久山町
糸田町
みやこ町
東区
田川市
篠栗町
飯塚市
粕屋町
大任町
築上町
吉富町
須恵町
赤村
中央区
博多区
忠免町
桂川町
西区
宇美町
川崎町
豊前市
城南区
南区
上毛町
糸島市
春日市
太宰府市
嘉麻市
添田町
大野城市
早良区
那珂川町
筑紫野市
筑前町
東峰村
朝倉市
小郡市
大刀洗町
久留米市中央卸売市場
市場供給圏
久留米市
うきは市
広川町
八女市
大木町
大川市
筑後市
柳川市
みやま市
大牟田市

３．開設者の管理機構

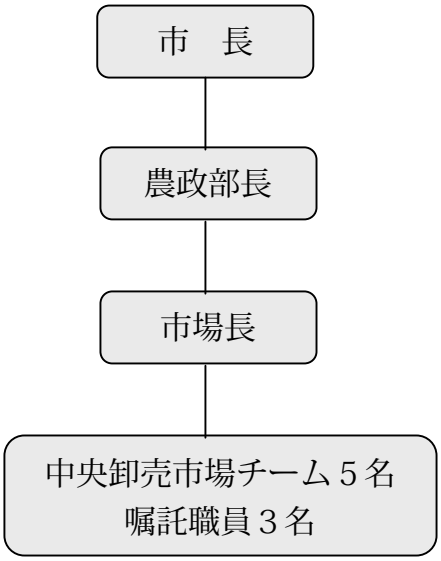

【中央卸売市場チームの事務分掌】

１）市場運営の企画・立案に関すること。

２）市場の予算管理に関すること。

３）市場施設の維持管理に関すること。

４）市場施設の使用指定及び許可等に関すること。

５）卸売業者及び仲卸業者の業務監督及び許可・承認に関すること。

６）市場取引業務の許可・承認及び確認等に関すること。

７）統計に関すること。

８）食品衛生に関すること。

９）市場運営協議会に関すること。

１０）田主丸流通センターの予算・施設の使用指定などに関すること。

１１）田主丸流通センターの卸売業者・関連事業者・買出人などの許可・承認に関すること。

１２）その他市場庶務に関すること。

4．市場の沿革

(1) 篠原町時代の経過

昭和 12 年	篠原町に市営卸売市場の開設を議決、直ちに建設に着工。
昭和 16 年	竣工。鮮魚は株式会社久留米魚市場に、青果は久留米青果株式会社に各々卸売業務を委託し営業を開始した。
昭和 19 年	戦争の深刻化に伴い集荷配給機構の統制が強化され、県を一丸とする、福岡県魚類統制株式会社、福岡県成果物統制株式会社が創立。9 月に市営を廃止し、両会社の経営するところとなった。
終 戦 後	統制会社の解散により、福岡県魚市場株式会社及び久留米青果卸株式会社が設立され、市の施設を借りて営業を開始した。

(2) 諏訪野町移転の経過と中央卸売市場としての歩み

昭和 33 年	現在地に新市場建設議決。
昭和 34 年 9 月	鮮魚部の施設が竣工。福岡県魚市場株式会社が卸売業者となり 12 月開場した。
昭和 36 年 3 月	青果部の施設が竣工。
昭和 36 年 10 月 4 日	現在地に中央卸売市場設置を議決。
昭和 36 年 11 月 6 日	久留米市中央卸売市場開設認可。
昭和 37 年 7 月 1 日	福岡県魚市場株式会社、卸売業者の許可を得、水産物部の営業を開始。
昭和 38 年 9 月 1 日	久留米青果株式会社、卸売業者の許可を得、青果部の営業を開始。
昭和 46 年	中央卸売市場整備計画を策定。
昭和 47 年	全面増改築に着手。
昭和 49 年 6 月	新水産棟建設工事竣工。
昭和 51 年 3 月	新青果棟建設工事竣工。
昭和 52 年 3 月	冷蔵庫、倉庫建設工事竣工。
昭和 53 年 7 月	関連事業所建設工事竣工。
昭和 54 年 7 月 17 日	株式会社久留米中央魚市場、卸売業者の許可を得、7 月 23 日水産物部の営業を開始。
昭和 55 年 3 月	守衛室(2 棟) 案内塔建設工事竣工。
昭和 57 年 3 月	保冷庫(2 基) 建設工事竣工。
昭和 61 年 3 月	活魚槽(2 基) 建設工事竣工。
昭和 62 年 3 月	株式会社久留米中央魚市場、卸売業者の営業を廃止。
〃	青果仲卸保冷庫竣工、青果関係者事務所竣工。
平成 5 年 3 月	青果部低温売場、F 級冷蔵庫設置工事竣工。
〃	製氷庫、C 級冷蔵庫改修工事。
平成 6 年 3 月	青果棟、水産棟空調設備改修工事竣工。
平成 9 年 3 月	水産物部低温売場設置工事竣工。
平成 9 年 3 月	新活魚棟建設工事竣工。
平成 11 年 8 月	立体駐車場竣工。
平成 11 年 11 月	新物流システムセンター竣工。
平成 15 年 8 月	青果部買荷積込所竣工。
平成 18 年 3 月	関連事業所棟改修工事。
平成 21 年 8 月	市場北側用地買収。

５．市場施設の概要

市　場　敷　地　面　積	４２，４６２㎡

区分 施設の種類		規　　模　（単位㎡）		構　　造
卸　売　場	青果	7,200	5,580	鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造
	水産		1,620	
仲卸売場	青果	2,484	1,944	鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造
	水産		540	
低温売場	青果	368	252	１面固定壁３面ジャバラ式
	水産		116	プレハブ造
買荷保管積込所	青果	4,182	2,922	鉄骨造
	水産		1,260	
製　氷　庫	水産		73	鉄筋コンクリート造
倉　　庫	青果	475	475	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
	水産		0	
冷　蔵　庫	青果	637	312	鉄筋コンクリート造
	水産		325	
新物流システムセンター	青果	1,611	加工センター　403	鉄骨造
			配送センター　536	
			貯蔵センター　264	
			事務室　161	
荷受人事務所	青果		59	プレハブ造
保冷庫(２基)	青果		98	ジャバラ式
活魚施設	水産		272	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造２棟
見学者デッキ	青果		65	鉄骨造　1.3m×50m
駐　車　場	立体	9,414	1,729	116台　鉄骨造
	平面		7,685	608台　合計　724台
関連事業所棟			1,618	鉄筋コンクリート造
関係業者事務所			1,874	鉄筋コンクリート造
ゴミ集積所			40	鉄筋コンクリート造
旧管理事務所			525	鉄筋コンクリート造
守衛室Ａ・Ｂ			36	鉄筋コンクリート造

延　　建　　物	２２，７００㎡

青　果　棟	水　産　棟	関連事業所棟	物流センター棟	冷蔵庫・倉庫・立体駐車場等
11,702	4,212	1,618	1,611	3,557

（単位：㎡）

６．市場関係業者

H22.4.1 現在

1）開設者（久留米市）

卸売市場法、久留米市中央卸売市場業務条例及び同施行規則等に基づいて市場を開設し、施設の維持管理と業務の許認可及び取引が公正に行われるように指導監督を行う。

2）卸売業者

農林水産大臣の許可を受けて全国の生産者から販売委託を受けたり、買付けた品物を仲卸業者や売買参加者に卸売する。販売方法は、せり売または相対売の方法で行われ、卸売業者はその販売価格に応じて法で定められた手数料を受け取る。

◎委託手数料率

（野菜、鶏卵以外の鳥卵 8.5%、果実 7.0%、鶏卵 6.0%、水産物 5.5%）

卸売業者	青果部	1 社
	水産物部	1 社

3）仲卸業者

開設者の許可を受けて市場内に店舗を持ち、卸売業者から買入れた品物を分荷または加工して売買参加者や買出人に販売する。仲卸業者は、生産や消費の動向を把握し、物品を評価し、これらを総合した適切な価格を決定する能力が求められる。

仲卸業者	青果部	13 社
	水産物部	2 社

4）売買参加者

開設者の承認を受けて卸売業者が行うせりに参加出来る一般小売業者、大口需要者、加工業者で、市場外の店舗で主として一般消費者へ小売りする業者をいう。

売買参加者	青果部	132 人
	水産物部	204 人

5）関連事業者

開設者の許可を受けて市場機能を補完するため、または市場を利用する人達の便宜を図るため、市場内の店舗その他の施設において営業を行っている。

関連事業者	第 1 種	13 社
	第 2 種	3 社

6）買出人

せりに参加できない小売業者等で、仲卸業者から生鮮食品を買受け市場外の店舗で主として一般消費者へ小売りする業者等をいう。

買出人　90 人

７．中央卸売市場の役割と仕組み

（１）中央卸売市場の機能

① 集 荷 機 能　　多種多様な品目の豊富な品揃え
② 分 荷 機 能　　多数の小売業者への迅速な分配
③ 価格形成機能　　せり主体の取引による需給を反映した迅速かつ公正な価格形成
④ 決 済 機 能　　販売代金の迅速確実な決裁
⑤ 情 報 機 能　　需給にかかる情報の収集伝達
⑥ 防災対応機能　　防災時にライフラインとして機能
⑦ 衛生管理機能　　生鮮食料品の鮮度、品質を維持する機能

（２）中央卸売市場の流通経路

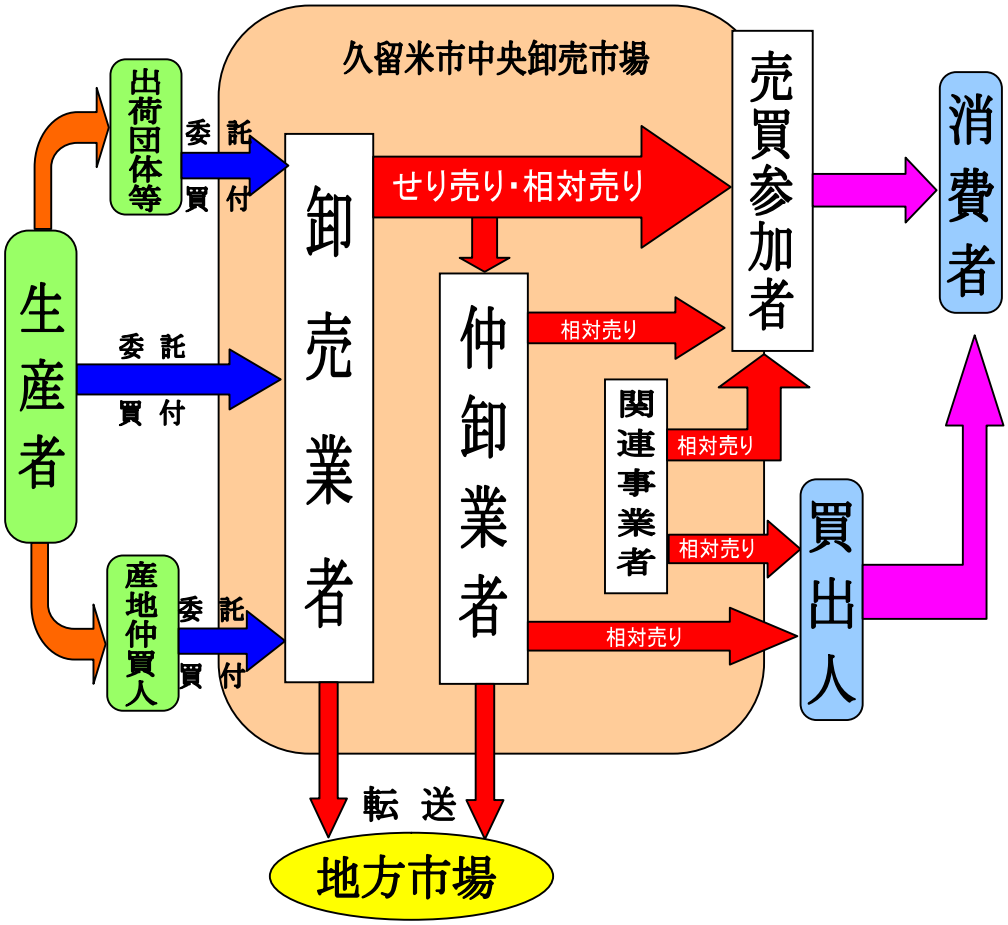

８．使用料

H22.4.1 現在

久留米市中央卸売市場業務条例別表第４及び同条例施行規則別表第２

種　　別		単　　位	条 例 額	規　則　額
卸売業者市場使用料	青 果 部		卸売金額の 1,000 分の 5	卸売金額の 1,000 分の 3 ただし、鶏卵については卸売金額の 1,000 分の 1
	水産物部			卸売金額の 1,000 分の 3
卸売業者売場使用料	青 果 部	月額　1 ㎡につき	158 円	131 円
	水産物部	〃		141 円
青果部低温売場施設使用料		月　　額	264,600 円	264,600 円
水産物部低温売場施設使用料		月　　額	16,878 円	16,878 円
仲卸業者市場使用料		条例第 52 条第 2 項の規程による許可を受けた場合	販売金額の 1,000 分の 5	販売金額の 1,000 分の 3
仲卸業者売場使用料	青 果 部	月額 1 ㎡につき	578 円	578 円
	水産物部	〃		525 円
事務室使用料	青 果 部	〃	945 円	893 円
	水産物部	〃		945 円
関連事業所使用料	店　　舗	〃	735 円	735 円
	食　　堂	〃		683 円
	商品倉庫	〃		578 円
倉庫使用料	新 倉 庫	〃	368 円	368 円
	旧 倉 庫	〃		210 円
製氷庫使用料		月　　額	357,000 円	357,000 円
冷蔵庫使用料	青 果 部	月額 1 ㎡につき	1,680 円	1,260 円
	水産物部	〃		1,648 円
買荷保管所使用料		月額 1 ㎡につき	263 円	263 円
指定駐車場使用料		月額 1 台につき	2,038 円	2,038 円
空地使用料	簡易・短期	月額 1 ㎡につき	31 円	31 円
	そ　の　他	〃	163 円	163 円
新活魚施設使用料		月　　額	259,350 円	259,350 円
新物流システムセンター使用料		月　　額	569,700 円	569,700 円

備　考

1. 使用料には消費税額及び地方消費税額を含む。
2. 使用料の計算方法
   (1) 期間が 1 月に満たないものまたは期間に 1 月未満の端数のある時の使用料は日割りで計算する。
   (2) 使用面積が 1 ㎡に満たないものまたは、使用面積に 1 ㎡未満の端数があるときは、1 ㎡として計算する。
3. 使用料の納期
   (1) 卸売高使用料及び仲卸業者買付物品販売高使用料の納期は当該月の翌月の 15 日までとする。
   (2) 前号以外の月額使用料の納期は当該月 25 日までとする。
4. 使用者が市場において使用する電気、水道及びガス等の使用料はその実費を徴収する。

９．委託料

市場においては、警備・施設保守・廃棄物処理・有害鳥獣駆除などの各業務を外部業者に委託している。過去２年間の委託業務の概要は下表のとおりである。

業　務　委　託　契　約　金　額　一　覧

種別	委　託　業　務　名	H/20	H/21	契　約　内　容
警備	管理事務所警備業務	99,540	99,540	・感熱センサーによる16:00～7:00までの火災・盗難防止 ・管理事務所・会議室の警備
	市場内警備業務	15,225,000	15,225,000	・24時間場内巡回等警備 ・監視カメラ(6台)による機械警備
施設保守等	電気保安管理業務	832,356	832,356	・市場内、新物流センター電気保守点検
	関連商品売場エレベ-タ-保守点検業務	390,600	390,600	・関連事業所棟の物品搬送エレベーター保守点検 ・毎月2回の定期点検及び年1回の総合点検
	自動火災報知機保守点検業務	219,450	219,450	・市場内自動火災報知機・消火栓・消火器・誘導灯の保守点検
	水産冷蔵庫・物流センター冷蔵庫保守点検業務	399,000	399,000	・水産棟冷蔵庫(F級)の年6回定期点検 ・新物流センター冷蔵庫の年6回定期点検
	製氷機保守点検業務	661,500	661,500	・製氷機の年5回定期点検及び年1回の総合点検 ・製氷機庫内の水落としによる保守
	空調設備保守点検業務	849,660	849,660	・冷暖房の切替業務(年2回) ・年2回の中間定期点検
	物流センター冷暖房保守点検業務	195,300	195,300	・新物流センター冷暖房機の年1回総合点検
	下水道水質検査業務	190,260	190,260	・久留米市下水道条例第8条の11、水質測定業務による検査 ・水産物部卸・仲卸売場が特定施設に該当
	活魚水槽保守点検業務		357,000	・水槽水質の保守点検
	青果冷蔵庫保守点検	94,500	94,500	・冷蔵庫の年6回定期点検
廃棄物処理	廃棄物処理業務(青果部)	689,036	732,108	・市場ゴミ集積所から上津クリーンセンターへの廃棄物搬出処理
	廃棄物処理業務(水産物部)	4,391,400	4,447,049	・市場ゴミ集積所から上津クリーンセンターへの廃棄物搬出処理
他	低温倉庫建設工事建築設計業務委託		4,951,800	・次年度分設計委託
	低温倉庫建設工事設備設計業務委託		2,430,750	・次年度分設計委託
	低温倉庫建設に伴う地質調査業務委託		1,538,250	・下方地層確認のため
	水産物部卸売場屋根改修工事設計業務		1,764,000	・次年度分設計委託
	防犯カメラ移設業務委託		47,250	
	仲卸経営診断業務		105,000	・仲卸業者の経営内容診断及び指導
	運営協議会講師委託料		99,750	
	ドバト駆除委託業務	472,080	406,245	・場内有害鳥獣駆除(ドバト)
	鼠駆除委託業務			・場内有害鳥獣駆除(鼠)
	市場取得予定地物件調査業務	657,300		・物件補償額算出
	都市計画変更図書作成業務	404,250		・都市計画法定図書作成
	合　　計	25,771,232	36,036,368	

以下では「警備業務委託」・「施設保守業務委託」・「廃棄物処理委託」・「有害鳥獣駆除委託」について述べる。

（１）警備業務委託

当該業務は、中央卸売市場施設の警備業務を委託するものである。契約方法は、管理事務所警備業務、市場警備業務ともに競争入札により行われている。過去５年間の契約金額、契約の相手方(業者名)は下表のとおりである。

(単位: 千円)

	管理事務所警備業務		市場警備業務	
	契約金額	業者名	契約金額	業者名
平成 17 年度	101	T 社	15,225	T 社
平成 18 年度	100	同上	15,225	同上
平成 19 年度	100	同上	15,225	同上
平成 20 年度	100	同上	15,225	同上
平成 21 年度	100	同上	15,225	同上

（２）施設保守等業務委託

当該業務は、中央卸売市場施設の保守業務を委託するものである。この業務中、電気保安管理業務、エレベーター保守点検業務、製氷機保守点検業務、空調設備保守点検業務、物流センター冷暖房保守点検業務、活魚水槽保守点検業務、青果冷蔵庫保守点検業務については、契約方法は見積り合せによる随意契約であり、自動火災報知器保守点検業務、水産冷蔵庫・物流センター冷蔵庫保守点検業務、下水道水質検査業務、契約方法は競争入札による契約である。

（３）廃棄物処理委託

当該業務は、中央卸売市場ゴミ集積所から上津クリーンセンターへの廃棄物搬出処理委託業務である。契約方法は、毎年度競争入札により行われている。過去５年間の契約金額、契約の相手方(業者名) は下表のとおりである。

(単位: 千円)

	青　果　部		水 産 物 部	
	契約金額	業者名	契約金額	業者名
平成 17 年度	1,056	N 社	4,418	N 社
平成 18 年度	627	D 社	4,641	A 社
平成 19 年度	655	N 社	4,570	D 社
平成 20 年度	689	K 社	4,414	D 社
平成 21 年度	732	K 社	4,447	D 社

（４）有害鳥獣駆除委託

当該業務は中央卸売市場施設内のドバト駆除業務を委託するものである。契約方法は見積り合せによる随意契約である。

１０．その他の一般管理費

（１）総務管理費

毎年度１５０，０００千円前後で推移している。内訳は主に人件費、光熱水費、委託料、補助金で全体の９割近くを占める。

（２）財産管理費

ここ５年間は１２，０００千円から１７，０００千円の間を推移している。そのほとんどは施設修繕費である。

（３）公債費

平成２１年度の歳出のうち、公債費の占める割合は２１．９％と歳出全体に対して決して高くはないが２１年度は青果部低温倉庫建設費及び予定地買収、水産物部卸売場屋根改修工事実施設計の為、１６５，０７２千円の歳出がある。これを除くと公債費の歳出に占める割合は１９年度３３．６％、２０年度３５．４％、２１年度３６．２％と増加傾向にある。又前述の青果部低温倉庫建設にあたり２１年度に１６０，６００千円の市債を発行しており２２年度より償還が始まる。

平成２２年度以降の市債の償還スケジュールは以下のとおりである。

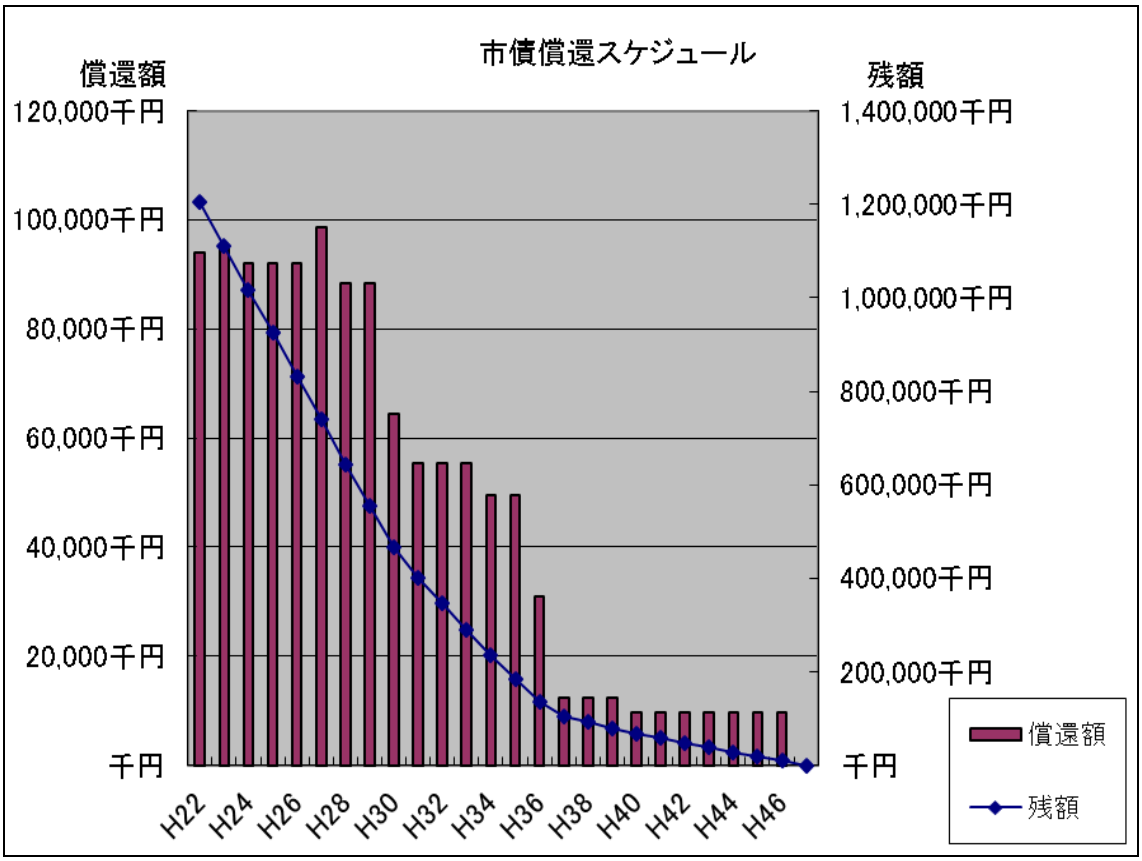

１１．中央卸売市場特別会計の５年間の収支状況

（１）中央卸売市場特別会計の５年間の収支状況は次の通りである。

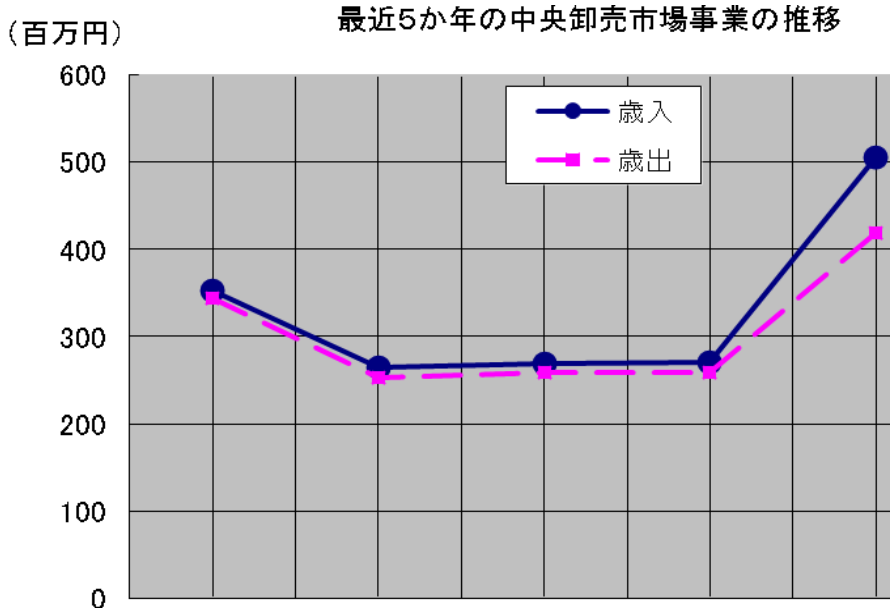

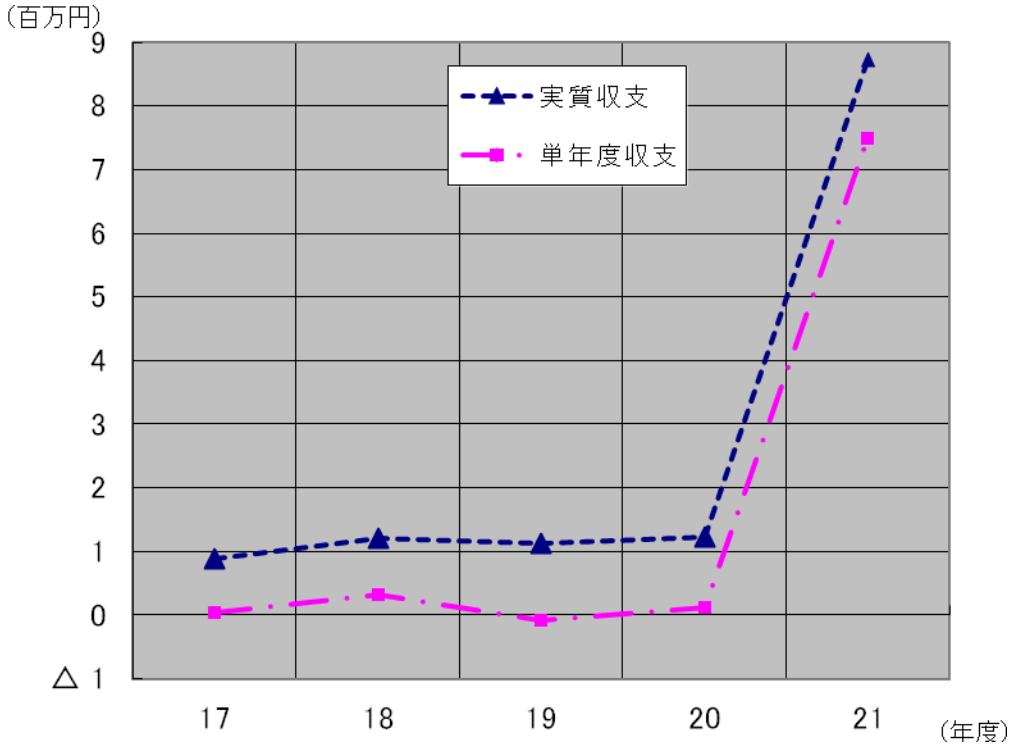

（単位：千円）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入	352,447	264,479	269,456	271,183	505,523
歳出	343,571	252,495	258,293	258,905	418,303
実質収支	8,876	11,984	11,163	12,278	87,221
単年度収支	314	3,108	△821	1,115	74,942

平成２１年度の歳入・歳出の主な内容としては、歳入において売上高使用料および施設使用料で前年比３，８２６千円減少しているが一般会計繰入金７６，３００千円増、市債の発行１６０，６００千円等により歳入総額２３４，３４０千円の増である。

歳出においては、一般管理費４，５９３千円減、財産管理費１，６８２千円の減となっているが前述の青果部低温倉庫建設予定地買収等による公有財産購入費、水産物部卸売場屋根改修工事実施設計として１６５，０７３千円の増加があり前年比１５９，３９８千円の増加となり、実質収支は８７，２２１千円の増。

単年度収支は７４，９４２千円の増となる。しかし実質収支・単年度収支ともに水産物部卸売場屋根改修工事としての繰越明許費７０，０００千円を含んでおりこれを除くと実質収支１７，２２１千円単年度収支４，９４２千円の増である。

（２）中央卸売市場の５年間の取扱高及び形態別内訳の推移は、以下のとおりである。

(単位: トン、百万円)

年度	人口(千人)	総取扱高		青果部		水産物部	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
平成17年	306	64,813	17,437	55,366	10,003	9,447	7,434
平成18年	305	62,073	17,810	53,641	10,712	8,432	7,098
平成19年	305	63,299	17,180	54,778	10,620	8,521	6,560
平成20年	304	61,242	17,203	52,277	10,125	8,965	7,078
平成21年	303	59,527	16,046	50,949	9,401	8,578	6,645

事業報告書　4卸売業務の状況　(4)販売方法別取引の状況より

青果　(単位:千円)

年度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
せり売り	5,727,351	57.3	5,715,373	53.4	5,253,904	49.5	5,075,553	50.1	4,552,344	48.4
相対	4,067,182	40.7	4,635,262	43.3	4,997,861	47.1	4,696,304	46.4	4,552,309	48.4
第三者	208,722	2.1	361,769	3.4	368,265	3.5	353,571	3.5	296,847	3.2
取扱高	10,003,255	100.0	10,712,404	100.0	10,620,030	100.0	10,125,428	100.0	9,401,500	100.0

水産　(単位:千円)

年度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
せり売り	2,514,862	33.8	2,375,743	33.5	2,308,211	35.2	2,432,196	34.4	2,338,915	35.2
相対	2,308,097	31.0	2,657,021	37.4	1,965,622	30.0	2,185,549	30.9	1,598,157	24.0
第三者	2,610,793	35.1	2,064,968	29.1	2,286,466	34.9	2,460,320	34.8	2,708,352	40.8
取扱高	7,433,752	100.0	7,097,732	100.0	6,560,299	100.0	7,078,065	100.0	6,645,424	100.0

合計　(単位:千円)

年度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
せり売り	8,242,213	47.3	8,091,116	45.4	7,562,115	44.0	7,507,749	43.6	6,891,259	42.9
相対	6,375,279	36.6	7,292,283	40.9	6,963,483	40.5	6,881,853	40.0	6,150,466	38.3
第三者	2,819,515	16.2	2,426,737	13.6	2,654,731	15.5	2,813,891	16.4	3,005,199	18.7
取扱高	17,437,007	100.0	17,810,136	100.0	17,180,329	100.0	17,203,493	100.0	16,046,924	100.0

１２．市場の経営改革と今後の方向性

第９次卸売市場整備基本方針（平成２２年１０月、農林水産省）では、中央卸売市場の再編基準として、以下の４つの指標を掲げる。

①	当該中央卸売市場における取扱数量が当該中央卸売市場に係る開設区域内における需要量未満であること。ただし、②に掲げる指標に該当しない中央卸売市場であって、当該中央卸売市場に係る開設区域外への出荷割合が、 ア. 青果物にあっては45％以上 イ. 水産物にあっては60％以上 ウ. 花きにあっては60％以上 である場合には、この限りではない。
②	当該中央卸売市場における取扱数量が、 ア. 青果物にあっては65,000トン未満 イ. 水産物にあっては35,000トン未満 ウ. 花木にあっては6,000万本相当未満 であること。
③	当該中央卸売市場における取扱数量が直近で3年間連続して減少し、かつ、3年前を基準年とする取扱数量の減少が、 ア. 青果部にあっては9.9％以上 イ. 水産部にあっては15.7％以上 ウ. 食肉にあっては10.5％以上 エ. 花木にあっては7.4％以上 であること。
④	以下のいずれかの要件に該当すること。 ア. 当該中央卸売市場の市場特別会計に対する一般会計からの繰出金が直近で3年連続して総務省の定める繰出しの基準を超えていること（食肉卸売市場の開設者である場合には、市場特別会計を食肉に係るもの、食肉以外に係るものに区別すること）。 イ. 当該中央卸売市場における当該取扱品目の部類に係る取扱数量の過半を占める卸売業者が直近で3年間連続して卸売市場法第51条第2項各号のいずれかに該当していること。

同方針によると、既存の中央卸売市場であって、上記４指標のうち３以上の指標に該当するものは、中央卸売市場の再編に取り組むものとされている。中央卸売市場の再編とは以下のＡ～Ｅの措置をいい、再編基準に該当する中央卸売市場の開設者は、これらの措置のいずれに取り組むかを検討し、早期に具体的な取組内容及び実施時期を決定しなければならない。

Ａ．市場運営の広域化(広域の開設者への地位の承継)
Ｂ．地方卸売市場への転換
Ｃ．他の卸売市場との統合による市場機能の集約
Ｄ．集荷・販売面における他の卸売市場との連携
Ｅ．市場の廃止その他市場流通の効率化

久留米市中央卸売市場の平成２１年度における上記４指標の状況は以下のとおりである。なお表中の丸数字は、上記４つの指標と対応している。

再編基準への該当状況

市場名：久留米市中央卸売市場（青果物）

指標①	取扱数量			開設区域内需要量				該当	
	53,257 t			38,025 t					
	※取扱数量が開設区域内需要量未満の場合でも、指標②に該当しない 中央卸売市場であって、開設区域外への出荷割合が、 青果物では45％以上、 水産物では60％以上、花きでは60％以上である場合は指標①には 該当しないものとする。 〈備考〉基準割合を超えている場合には、算定の根拠となる資料（注1）を添付願います。							非該当	
	開設区域外出荷割合			取扱品目ごとの基準割合					
	12		%	45			%		
指標②	取扱数量			取扱品目ごとの基準数量				該当	
	53,257 t			65,000t				非該当	
指標③	取扱数量の対前年増減率			3年間の増減率				該当	
	19年	20年	21年	21年/18年	基準減少率			非該当	
	5.7 %	▲5.3 %	▲0.4 %	▲0.3 %	▲9.9 %				
指標④	要件①	19年度		20年度		21年度		該当	
	繰出金	72,742	千円	73,518	千円	149,818	千円		
	基準	92,047	千円	98,210	千円	92,263	千円	非該当	
	要件②								
	卸売業者の名称：	久留米青果株式会社							

再編基準への該当状況

市場名：久留米市中央卸売市場（水産物）

指標①	取扱数量				開設区域内需要量					該当 非該当
	8,707 t				15,253 t					
	※取扱数量が開設区域内需要量未満の場合でも、指標②に該当しない 中央卸売市場であって、開設区域外への出荷割合が、 青果物では45％以上、水産物では60％以上、花きでは60％以上である場合は指標①には該当しないものとする。 〈備考〉基準割合を超えている場合には、算定の根拠となる資料（注1）を添付願います。									
	開設区域外出荷割合				取扱品目ごとの基準割合					
	44			%	60				%	
指標②	取扱数量				取扱品目ごとの基準数量					該当 非該当
	8,707 t				35,000 t					
指標③	取扱数量の対前年増減率				3年間の増減率					該当 非該当
	19年	20年	21年		21年/18年		基準減少率			
	▲3.6 %	4.4 %	2.0 %		2.6 %		▲15.7 %			
指標④	要件①		19年度		20年度		21年度			該当 非該当
		繰出金	72,742	千円	73,518	千円	149,818	千円		
		基準	92,047	千円	98,210	千円	92,263	千円		
	要件②									
		卸売業者の名称：	福岡県魚市場株式会社							

１３．売上高使用料・施設使用料の推移

名称	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
売上高使用料（水産）	22,360,527	21,497,801	19,612,578	21,221,605	20,056,267
売上高使用料（青果）	29,850,104	31,920,609	32,344,988	30,688,125	28,761,963
売上高使用料（鶏卵）	41,186	39,591	37,566	38,822	31,231
小計	52,251,817	53,458,001	51,995,132	51,948,552	48,849,461
施設使用料（水産）	25,673,674	25,136,880	23,774,604	24,882,324	24,882,324
施設使用料（青果）	53,509,816	53,665,330	53,893,780	54,405,402	54,155,558
施設使用料（関連）	11,137,524	10,346,208	11,176,532	12,192,069	11,718,134
施設使用料（共済会）	106,200	133,200	151,200	153,000	149,400
小計	90,427,214	89,281,618	88,996,116	91,632,795	90,905,416
合　　計	142,679,031	142,739,619	140,991,248	143,581,347	139,754,877

１４．雑収入（上下水道料・電気料）

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
〔歳出〕					
水道料	5,414,499	5,508,632	5,092,677	4,168,048	4,507,538
上下水道料	6,430,163	6,240,814	5,748,114	5,713,993	5,990,519
△ 管理事務所負担分	△ 3,243,421	△ 3,644,651	△ 3,017,882	△ 2,447,640	△ 3,078,800
差引	8,601,241	8,104,795	7,822,909	7,434,401	7,419,257
〔歳入〕	↕	↕	↕	↕	↕
上下水道代	8,601,241	8,104,795	7,822,909	7,434,401	7,419,257
〔歳出〕					
電気料	39,786,715	38,956,686	38,991,680	39,066,019	36,975,305
△ 管理事務所負担分	△ 4,576,283	△ 4,692,703	△ 4,670,590	△ 3,519,944	△ 3,960,859
差引	35,210,432	34,263,983	34,321,090	35,546,075	33,014,446
〔歳入〕	↕	↕	↕	↕	↕
電気料金	35,210,432	34,263,983	34,321,090	35,546,075	33,014,446
〔歳出〕					
ガス料金	570,222	598,804	709,526	682,477	829,221

Ⅱ　監査手続

1．卸売業者市場使用料（以下「売上高使用料」と言う。）

売　上　高　使　用　料

①フローチャート

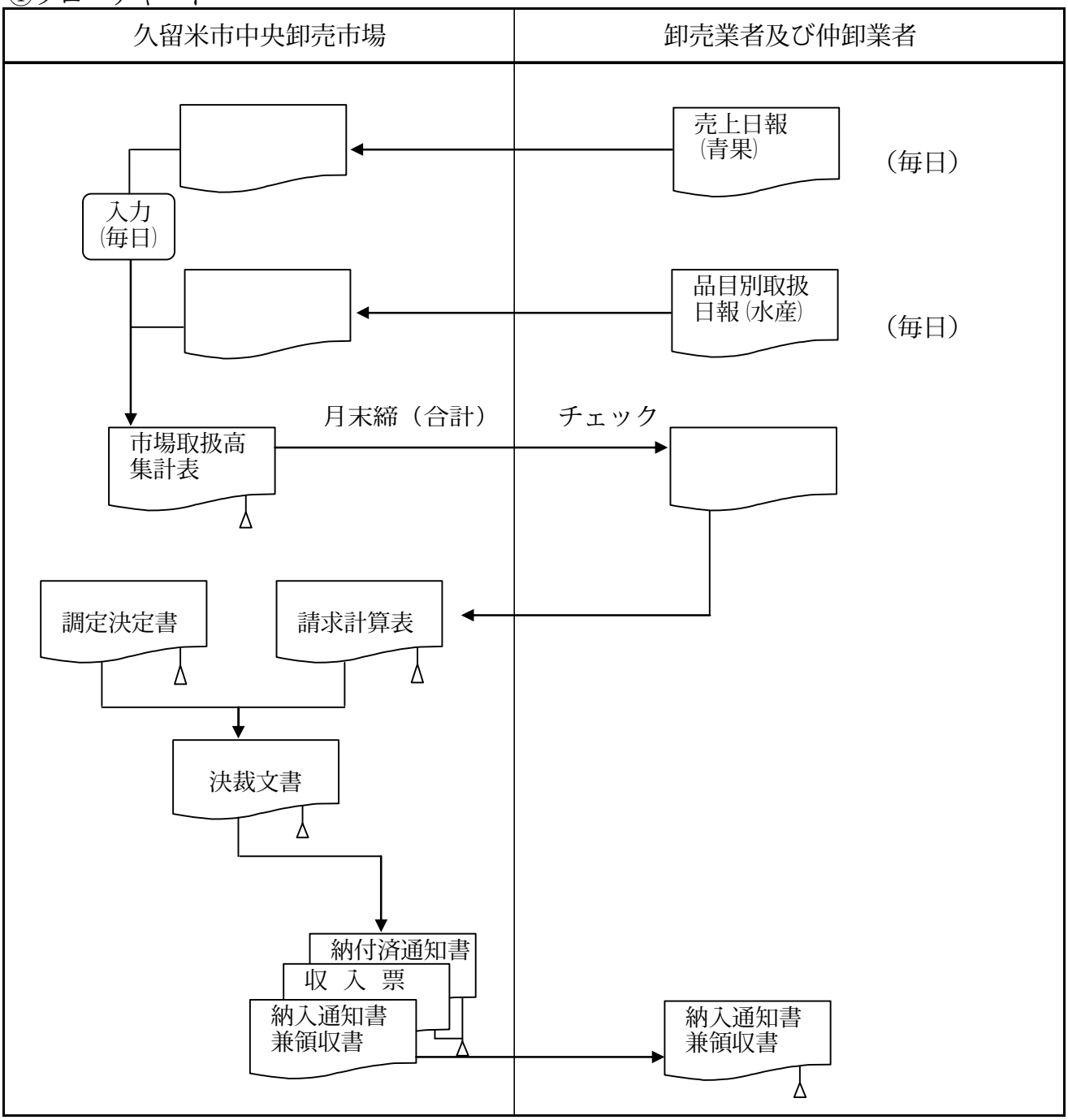

②　監査手続

1）「久留米市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書」を入手し、以下の監査手続を実施する。

2）「年度別・売上高使用料別・施設使用料別比較表」を入手し、年次比較・趨勢について検討する。

3）売上高使用料については、ある年度の年間の月次推移表を入手し、以下の資料と照合し、使用料の妥当性について検討する。

「決裁文書」・「請求計算書」・「調定決定書」・「納付書」

4）売上高使用料については、対①卸売業者、②仲卸業者があり、別々に資料を入手し、以下の手続を実施する。

（卸売業者）

ア．「市場取扱高集計表（ある月の日々の数量、金額）〔青果部・水産物部別〕」を入手し、以下の資料と照合する。

卸売業者作成の「野菜品目別取扱高」（青果部）

卸売業者作成の「品目別取扱高・日報」（水産物部）

イ．上記に基づく売上高使用料の計算について以下の資料と照合する。

「請求計算表」・「調定決定書」・「決裁文書」

特に「請求計算表」については青果部・水産物部別の合計金額を「市場取扱高集計表」と照合し、料率については、「久留米市中央卸売市場業務条例別表第４及び同条例施行規則別表第２」と照合し、請求金額の検証を実施する。

ウ．決裁文書に基づく請求行為が正しく行われているか検討する為、以下の資料と照合する。

「納付済通知書」、「収入票」、「納入通知書兼領収書」

（仲卸業者）

ア．ある年度の年間の業者別・月別の「仲卸直荷引き申請実績表」を入手し、ある特定の業者・月について以下の資料と照合する。

仲卸業者提出の「久留米市中央卸売業者外からの買入れ物品販売届出書」

イ．上記に基づく売上高使用料の計算について以下の資料と照合する。

「請求計算表」、「調定決定書」、「決裁文書」

特に「請求計算表」については、「仲卸直荷引き申請実績表」と照合し、料率については、「久留米市中央卸売市場業務条例別表第４及び同条例施行規則別表第２」と照合し、請求金額の検証を実施する。

ウ．決裁文書に基づく請求行為が正しく行われているか検討する為、以下の資料と照合する。

「納付済通知書」、「収入票」、「納入通知書兼領収書」

２．施設使用料

1）「久留米市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書」を入手し、以下の監査手続を実施する。

2）青果部・水産物部・関連事業者・その他別、使用者別、月別の「市場施設使用料調定表 」 を入手して月次比較を実施し、面積単価については、「久留米市中央卸売市場業務条例別表第４及び同条例施行規則別表第２」と照合し、金額の検証を実施する。

3）上記の計算について、決裁関係の妥当性を検証する為、「調定決定書」、「請求計算表」、「決裁文書」と照合する。

4）決裁文書に基づく請求行為が正しく行われているか検討する為、以下の資料と照合する。

「納付済通知書」、「収入票」、「納付通知書兼領収書」

３．雑収入

①フローチャート

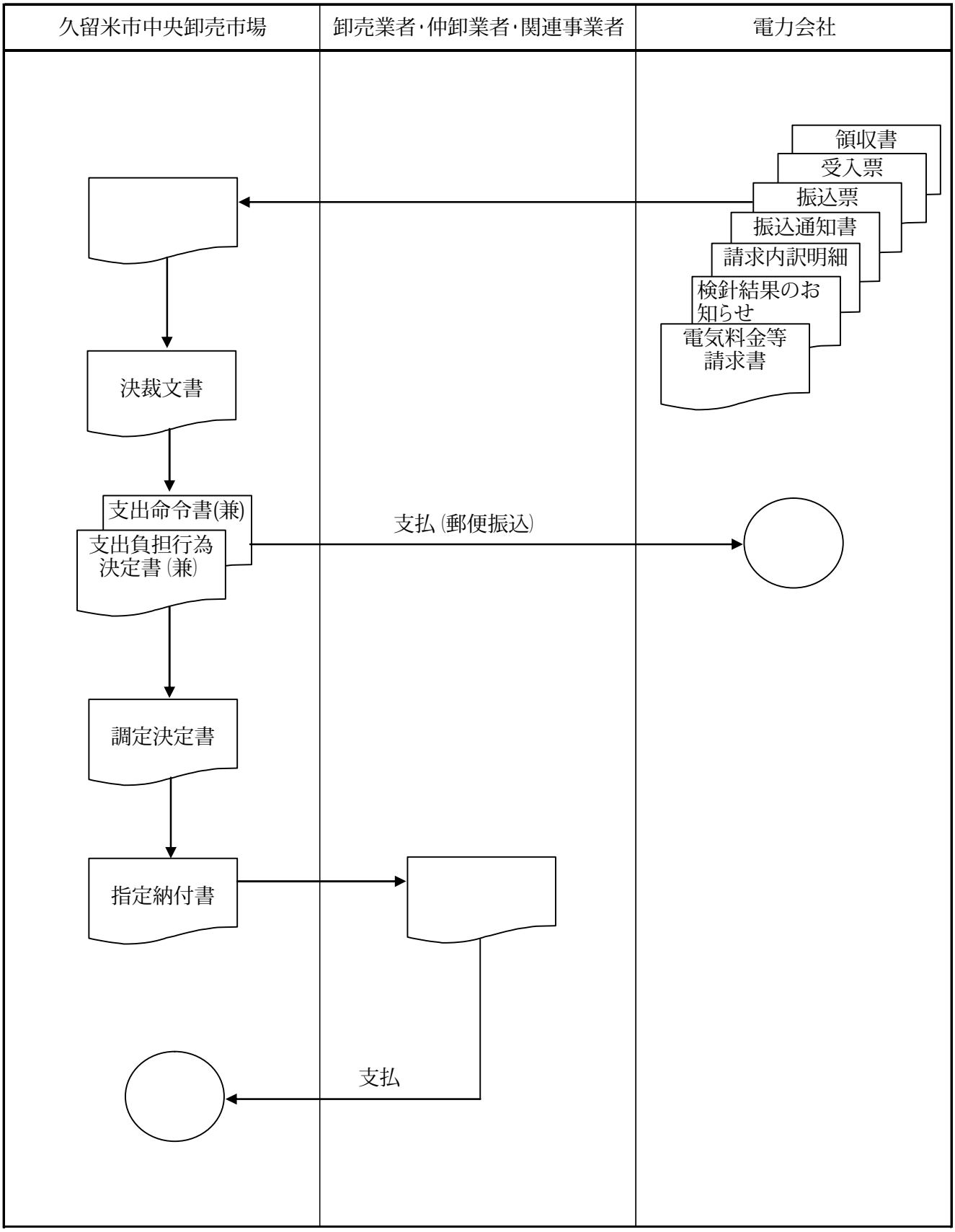

②監査手続

【雑収入（光熱水費他）】

1）「久留米市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書」を入手し、以下の監査手続を実施する。

2）年度別・月別「光熱水費内訳」を入手し、特定の月の妥当性を検証する為サンプリングを行う。

3）特定月の電力会社からの請求明細と当方の計上の妥当性を検証する為、以下の資料と照合する。

「電気料金等請求書」、「検針結果のお知らせ」、「請求内訳明細」

4）上記に基づく決裁支払がなされているか、以下の資料を照合する。

「決裁文書」、「支払命令書（兼）」、「支払負担行為決定書（兼）」

5）支払については以下の資料と照合する。

「振込通知書」、「振込票」、「受入票」、「領収書」

6）次に納入者に請求する為に、「納入者別・月別電気料調定表」を入手し、以下の資料と照合する。

「決裁文書」、「支出命令書（兼）」、「支出負担行為決定書（兼）」、「請求書」、「調定決定書」

4．県支出金

【県支出金（県補助金）】

1）「久留米市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算書」を入手し、以下の監査手続を実施する。

2）計上金額について、「福岡県強い農業づくり交付金の変更交付決定について（通知）」等と照合する。

3）上記計算根拠となった資料を入手し、算定の妥当性、計算の妥当性について検討する。

Ⅲ　問題点等

1．売上高使用料の監査

（卸売業者）

青果部「野菜品目別取扱高」、水産物部「品目別取扱高・日報」は卸売業者が作成しており、開設者としては、この日別の合計をコンピューターに入力をし、上記の資料は保管している。

今回は平成２１年１２月の「市場取扱高集計表」を入手し、そのうち青果部については１２月２４日、水産物部については１２月１日の取引について検証を行った。

上記の資料と「市場取扱高集計表」とは一致しており、使用料の算定根拠とは合致した。

次に、この算定根拠を基に、料率である「久留米市中央卸売市場業務条例別表第４及び同条例施行規則別表第２」と突合し、計算は正しく行われていた。

又、これに基づく決裁関係、調定関係、さらには請求・納付については適切に行われていた。

（仲卸業者）

平成２１年度の「仲卸直荷引き申請実績表」から、特定の業者をサンプリングし６月の取引について検討した。

当該業者は、５月分の記載がなかった為、開設者のほうから確認したら、業者の売上が確定出来なかったから６月分に合計で届出がなされている。

この件については開設者側からのチェックがはいっており、適切に処理がなされている。

２．施設使用料の監査

平成２１年度の施設使用料と、「使用者別・月別・市場施設使用料調定表」の合計との差額は、移動店舗（１２１件）⇒１２１，０００円　日割計算による使用料⇒７８２円　行政財産使用料（ＮＴＴ・九電）⇒３３，０００円　自動販売機分を年１回徴収（自治会）　⇒　１，８６０円　　合計１５６，６４２円である。

施設使用料については、月別に面積の移動（指定駐車場等）がない限り月額変更がない為、この面積単価等が 「久留米市中央卸売市場業務条例別表第４及び同条例施行規則別表第２」と合致しているかどうか、青果部・水産物部の内、一番床面積の広い施設について２社（いずれも卸売業者）選択し検討したが、適切に行われている。

３．雑収入の監査

平成１７年度から平成２１年度までの光熱水費(上下水道・電気料金) の年次推移表を入手し、年次比較を行うとともに、平成２１年度の雑収入の合計との差異は、嘱託職員の保険の還付３２，７５４円と、一部利息２円の合計３２，７５６円である。

今回、平成２１年度の月次推移表より４月分について検討した。

現在行われている方法は、市場全体に対する電気料の一旦立替払いを開設者が行い、その後、子メーターに基づき、開設者分（共用電灯）を除いて各業者に対して請求が行われている。

これについては、業者別 「電気料調定表」に対して、「決裁文書」等請求まで検討した結果、適切に実施されている。

４．県支出金（補助金）の監査

対象事業に対して、消費税抜きの１／３の補助が県から出される予定であり、平成２１年度は、対象事業費 （8,210,475 円） － 消費税 （8,210,475 円×5／105　＝390,975）＝7,819,500 × 1／3 ＝　2,606,500 円　となり交付金として 2,606,000 円（千円未満切捨て）受け取っている。

この数字の根拠並びに県の交付決定（通知）と照合した結果、適切に行われている。

５．委託料の監査

以下では「警備業務委託」・「施設保守業務委託」・「廃棄物処理委託」・「有害鳥獣駆除委託」について検証する。

（１）警備業務委託

■入札後随意契約化している

当該契約は、管理事務所警備業務は平成１８年度、市場警備業務は平成１７年度に入札が行なわれ以後は行われておらずＴ社との随意契約状態となっている。

市場担当者にヒアリングしたところ、感熱センサー、監視カメラ(６台)等による機械警備の場合、初期投資が大きく短期間での業者の変更は経済性、効率性を損なうとの考えから地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の１７に規定する「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」で定める契約「機器の設置を伴う施設警備の委託契約」に該当し、おおむね３年～５年おきに競争入札契約を行っている旨の説明を受けた。

しかし、当該契約は警備業務であることから特定の業者にしか履行できないといった専門性はないため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号にいう「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当しないと考えられる。昨今の経済情勢を鑑み、複数業者の見積りを取るべきである。

（２）施設保守等業務委託

■随意契約の根拠が不明確である

当該契約は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号を根拠規定として、随意契約によっている。同規定は、「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」である場合に随意契約によることができるとされているものである。市場担当者にヒアリングしたところ、製氷機保守点検、活魚水槽保守点検は装置そのものが特殊なため、久留米市近郊には委託業者以外に保守点検を行える業者がいないためとの説明を受けたが、空調設備保守点検については空調機器メーカーの保守サービス指定店が久留米市内に１社のみとの事であり、特殊な保守点検技術が必要とは考えにくい。競争入札による業者決定方法が考えられる。

■委託契約金額の決定が不明確である

当該業務は、業務委託契約金額一覧に見るように全ての委託業務において平成２０年度、平成２１年度の契約金額が同額である。昨今の経済情勢を鑑み、契約金額の決定が必要である。

（３）廃棄物処理委託

■競争入札による公正妥当な契約がなされている

当該契約は青果部、水産物部それぞれ毎年度競争入札により契約金額、業者が決定されている。経済性、効率性ともに問題ないと思われる。

（４）有害鳥獣駆除委託

■業者の選定根拠が不明確である

当該契約は久留米市契約事務規則第２０条の２－(６)により５０万円以下の委託金額の為、随意契約となっている。

市場担当者にヒアリングしたところ平成17年度までは、当該業務を遂行できる業者が福岡に１社しかなかったため、特命の随意契約としていたが、久留米市内に該当する業者があったため、平成１８、１９年度は２者による見積合わせによる随意契約とし経費節減を図ったが、従来の業者のような駆除効果が出ず、場内関係者から不満がでたため駆除効果を判断基準に業者選定を行っているとの説明を受けた。毎年複数業者による見積り合せによる契約を行われたい。

６．その他の一般管理費の監査

（１）総務管理費

■補助金について

補助金は、中央卸売市場自治会と発泡スチロール処理組合に対して支出されており、自治会へは清掃事業確定額の２/５を助成。発砲スチロール処理組合へは処理事業確定額の１/２の助成が行われておりいずれも適正に処理されている。

その他、自治会活動費として毎年６００千円の定額が支出されているが算定根処が不明であり、要綱には「別途定める」とあるが、その規程が存在しない。

（２）財産管理費

■施設修繕費について

青果棟、水産棟ともに築３５年を経過し施設の老朽化が進んでいる。２２年度には水産物部卸売場屋根改修工事が７０，０００千円の予算で行われる予定である。今後も施設修繕費の増加が見込まれ中央卸売市場事業特別会計の圧迫要因となることが考えられる。

（３）公債費

平成２１年度末時点の市債残高は、元利合計で１，２９７，０７５千円であり、平成２９年度迄は毎年度９０，０００千円前後の償還額となっている。又水産棟竣工昭和４９年、青果棟竣工昭和５１年と既存施設の老朽化が目立ってきており建替の時期も迫っており更なる起償を行えば中央卸売市場事業特別会計の圧迫の要因となる。

７．中央卸売市場特別会計の５年間の収支状況

中央卸売市場における総取扱高は平成１７年度から減少傾向にある。

これは、人口がほぼ横ばいであることから久留米市民の消費量が減少した訳ではなく、大手スーパー・産地直売・直送・インターネット販売など生鮮食料品についての物流の変化が起こり販売形態が変わってきていることによるものと思われる。また、中央卸売市場の本来的機能である価格形成機能の中で、せり売りが対象品目の減少や取扱高そのものの減少により構成比率が下がってきている。

このような状況をみると、中央卸売市場の果たす役割が流通事情の変化に伴い変わってきており、市としても今後の在り方について検討する必要がある。

８．市場の経営改革と今後の方向性の検討

１１３頁・１１４頁のとおり、青果部では該当項目が、４項目中１項目、水産物部では４項目中２項目に該当している。とくに水産物部では、施設の老朽化による修繕、建替となると公債の発行もさることながら、一般会計繰入金による補填が必要となることも予想される。このような状況となった場合、指標④アに該当する可能性が高い。

そうなると水産物部においては、４項目中３項目が該当することとなり、再編を迫られることとなる。基準外の一般会計繰入金の発生を回避するためには、歳入の確保が不可欠となる。久留米市中央卸売市場運営協議会における市場活性化についての議論を具現化するよう努められたい。

９．地方卸売市場への移行についての検討

久留米市中央卸売市場においては、先述のとおり中央卸売市場を前提とした市場活性化が久留米市中央卸売市場運営協議会からの答申を基に進められている。

このような中で一般論として、中央卸売市場における取扱高を増加させるためには思い切った方策が必要と考えられるが、中央卸売市場である限り国の規制に従わなければならず、市の意向を自由に反映させることはできない。

このような状況を踏まえて、平成２２年度から山形中央卸売市場が地方卸売市場への移行を決定している。

―久留米市における中央と地方の相違点（条項）―

久留米市の場合中央卸売市場と地方卸売市場の相違点については、以下のとおりである。

項　目	中央卸売市場	地方卸売市場
条例の改正	国の認可が必要 国の条例案を提示する	県知事の承認が必要 市の方針で改正できる
せり人	市長に登録申請	県知事に届出 市長に登録申請
仲卸業者	市長に許可申請	定めなし
買出人	規定がない	規定がない
相対取引の承認申請	一部要	一部要
卸売業者の業務の規制	開設区域内において、卸売その他の販売をしようとするときは、市長へ届出が必要	開設区域の定めなし
市場外にある物品の販売	禁止	禁止
卸売業者の買受物品等の制限	有	有
委託手数料以外の報償の収受	禁止	禁止
仲卸業者の業務の規制	開設区域内において、販売をしようとするときは、市長への届出が必要	仲卸業の設定なし
卸売業者による卸売予定数量等の公表	義務	義務
委託手数料率	市長への承認申請	市の条例で規定

中央卸売市場から地方卸売市場へ移行した場合、市場の実情に応じた施策を実施する裁量の幅が広がる。また、国への報告書の作成、業務財務検査の実施及び卸売業者等からの様々な許認可等の業務の削減が可能となる。

しかし、一方では卸売業者等の健全な財務状況に立脚する市場の安定性や取引の公正・公平性等について、十分な注意が必要となる。

これらのことから、地方卸売市場へ移行した市場や、今後、地方卸売市場へ移行する市場の動向並びに移行後の経過等を十分に注視していく必要がある。

１０．競争入札等についての検討

前述したように業務委託の業者選定については、規定上競争入札によるべき契約を地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号にいう「契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの」を拡大解釈し随意契約を行っているものがある。又、委託契約金額の決定が安易に前年契約金を踏襲しており、ここ数年同額となっている。昨今の経済情勢を鑑み、複数業者による見積り合せによる決定を行われたい。

１１．卸売業者単複論についての検討

現在、久留米市中央卸売市場業務条例第６条において、青果部は１者、水産物部は２者と規定されている。

青果部は単数制になっており、道路網の整備・輸送手段の発達等により市場流通圏の広がりは従来より広域になっており、市場の活性化の為には競争原理の導入を通じ、有用な商品をより豊富に集荷できる可能性を秘めた複数制について考える機会が必要と思われる。

１２．市場の活性化又売上高使用料・施設使用料の検討

１１５頁のように、平成２０年度と比べただけでも売上高使用料は６％減少しており、市場の取扱高の増加が望まれている。別資料によれば青果部の取扱高は、平成６年度～平成１０年度⇒１１０億円から１２０億円 平成１１年度～平成１９年度⇒１００億円台、又、水産物部の取扱高は平成６年度～平成１４年度⇒１００億円台、平成１９年度⇒６５億円位の推移をしている。

この原因としては、市場外流通が増加し、市場経由率が低下している。この主な原因は大型量販店の増加に伴い売買参加者の減少、さらには、生産者（出荷者）においては、流通経費の削減や配送時間の関係から出荷先を選択する傾向が見られる。

消費者においても食に対する多様化の為、需要に変化が見られる。

このような問題に対して、「久留米市中央卸売市場運営協議会」において、市場の活性化（①売上高対策、②市場開放）に対しての答申が出されており、この実行が望まれるのが現状である。

次に施設使用料についてであるが、青果部と水産物部については、さほどの変化は見られないが、施設使用料の見直しがなされていない。何年置きかには見直す機会が必要と思われる。

又、関連事業者に対しての施設利用料の減少は、関連事業者棟に空き部屋があり、使用料の増加の為には施設を１００％使用することが望ましいのは言うまでもないが、この為には入居条件の見直し等も含めて十分に検討すべきと思われる。

さらに、この関連事業者に関しては、一件収入未済額（４，１６６，３０３円）が発生しており、平成１５年度（施設使用料⇒５６，４５３円）、平成１６年度（電気料⇒９１９，３７４円＋上下水道⇒６６０，６８５円＋施設使用料 ９２０，９２８円 合計２，５００，９８７円）平成１７年度（電気料⇒６７５，５０３円 ＋ 上下水道⇒３１９，４０８円 ＋施設使用料⇒６１３，９５２円 合計１，６０８，８６３円）総合計 ４，１６６，３０３円未納になっている。

３年に渡り未納になっており、現在行方不明であり、いずれ償却すべき項目になっている。

但し、請求行為は直に話し合いをもうけたり、請求したり、又保証金に関しては相殺されているが、３年間待たないで「久留米市中央卸売市場業務条例第３３条」により、早期に許可の取消を行うべきだったと思われる。

１３．雑収入（上下水道料・電気料）の検討

１１５頁のように現在、上下水道料と電気料については全施設の料金を一旦久留米市中央卸売市場が立替払いを行い、子メーターにより卸売業者・仲卸業者・関連事業者に対して集計し、「指定納付書」を渡し納付してもらう方法を取っている。但し、ガス料金は業者別にガス会社が請求している為、立替払いは存在しない。

もちろん対象となるのは管理事務所負担以外についての請求だが、この事務処理に関しては、煩雑な作業であり一定の作業量が発生しているのが実情である。事務の簡素化・効率化の為には、電力会社から直接対象事業者に対して請求を行ってもらうべきと思われる。

さらに、この立替行為は前述した通り、収入未済者が発生した場合に貸倒の可能性が多々あり、債権保全の為にも制度をシステマティックに改善すべきと思われる。

１４．売上高使用料の算定についての検討

現在、卸売業者提出の資料（青果部⇒「野菜品目別取扱高」水産物部⇒「品目別取扱高・日報）又、仲卸業者提出の資料「久留米市中央卸売市場業者外からの買入れ物品販売届出書」により使用料の計算がなされている。

互いの信頼の上に処理されているが、卸売業者に対しては４年～７年に１回財務面も含めて国の監査がなされている。

又、市場としても１年～２年に１回伝票・送り状等とのチェックを抜き打ちで行っている。

施設使用料の場合には面積の単価の妥当性については別問題としても、使用面積・月額は特定されているが、売上高使用料の場合には、相手方の卸売金額（卸売業者）・販売金額（仲卸売業者）の提出金額で決定されており、チェックの充実を図るべきと思われる。

この為には、現体制（人数も含む）では困難であり、又、第三者機関による監査等の導入により、売上高使用料の正確性・公明性を確保すべきと思われる。

１５．企業会計の導入の検討

収支のバランス、又、投下資本の回収（財産管理は別部門）、さらには費用対効果の分析はなされてきたのか。例えば新施設の導入に対して十分な使用料の入手が出来るのか、さらに、備品台帳はあるものの、平成１８年１２月現在のものであり、以後の動きが不明である。早急に備品台帳を整理することが必要と思われる。又、一部の市場においては市場原理の導入、企業会計の導入がなされており、当市場としても特別会計としての独立した会計単位・システムを検討すべきと思われる。

１６．市債の繰入、返済についての検討

市債の元本償還期間と減価償却期間との対応は、前述の通り、期間損益の概念がない為検討されておらず、今後必要と思われる。

第４　下水道事業特別会計

Ⅰ　概要

１．用語の説明

下水道事業特別会計では、専門的な用語が多数あるので、基本的な用語の説明をここに記しておく。

下水道処理人口普及率

下水道整備の進捗状況を、人口（住民基本台帳人口）に占める割合で表した指標で、下水道で単に普及率という場合にはこの数値を指す。下水道の処理区域内人口（＝汚水を排除できるようになった人口）の率である。

下水道処理人口普及率（％）＝（下水道処理人口／住民基本台帳人口）×100

汚水処理人口普及率（生活排水処理人口普及率）

下水道処理人口普及率の下水道処理人口に農業集落排水施設等処理人口及び、合併処理浄化槽人口、コミュニティプラント処理人口を加えたものである。

水洗化率

現在の処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合であり、施設の効率性を示す指標の一つ。

水洗化率（％）＝（実際に下水道を使っている人口／処理区域内人口）×100

有収率

下水道で処理した汚水のうち使用料収入の対象となる有収水の割合で、施設の効率性を示す指標の一つ。

有収率（％）＝（使用料収入の対象となる汚水量／下水道で処理した汚水量）×100

２．下水道事業に係る事務の執行及び事業の管理の概要

（１）下水道事業の内容

久留米市が実施している下水道事業は次のとおりである。

① 公共下水道事業（久留米、北野地区）
② 特定環境保全公共下水道事業（田主丸地区）

平成２１年度末現在、久留米市全体の普及率は６８．２％であり、平成２０年度末６５．２％から増加している。そのうち久留米地区が前年度８２．１％から８４．５％に、北野地区が前年度６．２％から２２．５％に、さらに田主丸地区は前年度１７．１％から１９．６％と普及率を増加させている。行政人口に占める整備人口割合で普及率を計算しているが、増加の要因は久留米地区が前年度１９３，２００人から１９８，７００人へ、北野地区が前年度１，１００人から４，０００人へ、田主丸地区が３，５００人から４，０００人へと整備人口が増えていったからである。因みに行政人口は前年度３０３，２３３人から３０２，９６４人とほぼ変化はなかった。

（２）久留米市における下水道計画の概要

久留米市における下水道事業計画の概要は、ｉ）基本計画　ii）公共下水道事業等計画概要　iii）浄化センター施設計画　iv）ポンプ場施設計画によりなっている。

ｉ）基本計画：

本市の下水道計画は、その範囲を土地利用計画に基づく都市計画の市街化区域及び将来発展が予想される区域５，８１６ha（久留米地区：４，８９７ha、北野地区：４８３ha、三潴地区：４３６ha）を単独公共下水道事業とし、都市計画区域の設定をしていない区域６１４ha（田主丸地区４１６ha、城島地区：１９８ha）を特定環境保全公共下水道事業としている。また、計画処理人口は両事業合わせて２８３，７００人（公共：２６４，０００人、特環：１９，７００人）としている。

計画処理区域：

処理区域は、市街化区域の全部と調整区域のうち、現在集落を形成している地域及び将来開発が予想される地区とする。

単独公共下水道事業区域については市街地の集落、人口密度及び事業の順序により２処理区（津福・南部）とし、２１処理分区（津福処理区：長門石・中部(1)・中部(2)・北部・小森野・宮ノ陣(1)・宮ノ陣(2)・新産団地・津福・北野、南部処理区：善導寺・東部・御井・高良内・上津・南部・西部・安武・荒木・北野・三潴）に区域を分割する。

また、特定環境保全公共下水道事業区域については、２処理区（田主丸処理区・南部処理区）２処理分区（田主丸処理分区・城島処理分区）としている。

下水排除方式：

街路における下水管渠施工の難易性、処理水放流先の水質状況、建設費等を考慮し分流式下水道を採用している。

本市の場合、雨水排除の観点からすれば在来水路が多数存在するので、もともと水はけは比較的良好であり、これらの水路断面を若干改修し整備していけば、雨水排除は十分可能である。つまり、雨水渠の整備よりも汚水管の整備を優先的に進めていくことができるので、当面の汚水管理設費、及び施工速度両面において大口径の合流管よりも有利である。

以上の理由で、下水排除方式は、分流式を採用した。

ii） 公共下水道事業等計画概要

平成22年3月31日現在

		久留米		北 野		三 潴	公共下水道事業計	田主丸	城 島	市合計
事業計画	処理区名	津 福	南 部	津 福	南 部	南 部		田主丸	南部	
	事 業 名	公共下水道事業		公共下水道事業		公共下水道事業		特定環境保全 公共下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業	
	事業認可(当初)	S42.8.15		H16.10.22		H22.6.23		H15.6.12	H22.5.11	
	事業認可(最新)	下水道法認可＝H22. 5.11･都市計画法認可＝H22. 6.23						H22.5.11	下水道法認可＝H22. 5.11 ･都市計画法認可＝H22. 6.23	
	全体計画	4,897ha		483ha		436ha	5,816ha	416ha	198ha	6,430ha
		1,850ha	3,047ha	38ha	445ha					
	計画人口	232,900人		16,300人		14,800人	264,000人	14,300人	5,400人	283,700人
		97,800人	135,100人	1,200人	15,100人					
	計画汚水量	173,500㎥/日		7,400㎥/日		6,470㎥/日	187,370㎥/日	7,450㎥/日	2,900㎥/日	197,720㎥/日
		72,300㎥/日	101,200㎥/日	600㎥/日	6,800㎥/日					
	都市計画決定	1,848ha	2,658ha	38ha	445ha	43ha	5,032ha	－	－	5,032ha
		H21.5.11		H16.9.28		H21.5.11				
	認可区域	4,494ha		271ha		43ha	4,808ha	156ha	65ha	5,029ha
		1,830ha	2,664ha	28ha	243ha					
	認可人口	97,400人	125,300人	1,200人	8,200人	1,600人	135,100人	5,700人	1,900人	142,700人
	供用開始(予定)	昭和47年5月	平成6年4月	平成21年4月	平成22年4月	平成27年4月予定		平成20年4月	平成27年4月予定	

整備状況	整備面積	3,872.27ha		99.0ha		－	3,971.27ha	99.0ha	－	4,070.27ha
		1,739.08ha	2,133.19ha	28.0ha	71.0ha					
	整備(供用)人口	198,700人		4,000人		－	202,700人	4,000人	－	206,700人
		94,400人	104,300人	1,200人	2,800人					
	下水道人口普及率	84.5%		22.5%		－		19.6%	－	68.2%

注)下水道処理人口普及率
＝ 処理区域内人口/行政人口

注)H22.3.31現在の行政人口=302,964人
久留米地区行政人口＝235,147人
北　野地区行政人口＝ 17,798人
三　潴地区行政人口＝ 16,293人
田主丸地区行政人口＝ 20,422人
城　島地区行政人口＝ 13,304人

ⅲ）浄化センター施設計画

		中央浄化センター	南部浄化センター	田主丸浄化センター
全体計画	位置	津福本町字木の本及び字鳥町	大善寺町中津字下り安武町住吉字碇	田主丸町益生田
	処理区域面積	1，888ha	4，126ha	416ha
	計画人口	99，000人	170，400人	14，300人
	計画汚水量（日最大：㎥/日）	72，900㎥／日	117，370㎥／日	7，450㎥／日
	敷地面積	123，400㎡	121，000㎡	13，900㎡
	処理方法	嫌気･無酸素･好気法	嫌気･無酸素･好気法	オキシデーションディッチ法
事業認可（H22年6月23日）	処理区域面積	1，858ha	3，015ha	156ha
	計画人口	98，600人	137，000人	5，700人
	計画汚水量（日最大：㎥/日）	64，300㎥／日	89，100㎥／日	3，040㎥／日
	敷地面積	96，400㎥	121，000㎥	13，900㎥
	処理方法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法＋嫌気･無酸素･好気法	オキシデーションディッチ法
現有施設（H21年度末現在）	所在地	津福本町 2241	安武町住吉 1900	田主丸町益生田 1101－6
	処理区域面積	1，767ha	2，204ha	99ha
	計画人口	95，500人	98，800人	4，000人
	処理能力（日最大：㎥/日）	60，600㎥／日	41，200㎥／日	2，100㎥／日
	敷地面積	96，400㎡	121，000㎡	13，900㎡
	処理方法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	オキシデーションディッチ法
	運転開始	昭和47年5月	平成6年4月	平成20年4月

ⅳ）ポンプ場施設計画

中継ポンプ場は市内に９か所あり、そのうちの７か所を中央浄化センターで、２か所を南部浄化センターで管理している。また、昭和５６年より運転開始している櫛原中継ポンプ場の老朽化が進んでいたが、平成２０年度から２１年度にかけて改築した。マンホールポンプ場は、８１か所に達した。雨水ポンプ場は、筒川からの雨水が自然流下で筑後川に排出できない場合にポンプアップして強制排除する施設である。

処理区	名称	敷地面積（㎡）	施設面積（㎡）	計画汚水量（時間最大）（㎥／s）	流入管径（mm）	ポンプ仕様	圧送管径（mm）	備考
津福処理区	長門石中継ポンプ場	約317	約 96	0.081	700	150×2.5×25.0×30×3(1)	350	既設
	櫛原〃	約993	約 295	0.260	1,100	300×7.9×25.0×75×3(1)	700	既設
	小森野〃	約440	約 152	0.048	500	150×1.5×18.0X11×3(1)	300	既設
	宮ノ陣〃	約1,165	約 136	0.109	700	150×2.2×35.0×30×4(1)	400 250×2 500	既設
	若松〃	約1,428	約 120	0.042	250	100×1.3×17.0×11×4(1)	250	既設
南部処理区	大善寺〃	約984	約 128	0.066	500	150×2.0×17.0×11×3(1)	300	既設
	上津〃	約1,410	約 180	0.051	600	150×1.6×32.0×18.5×3(1)	350	既設
	合川〃	約3,200	約 640	0.548	1,500	200×4.5×24.0×37×1 300×8.0×24.0×55×2 350×16.0×24.0×110×2(1)	700×2	既設
	北野〃	約1,680	約 200	0.115	700	200×3.44×26.0×30×3(1)	350	既設
	三潴〃	約1,600	約 153	0.196	800	200×4.00×60.0×75×4(1)	300×2	計画決定
津福	(雨水)篠山排水ポンプ場	約1,463	約1,130	42.0	凵10,000 ×2,700	2,500×840×4.71×1,600ps ×3		既設

※ポンプ仕様：　口　径×揚水量×揚　程×出　力×台　数（内予備）
（mm）　（㎥/分）　（m）　（kw）　（台）　（台）

（３）下水道事業のあゆみ

本市の下水道事業は、昭和４２年度に基本計画を策定し、同年度、中部排水区第１期工事として中心市街地の２４０ha の下水道事業の許可を得、昭和４６年度までに明治通り一帯の９６ha を整備した。

処理場についても昭和４４年より事業着手、昭和４６年度までの部分完成を受けて、翌４７年５月より津福終末処理場（現：中央浄化センター）で簡易処理により供用開始した。翌４８年には全体完成に伴い標準活性汚泥法による高級処理に切り替えた。昭和５７年には津福処理区と南部処理区の２処理区について事業認可を得、平成６年４月に南部浄化センターの供用を開始した。

また、広域合併後の平成２０年には田主丸浄化センターの供用を開始し、平成２１年には、北野地区の一部を供用開始した。

基本計画については、これまで市勢の発展、人口の増加と流動、新都市計画法による市街化区域の設定により数次の見直しを行っており、平成２０年８月には広域合併（平成１７年２月５日）後の新市における生活排水処理事業のより効率的で計画的な遂行を図るための「久留米市生活排水処理基本構想」の策定を行い、基本計画の見直しを行った。

なお、現在は、６，４３０ha の区域を対象とした基本計画に基づき、整備を進めており、平成２２年度に三潴地区及び城島地区の基本設計に着手する。

以下に「久留米市生活排水処理基本構想（ダイジェスト版）平成２０年８月」を掲載する。

久留米市生活排水処理基本構想

（ダイジェスト版）

平成20年8月

久留米市

1　基本構想策定の目的

久留米市は、平成17年2月の広域合併により人口30万人を超え、「水と緑の人間都市」を基本理念に、市民と行政の協働による「個性・魅力・活力ある中核都市くるめ」を目指してまちづくりを進めています。

市では、豊かな生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たす生活排水処理を、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業の三つの手法により推進しており、平成19年度末における※生活排水処理人口普及率は81.2%となっております。

しかしながら、生活排水処理施設整備への市民ニーズは依然として高く、計画的な整備が求められています。

市では、合併前に各市町で策定された「汚水処理構想」に沿って事業をこれまで推進してきましたが、今後、新市としての一体的な整備を図っていくためには、新たな汚水処理構想が必要となります。

したがって、新市建設計画等も踏まえた中で、新市としてのスケールメリットを生かした効率的で計画的な生活排水処理事業の推進を図っていくため、『久留米市生活排水処理基本構想』を策定しました。

※生活排水処理人口普及率

総人口に対して下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽を利用することのできる人口の割合
生活排水処理人口普及率（%）＝生活排水処理人口÷住民基本台帳人口×１００

2　久留米市の現状

（1）市の現状

1）行政面積・・・22,984ha

2）行政人口・・・303,721人（平成20年4月1日現在：住民基本台帳から）

3）生活排水処理事業の進捗状況

久留米市における生活排水処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業により実施しています。

現在までの進捗状況は以下のとおりです。

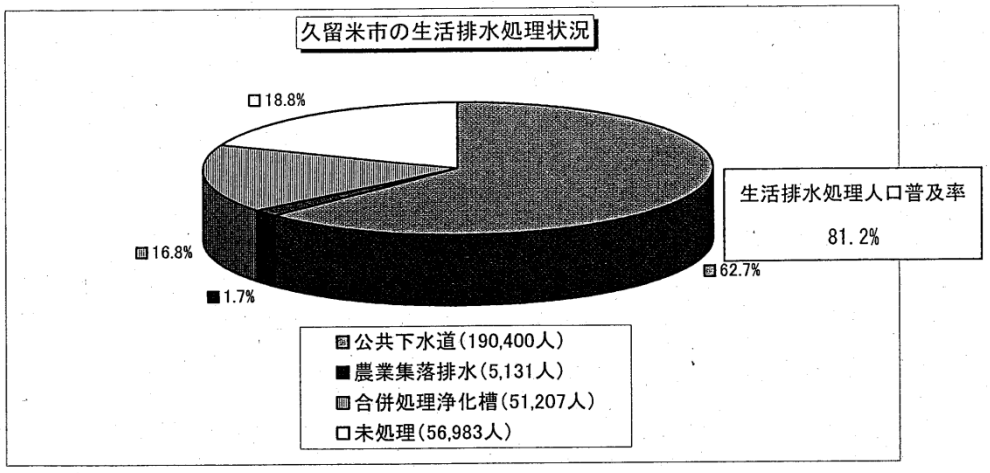

(平成19年度末現在)

3　汚水処理構想の概要

(1) これまでの汚水処理構想

合併前に旧市町において策定されており、その概要は下表のとおりです。

旧市町名	公共下水道事業	農業集落排水事業	合併処理浄化槽事業
久留米	○	○	○
田主丸	○	○	○
北　野	○	◎	○
城　島	―	―	○
三　潴	―	―	○

(○印は現構想で計画及び実施している事業、◎印は事業完了を示す)

(2) 新たな汚水処理構想

新たな汚水処理構想は、下表のとおりです。

旧市町名	公共下水道事業	農業集落排水事業	合併処理浄化槽事業
久留米	○	―	○
田主丸	○	○	○
北　野	○	◎	○
城　島	○	―	○
三　潴	○	―	○

4　整備目標

（1）目標の設定

①公共下水道事業

これまでの整備実績及び市の財政状況を考慮した今後の事業量を想定し、整備目標を設定します。

公共下水道整備計画では、市街化区域整備完了を平成23年度としています。また平成24年度以降、毎年度100～110ｈａ程度の整備を実施し、公共下水道事業については、平成45年度の事業完了を目標とします。

②農業集落排水事業

農業集落排水事業については、今回の選定により富本・隈地区及び西郷地区を計画しています。

これらの地区は、地域性や経済性等を考慮した中で、処理場を集約し一つの事業地区として整備します。

今後、事業採択に向けた環境整備を行い、農業集落排水事業については、平成30年度までの事業完了を目標とします。

③合併処理浄化槽事業

合併処理浄化槽事業については、個人の申請に基づき実施されるため、事業完了時期の設定は難しいことから、当面、公共下水道事業完了予定の平成45年度を目標に推進します。

以上の3事業の整備目標から、本構想では『平成45年度までに、生活排水処理人口普及率を100％にする』を目標として設定しています。

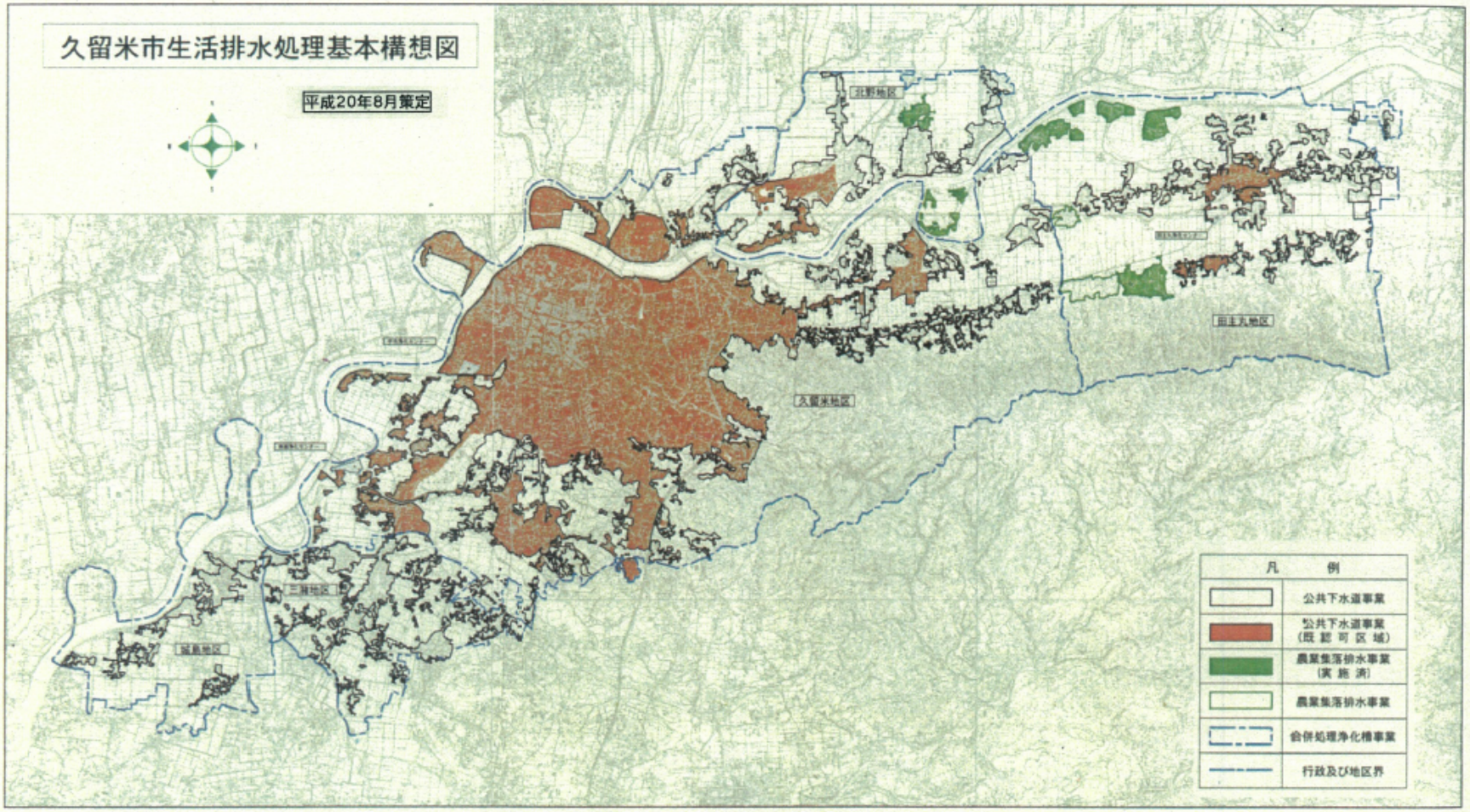
久留米市生活排水処理基本構想図
平成20年8月策定
北野地区
田主丸地区
久留米地区
三潴地区
荒木地区
凡　例
公共下水道事業
公共下水道事業（既認可区域）
農業集落排水事業（実施済）
農業集落排水事業
合併処理浄化槽事業
行政及び地区界

（４）下水道整備状況の推移

下水道統計一覧

年度	行政人口	行政面積	行政区域戸数	事業認可面積	整備面積			整備人口		処理区域面積	処理区域内人口		水洗化済人口		普及率			水洗化可能戸数		水洗化済戸数		接続済撤去	未水洗戸数		水洗化率		確認申請件数		融資件数		融資金額		平均融資額		借受率	
					単年度	累計	うち用途	単年度	累計		単年度	累計	単年度	累計	対人口	対計画面積	対市街化面積	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	うち期限到来	対戸数	対人口	単年度	累計	単年度	累計	単年度	累計	単年度	全体	単年度	全体
	人	ha	戸	ha	ha	ha	ha	人	人	ha	人	人	人	人	%	%	%	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	%	%	件	件	件	件	万円	万円	円	円	%	%
44	189,008				25	25	25	1,900	1,900						1.0	0.4	0.7																			
45	188,293	12,393			28	53	53	2,128	4,028						2.1	0.9	1.6																			
46	194,670	12,393			43	96	96	3,268	7,296						3.7	1.5	2.9																			
47	196,165	12,393		240	13	109	109	988	8,284	100.5	11,420	11,420	1,878	1,878	4.2	1.8	3.3	3,569	3,569	587	587		2,982		16.4	16.4	391	391	63	63	1,096	1,096	173,968	173,968	16.1	16.1
48	197,811	12,393		550	79	188	188	6,004	14,288	161.5	1,396	12,816	2,640	4,518	7.2	3.0	5.6	436	4,005	825	1,412		2,593		35.3	35.3	586	977	194	257	3,876	4,972	199,794	193,463	33.1	26.3
49	200,438	12,393		550	39	227	227	2,964	17,252	208.5	1,489	14,305	3,648	8,166	8.6	3.6	6.8	464	4,469	1,140	2,552		1,917		57.1	57.1	833	1,810	329	586	8,026	12,998	243,951	221,809	39.5	32.4
50	203,226	12,393		550	47	274	274	3,572	20,824	255	7,151	21,456	5,937	14,103	10.2	4.4	8.2	2,236	6,705	1,853	4,405		2,300		65.7	65.7	1,226	3,036	428	1,014	10,738	23,736	250,888	234,083	34.9	33.4
51	205,686	12,393		1,257	59	333	333	4,484	25,308	300.8	1,618	23,074	3,961	18,064	12.3	5.4	9.9	490	7,195	1,228	5,633		1,562		78.3	78.3	795	3,831	244	1,258	5,721	29,457	234,467	234,157	30.7	32.8
52	208,582	12,393		1,257	35	368	368	2,660	27,968	359	2,555	25,629	4,844	22,908	13.4	5.9	10.7	772	7,967	1,500	7,133		834		89.5	89.4	978	4,809	244	1,502	5,712	35,169	234,098	234,148	24.9	31.2
53	210,771	12,393		1,257	36	404	404	2,736	30,704	395	2,339	27,968	1,312	24,220	14.6	6.5	11.8	2,220	10,187	1,710	8,843		1,344		86.8	86.6	1,049	5,858	293	1,795	7,121	42,290	243,038	235,599	27.9	30.6
54	212,612	12,393	64,693	1,257	67	471	471	4,700	35,404	447.4	2,736	30,704	3,843	28,063	16.7	7.6	13.7	1,781	11,968	2,098	10,941		1,027		91.4	91.4	1,020	6,878	290	2,085	7,196	49,486	248,138	237,343	28.4	30.3
55	214,555	12,393	65,930	1,257	135	606	606	8,696	44,100	603.8	4,700	35,404	4,473	32,536	20.6	9.7	17.7	2,523	14,491	2,372	13,313		1,178		91.9	91.9	1,082	17,960	313	2,398	8,197	57,683	261,885	240,546	28.9	30.1
56	216,147	12,393	66,970	1,257	203	809	809	12,300	56,400	809	8,696	44,100	6,492	39,028	26.1	13.0	23.6	3,540	18,031	2,656	15,969		2,062		88.6	88.5	1,231	9,191	340	2,738	10,185	67,868	299,559	247,874	27.6	29.8
57	218,191	12,393	68,179	1,936	189	998	998	11,200	67,600	998	12,300	56,400	8,630	47,658	31.0	16.0	29.1	4,057	22,088	2,760	18,729		3,359		84.8	84.5	1,558	10,749	393	3,131	11,671	79,539	296,972	254,037	25.2	29.1
58	219,511	12,393	69,482	1,936	79	1,077	1,072	4,800	72,400	1,077	11,200	67,600	6,624	54,282	33.0	17.3	31.2	5,624	27,712	3,548	22,277		5,435		80.4	80.3	2,012	12,761	619	3,750	15,849	95,388	256,042	254,368	30.8	29.4
59	220,107	12,393	70,189	1,936	101	1,178	1,158	5,380	77,780	1,177	4,800	72,400	7,262	61,544	35.3	18.9	33.7	3,011	30,723	2,795	25,072		5,651		81.6	85.0	1,383	14,144	368	4,118	10,044	105,432	272,935	256,027	26.6	29.1
60	221,694	12,393	71,257	1,968	75	1,253	1,233	4,290	82,070	1,250	5,330	77,730	8,482	70,026	37.0	20.1	35.7	2,072	32,795	3,052	28,124		4,671		85.8	90.1	1,619	15,763	408	4,526	11,251	116,683	275,760	257,806	25.2	28.7
61	222,691	12,393	72,204	1,968	97	1,350	1,330	5,380	87,450	1,346	4,190	81,920	7,327	77,353	39.3	21.7	38.5	2,566	35,361	2,987	31,111		4,250		88.0	94.4	1,552	17,315	298	4,824	8,601	125,284	288,624	259,710	19.2	27.9
62	223,019		73,118	1,968	87	1,437	1,417	4,700	92,150	1,425	3,787	85,707	5,386	82,739	41.3	23.1	41.0	2,166	37,527	2,812	33,907	16	3,620		90.4	96.5	1,439	18,754	275	5,099	6,814	132,098	247,782	259,066	19.1	27.2
63	224,262	12,468	74,085	1,968	88	1,525	1,505	4,570	96,720	1,521	8,685	94,392	5,821	88,560	43.1	24.5	43.6	4,533	42,060	2,669	36,538	38	5,522		86.9	93.8	1,196	19,950	129	5,228	3,371	135,469	261,318	259,122	10.8	26.2
1	224,832	12,468	75,233	1,968	83	1,608	1,588	4,340	101,060	1,601	6,288	100,680	4,148	92,708	44.9	25.9	44.8	3,464	45,524	2,296	38,826	8	6,698		85.3	92.1	1,328	21,278	137	5,365	3,513	138,982	256,423	259,053	10.3	25.2
2	226,155	12,468	76,727	1,968	89	1,697	1,671	4,740	105,800	1,682	4,420	105,100	4,142	96,850	46.8	33.6	47.2	3,982	49,506	3,227	42,052	1	7,454		84.9	92.2	1,232	22,510	127	5,492	3,677	142,659	289,528	259,758	10.3	24.4
3	227,668	12,468	78,272	2,904	171	1,868	1,809	10,100	115,900	1,792	7,300	112,400	1,319	98,169	50.9	37.0	51.0	3,144	52,650	4,280	46,265	67	6,385		87.9	87.3	1,227	23,737	151	5,643	4,440	147,099	294,040	260,675	12.3	23.8
4	229,048	12,468	79,643	2,904	59	1,927	1,856	3,300	119,200	1,826	2,000	114,400	4,851	103,020	52.0	38.2	52.4	3,795	56,445	4,607	50,780	92	5,665		90.0	90.1	789	24,526	80	5,723	2,437	149,536	304,625	261,290	10.1	23.3
5	230,193	12,468	80,910	2,917	80	2,007	1,911	4,300	123,500	1,871	2,600	117,000	5,249	108,269	53.7	39.7	53.9	802	57,247	1,891	52,628	43	4,619		91.9	92.5	828	25,354	42	5,765	1,718	151,254	409,048	262,366	5.1	22.7
6	230,782	12,468	91,655	2,917	76	2,083	1,968	4,100	127,600	2,070	9,900	126,900	3,434	111,703	55.3	41.2	55.5	2,892	60,139	2,202	54,710	120	5,429		91.0	88.0	1,284	26,638	141	5,906	5,251	156,505	372,411	264,993	11.0	22.2
7	231,480	12,468	82,976	2,917	92	2,175	2,042	5,200	132,800	2,132	3,300	130,200	4,679	116,382	57.4	43.1	57.6	2,759	62,898	2,309	56,927	92	5,971	3,957	90.5	89.4	1,157	27,795	63	5,969	2,501	159,006	396,984	266,386	5.4	21.5
8	231,631	12,468	84,121	2,917	121	2,296	2,132	2,100	134,900	2,296	4,700	134,900	2,156	118,538	58.2	43.9	60.2	3,548	66,446	1,705	58,543	89	7,903	4,551	88.1	87.9	1,226	29,021	68	6,037	2,860	161,866	420,588	268,123	5.5	20.8
9	232,432	12,468	85,513	3,427	129	2,425	2,219	6,300	141,200	2,423	6,200	141,100	4,476	123,014	60.7	46.4	61.6	3,992	70,438	3,602	62,059	86	8,379	4,795	88.1	87.2	1,472	30,493	54	6,091	2,413	164,279	446,852	269,708	3.7	20.0
10	232,915	12,468	86,692	3,427	142	2,567	2,331	5,100	146,300	2,563	5,100	146,200	8,047	131,061	62.8	49.1	64.7	4,712	75,150	2,815	64,802	72	10,348	4,532	86.2	89.6	1,399	31,892	74	6,165	3,306	167,585	446,757	271,833	5.3	19.3
11	233,651	12,468	88,067	3,427	127	2,694	2,416	3,100	149,400	2,657	2,700	148,900	5,430	136,491	63.9	51.5	67.1	2,961	78,111	3,375	68,034	143	10,077	5,202	87.1	91.7	1,601	33,493	66	6,231	3,131	170,716	474,394	273,978	4.1	18.6
12	234,147	12,468	89,200	3,452	125	2,819	2,513	3,600	153,000	2,798	3,700	152,600	6,475	142,966	65.3	53.7	69.1	2,327	80,438	2,889	70,686	237	9,752	4,550	87.9	93.7	1,510	35,003	58	6,289	2,920	173,636	503,448	276,095	3.8	18.0
13	235,064	12,468	90,486	3,452	139	2,958	2,643	5,500	158,500	2,958	5,900	158,500	4,246	147,212	67.4	56.6	73.4	2,686	83,124	2,593	73,158	121	9,966	4,919	88.0	92.9	1,425	36,428	61	6,350	3,024	176,660	495,738	278,205	4.3	17.4
14	235,383	12,468	91,710	3,452	124	3,082	2,755	3,800	162,300	3,078	3,700	162,200	3,992	151,204	68.9	58.9	75.8	2,896	86,020	3,575	76,543	190	9,477	4,731	89.0	93.2	1,824	38,252	55	6,405	2,774	179,434	504,364	280,147	3.0	16.7
15	236,330	12,468	92,976	3,452	121	3,203	2,867	4,600	166,900	3,203	4,700	166,900	4,311	155,515	70.6	61.2	78.9	3,929	89,949	3,434	79,532	445	10,417	5,158	88.4	93.2	1,809	40,061	57	6,462	3,079	182,513	540,175	282,440	3.2	16.1
16	305,257	22,984	114,406	3,960	128	3,331	2,946	4,100	171,000	3,331	4,100	171,000	4,592	160,107	56.0	58.2	81.0	2,957	92,906	3,215	82,588	159	10,318	6,293	88.9	93.6	1,514	41,575	53	6,515	2,841	185,354	536,038	284,503	3.5	15.6
17	304,989	22,984	115,922	4,214	139	3,470	3,037	5,200	176,200	3,453	4,500	175,500	5,321	165,428	57.5	60.7	83.5	3,399	96,305	3,617	86,079	126	10,226	6,803	89.4	94.3	1,654	43,229	46	6,561	2,501	187,855	543,696	286,321	2.8	15.1
18	304,785	22,984	117,301	4,214	152	3,622	3,119	7,000	183,200	3,549	4,700	180,200	3,805	169,233	59.1	63.3	85.8	3,746	100,051	3,382	89,284	177	10,767	7,222	89.2	93.9	1,622	44,851	31	6,592	1,659	189,514	535,161	287,491	1.9	16.1
19	303,721	22,984	118,315	4,429	173	3,795	3,199	9,700	192,900	3,730	10,200	190,400	1,371	170,604	62.7	66.3	88.0	4,816	104,867	3,545	92,529	300	12,338	7,521	88.2	89.6	1,541	46,392	42	6,634	1,886	191,400	449,048	288,514	2.7	14.2
20	303,233	22,984	119,352	4,429	145	3,940	3,287	7,600	200,500	3,862	7,400	197,800	5,030	175,634	65.2	68.9	90.4	3,923	108,790	4,230	96,536	223	12,254	7,679	88.7	88.8	1,853	48,245	46	6,680	2,124	193,524	461,739	289,707	2.5	13.8
21	302,964	22,984	120,471	4,429	131	4,070	3,378	6,200	206,700	4,070	8,900	206,700	3,976	179,610	68.2	63.3	92.9	4,141	112,931	2,828	99,030	334	13,901	8,068	87.7	86.9	1,789	50,034	53	6,733	2,512	196,036	473,962	291,157	3.0	13.8

昭和４４年度から平成２１年度までの諸種の下水道事業統計データを掲載している。用語の説明にもあった普及率は一般的には行政人口に占める処理区域内人口の割合を示す。また、水洗化率も処理区域内人口に占める水洗化済人口の割合を使用している。さらに、便所を下水道に接続するためには一定の費用がかかるので、融資あっせん制度がある。その対象となる件数が確認申請件数であり、実際に融資が実行されたのが融資件数、また融資件数を確認申請件数で除したものが借受率となっている。

（５）下水道処理人口普及率比較（平成２０年度末）

他の中核市（候補市を含む）との下水道処理人口普及率の比較は下記のとおり第３８位である。久留米市では、平成１６年度の広域合併に伴い普及率が下がったが、久留米地区では８２．１％でほぼ中位に位置している（１２６頁（１）下水道事業の内容参照）。

(平成20年度末現在)

		人 口 (住民基本台帳登録人口)	処理区域内人口	
				人口 普及率
順位	市 名	人	人	%
1	豊 中 市	388,725	387,317	100.0
2	尼 崎 市	459,933	459,871	99.9
3	西 宮 市	468,887	478,912	99.9
4	吹 田 市	347,896	351,282	99.8
5	八 王 子 市	547,702	552,812	99.3
6	高 槻 市	355,483	350,924	97.9
7	横 須 賀 市	426,099	407,842	97.4
8	大 津 市	330,041	322,202	96.4
9	旭 川 市	354,559	341,441	96.3
10	藤 沢 市	401,899	378,882	94.2
11	東 大 阪 市	488,613	476,097	94.0
12	金 沢 市	442,788	413,464	93.4
13	枚 方 市	406,253	374,049	91.1
14	奈 良 市	365,655	331,283	90.6
15	函 館 市	284,910	254,662	89.4
16	岐 阜 市	411,884	373,710	88.8
17	姫 路 市	533,443	483,174	88.8
18	秋 田 市	324,512	284,597	87.7
19	長 崎 市	445,609	391,549	87.7
20	柏 市	390,227	337,260	86.4
21	富 山 市	417,308	358,985	86.0
22	熊 本 市	670,670	578,074	85.9
23	盛 岡 市	292,035	251,544	85.7
24	宮 崎 市	372,032	317,809	85.4
25	川 越 市	333,003	281,327	84.5
26	宇 都 宮 市	504,534	415,873	82.3
27	岡 崎 市	364,757	300,070	82.3
28	長 野 市	380,883	312,669	82.1
29	豊 橋 市	364,716	301,328	78.4
30	鹿 児 島 市	601,790	469,700	77.9
31	青 森 市	306,263	225,508	73.6
32	高 崎 市	343,761	247,764	71.2
33	前 橋 市	318,068	223,155	70.2
34	郡 山 市	334,493	233,225	69.7
35	四 日 市 市	304,623	216,149	68.8
36	倉 敷 市	473,743	319,213	67.4
37	下 関 市	283,649	189,008	66.6
38	久 留 米 市	303,233	197,800	65.2
39	福 山 市	463,582	301,624	65.0
40	豊 田 市	406,426	267,993	63.4
41	船 橋 市	590,943	359,331	60.8
42	高 松 市	422,066	244,172	57.7
43	松 山 市	512,922	296,449	57.6
44	大 分 市	468,700	262,029	55.9
45	高 知 市	339,963	165,545	48.7
46	い わ き 市	351,756	165,807	47.1
47	和 歌 山 市	381,494	124,134	32.3

久留米市の下水道処理人口普及率の状況

規模別	普 及 率						
	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
久留米市	70.6%	56.0%	57.5%	59.1%	62.7%	65.2%	68.2%
福岡県	68.0%	69.2%	70.2%	72.0%	73.4%	74.7%	75.7%
福岡県政令都市を除く	41.3%	43.1%	44.6%	47.9%	50.2%	52.5%	54.4%
全国平均	66.7%	68.1%	69.3%	70.5%	71.7%	72.7%	73.7%
都市規模別(30～50 万人)	77.1%	77.8%	76.8%	77.6%	78.7%	79.6%	80.3%
中核市平均	―	―	―	―	75.8%	78.7%	79.0%
久留米市の処理区域内人口	166,900 人	171,000 人	175,500 人	180,200 人	190,400 人	197,800 人	206,700 人
久留米の行政人口	236,330 人	305,257 人	304,989 人	304,785 人	303,721 人	303,233 人	302,964 人

前表からも明らかなように、平成１６年度の広域合併に伴って普及率が極端に低下しており、平成２１年度においても、福岡県、全国平均、中核市平均などと比較してまだまだ追いついていない。田主丸地区、北野地区、城島地区、三潴地区の今後の普及が課題となっている。

(6) 有収率の推移

有収率は、下二表のとおりである。田主丸浄化センターの供用開始が平成20年4月なので、事業別に有収率の経緯を作成している。

※公共下水道事業

	単位	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
流入水量 (中央)	㎥	17,333,004	16,740,321	16,675,526	16,561,511	15,574,502	15,529,861	15,737,070	16,006,573	14,798,571	15,664,298	15,580,447
流入水量 (南部)	㎥	5,495,604	6,088,437	6,425,938	6,871,391	7,508,043	7,692,655	7,813,629	8,389,817	8,487,476	8,776,144	9,071,247
年間総処理水量	㎥	22,828,608	22,828,758	23,101,464	23,432,902	23,082,545	23,222,516	23,550,699	24,396,390	23,286,047	24,440,442	24,651,694
年間有収水量	㎥	17,604,529	18,015,948	18,209,919	18,444,355	19,288,598	19,783,031	19,957,979	20,204,676	20,965,356	20,833,639	20,951,096
有収率	%	77.1%	78.90%	78.80%	78.70%	83.60%	85.20%	84.70%	82.80%	90.00%	85.20%	85.00%
不明水量	㎥	5,224,079	4,812,810	4,891,545	4,988,547	3,793,947	3,439,485	3,592,720	4,191,714	2,320,691	3,606,803	3,699,338
不明水量増減	㎥	866,905	-411,269	78,735	97,002	-1,194,600	-354,462	153,235	598,994	-1,871,023	1,286,112	92,535
年間降雨量	mm	1,921	1,635	1,784	1,553	1,832	1,859	1,282	2,147	1,641	1,876	1,808
時間最大降雨量	mm	(6/29) 72	(8/21) 35	(7/12) 42	(9/16) 66	(7/11) 33	(2/29) 38	(7/10) 37	(7/4) 46	(6/17) 57	(6/19) 57	(8/15) 54
日最大降雨量	mm	(6/29) 114	(5/31) 80	(7/12) 143	(9/16) 129	(4/24) 71	(5/13) 115	(7/9) 99	(6/25) 119	(7/2) 158	(6/19) 162	(10/2) 140

【公共下水道事業】

※年間降雨量は気象庁の久留米観測所のデータ(気象庁ホームページより)

【特定環境保全公共下水道事業】

※田主丸地区は上水道が未普及のため年間有収水量は、実使用水量でなく、認定水量である。

※特定環境保全公益下水道事業

(田 主 丸)	H20	H21
流入水量	71,826	190,428
年間有収水量	33,646	115,511
有収率	46.80%	60.70%
不明水量	38,180	74,917
不明水量増減	-	36,737

（７）企業局上下水道部(下水道担当)の体制(平成２２年３月３１日現在)

総務：部の総合調整：３人
下水道業務課：受益者負担金・使用料の賦課徴収等：９人
下水道建設課：汚水管渠新設改良等：２７名
下水道施設課：終末処理場、ポンプ場維持管理等
　中央浄化センター：１１人
　南部浄化センター：６人

（８）下水道への接続促進への取り組みについて

下表の水洗化率の低下は、未接続の家庭が多くなってきていることによる。整備後３年以内に接続するのが基本であるにもかかわらず、されていない世帯も多い。

平成１７年度から平成２１年度の下水道未接続調査によると、調査回答者のうち従来から約６割強の方が、経済的理由や家屋が老朽化していることを理由に下水道管に接続していない。調査数が少ないのでより客観的な回答を得るためには、調査件数とその回収率を高めていかなければならない。また、経済的理由で接続していない方には、融資あっせん制度があるにもかかわらずその利用が進んでいない。１３７頁（４）下水道整備状況の推移「下水道統計一覧」の借受率を見ても非常に低いことが分かる。

久留米市の水洗化済人口の状況（平成１２～２１年度）

規模別	水洗化率									
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
久留米市	93.7%	92.9%	93.2%	93.2%	93.6%	94.3%	93.9%	89.6%	88.8%	86.9%
全国				88.1%	88.4%	88.6%	88.9%	89.1%	89.3%	
都市規模別				92.2%	93.3%	93.6%	93.9%	93.3%	93.3%	
久留米市の水洗化済人口	142,966	147,212	151,204	155,515	160,107	165,428	169,233	170,604	175,634	179,610
久留米市の処理区域内人口	152,600	158,500	162,200	166,900	171,000	175,500	180,200	190,400	197,800	206,700
全国の水洗化済人口				39,005,787	39,487,957	38,599,202	38,324,405	38,421,671	37,235,887	
全国の処理区域内人口				44,272,042	44,687,020	43,554,090	43,124,651	43,134,521	41,690,483	
都市規模別の水洗化済人口				14,442,651	6,487,540	7,223,054	6,946,385	6,877,439	6,484,222	
都市規模別の処理区域内人口				15,661,009	6,951,252	7,716,319	7,401,144	7,368,404	6,946,691	

※全国及び都市規模別の数値は、「地方公営企業年鑑」(法非適用事業)による。
※都市規模別は、H15においては10～30万人の都市、H16以降においては30万人以上の都市の数値。

久留米地区

		供用戸数	H16末	H17末	H18末	H19末	H20末	H21末
H16供用	未水洗化戸数	2,045	1,434	1,153	985	835	761	720
	水洗化戸数(単年)	―	611	281	168	150	74	41
	水洗化率　(単年)		29.9%	13.7%	8.2%	7.3%	3.6%	2%
	水洗化戸数　(累計)		611	892	1,060	1,210	1,284	1,325
	水洗化率(累計)		29.9%	43.6%	51.8%	59.2%	62.8%	64.8%
H17供用	未水洗化戸数		1,353	988	859	700	642	602
	水洗化戸数(単年)		-	365	129	159	58	40
	水洗化率　(単年)		-	27.0%	9.5%	11.8%	4.3%	3.0%
	水洗化戸数　(累計)		-	365	494	653	711	751
	水洗化率(累計)		-	27.0%	36.5%	48.3%	52.5%	55.5%
H18供用	未水洗化戸数			1,282	957	802	664	609
	水洗化戸数(単年)			-	325	155	138	55
	水洗化率　(単年)			-	25.4%	12.1%	10.8%	4.3%
	水洗化戸数　(累計)			-	325	480	618	673
	水洗化率(累計)			-	25.4%	37.4%	48.2%	52.5%
H19供用	未水洗化戸数				1,729	1,128	964	846
	水洗化戸数(単年)				-	601	164	118
	水洗化率　(単年)				-	34.8%	9.5%	6.8%
	水洗化戸数　(累計)				-	601	765	883
	水洗化率(累計)				-	34.8%	44.2%	51.1%
H20供用	未水洗化戸数					1,998	1,282	1,174
	水洗化戸数(単年)					-	716	108
	水洗化率　(単年)					-	35.8%	5.4%
	水洗化戸数　(累計)					-	716	824
	水洗化率(累計)					-	35.8%	41.2%
H21供用	未水洗化戸数						1,177	869
	水洗化戸数(単年)						-	308
	水洗化率　(単年)						-	26.2%
	水洗化戸数　(累計)						-	308
	水洗化率(累計)						-	26.2%

田主丸地区

		供用戸数	H20末	H21末
H20供用	未水洗化戸数	883	508	423
	水洗化戸数(単年)	-	375	85
	水洗化率　(単年)	-	42.5%	9.6%
	水洗化戸数　(累計)	-	375	460
	水洗化率(累計)	-	42.5%	52.1%
H21供用	未水洗化戸数		289	167
	水洗化戸数(単年)		-	122
	水洗化率　(単年)		-	42.2%
	水洗化戸数　(累計)		-	122
	水洗化率(累計)		-	42.2%

北野地区

		供用戸数	H21末
H21供用	未水洗化戸数	355	138
	水洗化戸数(単年)	-	217
	水洗化率　(単年)	-	61.1%
	水洗化戸数　(累計)	-	217
	水洗化率(累計)	-	61.1%

下水道未接続調査について

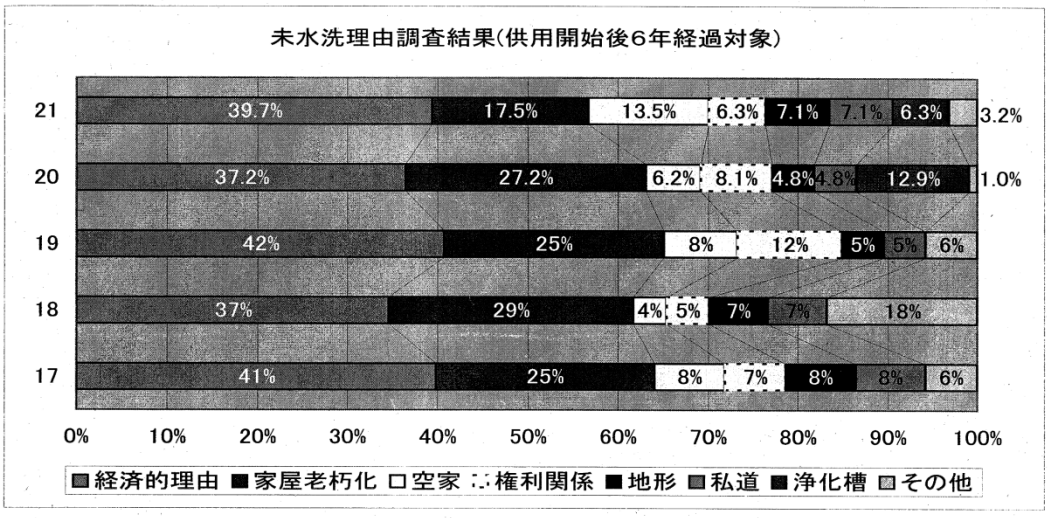

	調査数	回収率
H21	341	37%
H20	437	48%
H19	251	33%
H18	216	24%
H17	507	39%

（９）下水道接続融資あっせん制度について

久留米市では、水洗化率を高めるために融資のあっせんを行っている。

（融資を受ける方の要件）

① 家屋の所有者又はその所有者の同意を得た使用者
② 市内に住所を有し、市内に住んでいるもの
③ 独立の生計を営むものであること
④ 工事の費用を一時に負担することが困難なもの
⑤ 借受けた資金の償還および利息の支払能力を充分有すること
⑥ 市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと
⑦ 市内に住所を有する身元確実な連帯保証人があること

（融資条件）

・年率　１．８５％（金融情勢により融資利率が変わることがある）
・償還回数　融資額により３６～４８回
　なお、供用開始後３年以内に工事のときに限り、完済後、４２万円分の利子額を限度として、利子の補給をする。
・償還方法　融資した日の属する翌月から指定金融機関に毎月元利償還
・融資額　１３～５２万円（下水道改造工事１工事につき）
　大便器又は兼用便器が１工事増すごとに認定限度額を加算した額以内

（１０）不明水対策の実施状況

①　不明水対策計画の策定経過

平成１１年に、本市における不明水対策計画が策定されたわけであるが、それ以前にも道路陥没や下水道の溢水防止のために、ポイント的に TV カメラ調査（管内調査）を行ってきた。しかし、それは全体的な不明水対策として確立されたものではなかった。

そこで、処理区域ごとに基礎調査を行い、平成１１年以前の調査結果も踏まえた、不明水対策計画を策定した。

②　不明水対策の策定について

Ⅰ　基礎調査

（ｉ）実施年度

・昭和６２年～平成４年

（ii）調査手法

・処理区域ごとに流量調査をし、晴天時汚水量、地下水侵入量、雨水侵入量の調査を行った。

Ⅱ　優先順位の決定

（ｉ）二次調査

・基礎調査後に、TV カメラ調査を行い、詳細に分析を行う。

（ii）決定根拠

・上記の二次調査の結果を踏まえ、侵入水量の多いエリアから、不明水対策に着手した。

③　効果の評価方法

Ⅰ　不明水対策の効果とは

老朽管渠の破損個所などから侵入してくる侵入水（不明水）を防止する事で、処理場の負担軽減やマンホール等からの吹上げ防止を図ると同時に老朽化した管渠の延命化を図る。

Ⅱ　現在の評価方法

（ｉ）止水工事施工エリアの流末に流量計を設置し、施工前後の流量を測定する。

（ii）有収率(処理場への流入水量に対する有収水量の割合）の推移から評価する。

（１１）一般会計繰入金について

久留米市では、一般会計繰入金の取り扱いについては、総務省から平成２２年４月２３日付で各都道府県知事及び政令指定都市市長宛の「平成２２年度の地方公営企業繰出金について（通知)」に基づき基本的に処理している。この通知中「第１０　下水道事業」に１７項目の記載があるが、ここでは久留米市に関係のある９項目のみ抜粋する。

①　雨水処理に要する経費

（ｉ）趣旨

雨水処理に要する経費について繰り出すための経費である。

（ii）繰出しの基準

雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。

② 分流式下水道等に要する経費

（i）趣旨

分流式下水道（「公共下水道事業繰出基準の適用について」昭和５６年６月５日付自治準企第１５３号）に基づくものをいう。）等に要する資本費の一部について繰り出すための経費である。

（ii）繰出しの基準

分流式の公共下水道（特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。）並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入を持って充てることができないと認められるものに相当する額とする。

③ 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費

（i）趣旨

公共用水域の水質保全に資するために行う下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費について繰り出すための経費である。

（ii）繰出しの基準

特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導監督に関する事務（専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。）に要する経費に相当する額とする。

④ 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費

（i）趣旨

水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

（ii）繰出しの基準

水洗便所への改造命令及び排水設備にかかる監督処分に関する事務に要する経費の２分の１とする。

⑤ 不明水の処理に要する経費

（i）趣旨

不明水の処理に要する経費について繰り出すための経費である。

（ii）繰出しの基準

計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。

⑥　地方公営企業法の適用に要する経費

（ｉ）趣旨

経理内容の明確化、透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため、地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

（ii）繰出しの基準

地方公営企業法の適用に要する経費の２分の１とする。

⑦　緊急下水道整備特定事業に要する経費

（ｉ）趣旨

緊急下水道整備特定事業実施要綱により実施された事業に係る下水道事業債（臨時措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

（ii）繰出しの基準

下水道事業債（臨時措置分）の元利償還金に相当する額とする。

⑧　下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費

（ｉ）趣旨

平成５年度の国庫補助負担率の恒久化に伴い、平成１２年度までに許可された下水道事業債（特例措置分）の元金償還金について繰り出すための経費である。

（ii）繰出しの基準

下水道事業債（特例措置分）の元利償還金に相当する額とする。

⑨　下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費

（ｉ）趣旨

平成１８年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴い、「下水道事業債（特別措置分）の取扱いについて」（平成１８年３月３１日付け総財経第６８号）に基づき発行をした下水道事業債（特別措置分）の元利償還金について繰り出すための経費である。

（ii）繰出しの基準

下水道事業債（特別措置分）の元利償還金に相当する額とする。

（１２）下水道使用料・受益者負担金の収入事務及び債権管理について

受益者負担金については、都市計画法第７５条に基づいて、久留米市都市計画事業受益者負担に関する条例により、分担金については地方自治法２２４条に基づいて、久留米市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例により以下のようになっている。

・㎡当り　１７１円（坪当り　５６４円）

・５年分割　年４回払い

※田主丸地区で、平成２２年４月１日までに使用開始した区域の受益者分担金は次のとおり

・一般家庭　１世帯１宅地当り１５万円

・事業所等　人員の数が１０人以下１５万円、１１人以上の事業所は１５万円に１０人を超える人員１につき５，０００円を加算する

・３年分割　年４回払い

また、下水道使用料は久留米市下水道条例第２２条にて以下のようになっている。

区分	基本使用料 (2カ月:消費税込み)	従量使用料 (2カ月:消費税込み)	
一般汚水	20㎥まで 2,646円	20㎥を超え～40㎥まで　1㎥につき	162.75円
		40㎥を超え～100㎥まで	184.80円
		100㎥を超え～200㎥まで	205.80円
		200㎥を超え～400㎥まで	249.90円
		400㎥を超え～600㎥まで	283.50円
		600㎥を超え～1000㎥まで	304.50円
		1000㎥を超え～2000㎥まで	307.65円
		2000㎥を超える分	310.80円
公衆浴場汚水	20㎥まで 2,646円	20㎥を超える分	10.50円
従量使用料の計算は小数点第３位以下は切り捨てる。 基本使用料と従量使用料を合計し、1円未満の端数は切り捨てる。			

また、下水道使用料、受益者負担金の推移も以下のようになっている。

＜下水道使用料＞　(単位:千円)

年　度	調定額	実収額	未収額	収納率(%)	欠損件数	欠損額
平成８年度	2,036,767	1,960,290	76,476	96.25%	10,632	25,301
平成９年度	2,725,780	2,690,112	35,669	98.69%	12,469	33,527
平成10年度	2,714,451	2,680,926	33,525	98.76%	13,008	34,002
平成11年度	2,763,769	2,719,454	44,315	98.40%	13,632	45,216
平成12年度	3,017,089	2,977,081	40,008	98.67%	13,977	46,796
平成13年度	3,076,109	3,038,471	37,638	98.78%	13,978	46,242
平成14年度	3,112,068	3,070,924	41,144	98.68%	1,926	6,386
平成15年度	3,196,153	3,164,693	31,460	99.02%	1,528	6,978
平成16年度	3,655,321	3,623,389	31,932	99.13%	1,685	5,323
平成17年度	3,679,920	3,646,668	33,252	99.10%	953	9,574
平成18年度	3,717,330	3,683,078	34,252	99.08%	1,525	8,651
平成19年度	3,884,635	3,844,362	40,272	98.96%	1,663	5,081
平成20年度	4,055,725	4,011,715	44,010	98.91%	1,635	27,096
平成21年度	4,068,311	4,029,345	39,875	99.04%	1,785	5,749

＜受益者負担金＞　(単位:千円)

年　度	調定額	実収額	未収額	収納率(%)	一括納付率	欠損額
平成８年度	110,354	106,792	3,562	96.77%		
平成９年度	128,569	123,324	5,245	95.92%		
平成10年度	154,435	149,384	5,050	96.73%		
平成11年度	136,330	131,974	4,356	96.81%		
平成12年度	151,331	145,834	5,497	96.37%	66.61%	1,207
平成13年度	159,547	154,187	5,360	96.64%	67.55%	1,509
平成14年度	133,800	128,696	5,104	96.19%	73.27%	1,649
平成15年度	134,152	129,327	4,825	96.40%	65.19%	2,290
平成16年度	114,300	108,985	5,315	95.35%	67.40%	4,224
平成17年度	96,725	92,481	4,243	95.61%	70.76%	2,557
平成18年度	129,617	125,984	3,633	97.20%	80.41%	2,976
平成19年度	120,890	117,119	3,772	96.88%	79.22%	2,480
平成20年度	41,631	39,167	2,467	94.08%	50.13%	2,076
平成21年度	105,267	102,063	3,204	96.96%	71.96%	1,779

「下水道受益者負担金・下水道使用料の滞納整理の主な流れ」については下記のとおりである。

下水道事業受益者負担金･下水道使用料の滞納整理の主な流れ

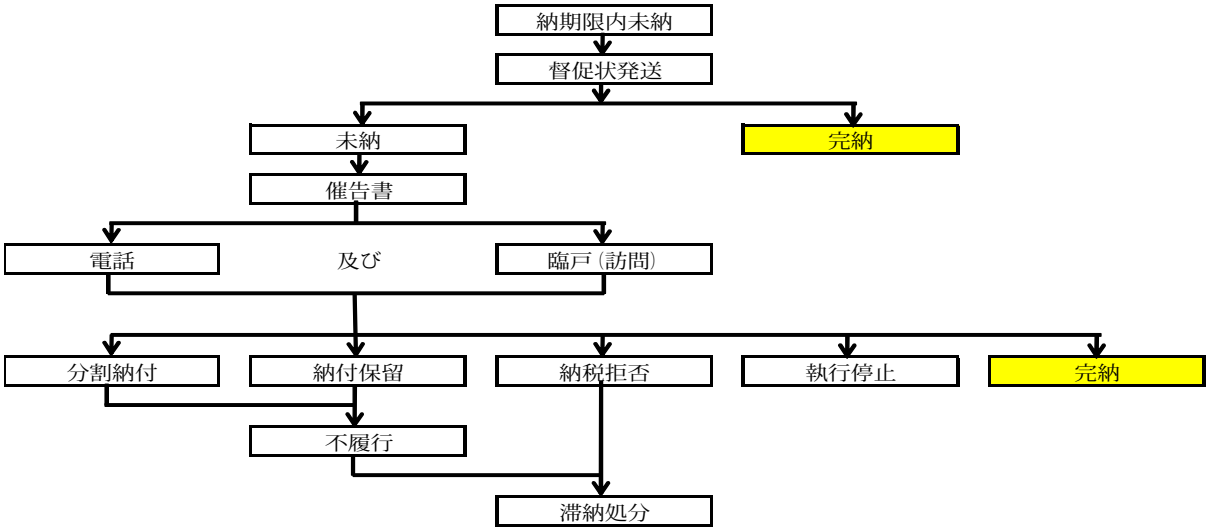

（１３）公有財産管理について

公有財産の管理状況としては、管渠に関しては台帳システムにて、処理場に関しては電子データにて管理しているが、資産額の把握はしていない。今後、平成２６年度の地方公営企業法適用までに、全ての財産の資産額を算定し、資産勘定として計上する予定である。

下水道台帳総括表

平成22年3月31日現在

年度			マンホール等			管体延長		管路延長		備考
		人孔	汚水桝	累計	取付管	単年度	累計	単年度	累計	
		個	個	個	箇所	m	m	m	m	
5		(650) 14,051	−(22) 24,858	(628) 38,909	(980) 4,058	19,884.45	420,283.02	20,346.90	433,649.78	H7.4.1 台帳整備延長に修正
6		(509) 14,560	−(14) 24,844	(495) 39,404	(879) 4,937	18,205.71	438,488.73	18,819.29	452,469.07	
7		(744) 15,304	−(79) 24,765	(665) 40,069	(1,285) 6,222	28,356.80	466,845.53	29,698.56	482,167.63	
8		(871) 16,175	−(3) 24,762	(868) 40,937	(1,524) 7,746	28,465.23	495,310.76	29,869.59	512,037.22	
9		(934) 17,109	(−) 24,762	(934) 41,871	(1,463) 9,209	26,103.92	521,414.68	26,796.19	538,833.41	
10		(1,203) 18,312	(−) 24,762	(1,203) 43,074	(2,175) 11,384	38,207.03	559,621.71	38,854.33	577,687.74	
11		(1,029) 19,341	(−14) 24,748	(1,015) 44,089	(1,657) 13,041	34,453.30	594,075.01	35,136.45	612,824.19	
12		(987) 20,328	(−59) 24,689	(928) 45,017	(1,822) 14,863	24,214.95	618,289.96	(29,985.15) 24,856.15	637,680.34	( )は新設管路延長
13		(1,171) 21,499	(−52) 24,637	(1,119) 46,136	(2,114) 16,977	38,458.60	656,748.56	39,206.80	676,887.14	
14		(960) 22,459	(−59) 24,578	(901) 47,037	(1,603) 18,580	26,407.80	683,156.36	27,014.70	703,901.84	
15		(861) 23,320	−(111) 24,467	(750) 47,787	(1,537) 20,117	25,434.70	708,591.06	(26,207.20) 25,999.30	729,901.14	( )は新設管路延長
16	久留米地区	(732) 24,052	−(64) 24,403	(668) 48,455	(1,168) 21,285	25,329.73	733,920.79	(25,898.58) 25,824.43	755,725.57	( )は新設管路延長
	田主丸地区	(91)	(0)	(91)	(120)	2,403.40		2,461.30		
	年度計	(823)	−(64)	(759)	(1,288)	27,733.13		28,285.73		
	累計	24,143	24,403	48,546	21,405		736,324.19		758,186.87	
17	久留米地区	(803) 24,855	−(184) 24,219	(619) 49,074	(1198) 22,483	27,388.20	761,308.99	27,931.80	783,657.37	
	北野地区	(11) 11	(0) 0	(1) 11	(2) 2	485.10	485.10	498.00	498.00	
	田主丸地区	(90) 181	(0) 0	(90) 181	(85) 205	4,267.90	6,671.30	4,350.70	6,812.00	
	年度計	904	−184	720	1,285	32,141.20		32,780.50		
	累計	25,047	24,219	49,266	22,690		768,465.39		790,967.37	
18	久留米地区	(798) 25,653	(−112) 24,107	(686) 49 760	(1,456) 23,939	25,345.37	786,654.36	(25,970.37) 25 858.97	809,516.34	( )は新設管路延長
	北野地区	(205) 216	(0) 0	(205) 216	(272) 274	5,901.60	6,386.70	6,037.50	6,535.50	
	田主丸地区	(369) 550	(0) 0	(369) 550	(313) 518	9,820.80	16,492.10	10,050.90	16,862.90	
	年度計	1,372	−112	1,260	2,041	41,067.77		41,947.37		
	累計	26,419	24,107	50,526	24,731		809,533.16		832,914.74	
19	久留米地区	(865) 26,518	(−205) 23,902	(660) 50,420	(1,352) 25,291	27,894.40	814,548.76	(28,689.70) 28,462.60	837,978.94	( )は新設管路延長
	北野地区	(422) 638	(0) 0	(422) 638	(898) 1,172	14,388.00	20,774.70	14,672.40	21,207.90	
	田主丸地区	(276) 826	(0) 0	(276) 826	(340) 858	7,798.00	24,290.10	7,972.00	24,834.90	
	年度計	1,563	−205	1,358	2,590	50,080.40		51,107.00		
	累計	27,982	23,902	51,884	27,321		859,613.56		884,021.74	
20	久留米地区	(983) 27,501	(−125) 23,777	(858) 51,278	(1,281) 26,572	25,321.90	839,870.66	(26,076.90) 25,837.80	863,816.74	( )は新設管路延長
	北野地区	(176) 814	(0) 0	(0) 814	(229) 1,401	6,555.50	27,330.20	6,689.60	27,897.50	
	田主丸地区	(163) 989	(0) 0	(0) 989	(282) 1,140	5,382.10	29,672.20	5,485.60	30,320.50	
	年度計	1,322	−125	1,197	1,792	37,259.50		38,013.00		
	累計	29,304	23,777	53,081	29,113		896,873.06		922,034.74	
21	久留米地区	(950) 28,451	(−52) 23,725	(898) 52,176	(1,652) 28,224	28,780.89	868,651.55	(29,417.79) 29,417.79	893,234.53	( )は新設管路延長
	北野地区	(176) 904	(0) 0	(0) 904	(229) 1,526	4,648.70	31,978.90	4,709.00	32,606.50	
	田主丸地区	(163) 1,107	(0) 0	(0) 1,107	(282) 1,285	3,580.38	33,252.58	3,656.88	33,977.38	
	年度計	1,158	−52	1,106	1,922	37,009.97		37,783.67		
	累計	30,462	23,725	54,187	31,035		933,883.03		959,818.41	

（１４）集中豪雨対策への取組みについて

公共下水道では、４６排水区（延長７２，６５０ｍ）において事業認可を取得し、筒川雨水幹線を始め緊急を要する幹線の整備を進めている。市北部に位置する筒川は、５０９ha の排水面積を有しているが、毎年数回の浸水の危険にさらされていたため、昭和４６年都市下水路としての認可を受け、同年事業着手し浸水の解消に寄与してきた。しかし、放流先である筑後川へのポンプ排水能力が旧ポンプ施設では不足し、またこのポンプ施設が筑後川引堤工事に支障をきたすため、建設省との合併による委託工事として昭和５７年度に篠山ポンプ場が完成した。

しかしながら、その後の都市化の進展及び近年の集中豪雨により、更なる浸水被害が発生し、緊急の対応が必要となったため、平成１１年度～平成１７年度において中央公園内に雨水貯留施設の整備を行った。

また、池町川上流に位置し、西鉄天神大牟田線久留米駅をはじめ商業施設、中・高等学校、病院等都市機能の集積する諏訪野地区は、近年の局地的な集中豪雨により、家屋の浸水、道路の冠水などの被害が発生しており、これらの被害を早期に解消するために、平成１９年度～平成２３年度において雨水貯留施設を整備する。

３．下水道事業の財務分析

（１）公共下水道事業・特定環境保全公共下水道(法非適用)指標比較（平成２０年度）

	公共下水道		特定環境保全公共下水道事業	
	全国	久留米市	全国	久留米市
(施設)				
行政区域内人口 ⒜（千人）	68,788	306	32,809	306
現在処理区域内人口 ⒝（千人）	41,690	193	2,864	5
全体計画面積 ⒞（ha）	1,484,356	5,323	240,108	398
現在処理区域面積 ⒟（ha）	804,017	3,747	116,295	115
普及割合				
現在処理区域内人口 ⒝／⒜（%）	60.6	63.2	8.7	1.5
現在処理区域面積 ⒟／⒞（%）	54.2	70.4	48.4	28.9
下水管施設総延長（km）	197,879	906	31,998	31
（業務）				
年間総処理水量（千㎥）	5,538,091	24,440	262,430	72
うち汚水処理水量 ⒠（千㎥）	5,236,755	24,440	262,430	72
年間有収水量 ⒡（千㎥）	4,368,410	20,834	233,515	34
有収率 ⒟／⒠（%）	83.4	85.2	89.0	46.8

※総務省発行の公営企業年鑑（平成 20 年度）から全国データと久留米市との比較。
※特定環境保全公共下水道事業における久留米市の年間有収水量は、実使用水量ではなく、認定水量である。

（２）歳入歳出決算（収益的収支と資本的収支）の状況

歳入歳出決算の推移（平成17年度～平成21年度）と全国との比較

（単位：百万円）

	H17	H18	H19	H20	H21	構成比	全国	構成比
収益的収支								
総収益	4,058	4,283	4,483	4,797	4,556	100%	1,174,944	100%
営業収益	3,826	3,856	4,031	4,205	4,258	94%	764,871	65%
料金収入	3,674	3,710	3,872	4,049	4,088	90%	615,498	52%
雨水処理負担金	152	146	159	156	170	4%	145,255	12%
その他	0	0	0	0	0	0%	4,118	0%
営業外収益	232	427	452	592	298	6%	410,073	35%
国庫補助金	4	2	0	0	0	0%	129	0%
他会計繰入金	192	414	427	542	293	6%	394,123	34%
その他	36	11	25	50	5	0%	15,821	1%
総費用	3,194	2,989	2,927	2,825	2,690	59%	839,524	71%
営業費用	1,446	1,309	1,295	1,359	1,318	29%	423,129	36%
職員給与費	328	326	286	284	269	6%	58,456	5%
委託料	567	530	564	628	626	14%	364,673	31%
その他	551	453	445	447	423	9%		
営業外費用	1,748	1,680	1,632	1,466	1,372	30%	416,395	35%
支払利息	1,748	1,680	1,632	1,466	1,372	30%	408,386	35%
その他	0	0	0	0	0	0%	8,009	0%
収支差引	864	1,294	1,556	1,972	1,866	41%	335,420	29%
資本的収支								
資本的収入	7,325	6,105	10,253	8,746	8,335	80%	1,757,960	84%
地方債	3,369	3,407	6,910	5,837	5,234	50%	1,067,155	51%
他会計補助金	1,716	550	526	529	564	5%	320,786	15%
国庫補助金	2,123	2,020	2,698	2,241	2,388	23%	295,255	14%
県補助金	8	0	0	0	0	0%	2,549	0%
工事負担金	95	128	119	139	149	1%	56,346	3%
その他	14	0	0	0	0	0%	15,869	1%
資本的支出	8,115	7,735	12,167	10,809	10,435	100%	2,104,260	100%
建設改良費	5,087	5,341	6,966	5,808	5,897	57%	868,943	41%
地方債償還金	3,028	2,394	5,201	5,001	4,538	43%	1,231,299	59%
その他	0	0	0	0	0	0%	4,018	0%
収支差引	-790	-1,630	-1,914	-2,063	-2,100	-20%	-346,300	-16%
収支再差引	74	-336	-358	-91	-234		-10,880	
前年度からの繰越金	185	260	230	119	130		44,670	
収益的収支に充てた地方債	0	306	246	102	254		-22,949	
形式収支	259	230	118	130	150		10,841	
翌年度に繰越すべき財源	44	116	8	26	31		8,554	
実質収支	215	114	110	104	119		2,287	

※構成比は、収益的収支においては総収益を、資本的収支においては資本的支出を100％とした場合の割合を示したもの。

※全国の数値は、総務省発行の公営企業年鑑（平成20年度）より、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道事業を合計したもの。

※H19以前の数値は、特定環境保全公共下水道が供用開始前のため、その収益的収支は資本的収支に含めることとなっているため、１５４ページの「年次別下水道事業決算財政の推移（公共下水道事業＋特定環境保全公共下水道事業）」の数値とは異なる。

（３）建設改良費の推移

①　全体推移及び種類別金額の推移

平成９年度以降の下水道事業における建設改良費（公共下水道及び特定環境保全公共下水道工事の合計）の種類別金額の推移は下表のとおりである。建設改良費とは、下水管渠布設工事（汚水・雨水施設整備工事）やポンプ場建設工事、処理場建設工事の費用である。

種類別建設改良費の推移

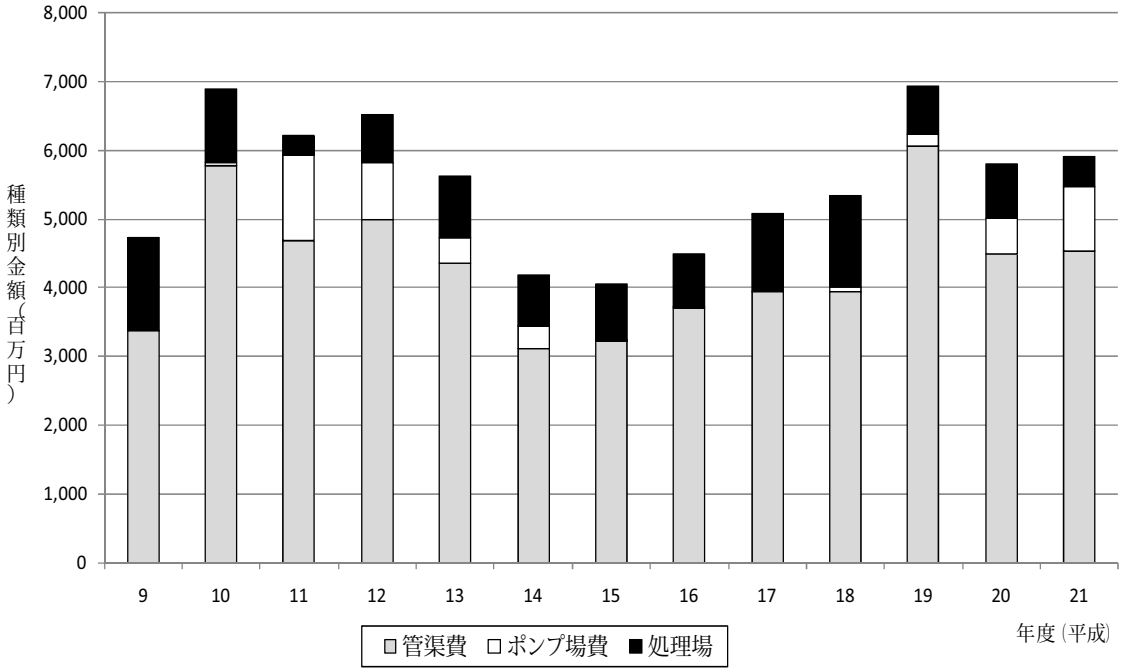

同じく、建設改良費の補助・単独の事業別金額の推移は下表のとおりである。

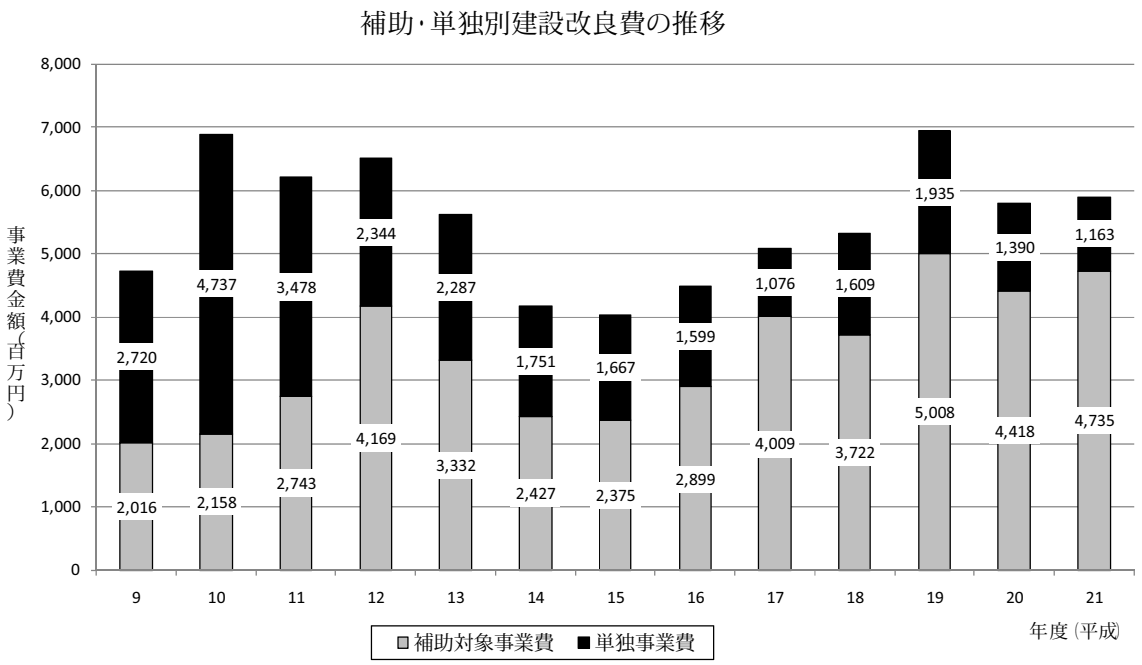

平成１０年度をピークに平成１３年度まで建設事業費は抑えられたが、平成１４年度から平成１８年度までは、年額４０億円を維持し、平成１９年度から再度管渠建設を中心に建設が進んでいる。これは、平成１９年度は田主丸・北野地区の事業費のピーク(約２５億円)及び平成１９年度以後は久留米地区の４３億円/年の工事費があったからである。ただし、単独事業は平成１３年度からは減少しており、補助対象事業が増えているのみである。その補助対象事業の財源は、９０％以上が国庫補助金と起債によっている。

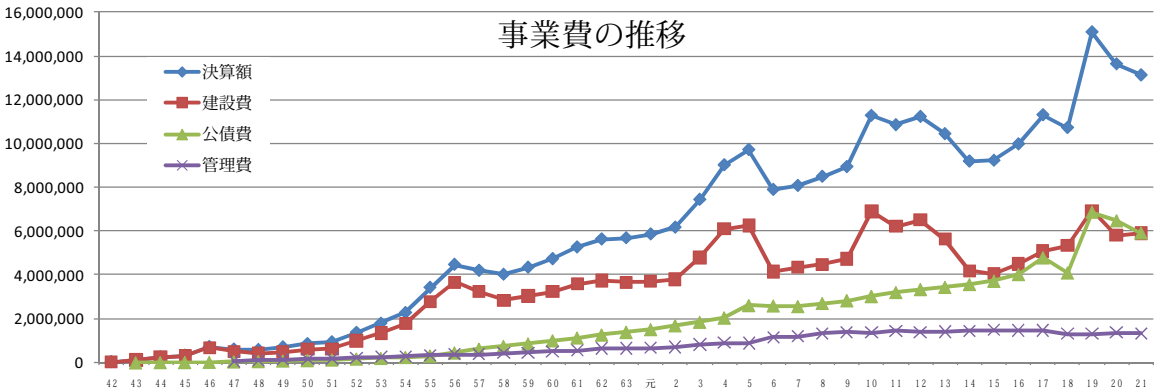

事業費財源内訳　（昭和42年度～平成21年度）

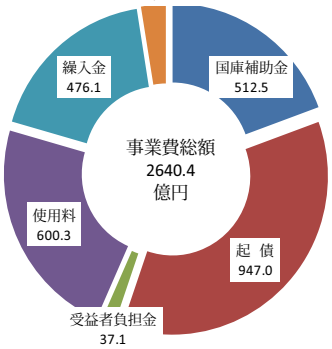

年次別下水道事業決算財政の推移（公共下水道事業＋特定環境保全公共下水道事業）　（単位　千円）

年度	決算額	歳出内訳			歳入内訳						
		建設改良費	公債費	管理費	国庫補助金	起　債	受益者負担金	使用料	繰入金	その他	計
42	19,974	19,974			5,000	6,000				8,974	19,974
43	102,445	102,046	399		30,000	36,500				35,945	102,445
44	241,525	238,576	2,949		74,142	89,200	6,385			71,798	241,525
45	310,124	300,915	9,209		90,858	117,400	13,684			88,182	310,124
46	702,826	685,656	17,170		235,000	347,300	16,512			104,014	702,826
47	596,272	508,270	40,038	47,964	172,000	238,000	28,484	3,104	163,028	467	605,083
48	571,977	423,365	59,354	89,258	110,733	218,400	39,648	11,647	199,046	9,418	588,892
49	691,652	473,223	80,654	137,775	136,067	265,800	46,479	20,751	220,754	17,801	707,652
50	841,873	592,518	100,950	148,405	178,200	339,300	40,945	38,010	255,454	16,918	868,827
51	919,666	626,411	128,224	165,031	201,016	341,900	45,755	49,931	276,637	27,577	942,816
52	1,354,354	987,636	163,685	203,033	292,104	623,600	55,711	67,006	354,000	23,640	1,416,061
53	1,781,407	1,335,125	199,298	246,984	654,778	594,900	42,800	77,550	369,679	67,560	1,807,267
54	2,263,344	1,760,530	240,225	262,589	689,414	912,400	56,179	89,031	513,634	28,868	2,289,526
55	3,414,451	2,790,274	304,658	319,519	726,860	1,861,900	87,332	97,003	670,590	27,091	3,470,776
56	4,464,513	3,657,994	450,352	356,167	1,281,088	2,020,800	112,071	119,976	884,450	56,765	4,475,150
57	4,194,911	3,221,698	611,788	361,425	1,410,801	1,623,900	115,216	224,880	857,000	11,545	4,243,342
58	4,012,143	2,844,282	741,704	426,157	1,069,822	1,644,000	107,636	319,104	900,000	51,232	4,091,794
59	4,337,528	3,040,692	861,460	435,376	1,119,921	1,752,300	124,566	369,237	990,000	81,485	4,437,509
60	4,724,772	3,224,314	997,120	503,338	1,148,504	1,854,460	98,956	590,922	1,029,000	103,964	4,825,806
61	5,261,838	3,586,787	1,131,450	543,601	1,278,283	2,093,380	101,838	664,520	1,104,000	103,572	5,345,593
62	5,626,961	3,729,269	1,260,374	637,318	1,387,812	2,136,400	92,188	710,773	1,319600	94,725	5,741,498
63	5,679,200	3,665,280	1,383,000	630,920	1,168,946	2,276,800	83,952	919,793	1,225,000	123,021	5,797,512
元	5,853,950	3,692,505	1,512,081	649,364	1,137,476	2,337,900	115,958	1,008,583	1,230,000	119,650	5,949,567
2	6,166,019	3,791,698	1,679,231	695,090	1,105,650	2,371,980	95,715	1,056,169	1,485,000	138,371	6,252,885
3	7,436,868	4,789,952	1,843,481	803,435	1,577,563	2,800,380	50,299	1,214,248	1,725,000	139,066	7,506,556
4	9,014,838	6,086,144	2,038,716	889,978	1,855,052	3,847,480	49,556	1,492,601	1,674,000	155,838	9,074,527
5	9,715,756	6,244,433	2,601,597	869,726	2,340,036	3,471,408	75,482	1,494,887	2,009,000	512,084	9,902,897
6	7,891,113	4,153,731	2,584,681	1,152,701	2,573,099	1,226,200	119,529	1,848,274	1,868,000	411,826	8,046,928
7	8,075,252	4,336,284	2,554,413	1,184,555	2,151,942	1,840,100	65,218	1,938,848	1,980,000	206,408	8,182,516
8	8,487,935	4,468,222	2,701,206	1,318,507	2,090,114	1,908,000	107,757	1,989,874	2,320,000	162,108	8,577,853
9	8,937,237	4,736,075	2,828,006	1,373,156	1,206,051	3,169,900	125,062	2,711,776	1,680,000	126,735	9,019,524
10	11,279,283	6,894,911	3,016,373	1,367,999	1,023,735	5,364,900	152,064	2,719,096	2,050,000	247,589	11,557,384
11	10,849,282	6,220,424	3,199,215	1,429,643	1,467,418	4,240,700	134,419	2,758,666	1,960,000	607,670	11,168,873
12	11,227,152	6,512,801	3,333,962	1,380,389	1,956,394	4,032,740	147,536	3,013,331	1,974,000	573,088	11,697,089
13	10,440,255	5,618,730	3,433,933	1,387,592	1,882,096	3,274,600	156,114	3,068,323	1,580,000	571,569	10,532,702
14	9,188,187	4,178,540	3,567,858	1,441,789	1,162,376	2,670,700	131,438	3,099,848	2,050,000	153,553	9,267,915
15	9,222,196	4,041,704	3,714,676	1,465,816	1,134,732	2,612,860	131,888	3,194,457	2,100,000	142,565	9,316,502
16	9,976,448	4,498,232	4,014,491	1,463,725	1,645,035	2,473,400	110,937	3,649,012	2,052,399	245,385	10,176,168
17	11,309,606	5,084,457	4,778,999	1,446,150	2,126,480	3,369,500	94,962	3,675,914	2,060,000	242,643	11,569,499
18	10,724,345	5,330,946	4,084,973	1,308,426	2,021,772	3,713,700	127,666	3,712,202	1,110,000	269,603	10,954,943
19	15,094,085	6,942,754	6,856,820	1,294,511	2,698,123	7,155,700	119,237	3,874,489	1,112,000	253,608	15,213,157
20	13,634,430	5,807,737	6,467,189	1,359,504	2,240,911	5,939,500	138,613	4,051,335	1,227,000	167,418	13,764,777
21	13,125,374	5,897,442	5,909,933	1,317,999	2,387,835	5,488,400	149,149	4,088,764	1,027,000	134,710	13,275,858
計	259,763,367	147,142,557	81,505,895	31,114,915	51,245,239	94,704688	3,714936	60,033,935	47,605,271	6,736,049	264,040,118

（４）下水道事業債の起債・償還額と残高の推移

下水道事業債の起債状況は下表のとおりである。

下水道事業　起債の状況

（単位：千円）

	借入額	うち借換額	借換額を除く借入額	元金償還額	うち繰上償還額	繰上償還を除く元金償還額	年度末残高	年度末残高対前年度増加額
H7	1,840,100		1,840,100	647,235		647,235	34,605,332	1,192,865
H8	1,908,000		1,908,000	773,908		773,908	35,739,424	1,134,092
H9	3,169,900		3,169,900	906,124		906,124	38,003,200	2,263,776
H10	5,364,900		5,364,900	1,091,128		1,091,128	42,276,972	4,273,772
H11	4,240,700		4,240,700	1,251,498		1,251,498	45,266,174	2,989,202
H12	4,032,740		4,032,740	1,370,586		1,370,586	47,928,328	2,662,154
H13	3,274,600		3,274,600	1,483,709		1,483,709	49,719,219	1,790,891
H14	2,670,700		2,670,700	1,764,309		1,764,309	50,625,610	906,391
H15	2,612,860		2,612,860	1,844,115		1,844,115	51,394,355	768,745
H16	2,495,800		2,495,800	2,048,178		2,048,178	51,841,977	447,622
H17	3,369,500	807,900	2,561,600	3,028,295	807,900	2,220,395	52,183,182	341,205
H18	3,713,700	65,000	3,648,700	2,394,485	65,000	2,329,485	53,502,397	1,319,215
H19	7,155,700	2,708,600	4,447,100	5,201,231	2,720,184	2,481,047	55,456,866	1,954,469
H20	5,939,500	2,430,500	3,509,000	5,001,405	2,430,665	2,570,740	56,394,961	938,095
H21	5,488,400	1,700,000	3,788,400	4,537,723	1,705,422	2,832,301	57,345,638	950,677

また、利子率別に残高内訳明細を作成すると下表のようになる。

＜平成21年度末残高の利子率別内訳＞

(単位:千円)

利率区分	残高	財政融資	簡易生命保険	地方公共団体金融機構	市中銀行	左以外の金融機関	共済組合
起債前借	1,575,700	1,575,700					
1.0%未満	4,252,454			1,350,473	415,343	2,486,638	
1.0%以上2.0%未満	14,607,324	1,744,693	1,721,019	6,743,250	1,514,420	2,815,750	68,192
2.0%以上3.0%未満	27,407,114	2,210,713	7,663,524	17,532,877			
3.0%以上4.0%未満	1,086,819		34,260	1,052,559			
4.0%以上5.0%未満	7,649,616	2,948,757	1,750,734	2,868,269			81,856
5.0%以上6.0%未満	766,611		732,499				34,112
6.0%以上7.0%未満							
7.0%以上7.5%未満							
7.5%以上8.0%未満							
8.0%以上							
残高合計	57,345,638	8,479,863	11,902,036	29,547,428	1,929,763	5,302,388	184,160

繰上償還により比較的市債返済は進んでいるが、利率が５％以上と高い簡易生命保険や、共済組合の返済がまだ残っている。

（５）一般会計繰入金の推移

一般会計繰入金の年度別推移は下表のとおりである。ここで、一般会計繰入金とは、下記のように一般会計が負担すべき経費として算定される金額や、特定の経費のうち効率的経営を行ってもなお、使用料収入のみで賄うことが困難と認められる金額（基準内繰入金）及びそれ以外の収支不足額（基準外繰入金）であり、下水道特別会計において収入計上されるものである。

(単位:千円)

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
雨水処理に要する経費	114,410	98,774	104,130	117,783	161,154	152,038	146,132	158,739	155,879	170,637
分流式下水道等に要する経費	0	0	0	0	0	0	237,457	269,233	345,255	46,865
下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	22,363	22,580	23,354	28,853	21,503	22,702	22,587	22,866	22,744	22,358
水洗便所に係る改善命令等に関する事務に要する経費	4,380	4,391	4,525	4,507	4,233	4,435	4,405	4,469	4,445	4,346
不明水の処理に要する経費	1,116	5,051	5,520	181	17,710	15,062	17,744	10,906	17,374	16,923
地方公営企業法の適用に要する経費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急下水道整備特定事業に要する経費	43,261	51,133	56,554	79,268	122,637	145,360	157,773	166,810	171,947	171,861
下水道事業債(特例措置分)の償還に要する経費	430,861	378,744	412,054	374,536	418,848	367,788	326,553	292,295	262,645	262,645
下水道事業債(特別措置分)の償還に要する経費	0	0	0	0	0	0	0	7,993	16,614	69,898
基準内繰入合計	616,391	560,673	606,137	605,128	746,085	707,385	912,651	933,311	996,903	765,533
基準外繰入	1,357,609	1,019,327	1,443,863	1,494,872	1,306,314	1,352,615	197,349	178,689	230,097	261,467
合計	1,974,000	1,580,000	2,050,000	2,100,000	2,052,399	2,060,000	1,110,000	1,112,000	1,227,000	1,027,000

Ⅱ　監査手続

監査対象部署：　企業局上下水道部

① 一般会計からの繰入金の基準及びその支出額は妥当であるか担当者からヒアリングして必要資料を入手し検証した。
② 下水道事業債の起債･償還等の事務は条例規則等に準拠しているか担当者からヒアリングし必要書類を入手し検証した。
③ 下水道使用料及び受益者負担金の収入事務及び収入未済の債権管理は条例及び規則等に従い、適時かつ正確に行われているか担当者に質問し、その処理を検証した。
④ 浄化センターや中継ポンプ場等を現場視察し、適正に管理運営されているか質問した。
⑤ 下水道事業の経営の健全性について、類似団体等（全国、他県、他市）と較し、情報開示が妥当であるかヒアリングした後、検証した。

Ⅲ　問題点等

１．下水道事業の財務分析について

① 収益的収支における収支差引は、全国２９％に比べ４１％と非常に高い。その理由は、総収益に占める料金収入が高いこと、また総費用が総収益に対して１２％低いことによる。ただし、委託料は職員給与費の減少に伴って増加していることに今後も管理上注意を要する。

② 平成１９年度から建設改良費が増加しているが、その財源の多くを地方債に依存しているため、将来の負担を考慮した中長期的な展望が望まれる。

③ 資本的収支における収支差引は、全国－１６％に比べ－２０％と明らかに低い。これは、収益的収支の黒字に比し、相対的に資本的収支の改善が望まれることを物語っている。

２．下水道接続融資あっせん制度について

１４３頁（９）記載の条件で融資のあっせんを行っているが、借入率が低いままである。また、未接続件数も多い。今後広報を充実するなど適宜対処していく必要がある。

３．不明水対策の実施について

① 不明水対策に対する提言

「雨水公費、汚水私費」（昭和３６年第一次下水道財政研究委員会提言）

一般的に地下水位が管渠以上に高い地域では、主に老朽化した管渠のヒビ割れ部分や、継ぎ目部分から地下水が浸水することなどが原因で、有収率（有収水量を汚水処理水量で除して得られる割合）が低くなり、処理原価実績に見合う下水道使用料収入を得られないこととなるため、経営悪化要因の一つとなると考えられている。

② 不明水の状況の把握に対する意見

汚水処理水量＝有収水量＋不明水量

久留米市では、不明水量を積極的に把握していない。つまり、汚水処理量を浄化センター別

に流入水量としてトータルで把握しているのみで、処理区域別の不明水量は把握していないということである。

その理由は、有収水量算定のための処理区域内の水道使用量を区域ごとに把握する必要があること、また、処理汚水量と比較するには、処理区域内の流下汚水量も各区域に流量計を設置し、測定しなければならないことなど、手間暇をかけなくてはならないからである。

本来管渠の改良のためのコストも予算化されているが、現在は古い順番にしか予算化されていない。

本来は久留米市全体の不明水が多いことから出来るだけ早期に解消していくために優先順位を高めていくことが必要である。

したがって、これが本当に有収率悪化の原因であれば、端的に水道料金回収区域ごとに有収率を把握して、不明水量を算出すれば処理区域ごとの不明水対策が可能なはずである。

これをする意味は、より効率的な不明水対策により、維持管理費への基準内繰入の低減につながるとともに、長期的な視点で採算性を確保することである。

③ 不明水対策の評価手法に対する意見

現在は、管渠の改修工事前と後で施工区域の流末に流量計を設置し、効果測定をしているが、その効果を、処理場全体の有収率の推移で比較している。

しかし、本来は施工区域での有収率比較が直接の指標となるのではないかと思われる。

だが、そのための流量計設置には相当額の費用がかかり、すべての区域でそのような計測を行うと、その費用対効果が期待できず合理的ではないこと、また、現在のやり方で十分有収率の改善が図れていることが解ることから区域ごとの有収率算定は行わなくても特に問題とはしないとの回答を得たが、はたして疑問である。

汚水処理は、基本的に私費で対応すべき大原則の下では、やはり、市民にも理解できるように工事の効果に客観性を持たせるような仕組みが必要であるものと考えられる。

４．一般会計繰入金について

１４４頁～１４５頁（１１）に記載しているように繰出し基準は明確にあるが、その運用については若干問題がある。「雨水公費、汚水私費」の原則から、汚水処理は受益者負担すべきであるが、下水道使用料、受益者負担金では対応できない資本費をカバーするものとして一般会計（税金）から繰り出されているのが現状である。

平成２１年度の繰出し内容をみていると、基準外繰入金として２６１，４６７千円(中身は、負担金減免等２４，７１９千円、建設費－国庫補助金－受益者負担金及び分担金－借入金＝１８８，３８７千円、繰越金４８，３６１千円)が繰り入れられているが、「汚水私費」の原則に基づけば、本来受益者が負担すべきものが混在しているものと推察される。したがって、下水道事業の経営を早期に安定化させるためには、長期の財政計画等を策定するなどにより、将来の使用料水準や繰入金が一般会計に与える影響を含め、長期的視野に立った経営効率的な経営に努めることが必要である。

５．下水道使用料・受益者負担金の収入事務及び債権管理について

汚水処理費のうち、使用料により回収されているのは７割強である。使用料が低い水準にとどまり、使用料で負担すべき経費を他会計からの繰入金により賄っている場合は、下水道事業に対する

一般会計の負担により市の財政に支障をきたすことがないよう、使用料を早急に適切な水準に引き上げる等経営の健全化を図る必要がある。

「下水道受益者負担金・下水道使用料の滞納整理の主な流れ」については１４８頁のとおりである。過去において差押え等の滞納処分をしたことはないほど収納率は概ね問題はないものと思われる。

６．人件費と委託料について

維持管理業務のうち委託可能なものについては、積極的に民間等へ委託を推進するとともに、市内部の他部門との共同処理や相互協力、普及率の向上に伴い、今後増加が見込まれる下水汚泥の広域・共同処理に取り組むなど、より一層の経費節減を図る必要がある。

７．浄化センターについて

浄化センターは、中央・南部・田主丸浄化センターがあるが、各々の基本計画構想時の計画処理能力が減少している（久留米市水道維持管理年報平成１９年版から２１年版参照。）。

理由としては、国立社会保険人口問題研究所の人口推計(Ｈ１５．１２)より平成３７年では本市の行政人口が２９６千人に減少するとの予測から見直しを実施したため、との回答を得た。

中央・南部両浄化センターでは、コスト縮減に向け、光熱水費の削減、脱水汚泥の減量化、機器の稼働率向上、修繕費の効率的運用などに取組んでいる。

一方、下水道資源である消化ガスの現在の有効利用率は、中央・南部合わせ総発生量の約３９％に留まっており、残る６１％は焼却処分（その有効活用は今後の課題）している状況である。

南部浄化センターでは、メーカーと協力し、消化ガス有効利用の実証実験を続けており、消化ガス発電機 1 台による発電、熱利用、余剰ガス処理などの複数の効果を検証しながら、次年度以降の実施設導入に向け最終的な検討が行われている。実証実験における平成２１年度の実績では、年間４，７７６千円を電気代としてメーカーへ支払っているが、九州電力から購入した場合７，５６４千円掛かるため、差額の２，７８８千円を縮減出来ているとともに、消費電力量の１８．７％を自前で賄うことができている。また、南部浄化センターの消化ガス有効利用率は６３．８％と高くなっている。しかしながら、消化ガスの有効利用は、循環型社会への転換や地球温暖化防止などの観点から有効利用が望ましいものの、設備コストが高いという課題があるため、発電、熱利用、余剰ガス処理などの複数の効果を活かし費用対効果を高くする必要がある。

下表は、電気の九州電力からの購入と自前の発電機を利用した場合の比較表である。

	実　　績			想　　定	
	電力量 kwh	電気料金(円)	単価(円)	九電から購入	節約額
九州電力	2,805,084	32,886,531	11.72	32,886,531	
試験発電	645,210	4,776,164	7.40	7,564,379	2,788,215
合計	3,450,294	37,662,695	10.92	40,450,910	2,788,215

中央浄化センターにおいては、老朽化し、使用されていない施設が見受けられたので、有効利用も視野に入れて、どうするのか検討していく必要がある。

８．下水道事業における情報公開の推進と地方公営企業法適用の推進について

① 下水道事業にあっては、多額の資産を有し中長期的に経営を判断する必要があることから、企業会計原則による損益取引と資本取引を区分し、発生主義による期間損益計算を行い、財務諸表により財政状態および経営成績を表示し、把握することにより、経理内容の明確化と企業経営の健全化を図る必要がある。

② 料金水準、人件費等については類似団体や民間企業の対応するデータを添えるなど、住民が理解・評価しやすいように工夫しつつ、積極的な情報開示に努めることが求められる。

③ 総務省においては、処理区域内人口、有収水量密度、及び供用開始後年数の条件で類似するグループごとに経営比較を行うことができるように、「下水道事業経営指標」を作成し、情報提供を行っているので、この活用により経営の課題を把握し、経営の健全化に努めることが可能であると思料する。

第５　介護保険事業特別会計

Ⅰ　概要

１．介護保険制度の概要

平成１２年４月に施行された介護保険法（以下「法」という。）は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要するもの等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする制度である（介護保険法第１条）。

制度の概要は次のとおりである。

（１）保険者（法第３条）

介護保険法においては、保険者は市町村及び特別区に限られる。なお、保険者は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（２）被保険者（法第９条）

被保険者は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

①市町村の区域内に住所を有する６５歳以上の者（以下「第一号被保険者」という。）

②市町村の区域内に住所を有する４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者（以下「第二号被保険者」という。）

（３）保険料（法第１２９条）

①第一号被保険者の保険料

各市町村によって算出された基準額に、市民税の課税額等による一定の料率を掛けて算出される。保険料率は、介護保険サービスの円滑な実施を確保するために 3 年ごとに見直すことが定められており、介護保険事業計画において見込まれた今後 3 年間の介護保険サービスの供給量に対する費用から算出される。

保険料の徴収は老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の額によって以下の 2 種類に分かれる。

ａ．特別徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の額が年額１８０千円以上の被保険者は、各支給月に年金から差し引かれ徴収される。

ｂ．普通徴収

老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の額が年額１８０千円未満、新たに６５歳になった被保険者及び市内に転入した被保険者は、金融機関の口座振替や納付書で徴収される。

②第二号被保険者の保険料

第二号被保険者の保険料は加入している医療保険の保険料に上乗せする形で徴収する。

（４）保険給付の種類

【保険給付の種類】（法第１８条）

「法」による保険給付は、次に掲げる給付である。

一　被保険者の要介護状態に関する保険給付（以下「介護給付」という。）

二　被保険者の要支援状態に関する保険給付（以下「予防給付」という。）

三　前２項に掲げるもののほか、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資する保険給付として条例で定めるもの。

【給付サービスの種類】（法第８条）

給付サービスの種類は大きく介護サービスと予防サービスに分類される。

①介護サービス

介護サービスは、さらに居宅サービスと地域密着型サービス及び施設サービスに分類される。

一　居宅サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売

二　地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

三　施設サービス

介護福祉施設サービス、介護老人保健施設サービス及び介護療養型医療施設サービス

②予防サービス

予防サービスは、介護予防サービス及び地域密着型予防サービスに分類される。

一　介護予防サービス

介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、短期予防短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売

二　地域密着型介護予防サービス
介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

【サービスの利用手続】

介護保険のサービスを受ける場合、利用者（被保険者）が市町村に対し介護のための要介護認定の申請を行う。ここでは、医師の意見書及び訪問調査の結果を受けたのち、介護認定審査会の審査・判定により要介護認定が行われる。

要介護認定・審査の結果、認定されれば、ケアマネジメントの実施（ケアプランの作成）が行われ介護サービス・介護予防サービスの利用を受けることとなる。

また、認定されなかった場合は、自立が可能かどうかの生活機能評価の受診を受け自立が困難な場合は、ケアマネジメントの実施（介護予防ケアプランの作成）により、介護予防事業へ参加することとなる。

生活機能評価の受診の結果、問題がなければ、介護サービスの利用を受けることなく自立することなる。

以上の流れをフローチャートに示すと資料１のとおり。

資料1

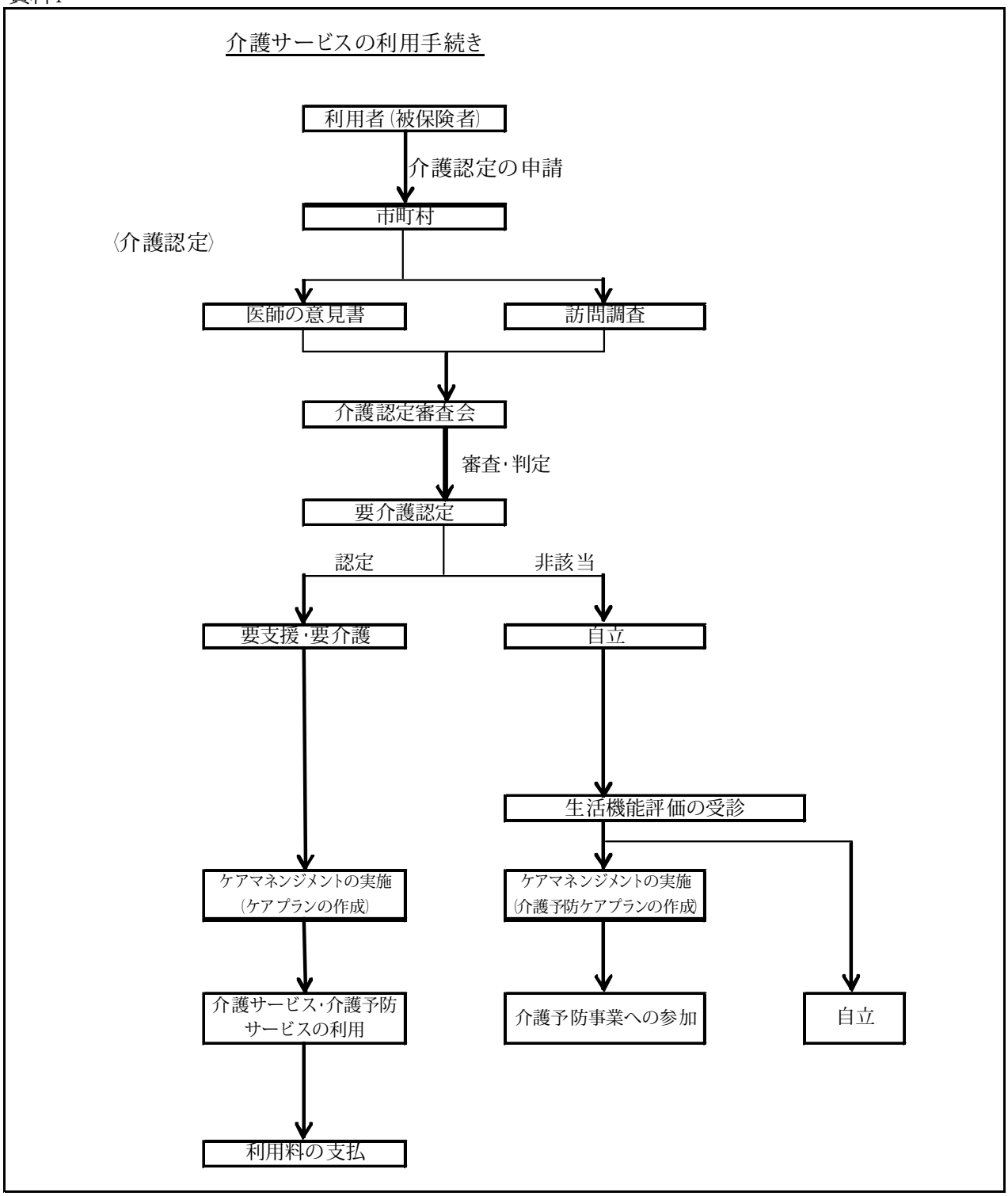
介護サービスの利用手続き
利用者（被保険者）
介護認定の申請
市町村
〈介護認定〉
医師の意見書
訪問調査
介護認定審査会
審査・判定
要介護認定
認定
非該当
要支援・要介護
自立
生活機能評価の受診
ケアマネンジメントの実施
（ケアプランの作成）
ケアマネンジメントの実施
（介護予防ケアプランの作成）
介護サービス・介護予防
サービスの利用
介護予防事業への参加
自立
利用料の支払

【２０１２年度からの６５歳以上の介護保険料の見込と軽減策】

２０１２年度からの介護保険料の見込は厚労省の試算（月額）によれば、次のとおりとなっている。

現在の保険料	４，１６０円
高齢化などによる保険料の上昇	９１５円アップ
介護職員の賃金補助	１００円アップ
グループホームの居住費助成	１５円アップ
施設の個室居住費の軽減策拡充	１０円アップ
最大での保険料月額見込	５，２００円

このままでは、負担の限界とされる５，０００円を超えるため、厚労省は財政安定化基金の取り崩し（約５０円の引き下げ効果）及び介護給付費準備基金の取り崩し（約１３０円の引き下げ効果）で対応する方針としている。しかし基金による軽減効果は今期限りの措置である（２０１０年１２月２９日読売新聞）。

２．久留米市介護保険事業の概要

（１）介護保険加入状況

介護保険は平成１２年度から導入され、平成１７年度以降の加入状況は、【表１】のとおりである。過去５年間で被保険者は、約６千人増加し、市の６５歳以上の被保険者の人口に占める割合も１９．５％から２１．６％へと増加している。

[表１]第1号被保険者加入状況年度別推移

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
第１号被保険者数（人）	59,591	61,279	62,754	64,168	65,517
総人口（人）	304,989	304,785	303,721	303,233	302,964
市人口に占める割合（％）	19.5	20.1	20.7	21.2	21.6

【算出した数値の根拠資料】

・第１号被保険者数は、厚生労働省老健局編集及び発行「介護保険事業状況報告」に基づき算出している。

・総人口は、各年度末の人員である。

（２）要介護（要支援）認定者数

① 要介護（要支援）認定者数の年度別推移

要介護（要支援）認定者数の認定状況は、【表2】のとおりである。平成１７年度から平成２１年度の５年間で約３，０００人増加し、特に第 1 号被保険者数に占める要介護(要支援)認定者数は、平成１７年度１３．２％から平成２１年度には１７．０％まで増加している。

[表2]要介護(要支援)認定者数年度別推移

(人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
第1号被保険者	7,885	10,828	10,934	11,148	11,167
要支援	1,824	2,218	2,465	2,549	2,774
要介護	6,061	8,610	8,469	8,599	8,393
第2号被保険者	306	390	438	444	411
要支援	40	42	80	84	86
要介護	266	348	358	360	325
合計	8,191	11,218	11,372	11,592	11,578

(注1)人数は各年度末時点の人数である。

② 要介護（要支援）度分布状況

平成２１年度における要介護(要支援)の内訳は、【表3】のとおりである。

全国平均と比較すると久留米市は、要支援、要介護４、要介護５はそれぞれ２４．７％、１１．１％、８．５％と全国平均より低いものの、要介護１、要介護２、要介護３の占める割合が、それぞれ２０．３％、２０．３％、１５．１％と全国平均より高くなっている。

[表３]平成２１年度要介護（要支援）度分布

	要支援	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	計
久留米市							
人数（人）	2,860	2,348	2,346	1,748	1,287	989	11,578
割合（%）	24.7%	20.3%	20.3%	15.1%	11.1%	8.5%	100.0%
全国							
人数（人）	1,252,389	847,261	849,306	712,791	626,187	559,449	4,847,383
割合（%）	25.8%	17.5%	17.5%	14.7%	12.9%	11.5%	100.0%

（注１）全国数値は、厚生労働省介護保険事業報告（暫定）（平成22年3月分）によっている。
（注２）人数は、年度末の人数である。

（３）指定事業者数

① 介護保険指定事業者数の年度別推移

久留米市の介護認定指定事業者数は【表 4】のとおりである。平成１７年度から平成２１年度については、介護老人福祉施設、介護老人保健施設は、変化はないが、介護療養型医療施設、及び在宅サービスの認定事業者は減少傾向にある。

[表４]介護保険指定事業者数年度別推移

（単位：ケ所）

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
施設サービス					
介護老人福祉施設	9	9	9	9	9
介護老人保健施設	7	7	7	7	7
介護療養型医療施設	17	14	13	10	10
小計	33	30	29	26	26
在宅サービス	338	337	334	329	334
合計	371	367	363	355	360

【算出した数値の根拠資料】
（注1）表中の数値は、各年度の3月1日時点の数値である。
（注2）福岡県保健医療介護部介護保険課発行「事業所リスト」より記載している。
（注3）平成 17年度は介護台帳ライトより記載している。
（注4）地域密着型の指定事業者は除いて記載している。

② 介護施設定員数の福岡県における市町村間比較

平成２２年８月１日現在の介護施設定員数は、【表 5】のとおりである。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の定員数は、いずれも久留米市近隣市町で上位２番目となっている。

[表５]介護施設定員数の福岡県市町間比較

（単位：人）

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
福岡市	3,615	2,609	1,088
久留米市	580	620	345
大川市	130	180	25
小郡市	180	200	166
うきは市	100	100	85
三井郡大刀洗町	100		
三潴郡大木町	100		
大牟田市	476	540	313
みやま市	200	256	
合計	5,481	4,505	2,022

(注1）定員数は、平成22年8月1日時点のものである。
(注2) 地域密着型の介護施設の定員数は、含めていない。

（４）一人当たり介護保険料

① 第１号被保険者一人当たり介護保険料の年度別推移

第１号被保険者の一人当たり介護保険料の５年間の推移は、【表 6】のとおりである。介護保険料は、介護保険法により３年ごとに見直すことが定められており、第 3 期の見直しは、平成１８年度（基準保険料は、２１．３％増加）に、第４期の見直しは、平成２１年度（基準保険料の大きな変動はない）に実施されている。

第３期については、平成１８年度以降も給付費の増加が見込まれる等の理由から、保険料も大幅な値上げとなっている。

[表６]第１号被保険者一人当たり介護保険料年度別推移

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
段階	5	7	7	7	8
規準額保険料（円）	46,728	56,688	56,688	56,688	56,640
最低段階保険料（円）	23,364	28,344	28,344	28,344	28,320
最高段階保険料	70,092	99,204	99,204	99,204	99,120

【算出した数値の根拠資料】
(注１）久留米市介護保険条例で規定している。

② 一人当たり介護保険料の都市間比較

平成２１年度一人当たり保険料の中核都市間比較は【表 7】のとおりで、平成１８年度の保険料の改定により久留米市の介護保険料は抽出した中核都市の中でも高い水準となっている。

これは、久留米市では、介護サービス事業所の数自体が多く、サービスが利用し易い状態であるため一人当たり給付費が多く、その結果として、一人当たりの介護保険料が高くなっているものと考えられる。

[表７]平成２１年度一人当たり介護保険料中核都市間比較

（単位：円）

	基準保険料	最低段階保険料	最高段階保険料
久留米市	56,640	28,320	99,120
前橋市	44,700	22,300	78,200
岡崎市	49,200	24,600	86,100
奈良市	45,300	20,400	90,600
高知市	54,920	27,460	96,110
四日市市	48,096	24,048	72,144

（注1）久留米市と人口密度等が類似している中核都市を選定している。
（注2）久留米市については、久留米市第4期介護保険事業計画により
久留米市以外については、各市のホームページ情報又は、聞き取
による情報収集により記載している。

③ 一人当たり介護保険料の現年分調定額年度別推移

一人当たり介護保険料の現年分調定額の過去５年間の年度別推移は、【表 8】のとおりである。

平成１８年度は保険料改定年度であり増加しているが、その後は、大きな変動はない。

[表８]一人当たり1号介護保険料現年分調定額年度別推移

（単位：円）

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
久留米市	44,758	54,673	55,453	55,208	53,727
全国	38,459	47,772	48,581	48,506	

【算出した数値の根拠資料】
（注１）久留米市の数値については、久留米市決算資料に基づいて算出した数値である。
（注２）全国数値は、厚生労働省老健局編集及び発行「介護保険事業状況報告」に基づき算出した数値である。
（注３）平成21年度の全国数値については、不明のため記載していない。

（５）一人当たり介護費用年度別推移

① 一人当たり介護費用の年度別推移

一人当たり介護費用の年度別推移は、【表9】のとおりである。一人当たり介護費用は、平成１９年度及び平成２０年度を除き他の年度では、全国平均を上回っている。平成２１年度で全国平均の１．０８倍。これは、【表 10】でも明らかなように、久留米市では、一人当たり介護療養型医療施設の一人当たり給付額が高いことなどに起因している。

[表９]第１号被保険者一人当たり介護給付額年度別推移

（単位：円）

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
久留米市					
居宅介護サービス	133,000	113,000	111,000	110,000	115,000
施設介護サービス					
介護老人福祉施設	40,000	34,000	34,000	34,000	34,000
介護老人保健施設	38,000	32,000	30,000	31,000	31,000
介護療養型医療施設	35,000	31,000	29,000	27,000	25,000
小計	114,000	98,000	95,000	92,000	91,000
合計	247,000	211,000	206,000	202,000	207,000
全国					
居宅介護サービス	113,000	102,000	104,000	106,000	102,000
施設介護サービス					
介護老人福祉施設	46,000	41,000	42,000	41,000	43,000
介護老人保健施設	36,000	32,000	32,000	32,000	34,000
介護療養型医療施設	22,000	18,000	16,000	15,000	12,000
小計	105,000	92,000	91,000	89,000	89,000
合計	218,000	208,000	212,000	214,000	191,000

（注）１．表中の数値は、久留米市健康福祉部介護保険課作成によるものである。

② 受給者一人当たり施設介護費用額

平成２１年度の受給者一人当たり介護費用（施設別）は、【表 10】のとおりである。介護老人施設及び介護療養型医療施設において、全国平均を上回っている。

[表１０]平成２１年度受給者一人当たり施設介護給付額

	介護給付額（千円）	受給者数（人）	一人当たり給付費（円）
久留米市			
介護老人福祉施設	2,274,095	9,372	242,000
介護老人保健施設	2,065,950	8,058	256,000
介護療養型医療施設	1,660,054	4,576	362,000
計	6,000,099	22,006	272,000
全国			
介護老人福祉施設	1,249,234,443	5,201,100	240,000
介護老人保健施設	996,243,867	3,890,200	256,000
介護療養型医療施設	364,244,355	1,117,500	325,000
計	2,609,722,665	10,208,800	255,000

（注1）表中の数値は、久留米市健康福祉部介護保険課作成の数値である。

（６）介護保険料収納状況

第１号被保険者現年分収納率の直近５年間の年度別推移は【表 11】のとおりである。いずれの年度も全国平均を下回っている。普通徴収の徴収率が減少傾向にあるが、これは、納付意識の低下と所得の減少が主な要因であると考えられる。

［表１１］第一号被保険者現年分収納率年度別推移

	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
久留米市					
特別徴収	100%	100%	100%	100%	100%
普通徴収	89.55%	88.33%	85.00%	84.36%	83.80%
計	98.11%	98.10%	98.19%	98.20%	98.18%
全国					
特別徴収	100%	100%	100%	100%	100%
普通徴収	90.04%	89.21%	86.08%	85.55%	
計	98.16%	98.20%	98.29%	98.27%	

（注1）久留米市の数値については、久留米市決算資料に基づいて算出している。
（注2）全国数値は、厚生労働省老健局編集及び発行「介護保険事業状況報告」に基づき算出している。
（注3）収納率は、保険料収納額を保険料調定額で除して算出している。
（注4）平成２１年度の全国値については、不明のため記載していない。

（７）過去 5 年間の介護保険特別会計の推移

久留米市介護保険特別会計の直近５年間の推移は、【表１２】のとおりである。

【歳入の説明】

介護保険料は、平成１８年度に介護保険法の改正により平成１８年度以降収入額が増加している。

【歳出の説明】

①　平成１７年度の介護給付費の諸費が他の年度に比べ多額となっているのは、平成１７年１０月に施設利用者の食費居住費が自己負担化されたことに伴い設けられた食費居住費の軽減措置について、平成１７年度１１月以降は経過措置として諸費より支出しているためである。平成１８年度以降は特定入所者介護サービス等諸費として支出している。

②　平成１８年度高齢者介護予防事業費が単年度支出（３９，７５８千円）となっているのは、平成１８年度の介護保険制度改正により創設された地域支援事業のメニューとして一般高齢者配食サービス事業（高齢者の食の確保）が介護保険対象事業となったが、それまでの市一般会計事業として行われていた配食サービスの対象者に、一部介護保険制度上は対象外となる人がおり、経過措置として市の財源にて平成１８年度に限り支給したためである。

③　償還金及び還付加算金とは、国県等への返還金である。平成１９年度に３５２，７５６千円と支出額が多いのは、平成１８年度に制度改正により地域支援事業が創設され、初年度である平成１８年度は、同事業の事業見込により当該年度に受け入れた国県の事業交付金について、平成１９年度に実績報告の際に不要額が発生し、平成１９年度に返還したためである。平成２０年度以降の返還額は事業実績を参考に交付金を受け入れているため、平成１９年度よりも少なくなっている。

④　基金積立金は、保険料の上昇を抑制するための積立である。平成２０年度の基金積立の内訳は、介護給付費準備基金積立３５４，１４７千円、介護従事者処遇改善臨時特例積立基金積立１５５，０２７千円である。介護給付費準備基金積立は、前年度からの繰越金の一部である。介護従事者処遇改善臨時特例積立は、介護保険第４期間（平成２１年度～２３年度）の介護報酬引き上げに対する保険料の上昇を抑制するために、全保険者に対し国から平成２０年度に交付された交付金を当該年度中に基金に積み立てたものである。なお、第３期計画期間中に生じている保険剰余金については、国の方針として、最低限必要と見込まれる額を除き、介護保険事業特別会計に繰り入れ、第４期保険料を軽減するために活用することとされており、久留米市でも同様に取り扱っている。

［表１２］介護保険特別会計年度別推移

単位：千円

			平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
歳入	保険料	介護保険料	2,636,259	3,307,699	3,441,105	3,502,605	3,477,426
	使用料及び手数料	手数料	1	6	3	0	0
	国庫支出金	国庫負担金	3,048,120	2,901,572	2,953,578	3,076,699	3,202,011
		国庫補助金	842,677	1,009,969	1,031,950	1,265,315	1,157,544
	支払基金交付金	支払基金交付金	4,843,717	4,923,735	5,128,510	5,271,294	5,395,643
	県支出金	県負担金	1,905,074	2,318,058	2,435,390	2,493,866	2,588,222
		県補助金	3,616	52,310	62,804	73,877	63,706
	財産収入	財産運用収入	17	57	1,354	1,803	779
	繰入金	一般会計繰入金	2,456,524	2,573,885	2,634,318	2,730,087	2,833,586
		基金繰入金	0	0		0	95,086
	繰越金	繰越金（Ｃ）	107,554	107,076	355,395	509,886	570,306
	諸収入	延滞金・加算金及び過料	395	466	707	1,042	909
		市預金利子	0	0	0	0	0
		雑入	2,015	613	15,488	31,823	15,859
		歳入合計（Ａ）	15,845,971	17,195,451	18,060,607	18,958,301	19,401,082
歳出	総務費	総務管理費	346,713	313,611	295,729	317,977	321,052
		徴収費	19,684	21,674	21,429	21,808	23,103
		介護認定審査会費	208,647	223,961	231,014	243,070	226,791
		趣旨普及費	3,045	2,880	4,410	892	3,900
		高齢者介護予防事業費		39,758			
	介護給付費	介護サービス等諸費	14,045,829	14,287,839	14,763,190	15,039,911	15,797,840
		介護予防サービス等諸費	725,259	435,976	792,977	877,173	950,897
		高額介護サービス等費	108,120	240,806	287,041	318,974	335,625
		特定入所者介護サービス等費	18,153	452,974	481,688	510,659	541,966
		諸費	181,111	18,548	18,814	17,822	18,628
	地域支援事業費	介護予防事業費		73,257	101,938	144,833	117,558
		包括支援事業・任意事業費		166,108	180,679	204,743	211,010
	財政安定化基金供出金	財政安定化基金拠出金	14,564	17,696	17,696	17,696	
	基金積立金	基金積立金	17	470,057	1,354	509,174	333,762
	公債費	公債費	0	0	0	0	0
	諸支出金	償還金及び還付加算金	67,749	74,906	352,756	163,256	219,679
		歳出合計（Ｂ）	15,738,895	16,840,055	17,550,721	18,387,994	19,101,819
		翌期繰越金額（Ａ－Ｂ）＝Ｅ	107,076	355,396	509,886	570,306	299,263
		単年度収支（Ｅ－Ｃ）	△ 478	248,320	154,491	60,420	△ 271,043

（注１）表中の数値は、久留米市一般会計・特別会計歳入歳出決算附属書類より記載している。
（注２）表中の金額は、千円未満を切り捨てて表示している。
したがって、内訳金額の合計と合計値は、一致していない。

（８）介護保険料の算出手順

介護保険の保険料は３年間を１財政運営期間として作成される事業計画に基づいて算定される。久留米市の第４期事業運営期間における第１号被保険者の保険料基準額の算出手順は、次のとおりである。

① 標準給付費見込額等の算出

施設・居住系サービス利用者見込み、標準的居宅サービス等見込み量に、実績を考慮したサービス単価を乗じて総給付費を算出、その額に特定入所者介護サービス等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて、標準給付費見込額（Ａ）を算出する。また、各年度の保険給付費の３％以内で地域支援事業に要する費用の見込み額（Ｂ）を算出する。

② 第１号被保険者負担分相当額の算出

標準給付費見込額（Ａ）と地域支援事業にかかる費用の見込額（Ｂ）の合計額に、第１号被保険者負担割合２０％を乗じた金額が、第１号被保険者の負担分相当額（Ｄ）となる。

③ 所得段階別加入割合補正後被保険者数の設定

第１号被保険者の介護保険料は、所得段階によって基準額に対する負担割合が異なるため所得段階ごとの被保険者の見込み数に保険料基準額に対する負担割合を乗じて所得段階別加入割合補正後被保険者数（Ｃ）を算出する。この人数が保険料（基準額）を算出する際の対象人数となる。

④ 調整交付金見込額の算出

第１号被保険者負担割合（２０％）と、全国平均の調整交付金交付割合（５％）の合計（２５％）から、第１号被保険者負担割合に、後期高齢者加入割合補正係数と所得段階別加入割合補正係数を乗じて得た値を引いて調整交付金見込交付割合（Ｈ）を計算する。その割合を標準給付費見込額（Ａ）に乗じて、調整交付金見込額（Ｉ）を算出する。

⑤ 保険料収納必要額

第１号被保険者負担分相当額（Ｌ）と調整交付金相当額（Ｅ）の合計から調整交付金見込額（Ｉ），介護給付費準備基金取崩額（Ｌ）、介護従事者処遇改善臨時特例交付金（Ｍ）を差引、財政安定化基金拠出見込額（Ｊ）、財政安定化基金償還金（Ｋ）を加えて、保険料収納必要額（Ｎ）を算出する。

⑥ 保険料基準額

保険料収納必要額（Ｎ）を予定保険料収納率（Ｏ）で割戻し、この額を所得段階別加入割合補正後被保険者数（Ｃ）で割り、保険料基準額を算出する。

標準給付費見込額、地域支援事業費見込額、保険料基準額の算出、第４期計画期間の所得段階別保険料負担割合、保険料額は下記のとおりである。

※１．標準給付見込額

資料2
標準給付費見込額

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
介護･予防給付費総額	円	16,970,382,475	17,543,913,727	17,960,762,200	52,475,058,402
特定入所者介護サービス費等給付額	円	564,236,633	597,352,764	630,468,895	1,792,058,292
高額介護サービス費等給付額	円	496,554,357	592,410,629	707,774,363	1,796,739,349
算定対象審査支払手数料	円	18,332,100	18,799,725	19,267,350	56,399,175
件数	件	244,428	250,663	256,898	751,989
標準給付費見込額(A)	円	18,049,505,565	18,752,476,845	19,318,272,808	56,120,255,218

(注) 1. 介護･予防給付費については、高齢者数の増加による自然増分と介護報酬改定による増加分を反映している。
(注) 2. 久留米市第4期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画より記載している。

※２．地域支援事業費見込額

資料３
地域支援事業見込額

		平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	合計
地域支援事業費見込額（Ｂ）	円	410,525,000	487,075,000	578,970,000	1,476,570,000
標準給付費見込額に対する割合（Ｂ）／（Ａ）	%	2.28	2.60	3.00	2.63

※３．第４期保険料基準額の算出

資料４
第４期保険料の算出資料

			平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	合計
第１号被保険者数		人	64,555	65,092	65,430	195,077
	前期（６５～７４歳）	人	33,474	32,952	32,356	98,782
	後期（75歳～）	人	31,081	32,140	33,074	96,295
	所得段階別被保険者数	人	64,555	65,092	65,430	195,077
		第１段階	人	1,810	1,825	1,835	5,470
		第２段階	人	10,817	10,907	10,964	32,688
		第３段階	人	8,015	8,082	8,124	24,221
		第４段階（特例割合）	人	12,973	13,080	13,149	39,202
		第４段階	人	8,742	8,815	8,861	26,418
		第５段階	人	7,359	7,420	7,458	22,237
		第６段階	人	7,035	7,094	7,130	21,259
		第７段階	人	6,137	6,188	6,220	18,545
		第８段階	人	1,667	1,681	1,689	5,037
	所得段階別加入割合による補正後被保険者数（Ｃ）		人	61,715	62,229	62,250	186,494
標準給付費+地域支援事業費見込額（Ａ）+（Ｂ）			円	18,460,876,565	19,239,551,845	19,897,242,808	57,596,825,218
第１号被保険者負担分相当額相当額（Ｄ）＝（（Ａ）＋（Ｂ））×２０％			円	3,692,006,113	3,847,910,369	3,979,448,562	11,519,365,044
調整交付金相当額（Ｅ）＝（Ａ）×５％			円	902,475,278	937,623,842	965,913,641	2,806,012,761
調整交付金見込交付割合（Ｈ）＝（２０％＋５％）－（２０％）×（Ｆ）×（Ｇ））			%	5.78	5.78	5.78	
	後期高齢者加入割合補正係数（Ｆ）			0.9780	0.9780	0.9780	
	所得段階別加入割合補正係数（Ｇ）			0.9825	0.9825	0.9825	
調整交付金見込額（Ｉ）＝（Ａ）×（Ｈ）			円	1,043,261,000	1,083,893,000	1,116,596,000	3,243,750,000

財政安定化基金拠出金見込額（Ｊ）	円	0	0	0	0
財政安定化基金拠出率	%	0			
財政安定化基金償還金（Ｋ）	円	0	0	0	0
準備基金取崩額（Ｌ）	円				587,884,248
介護従事者処遇改善臨時特例交付金（Ｍ）	円				142,115,752
保険料収納必要額 （Ｎ）＝（Ｄ）+（Ｅ）-（Ｉ）+（Ｊ）+（Ｋ）-（Ｌ）-（Ｍ）	円				10,351,627,805

予定保険料収納率（Ｏ）	%	98	
保険料の基準額（年額）（Ｐ）＝（Ｎ）÷（０）÷（Ｃ）	円		56,640
	円	保険料の基準額（月額）（Ｑ）＝（Ｐ）÷１２	4,720

（注１）金額は、千円未満切り捨て表示しているため合計額は各区分の合計額と一致しない場合がある。

※４．第４期計画期間の所得段階別保険料負担割合及び保険料

資料５
第４期保険料負担割合

第４期計画期間			
対象者			負担割合
第１段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	×0.5
第２段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の人	×0.5
第３段階		第１段階、第２段階以外の人	×0.75
第４段階の特例割合	市民税世帯課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の人	×0.88
第４段階		市民税本人非課税で、第４段階特例割合以外の人	基準額
第５段階		市民税本人課税で、合計所得金額１２５万円未満の人	×1.13
第６段階		市民税本人課税で合計所得金額１２５万円以上２００万円未満の人	×1.25
第７段階		市民税本人課税で、合計所得金額２００万円以上５００万円未満の人	×1.5
第８段階		市民税本人課税で、合計所得金額５００万円以上の人	×1.75

（９）介護保険料減免

減免は、徴収猶予等によっても納付が困難であると認められるような場合の救済措置として、行政処分によって納付金額を減額・免除させるもので、条例により市長村長の権限において行うものである。

市においても、久留米市介護保険条例第１２条において下記に該当することとなった場合は、市長は、保険料を減免する規定を設けている。

・災害等より住宅等の財産に著しい損害を受けた場合
・世帯の生計を維持するものが死亡した等により被保険者の収入が著しく減少した場合

・第 1 号被保険者の世帯の生計を主として維持するものの収入が、失業等により著しく減少した場合
・その他特別の理由がある場合

（用語の説明）

介護給付費準備基金

介護保険の財源に不足が生じた場合に備えて、保険者が介護保険特別会計の剰余金を財源として積み立てている基金。

介護療養型医療施設

病状が安定期にある長期療養者で介護とともに医療も必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行う施設。

介護老人福祉施設

常時介護を必要とし、在宅生活が困難な要介護者に、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行う施設（老人福祉法上の特別養護老人ホーム）

介護老人保健施設

病状が安定している要介護者に、看護、医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行う施設。在宅への復帰を目指したリハビリテーションに重点を置いたサービスが行われる。

居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者等とサービスの種類、利用回数などを話し合い、利用者に合った居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、計画に基づくサービスが確保されるように事業者との連絡調整を行うこと。

財政安定化基金

見込みを上回る給付費の増大や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に資金交付や資金の貸し付けを行うため、都道府県が設置している基金。

主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）

介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導など一定の実務経験があり、所定の研修を受講した介護支援専門員。地域包括支援センターには、その担当する区域における介護保険の第 1 号被保険者に応じて主任介護支援専門員を配置する必要があり、地域における包括的・継続的ケアマネジメントの中核的な役割を担う。

主治医意見書

主治医意見書には、要介護認定の申請者の「身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等」について、①傷病に関する意見、②特別な医療、③心身の状態に関する意見、④生活機能とサービスに関する意見の所定項目に沿って記載される。また、所定項目以外の意見は⑤特記すべき事項に記載される。

予防給付

平成 18 年から導入された制度で、従来の要支援者が要支援 1 又は要支援 2 に、要介護 1 が要支援２又は要介護１に区分され、この中で要支援１，２の人が利用する。「生活機能の維持・向上を積極的に目指す」ため、筋力トレーニング、栄養改善指導、口腔（こうくう）機能向上などが盛り込まれている。

任意事業

地域支援事業のうち、介護保険事業の運営の安定化を図り、被保険者、要介護者、介護者に地域の実情に応じた支援を行う事業。介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他の事業がある。

認定調査

要介護認定の申請があったときに、市町村職員または市町村から委託を受けた指定居宅介護支援事業者などの介護支援専門員が、直接、面接して行う調査。

包括的支援事業

地域包括支援センターが中核拠点となって実施する事業。

訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、食事、入浴、排せつの介助や、炊事、掃除、洗濯といった家事など日常生活上の世話を行うサービス。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院、診療所などの看護師、保健士などが居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービス。

要介護者

要介護状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排せつ、食事など日常生活での基本的動作において、６ケ月にわたり継続して常時介護が必要と見込まれる状態）にあると認定された人。介護の必要度合に応じて、要介護１から要介護５までに区分されている。

要支援者

要支援状態（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等のため、入浴、排せつ、食事など日常生活での基本的動作において、６ケ月にわたり継続して日常生活を営むうえで支障があると見込まれる状態）にあると認定された人。支援の必要の度合いに応じて、要支援１、要支援２に区分される。

Ⅱ　監査手続

１．介護保険料の検討

イ　第４期の保険料算出過程の計算が正しいか検算した。

ロ　被保険者への介護保険料納付通知書を各所得段階ごとに３件（合計２７件）抽出し、保険料基準額表の月額保険料と照合した。

ハ　納付通知書介護保険料と久留米市介護保険条例を照合した。

２．介護保険料減免の検討

減免に関する関連資料（減免伺)、減免申請書、減免調査書を閲覧し所定の手続に基づいて減免が実施されているか検討した。

３．現地調査

・介護保険の実態把握のため下記要領で、介護施設等の現地調査を実施した。

1　現地調査の目的

介護施設の実態把握

2　現地調査の実施日及び時間

平成２２年１１月２６日９：００～１５：００

3　実施方法

視察及び責任者への質問

4　実施者

公認会計士　木下文雄

5　同行者

久留米市役所

健康福祉部介護保険課　　職員２名

6　現地調査の実施先

特別養護老人ホーム	共生の里　津福
老人保健施設	聖母の家
特別医療法人	楠病院
北野総合支所	保健福祉課

４．情報セキュリティ対策の検討

介護保険については、個人情報が多く含まれており個人情報のセキュリティ対策が重要となってきている。

平成２１年度の久留米市包括外部監査において、久留米市の情報セキュリティの監査を実施し下記の問題点を指摘している。

①（情報システム室内の機器の耐震、防火、防水対策）

サーバー室は総務部情報政策課と健康福祉部長寿介護課に設けられているが、長寿介護課のサーバーはラックに収納されておりワイヤーで固定するなどの処置が講じられていない。

地震等の災害に備えて十分な対策をする必要がある。

②（情報セキュリティ研修・訓練の実施）

「情報セキュリティ研修実績」によれば平成１５年７月、平成１８年４月、平２１年１月にセキュリティ管理者及びシステム管理者（課長級）に対して実施されている。

情報セキュリティを運用する際、多くの部分は組織の責任者及び利用者の判断に依存している。すべての職員等を対象に実施する必要がある。また、情報セキュリティに関する環境の変化は激しいことから毎年研修を実施することが望ましい。

③（ＩＣカードの管理）

久留米市ではＬＧＷＡＮ（総合行政ネットワーク）用にＩＣカードを職員に配布し使用しているが管理台帳が作成されていない。

ＩＣカードの不正使用等を防止するために、管理台帳を作成し厳格に管理すべきである。

④（外部委託業者との契約）

平成１８年９月に「地方公共団体における情報セキリティポリシーに関するガイドライン」の見直しが行われ、地方公共団体のセキュリティ対策の水準を強化するために外部委託事業者と交わす契約書に以下の項目を明記することが付け加えられた。

・委託元（市）による監査検査

外部委託事業者が実施する情報システムの運用等の状況を確認するため、当該委託事業者に監査、検査を行う規程を明確に規定しておくことが必要である。

・委託元(市)による事故等の公表

委託業務に関し、情報セキュリティに関する事件・事故等が発生した場合、市民に対して適切な責任を果たすため、当該事故等の公表を必要に応じて行うことについて、外部委託業者と確認しておくことが必要である。

「久留米市情報セキュリティ規則」の改正を検討するとともに、既契約のものについては「覚書」を交わす等の措置を検討する必要がある。

⑤（自己点検結果の報告）

自己点検は調査対象１３３システムについてチェックシート方式で各部局に対して平成１９年４月２日～４月２７日に実施されており１回目として結果が報告されている。その後に回収されたチェックシートを含め平成２０年２月１日～２月１５日に改めて集計された２回目の報告が行われている。回答率は１回目の６８．６％から８５％と向上しているが、回答結果は組織及び体制、情報資産の分類及び管理に関する「人的セキュリティ」の遵守状況は全体で６３．６％と低い結果になっている。

情報政策課の報告書で述べられているとおり、情報セキュリティの基本的な体制作りの段階であり、まだまだ対策が進んでいないものと思われる。情報セキュリティ対策を実効あるものとするためにはすべてのチェックシートを回収する必要があり、各部局の自己点検結果に基づく具体的な政策を報告するとともに、改善の状況をフォローすることによって情報セキュリティポリシーの見直し、更新に結び付けることが必要である。

現状では毎年自己点検を行い、セキュリティ意識の向上を図る必要があるものと思われる。また、「情報セキュリティ監査」についても実施を検討すべきである。

上記指摘事項について総務部情報政策課にヒアリング及び必要に応じて関連証憑を入手し改善状況を確認した。

Ⅲ　問題点等

１．介護保険料の検討

イ　保険料算出過程に問題は、認められなかった。

ロ　サンプル抽出した範囲では、全件保険料は、月額保険料と一致している。

（入手した資料）

・久留米市第４期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

・久留米市介護保険条例

２．介護保険料減免の検討

特段の指摘事項は、認められなかった。

（入手した資料）

・久留米市介護保険条例
・久留米市介護保険料減免取扱要綱
・介護保険料の減免について（伺）
・介護保険料減免申請書
・同意書
・介護保険料減免調査書
・介護保険料減免承認通知書
・介護保険料減免不承認通知書

３．現地調査

特段の指摘事項は認められなかった。

（入手した資料）

・共生の里津福施設案内
・北野総合支所組織及び職員一覧表

４．情報セキュリティ対策の検討

ヒアリング等の結果は下記の通りとなっている。

指摘事項①平成２２年３月に改善済
指摘事項②全職員に研修がいきわたるように、課長職（初年度１年目）課長補佐級（２年目）主査級（３年目）に実施するように改善。
指摘事項③平成２２年２月に台帳作成済
指摘事項④セキュリティ規則の改正済、平成２３年４月１日施行予定。
指摘事項⑤セキュリティ自己チェックシートで今年度も実施し、遵守状況に応じて個別指導等の対応を行う予定

上記改善状況について以下の改善を要するものと判断する。

イ．②の研修に関し改善策では、セキュリティ研修は、上記の通り３年間で全職員の研修を行うようになっているが、原則年間で全職員の研修を行うべきである。また、一般職員及び臨時職員も研修対象に加えるべきである。

改善後の研修計画
全職員に研修がいきわたるように、課長職（初年度１年目）課長補佐級（２年目）主査級（３年目）に実施するように改善。

ロ．⑤に関し過年度の回収状況が低いため、庁舎内での回答状況の公表を検討すべきである。

（入手した資料）

・平成 21 年度包括外部監査結果報告に係る対応に関する調書
・個人情報の保護と情報セキュリティに関する職員研修の実施について（２２総第６１０号）
・久留米市セキュリティ規則新旧対照表
・情報セキュリティチェックの実施について（依頼）

第６　農業集落排水事業特別会計

Ⅰ　概要

１．農業集落排水事業の概要

（１）農業集落排水事業の現況

農業集落排水事業は、農業集落に下水道を整備することにより、農業排水路の水質保全や農村生活環境の改善を図り、農業集落におけるし尿、生活排水等の汚水を処理する施設の整備を行い、生産性の高い農業の実現と活力のある農村の形成に資することを目的としている。

久留米市では、旧田主丸町の三明寺・善院地区と柴刈地区、及び旧北野町の赤司地区と南部地区の計４地区１３８ｈａにおいて整備が完了し供用が開始されている。また、旧田主丸町の富本、隈、西郷地区において、新たに農業集落排水事業を行うこととされており、平成２２年度は、平成２３年度からの工事着手に必要となる基本設計・実施設計業務（処理施設及び管渠施設）を行うこととされている。また、処理施設建設予定地の用地取得を行うことになっている。

①施設の整備状況

施設の整備状況は、次のとおりである。

◍ 供用開始状況

供用開始地区名		事業期間	供用開始日	処理場名
田主丸	三明寺- 善院地区	H5- H9	H10 年 3 月 30 日	冷水浄化ｾﾝﾀｰ
	柴刈地区	H11- H15	H16 年 3 月 30 日	柴刈浄化ｾﾝﾀｰ
北野	赤司地区	H6- H10	H10 年 5 月 1 日	赤司浄化ｾﾝﾀｰ
	南部地区	H9- H11	H12 年 3 月 29 日	南部浄化ｾﾝﾀｰ

◍ 施設概要

処理場名	冷水浄化ｾﾝﾀｰ 三明寺- 善院地区	柴刈浄化ｾﾝﾀｰ 柴刈地区	赤司浄化ｾﾝﾀｰ 赤司地区	南部浄化ｾﾝﾀｰ 南部地区
所在地	田主丸町 地徳 1335 番地 1	田主丸町 菅原 1013 番地 3	北野町 稲数 995 番地	北野町 大城 980 番地 1
処理区域	31.7ha	59.5ha	25.3ha	21.5ha
処理人口	1,490 人	3,360 人	1,410 人	1,280 人
処理能力	403 ㎥/日	1,109 ㎥/日	381 ㎥/日	346 ㎥/日
敷地面積	1,599 ㎡	5,005 ㎡	1,839 ㎡	2,186 ㎡
処理方法	JARUS- XI96 型 (回分式活性汚泥方式)	JARUS- XIV96 型 (連続流入間欠曝気方式)	JARUS- Ⅲ96 型 (流量調整槽前置嫌気性ろ床併用接触曝気方式)	JARUS- Ⅲ96 型 (流量調整槽前置嫌気性ろ床併用接触曝気方式)

②水洗化の状況

平成２１年度における水洗化を実施している世帯戸数の状況は次のとおりである。

提示資料より

地区			平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
三明寺-善院地区	水洗化可能戸数	a	247戸	247戸	247戸	248戸	248戸
	水洗化実施戸数	b	215戸	218戸	222戸	223戸	223戸
	水洗化率	b/a	87.0%	88.3%	89.9%	89.9%	89.9%
柴刈地区	水洗化可能戸数	a	702戸	702戸	702戸	704戸	705戸
	水洗化実施戸数	b	415戸	459戸	495戸	506戸	535戸
	水洗化率	b/a	59.1%	65.4%	70.5%	71.9%	75.9%
赤司地区	水洗化可能戸数	a	280戸	282戸	282戸	287戸	284戸
	水洗化実施戸数	b	263戸	265戸	265戸	270戸	270戸
	水洗化率	b/a	93.9%	94.0%	94.0%	94.1%	95.1%
南部地区	水洗化可能戸数	a	235戸	237戸	237戸	239戸	238戸
	水洗化実施戸数	b	193戸	196戸	197戸	202戸	207戸
	水洗化率	b/a	82.1%	82.7%	83.1%	84.5%	87.0%

（２）受益者分担金及び使用料

①受益者分担金

受益者分担金は地方自治法を根拠として、その事業の受益者に対して一定の負担をしてもらうものであり、分担金の内容は次のとおりである。

- 一般家庭　　1世帯又は建築物1戸につき１５０，０００円
- 事務所等の建築物

区　　分		金 額
人　　員	10人以下	150,000円
	11人以上	150,000円に10人を超える人員 1人につき5,000円を加算
使用水量	30㎥以下	150,000円
(1月当たり)	31㎥以上	150,000円に30㎥を超える水量 1㎥当たり3,500円を加算

※分担金の支払いは、3年分割の年4回払いである。

②施設使用料

施設の使用料は、次のとおりである。

● 三明寺―善院地区、柴刈地区

区 分	基 本 額		加 算 額
一般家庭	1,200 円		4 人までは 1 人当たり 800 円 5 人目からは 1 人当たり 400 円
事業所等	2,000 円		1 ㎥当たり 120 円
集会所等	50 戸以下	500 円	
	51 戸以上 100 戸以下	1,000 円	
	101 戸以上 150 戸以下	1,500 円	
	151 戸以上	2,000 円	
消防団施設	500 円		
公衆便所等	500 円 (1 便器につき)		

● 赤司地区、南部地区

	区 分	世帯割額 (1 月につき)	世帯人員割額 (1 人当たり、1 月につき)
一般家庭	し尿･雑排水	1,500 円	600 円
	雑排水のみ	800 円	300 円

	区 分	使用料金
一般家庭以外	基本使用料	2,000 円
	超過料金 1 ㎥当たり	120 円

	区 分	集会所等	消防団施設	公衆便所
集会所 消防団施設 公衆便所	50 戸以下	1,000 円	500 円	便器 1 につき 2,000 円
	51 戸以上 100 戸以下	1,500 円		
	101 戸以上 150 戸以下	2,000 円		
	151 戸以上 200 戸以下	2,500 円		
	201 戸以上 250 戸以下	3,000 円		
	251 戸以上 300 戸以下	3,500 円		
	301 戸以上	4,000 円		

（注）１．使用料は上記表より算出した額に１００分の５を乗じて得た額の合計額である。
２．使用料は年６回払いである。

（３）使用料単価と汚水処理原価

ア．全体の使用料単価と汚水処理原価について

①使用料単価（円／㎥）

使用料単価は、全体の使用料収入を有収水量で割った１㎥当たりの使用料であり、使用料の水準を示すものである。

②汚水処理原価（円／㎥）

有収水量１㎥当たりの汚水処理費であり、汚水処理費は、維持管理費と資本費とに分けられる。

維持管理費は、下水道施設の維持管理費に要する経費であり、人件費、動力費、修繕費、保守点検費、清掃費などである。

資本費は、地方公営企業法適用企業では、減価償却費、支払利息及び地方債取扱諸費の合計額であり、地方公営企業法非適用企業にあっては、地方債元利償還額及び地方債取扱諸費の合計額である。

③久留米市の使用料単価および汚水処理原価について

有収水量１㎥当たりの使用料単価、汚水処理費の年度別推移は、次のとおりである。

提示資料などより

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	指標 ※
使用料単価 (円/㎥)	124	130	129	141
汚水処理原価 (円/㎥)	291	297	291	315
維持管理費 (円/㎥)	183	160	148	185
資本費 (円/㎥)	108	137	143	129

(注) 指標の算式は次のとおりである。

・維持管理費 = 総務管理費+施設管理費

・資本費 = 利子+地方債償還金

・使用料単価 = 使用料収入÷年間有収水量

・汚水処理原価 = (維持管理費+資本費) ÷年間有収水量

・汚水処理原価 (維持管理費) =維持管理費 ÷年間有収水量

・汚水処理原価 (資本費) =資本費 ÷年間有収水量

※指標 ： 平成20年度地方公営企業年鑑の指標(全国の事業体の平均値)(総務省作成)―以下「指標」とする。

使用料単価は、平成２０年度が１３０円、平成２１年度が１２９円とほぼ横ばいの状況である。これは年間の使用料収入及び年間有収水量がほとんど変わらないためと思われる。原価を回収するためには原価を上回る使用料単価の設定が望ましいが、総務省の資料の指標（全国平均）１４１円を下回っている。

汚水処理原価は、平成２０年度が２９７円、平成２１年度が２９１円で、前年度比２．０％の低下となっており、指標の３１５円より７．６％低くなっている。

汚水処理原価（維持管理費）は、施設管理費が前年度より減少していることから、毎年度低下し、平成２１年度は１４８円であり、指標の１８５円よりもかなり低く、管理可能コスト抑制の効果が表れているとみられる。

汚水処理原価（資本費）は、地方債の元利償還額が大きいため、平成２１年度で１４３円であり、指標の１２９円よりも高くなっている。これは、既に発行した地方債に基づく固定的な支出が大きく、抑制がむずかしいことを表している。

イ．１人当たりの使用料および維持管理費について

使用料が世帯割額（基本額）に世帯人員割額を加算する方式で算定されるため、単純化して、１人当たりの額でみると、次のようになる。

①１人当たりの使用料の推移

直近３カ年の１人当たりの使用料の推移は、次のようになる。

項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
使用料収入 (千円)	55,194	59,813	58,981
水洗化実施人口 (人)	4,104	4,056	4,095
１人当たりの使用料 (円)	13,448	14,746	14,403
１人当たりの使用料月額 (円)	1,120	1,228	1,200

(注) 水洗化実施人口 :水洗化実施世帯の人口である（ 回答資料より）。以下同じである。

②１人当たりの維持管理費の推移

直近３カ年の１人当たりの維持管理費の推移は、次のようになる。

項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
維持管理費 (千円)	81,439	73,123	67,412
水洗化実施人口 (人)	4,104	4,056	4,095
１人当たりの維持管理費 (円)	19,843	18,028	16,462
１人当たりの維持管理費月額 (円)	1,653	1,502	1,371

③１人当たりの使用料と１人当たりの維持管理費の比較

直近３カ年の１人当たりの使用料と１人当たりの維持管理費の推移は、次のようになる。

項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
１人当たりの使用料月額 (円)	1,120	1,228	1,200
１人当たりの維持管理費月額 (円)	1,653	1,502	1,371
差引収支	△ 533	△ 274	△ 171

１人当たりの収支は、各年度赤字であるが、１人当たりの維持管理費の減少により、赤字幅は小さくなっている。

ウ．各浄化センター別の１人当たりの収支

田主丸地区、北野地区それぞれ使用料の基本額や加算額が異なり、処理方法も異なるため、単純には比較はできないが、各浄化センター別に便宜的に１人当たりの収支を算定すると、次のようになる。１人当たりに関する金額は年額である。

提示資料より作成　　(単位:円)

項目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
冷水浄化ｾﾝﾀｰ			
使用料収入 (千円)	12,212	11,810	11,124
前年比増減割合 (%)		96.7	94.1

1人当たりの使用料 (円)	15,226	14,874	14,081
1人当たりの維持管理費 (円)	32,054	21,225	19,831
1人当たりの収支 (円)	△ 16,828	△ 6,351	△ 5,750
柴刈浄化ｾﾝﾀｰ			
使用料収入 (千円)	22,806	23,670	23,729
前年比増減割合 (%)		103.7	100.2
1人当たりの使用料 (円)	13,730	14,139	13,820
1人当たりの維持管理費 (円)	12,164	15,735	13,305
1人当たりの収支 (円)	1,566	△ 1,596	515
赤司浄化ｾﾝﾀｰ			
使用料収入 (千円)	11,908	11,786	11,848
前年比増減割合 (%)		98.9	100.5
1人当たりの使用料 (円)	12,175	12,618	12,920
1人当たりの維持管理費 (円)	16,307	15,392	15,056
1人当たりの収支 (円)	△ 4,132	△ 2,774	△ 2,136
南部浄化ｾﾝﾀｰ			
使用料収入 (千円)	8,295	12,505	12,211
前年比増減割合 (%)		150.7	97.6
1人当たりの使用料 (円)	12,511	19,120	18,198
1人当たりの維持管理費 (円)	29,527	23,778	22,491
1人当たりの収支 (円)	△ 17,016	△ 4,658	△ 4,293
農業排水事業全体			
使用料収入 (千円)	55,194	59,813	58,981
前年比増減割合 (%)		108.3	98.6
1人当たりの使用料 (円)	13,448	14,746	14,403
1人当たりの維持管理費 (円)	19,843	18,028	16,462
1人当たりの収支 (円)	△ 6,395	△ 3,282	△ 2,059

(注) 各浄化ｾﾝﾀｰの維持管理費は、各ｾﾝﾀｰの施設管理費 (回答額) に総務管理費の配賦額 (総務管理費に施設管理費合計額に対する各ｾﾝﾀｰごとの施設管理費の割合を乗じた額) を加えた額である。

① １人当たりの年間の各浄化センター別の収支及び農業集落排水事業全体の収支は、上の表のとおりである。

浄化センター別の１人当たりの収支の状況をみると、柴刈浄化センターがわずかの黒字であるが、他の浄化センターはすべて赤字となっており、全体的には前年比９８．６％でわずかながら低下している。南部浄化センターの平成１９年度の使用料収入が低いのは、高額の収入未済額が発生しているためと考えられる。

② 各浄化センター地区別の１人当たりの使用料が異なっているが、この理由として、使用料の収納状況、家庭の人数の相異、家庭以外の利用者の構成及びその数などが考えられる。

（４）経費回収率

経費回収率は、汚水処理に要した費用が使用料でどの程度回収できているかを示す指標である。

下水道の経営は、汚水処理費（維持管理費＋資本費）全てを使用料によって賄うことが原則である。

しかし、使用開始後間もない場合、有収水量が少なく、汚水処理費の多くを賄えない状況が生じる。このような事業体では、汚水処理費全てを使用料の対象経費とすると、使用料が高額となるため、当分の間使用料の対象となる資本費の範囲を限定している場合がある。しかし、汚水処理費については、一般会計等が負担すべき経費を除き、維持管理費、資本費のすべてを使用料の対象となる経費とすべきことが原則であり、少なくとも維持管理費は使用料により回収すべきである。

久留米市の経費回収率、経費回収率（維持管理費）は次のとおりである。

年度		平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	指標
経費回収率	%	30.7	40.7	41.7	45.0
経費回収率 (維持管理費)	%	67.7	81.7	87.4	76.5

(注) 指標の算式は次のとおりである。

・ 経費回収率 = 使用料収入÷汚水処理費×100

・ 経費回収率 (維持管理費) = 使用料収入÷汚水処理費 (維持管理費)×100

・ 汚水処理費 (維持管理費) = 汚水に係る維持管理費

・ 汚水処理費=汚水に係る維持管理費+汚水に係る地方債利息及び地方債償還金

経費回収率は、使用料収入で維持管理費及び資本費（その年度の地方債の元利支払額）をどの程度回収しているかを表す指標であり、１００％であれば全額回収されていることを表すが、平成２１年度でも４１．７％であり、指標の４５・０％を下回っている。

使用料収入で維持管理費をどの程度回収しているかを表す経費回収率（維持管理費）は、平成１９年度の６７．７％から上昇し、平成２１年度で８７．４％となっており、指標の７６．５％をかなり上回っている。

経費回収率（維持管理費）の上昇は、水洗化率の上昇により使用料収入が増加している上に、施設管理費の減少、特に修繕費、委託料が減少していることによると考えられる。

（５）水洗化率

ア．水洗化率の現況

水洗化率とは、処理区域内人口のうち実際に水洗便所を設置している人口の割合であり、水洗化率を向上させることにより、使用料収入の増加が見込まれるものである。

下水道事業は、一般に末端管渠が整備されてから水洗化されるまで相当程度の期間を要する。

したがって末端管渠整備後間もない区域の多い場合、低い水洗化率となる場合が多いが、供用開始後の年数経過に伴い上昇していく傾向にある。

久留米市の農業集落排水施設の設置区域及び水洗化率は次のとおりである。次の水洗化率は、人口でなく、水洗化実施戸数により算定している。

提示資料より作成

地　区	供用開始年月	項目		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
田主丸町								
三明寺- 善院地区	H10/3	水洗化可能戸数	a	247　戸	247　戸	247　戸	248　戸	248　戸
		水洗化実施戸数	b	215　戸	218　戸	222　戸	223　戸	223　戸
		水洗化率　%	b/a	87.0	88.3	89.9	89.9	89.9
		未水洗化戸数	a- b	32　戸	29　戸	25　戸	25　戸	25　戸
柴刈地区	H16/3	水洗化可能戸数	a	702　戸	702　戸	702　戸	704　戸	705　戸
		水洗化実施戸数	b	415　戸	459　戸	495　戸	506　戸	535　戸
		水洗化率　%	b/a	59.1	65.4	70.5	71.9	75.9
		未水洗化戸数	a- b	287　戸	243　戸	207　戸	198　戸	170　戸
北野町								
赤司地区	H10/5	水洗化可能戸数	a	280　戸	282　戸	282　戸	287　戸	284　戸
		水洗化実施戸数	b	263　戸	265　戸	265　戸	270　戸	270　戸
		水洗化率　%	b/a	93.9	94.0	94.0	94.1	95.1
		未水洗化戸数	a- b	17　戸	17　戸	17　戸	17　戸	14　戸
南部地区	H12/3	水洗化可能戸数	a	235　戸	237　戸	237　戸	239　戸	238　戸
		水洗化実施戸数	b	193　戸	196　戸	197　戸	202　戸	207　戸
		水洗化率　%	b/a	82.1	82.7	83.1	84.5	87.0
		未水洗化戸数	a- b	42　戸	41　戸	40　戸	37　戸	31　戸
合計		水洗化可能戸数	a	1,464　戸	1,468　戸	1,468　戸	1,478　戸	1,475　戸
		水洗化実施戸数	b	1,086　戸	1,138　戸	1,179　戸	1,201　戸	1,235　戸
		水洗化率　%	b/a	74.1	77.5	80.3	81.2	83.7
		未水洗化戸数	a- b	378　戸	330　戸	289　戸	277　戸	240　戸

水洗化実施戸数の前年比増減		52　戸	41　戸	22　戸	34　戸

総務省作成の資料からの水洗化率　※				80.1　%	

(注) ※ : 平成 20 年度地方公営企業年鑑 (総務省作成) より

柴刈地区は、供用開始年月が平成１６年３月で他の地区よりも４年～６年程度遅くなっているため、水洗化率は低く、三明寺―善院地区は、供用開始時期がほぼ同じ時期である赤司地区に比して低い水洗化率となっている。

久留米市の農業集落排水事業の水洗化率は、平成２０年度が８１．２％、平成２１年度で８３．７％であり、平成２０年度の地方公営企業年鑑記載の水洗化率８０．１％より１％～３％程度上回る水洗化率となっている。

イ．各浄化センターの処理施設の処理人口と水洗化可能戸数に係る人口との関係

各浄化センターの処理施設の処理人口と水洗化可能人口、水洗化実施人口などは、次のとおりである。

平成２１年度　　提示資料・回答資料より

浄化ｾﾝﾀｰ名	設備の処理人口 ①(人)	水洗化可能人口 ②(人)	水洗化実施人口 ③(人)	水洗化可能戸数 ④(戸)	水洗化実施戸数 ⑤(戸)	割合 ②/①(%)	浄化ｾﾝﾀｰの取得価額 (百万円)
冷水浄化ｾﾝﾀｰ	1,490	878	790	248	223	58.9	1,105
柴刈浄化ｾﾝﾀｰ	3,360	2,262	1,717	705	535	67.3	1,900
赤司浄化ｾﾝﾀｰ	1,410	964	917	284	270	68.4	1,224
南部浄化ｾﾝﾀｰ	1,280	771	671	238	207	60.2	1,141
計	7,540	4,875	4,095	1,475	1,235	64.7	5,370

(注)　水洗化可能人口　次の方法による概算値である。

②＝(③÷⑤)×④

（６）一般会計繰入金

ア．一般会計繰入金の状況

一般会計からの繰入金については、使用料とともに下水道事業の大きな財源となっている。

一般会計が負担すべき雨水処理に係る経費等については、適切に繰入れていくことができるが、これ以外の経費等については、下水道事業が適切な使用料・分担金設定により自ら負担していくべきものであり、その他の繰入金として繰入れる場合には、一般会計の財政運営に支障が生じることのないよう留意すべきことになる。

その他の繰入金については、地方財政法第６条等により議会の議決が必要とされている。

久留米市の一般会計繰入金の金額及び収入合計に占める割合は次のとおりである。

農業集落排水事業　　決算書より　　（単位:千円）

項　目		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収入合計	①	199,720	202,978	205,884	198,774
一般会計繰入金	②	109,000	122,000	123,000	113,000
繰入率　％	②/①	54.6	60.1	59.7	56.8

下水道事業

項　目		平成21年度
収入合計	①	13,881,430
一般会計繰入金	②	1,227,000
繰入率　％	②/①	8.8

農業集落排水事業における収入合計に占める一般会計繰入金の割合は、６０％台と著しく高水準となっているが、他の自治体では４０％前後（「下水道経営ハンドブック（平成２２年版）」-ぎょうせい-記載の資料より算定）である。また、久留米市の下水道事業の繰入率は８．８％となっている。

下水道事業の繰入率に比し農業集落排水事業の繰入率が著しく高いのは、その特性からである。対象地域が都市周辺部の人口密度の低い地域での設置で効率が悪い上、基礎的な生活インフラ確保のため投資効率が悪い地域でも整備が必要なためである。

イ．一般会計繰出基準

①独立採算制について

下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされており、その事業の収入によりその経費を賄い、継続的に事業を行っていく独立採算制が基本である。下水道の経営は、一般会計との間の経費区分を適切に行いながら、独立採算制のもとで行われなければならないとされている。

②経費負担区分について

下水道事業に係る経費の負担区分については、雨水処理については公費が、汚水の排水処理については、利用者が負担するものとする雨水公費・汚水私費の考えが原則となっている。

③一般会計繰出基準について

下水道事業に係る繰出基準については、総務省では地方自治体が特別会計に対して一般会計から繰入れる基準を設けている。これによると、繰出しの基準は、雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とされている。

従来は、この考えにより、雨水処理に要する経費と汚水処理に要する経費を一定比率（例えば、資本費は雨水７対汚水３の割合、維持管理費については雨水３対汚水７の割合）を用いて繰入を行ってきている。

平成１８年の総務省の通知により、分流式下水道についての繰出基準として、資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額を繰入れるものとされている。

その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものとは、適正な使用料を徴収してもなお回収することが困難であるものとされている。

財政措置としては、従前の地方財政計画においては、建設改良に要する経費のうち、雨水分を公費負担（地財計上額は元利償還額の７割を計上）とし、維持管理費に要する経費のうち、雨水分を公費負担（地財計上額は維持管理費の１５％を計上）とされていた。

平成１８年度以降の下水道事業に対する地方財政措置の変更により、建設改良費に関して雨

水分については、分流式下水道に対する公費負担が元利償還金の１割とされた。そして、新たにその一部を汚水公費分として地方財政措置の対象とすることになり、狭義の公共下水道以外の事業（農業集落排水事業等）については全て元利償還金の６割措置の扱いとされている。

これにより、狭義の公共下水道以外の事業については全て７割であり、これまでの公費負担割合と変更ないものとなっている。

④一般会計繰入金について

一般会計繰入金は、次のとおりである。

回答資料より作成　　(単位:千円)

項　目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
一般会計繰入金	109,000	122,000	123,000	113,000
内訳				
基準内繰入金	55,726	49,801	51,316	48,265
基準外繰入金	53,274	72,199	71,684	64,735
内訳				
収益的収入	41,971	57,064	50,562	49,645
資本的収入	67,029	64,936	72,438	63,355

(注) 基準内繰入金の算定方法　　基準内繰入額　＝　(A- B)×0.7×0.6+B

公債費 (元利償還金)　　A

臨時財政特例債元金･利子　　B

分流繰入率　　0.7

交付税措置率　　0.6

基準内繰入金は、総務省の繰出に係る通知に準拠して計上されている額であり、この金額を超える額が基準外繰入金である。

平成１８年の新たな繰出基準では、繰出額は、適正な使用料を徴収してもなお困難な金額とされているが、久留米市では明確な繰出しに関する基準が作成されていない。

一般会計繰入金の算定は、決算処理期間中において、資本費に充てる資本的収入区分の一般会計繰入金を算定の上、収益的収入区分の一般会計繰入金を算定するという方法である。

⑤地方債元利償還金控除後の収支等

地方債元利償還金控除後の収支等の推移は、次のとおりである。

決算書より作成　(単位:千円)

項目			平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
元利償還額控除前収支	①		18,544	△ 2,563	9,762	17,058
前年度繰越金	②		31,655	24,886	21,549	26,159
繰越金収入前収支	③	①-②	△ 13,111	△ 27,449	△ 11,787	△ 9,101
元利償還額	④		102,658	97,888	106,602	105,196
元利償還額控除後収支	⑤	③-④	△ 115,769	△ 125,337	△ 118,389	△ 114,297
一般会計繰入金	⑥		109,000	122,000	123,000	113,000
一般会計繰入金計上後収支	⑦	⑤+⑥	△ 6,769	△ 3,337	4,610	△ 1,297
繰越金収入後の年度収支	⑧	⑦+②	24,886	21,549	26,159	24,862

⑥地方債残高と使用料収入の推移

地方債残高と使用料収入の推移は、次のとおりである。

(単位:千円)

項目		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
地方債残高	㋐	1,768,848	1,705,168	1,631,392	1,557,591
前年度比増減		-	△ 63,680	△ 73,776	△ 73,801
使用料収入	㋑	52,482	55,194	59,813	58,981
割合	㋐/㋑	33	30	27	26

平成１６年度以後、地方債の発行はないため、地方債残高は毎年度減少し、平成２１年度で１５億５千万円となっており、使用料収入の２６倍である。

⑦地方債元利償還金の償還財源について

平成１８年度以降の下水道事業に対する地方財政措置の変更により、分流式下水道に対する公費負担につき、元利償還金の１割を雨水分、６割を汚水公費として７割の公費負担措置がなされることとなっている。

この措置を考慮し、元利償還金の７割を一般会計繰入金で負担することになると考えられる。残りの３割相当額の元利償還金は、使用者が負担すべき使用料対象資本費として使用料より賄われるべきとの考えになるものと思われる。

平成１９年度から平成２１年度までの期間では、元利償還金は一般会計繰入金で全て賄われているが、この４年間における一般会計繰入金に占める資本的収入の割合、収益的収入の割合の平均はそれぞれ６５％、３５％となっており、元金の償還額に繰入額の６５％を、利息等の支払に繰入額の３５％を充てていることになる。

（７）経費支出

ア．農業集落排水施設管理費（営業費用）

営業費用は、総務管理費と施設管理費に分かれており、年度別の推移は次のとおりである。

決算書より　　(単位:円)

目　　節	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
総務管理費	21,391	23,695	21,911	22,939
給料	8,784	8,786	8,236	8,715
職員手当等	5,158	5,062	5,260	5,440
共済費	2,877	2,761	2,683	2,776
賃金	1,358	1,312	1,435	1,446
委託料	1,355	1,840	1,324	1,324
公課費	100	2,442	1,669	1,995
上記以外	1,759	1,492	1,304	1,243
施設管理費	50,784	57,744	51,211	44,473
需用費	20,983	19,929	16,627	12,664
役務費	13,341	14,159	14,700	15,443
委託料	16,449	23,643	19,872	16,345
上記以外	11	13	12	21

上記のうち需要費、役務費の主なものは、次のとおりである。

決算書より　　(単位:円)

需用費				
修繕費	7,647	6,743	4,753	938
光熱水費	13,100	12,994	11,736	11,597
役務費				
手数料	12,153	13,093	13,566	14,314

需要費が前年度比減少しているのは、修繕費の減少が主な理由であり、役務費の増加は手数料が増加しているためである。

イ．役務費の中の手数料および委託料の内容

役務費の中の手数料および委託料が施設管理費の中で主要な割合を占めている。手数料は清掃及び汚泥引抜処理業務、委託料は保守点検業務に対する支出額である。

田主丸地区では法人 A 社が、北野地区では法人 B 社が両業務とも行っている。契約は、地方自治法施行令１６７条の２第１項第２号を適用した随意契約となっている。

汚泥引抜業務の手数料、保守点検業務の委託料は、平成２１年度は３０，６５９千円で、使用料収入に占める割合は５１．９％とかなり高いものとなっている。田主丸地区と北野地区では、保守点検・清掃の業務委託設計書の形式やその個々の業務の内容に係る数量、単価等が異なっている。たとえば、業務委託設計書の中の中継ポンプの保守点検・清掃業務については次のように異なっている。

業務委託設計書より　　(単位:円)

業務内容	北野　南部地区			田主丸　三明寺- 善院地区		
中継ポンプ維持管理費	数量	単価	金額	数量	単価	金額
保守点検業務	年 24 回　5 箇所	2,500	300,000	年 6 回　5 箇所	4,000	120,000
清掃業務	年 4 回　5 箇所	20,000	400,000	年 1 回　5 箇所	16,800	84,000
緊急対策費･諸経費						94,800
	計		700,000			298,800

ウ.「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」との関連について

田主丸地区、北野地区での随意契約理由の中で、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下「合特法」という。）の趣旨を踏まえた上での契約である旨の記載がある。

合特法の趣旨は、下水道の整備が進むと、し尿処理業者、浄化槽清掃業者は必然的に業務の縮小や廃止という影響を受けることになる。市町村は、し尿処理に関する行政責任を負う者の責務として、し尿処理業者が受ける著しい影響を緩和し、その業務の安定を保持し、廃棄物の適正な処理に資するためにし尿業者に資金上の措置を講じることになった。このために合特法が定められたものであるとされている。

資金上の措置として代替業務の提供を行おうとする場合、し尿処理業者が受ける著しい影響の有無の把握が必要となる。著しい影響とは、代替業務を委託しなければ、そのし尿処理業者の業務の安定が保持できず、廃棄物の適正な処理ができない恐れがある場合であるとされている。

合特法によると、資金上の措置を講じる場合、合理化事業計画を策定し、都道府県知事の承認を受け、これを実施することが求められている（３条１項)。

（８）収納状況

ア．使用料の収納状況

農業集落排水施設使用料の年度別収納状況は、次のとおりである。

･現年分　　決算資料より　　(単位:円)

地区	決算年度	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率　%
		①	②	③	④:①- ②- ③	②/①
北野地区	平成 18 年度	20,424	19,898	0	526	97.4
	平成 19 年度	23,342	19,723	0	2,619	88.2
	平成 20 年度	24,895	23,993	0	902	96.3
	平成 21 年度	25,223	23,646	0	1,577	93.7
田主丸地区	平成 18 年度	32,525	32,421	0	104	99.6
	平成 19 年度	34,890	34,673	0	217	99.3
	平成 20 年度	35,517	35,150	0	367	98.9
	平成 21 年度	35,296	34,625	0	671	98.0

合計	平成18年度	52,949	52,319	0	630	98.8
	平成19年度	57,232	54,396	0	2836	90.6
	平成20年度	60,412	59,143	0	1,269	97.8
	平成21年度	60,519	58,271	0	2,248	96.2

・滞納繰越分

地区	決算年度	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率 ％
		①	②	③	④:①-②-③	②/①
北野地区	平成18年度	747	101	42	604	13.5
	平成19年度	3,905	478	63	3,364	12.2
	平成20年度	5,982	298	154	5,530	4.9
	平成21年度	6,432	413	128	5,891	6.4
田主丸地区	平成18年度	135	61	0	74	45.1
	平成19年度	318	318	0	0	100.0
	平成20年度	434	372	0	62	85.7
	平成21年度	827	297	0	530	35.9
合計	平成18年度	882	162	42	678	18.3
	平成19年度	4,223	796	63	3,364	18.8
	平成20年度	6,416	670	154	5,592	10.4
	平成21年度	7,259	710	128	6,421	9.7

現年分の収納状況は、田主丸地区は９８％～９９％台で推移しており、特別に問題がある状況ではないといえる。一方、北野地区は、平成１９年度が８８．２％と低く、平成２１年度も９３．７％であり、田主丸地区よりも低い収納率である。また、収入未済額も増加傾向にあり、平成２１年度で１，５７７千円とかなりの金額となっている。北野地区の平成１９年度の収納率が低い理由は、法人Ｃ社に対する使用料の未収が発生しているためであり、平成２１年度では当該法人の使用料の滞納は４，６２８千円となっている。

滞納繰越分は、平成２１年度では北野地区が５，８９１千円、田主丸地区が５３０千円の計６，４２１千円となっており、この滞納債権のうち４，６２８千円は法人Ｃ社に対する額である。この結果、滞納繰越分の収納率は著しく低くなっている。

イ．使用料残高の年度別発生金額

平成２１年度における未納使用料残高の発生年度別の状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

発生年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 21 年度末残高
北野地区							
収入未済額	11	142	2,658	2,413	667	1,577	7,468
未納者数	1	4	8	10	15	29	33
田主丸地区							
収入未済額				21	259	920	1,201
未納者数				2	11	42	46
計							
収入未済額	11	142	2,658	2,434	926	2,497	8,669
未納者数	1	4	8	12	26	71	79

使用料の収入未済額の平成２１年度末残高の発生年度別構成は上記のとおりである。

北野地区の平成２１年度残高は７,４６８千円で、平成１６年度以降長期の未回収債権となっている。

田主丸地区は、平成１９年度に収入未済額が発生し、その後急激に増加している。

ウ．分担金の収納状況

農業集落排水施設分担金の年度別収入状況は、次のとおりである。

現年分　　回答資料より　(単位:千円)

地区	決算年度	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率 %
		①	②	③	④:①-②-③	②/①
北野地区	平成 18 年度	150	0		150	0.0
	平成 19 年度	3,097	550		2,547	17.7
	平成 20 年度	600	600		0	100.0
	平成 21 年度	300	150		150	50.0
田主丸地区	平成 18 年度	6,920	5,670		1,250	81.9
	平成 19 年度	0	0		0	0.0
	平成 20 年度	450	450		0	100.0
	平成 21 年度	150	150		0	100.0
合計	平成 18 年度	7,070	5,670	0	1,400	80.1
	平成 19 年度	3,097	550	0	2,547	17.7
	平成 20 年度	1,050	1,050	0	0	100.0
	平成 21 年度	450	300	0	150	66.6

滞納分

地区	決算年度	調定額	収入額	不納欠損額	収入未済額	収納率 ％
		①	②	③	④:①-②-③	②/①
北野地区	平成 18 年度	1,825	223	437	1,165	12.2
	平成 19 年度	1,164	56	350	758	4.8
	平成 20 年度	3,304	125	487	2,692	3.7
	平成 21 年度	2,692	20		2,672	0.7
田主丸地区	平成 18 年度	2,075	325		1,750	15.6
	平成 19 年度	3,000	187		2,813	6.2
	平成 20 年度	2,812	162		2,650	5.7
	平成 21 年度	2,650	150	575	1,925	5.6
合計	平成 18 年度	3,900	548	437	2,915	14.0
	平成 19 年度	4,164	243	350	3,571	5.8
	平成 20 年度	6,116	287	487	5,342	4.6
	平成 21 年度	5,342	170	575	4,597	3.1

エ．分担金残高の年度別発生金額

平成２１年度における未納分担金残高の発生年度別の状況は、次のとおりである。

(単位:千円)

発生年度	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 21 年度末残高
北野地区							
収入未済額	125			2,547		150	2,822
未納者数	2			1		1	4
田主丸地区							
収入未済額		850	1,075				1,925
未納者数		22	22				23
計							
収入未済額	125	850	1,075	2,547	0	150	4,747
未納者数	2	22	22	1	0	1	27

分担金の収入未済額の平成２１年度末残高の発生年度別構成は上記のとおりである。

北野地区の平成２１年度残高は２,８２２千円であり、このうち平成１９年度の２，５４７千円は、倒産した法人 C 社の未回収債権である。

田主丸地区の平成２１年度残高１，９２５千円は平成１７年、平成１８年の発生額で、長期の未回収債権となっている。

（９）滞納債権

ア．使用料未納者に対する対応

使用料は、毎年度を６期に区分し、期別ごとに算定した額が納入通知書により徴収されている。使用料を納期限までに納付しない者があるときは、久留米市市税条例の規定を準用し、納期限後２０日以内に督促状を送付することになっている。

督促状発送後でも納付されない場合、当該未納者に対し催告書が一斉に送付されるが、発送後２週間以上経過しても、問合せ及び納付がない滞納者に対しては、訪問して直接納付指導を行うことになっている。訪問指導は、目的、指導方法等が記載された「使用料訪問納付指導実施要領」に基づき行われている。訪問指導の結果は、滞納者ごとの指導記録カードに記録され、今後の徴収のための管理資料とされている。

イ．催告・訪問指導の状況

平成２１年７月２９日付けの催告書の送付は次のとおりであり、その後の訪問指導は、次のとおりである。

・催告書送付

地区	滞納者数	滞納金額 (円)
北野-赤司地区	11 名	987,840
北野-南部地区	16 名	799,470

・訪問指導

地区	滞納者数	滞納金額 (円)
北野-赤司地区	11 名	987,840
北野-南部地区	14 名	736,470

催告書送付の結果、納付に応じた者は赤司地区では無く、南部地区は２名、使用料は６３，０００円であり、催告書送付の効果は上がっておらず、赤司地区１１名中１１名、南部地区は１６名中１４名が訪問指導の対象者となっている。

訪問指導の結果は、次のとおりとなっている。

・訪問指導の結果

地区	訪問指導者数	指導できた者	指導できなかった者
北野-赤司地区	11 名	9 名	2 名
北野-南部地区	14 名	13 名	1 名

指導できなかった者とは、直接会えず、転居している者、あるいは居住の形跡がなく連絡が取れない使用者である。

直接使用者と会って指導した結果については、「払います」との回答は得ているが、その後の支払は数件にとどまっている状況である。

ウ．不納欠損処理について

不納欠損処理の状況は次のとおりである

(単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
分担金	437	350	487	575
使用料	42	63	154	128
計	479	413	641	703

使用料及び分担金は、地方自治法第２３６条第１項の規定により５年間で時効消滅するが、同上第５項では法令の規定により行う納入の通知及び督促は、時効中断の効力を有するとされている。不納欠損処理を避けるため、回収可能性を検討のうえ適時に時効中断手段（督促等）を行うべきである。

２．決算収支

（１）決算収支の概要

農業集落排水事業特別会計の決算収支の概要は、次のとおりである。

決算書より　(単位:千円)

項　目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入				
分担金	6,368	794	1,337	470
分担金	6,368	794	1,337	470
使用料及び手数料	52,482	55,194	59,813	58,981
使用料	52,482	55,194	59,813	58,981
手数料	0	0	0	0
繰入金	109,000	122,000	123,000	113,000
一般会計繰入金	109,000	122,000	123,000	113,000
繰越金	31,655	24,886	21,549	26,159
繰越金	31,655	24,886	21,549	26,159
諸収入	215	104	185	164
延滞金･加算金及び過料	204	97	177	156
雑入	11	7	8	8
歳入合計	199,720	202,978	205,884	198,774

歳出				
農業集落排水施設費	72,176	83,541	73,123	68,716
農業集落排水施設管理費	72,176	81,439	73,123	67,412
農業集落排水施設建設費	0	2,102	0	1,304
公債費	102,658	97,888	106,602	105,196
公債費	102,658	97,888	106,602	105,196
歳出合計	174,834	181,429	179,725	173,912

収支差額	24,886	21,549	26,159	24,862

(注) 千円未満の金額については切り捨てて作成している。次頁以下の表につき同じである。

歳入の主なものは、使用料および一般会計繰入金である。使用料は、水洗化世帯の増加による処理人口の増加により、平成２０年度までは増加しているが、平成２１年度は収入未済額の増加により前年度比８３２千円減の５８，９８１千円となっている。歳入合計の６割程度を占める一般会計繰入金の受入や前年度繰越金もあり、歳入は、平成２１年度で１９８，７７４千円となっている。

歳出は、農業集落排水施設費および公債費であり、公債費は、支払利息と元金償還額である。

以上より、収支差額は、毎年度２千万円台の収入超過である。

（２）収益的収支について

収益的収支は、次のとおりである。

(単位:千円)

項　目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
営業収益	52,482	55,194	59,813	58,981
使用料	52,482	55,194	59,813	58,981
営業外収益	42,187	57,169	50,748	49,809
一般会計繰入金	41,971	57,064	50,562	49,645
諸収入	215	104	185	164
総収益	94,668	112,362	110,560	108,790
営業費用	72,175	81,439	73,122	67,412
総務管理費	21,391	23,695	21,911	22,939
施設管理費	50,784	57,744	51,211	44,473
営業外費用	35,630	34,208	32,828	31,395
支払利息	35,630	34,208	32,828	31,395
総費用	107,805	115,647	105,950	98,807
収支差額	△ 13,137	△ 3,285	4,610	9,983

営業収益は、平成２１年度は減少しており、前年度比９８．６％の５８，９８１千円となっている。

営業費用は、総務管理費と施設管理費からなり、総務管理費の主なものは人件費、公課費などである。施設管理費は、排水施設の保守点検、清掃等の委託料や光熱水費などである。

施設管理費の減少は、主に委託料の減少によるものであり、支払利息の減少と相俟って総費用は平成２１年度では、前年度比９３．２％の９８，８０７千円となっている。

収益的収支の収支差額は、上記のとおりであるが、これは毎年度４千～５千万円の一般会計繰入金があるからであり、使用料収入のみでは施設管理費等の営業費用を賄えない状況である。

Ⅱ　監査手続

下水道事業は、一般に建設投資規模が大きく、建設期間も長期にわたり、建設投資額の大幅な増加は、財政規模に占める比重を増大させる。また、一般会計からの繰入金も多額になり、地方財政に重大な影響を及ぼすことになるため、整備については計画的に行われる必要がある。また、経営基盤強化のためには管理運営の効率化を図り、適切な使用料の設定が必要となる。

以上の観点から、次の事項について監査を行っている。

1　概要把握
2　決算収支
3　使用料単価と汚水処理原価
4　経費回収率
5　水洗化率
6　一般会計繰入金
7　経費支出
8　収納状況
9　滞納債権

監査は、関係資料の閲覧及び照合、文書による質問の手続により実施している。

Ⅲ　問題点等

１．経費回収率の状況

下水道事業については、地方財政法第６条の規定により特別会計を設け、その経費は経営に伴う収入で賄うことが必要であり、独立採算の原則が適用されている。汚水処理費は、一部を除き使用料で回収することが原則とされている。農業集落排水事業については、経費回収率は４５％程度が平成２０年度の指標として明らかにされており、久留米市の経費回収率も上記のとおり平成２１年度で４１．７％と低い状況である。しかし、汚水処理費全額を使用料で賄うとなると著しく高額の使用料設定となり、現実的ではない。また、農業集落排水事業における使用料の設定においては、生活排水を処理して農業排水の水質を保全し、処理水や汚泥を農地に還元して循環利用するという公共的性格を考慮する必要がある。一方、公営企業である以上、適切な使用料の設定により経費回収率を向上させることも必要である。使用料単価のところでの記載のとおり、指標が１㎥当たり１４１円であるのに対し、久留米市の場合、平成２１年度は１２９円であるため、値上げ余地もあるものと思われ、適正な値上げを図り、少なくとも維持管理費は負担できるよう検討すべきである。

２．水洗化率

（１）水洗化率の現況

農業集落排水施設の水洗化率は平成２１年度で８３．７％であり、水洗化可能戸数１，４７５戸に対して、水洗化を行っていない戸数が２４０戸とかなりの数になっている。

平成２１年度での水洗化率は、供用開始年がともに平成１０年度である三明寺―善院地区が８９．９％、赤司地区が９５．１％と他の地区に比して高い水洗化率であるためか、この５年

間での水洗化戸数が三明寺―善院地区が７戸、赤司地区が３戸であり、未水洗化戸数がほとんど減っていないといえるような状況である。

処理区域内の建築物の所有者は、供用開始の日から３年以内に水洗便所に改造しなければならないとされている（下水道法第１１条の３第１項、久留米市農業集落排水処理施設条例）が、実際の水洗化の状況はこれと異なっている。

水洗化率を上昇させることは、下水道施設を最大限に活用することになり、投下資本の早期回収及び経営健全化につながることから出来るだけ早期に１００％に近づける方策をとる必要がある。

久留米市では、水洗化促進のために、文書による指導、戸別訪問による指導や未接続理由の調査を行っているとのことであるが、このような指導が行われていても、ここ数年、水洗化の進捗が良くないようである。

水洗化処理に対する住民の理解と協力を得るために、一層の当該指導等の促進のほか、たとえば、区域別の毎年度の達成目標の設定を行うことも手段の一つとして考えられる。下水道法第１１条の３第３項では供用開始の日から３年以内に水洗便所に改造しない者に対しては相当の期間を定めて水洗便所に改造すべきことを命令することができるとされている。３年以内の改造義務の周知徹底を図るとともに義務違反者に対する改造命令を行うことも検討すべきといえる。

（２）各浄化センターの処理施設の処理人口と水洗化可能戸数に係る人口との関係

設備の処理人口とは浄化設備の処理能力の人口であり、水洗化可能人口とは接続すれば水洗化が可能な人口である。

設備の処理人口に対する水洗化可能人口の割合は、前記の表（１８９頁）のように６０％台の割合となっており、水洗化可能人口に対し各浄化センターとも３０％以上のゆとりのある状況となっている。

農業集落排水事業の対象地区は人口密度が低く、一般的に地区以外の者が新たに住人として入ってくることはほとんど無いといえるし、むしろ人口減少が心配される地域といえる。

このような地区の浄化処理施設に３０％以上のゆとりの設備が必要か、設置計画の段階で厳密な調査が行われたものと思われるが、それでも疑問である。

これからの農業集落排水事業の実施において留意すべきものと思われる。

３．一般会計繰入金

（１）地方債元利償還金控除後の収支等

元利償還額控除前の収支は、前記（１９２頁）のように平成１９年度を除いて収入超過であるが、これは前年度繰越金が含まれた収支であり、前年度繰越金を収入に計上する前の収支は各年度支出超過である。

これは、使用料収入では維持管理費の全額を負担できる状況にはないことを意味している。

地方債の元利償還金は、毎年度１億円前後で推移し、元利償還金控除後では１億２千万円前後の支出超過である。

一般会計繰入金は、前記（１９２頁）のとおり１億１千万円から１億２千万円であり、この繰入額で元利償還金を負担しているとみることができるが、負担後も収支は支出超過であり、繰越金収入後で毎年度２千万円台の収入超過となっている。

一般会計繰入金の繰入根拠は次のように考えられる。

地方財政法第６条は、政令で定める公営企業について、その経理は特別会計を設けてこれを行い、次の経費を除き、経営に伴う収入（第５条の規定による地方債による収入を含む）で充当することを規定している。

(ⅰ) その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
(ⅱ) 当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

公共下水道の経費は、上記(ⅰ)、(ⅱ)の経費には該当しないと考えられている。

同条但し書は、次のように規定している。

「災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもってこれに充てることができる。」

この中の「特別な事由がある場合」とは何かについて法令は規定していないが、総務省自治財政局長からの下水道に係る繰出基準の通知は、これに該当するのではないかと解釈されている。この考えによると、繰出基準に関する通知が規定している金額は公費負担として繰入れることが可能となる。一方、これに該当しないものは、繰入の根拠がないものとなる。

（２）地方債元利償還金の償還財源について

現在、使用者が負担すべき資本費を含めて元利償還金の全額が一般会計繰入金で負担されている。

現状の使用料単価、維持管理費の発生状況では、たとえ水洗化率が１００％となったとしても使用料収入で使用料対象資本費を賄うことは難しいと考えられる。

現在の地方債につき、元利金償還が終了するまでの元利償還金の合計は、試算の結果、平成２３年度以降では１７億７千万円であり、この３割を使用料対象資本費とすると、５億３千万円が一般会計繰入金により負担されることになる。

少子化等による税収の不足、財政の悪化が懸念される中、一般会計からの繰出しにより使用料対象資本費の償還資金の負担を続けることは問題である。

現在の未確立の状態にある一般会計繰出金の基準を明確化し、これに基づき公費が負担すべき経費の適正な算定、不足する償還資金の把握、今後の各家庭の負担能力等を考慮の上、どの程度の使用料の値上げが可能かの検討が避けられないものと思われる。

４．経費支出

（１）役務費の中の手数料および委託料の内容

使用料による住民の負担をできるだけ軽減させるためには、管理可能なコストとしての手数料や委託料の節減を極力考慮すべきである。汚泥引抜業務としての手数料は、毎年度少しずつ増加し、平成２１年度で前年度比５．５％、７４８千円増の１４，３１４千円となっている。一方、保守点検業務としての委託料は、平成２０年度以後減少している。平成２１年度は前年度比１８％、３，５２７千円減少の１６，３４５千円となっており、経費節減が図られていることが窺われる。この節減をさらに進めるために、次のようなことを検討すべきと思われる。

保守点検・清掃業務の随意契約の見積合せにおける予定価格算定において、地区ごとに設計

内容や金額が異なっている。中継ﾎﾟﾝﾌﾟの大きさ、処理能力等について北野地区と田主丸地区では同じでないとしても、浄化センターの供用開始年月が遅く、処理能力等も小さい北野地区の方が保守点検・清掃の設計金額が大きくなっている。

汚泥引抜処理の手数料の１㎥の単価は、北野地区が田主丸地区よりも１割程度高くなっている。この理由は、建物の構造上、汚泥引抜の作業が煩雑なためとのことである。

北野地区と田主丸地区が旧町として異なった地域特性を持つとしても、可能な限り業務処理方法の統一を図ることや、共同化による委託料等の節減の検討が必要と思われる。

（２）「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」との関連について

代替業務委託のためには、それまでのし尿処理業者の業績では資金上の措置が必要と判断される根拠が必要となり、そのためには毎年度の業績等を把握することになる。そして、これらを基に合理化事業計画を作成し、県知事の承認を得ることになる。

久留米市では県知事の承認はとらず、合特法の趣旨に基づき、地域の実情に応じた独自の計画を策定しているとのことである。

随意契約理由の中で、し尿等収集運搬車両を減車することが代替業務の要件的記載がある。これについては、減車した結果、業務量が減少したことに関する調査、どの程度の代替業務が必要か等の把握が必要と考えられる。

久留米市の場合、合併前の旧町で行われていた代替業務としての浄化センターの保守管理業務がそのまま同じ業者に引き継がれているが、随意契約のままでいいのか等の見直しをすべきであると思われる。

下水道の供用が田主丸地区では平成２０年度に、北野地区では平成２１年度に開始されており、また、平成２７年度から城島・三潴地区で供用開始が予定されているが、これに関し、し尿処理業務の減少による業者の経営への影響等の把握が必要であり、単に売上高減少を補てんするための転業補償をするとすれば合特法の趣旨に反することになる。

久留米市の場合、し尿処理業者に対して合特法の趣旨に基づく独自の調査を行ってきたとのことであるが、業務量の減少の実態や業者の業務把握を確実に行うとともに、今後の合理化計画のあり方について再度検証すべきではないかと考えられる。

５．滞納債権

不納欠損処理について

使用料の滞納額に関する回収方法として、督促、催告、訪問による指導等が行われており、条例により延滞金の徴収も適正に行なわれている。数年の間支払いが十分でない長期滞納者に対しては、催告書を送付しているが、その効果はほとんど無いといえる状況である。このような使用者に対しては、訪問による納付指導が直接的指導手段として採用されている。訪問指導は、収納率の向上や適正に納付している他の使用者との公平性の確保等の観点から有効な手段と考えられる。実際の訪問指導の結果についは、少額かつ短期間の滞納者に対してはその効果はあるが、長期滞納者からの入金は数件にとどまっている。

訪問指導の結果については指導記録カードに記録されるが、これはその後の滞納者管理の有効な手段として考えられ、これらの使用者に対して十分に活用し、強力に指導することが必要といえる。

以上は、北野地区で採用されている手段であるが、田主丸地区では従来使用料の滞納が無か

ったため、指導記録カードの作成による管理は行われていないとのことである。しかし、直近の年度では滞納額が発生している状況であるため、その管理のための作成の検討が必要といえる。

使用料の不納欠損につき、欠損処理をした世帯に対して、引き続き使用が継続されている。下水道の場合、水道料金との一括請求であるため、滞納の場合、水道を止めるなどの措置や、法律上の滞納処分が可能であるが、農業集落排水事業使用料の場合、使用を止めることは難しいとのことであり、債権回収のための裁判による手続しかない状況である。不納欠損が発生しないよう滞納者への訪問指導の徹底、内容証明郵便による督促の採用等により、強力に回収を図るほか、最終の措置として「裁判所への支払督促の申立て」を行うことを検討することも必要と考えられる。

第７　特定地域生活排水処理事業特別会計

Ⅰ　概要

１．特定地域生活排水処理事業の概要

浄化槽法で定める浄化槽の多くは、農業・漁業・林業集落排水施設を除いて個別処理施設である。

家庭から排出されるトイレ排水以外の生活雑排水も汚濁が大きく、未処理で放流すると公共水域の保全に対して重大な影響を与えることになる。このために、トイレ排水のみを対象とする単独処理浄化槽の設置が平成１３年４月の浄化槽法の改正により禁止され、し尿と生活雑排水の双方を処理する合併処理浄化槽だけが認められている。

浄化槽整備事業には、浄化槽を市町村が設置し維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業と、個人の浄化槽設置に対し工事費の一部を補助する浄化槽設置費助成事業の二つがある。

特定地域生活排水処理事業は、前者の浄化槽を市町村が設置し維持管理を行う事業である。

久留米市では、合併前の平成１３年から旧城島町の全域を対象として行われており、平成２２年度からは、城島地区の下水道計画区域外の区域を対象として事業を行うこととなっている。

（１）平成２１年度現在における特定地域生活排水処理事業の概要は、次のとおりである。

対象浄化槽	５人槽から５０人槽
対象建築物	住宅に限らず、すべての建築物
浄化槽の設置	個人の申請により、市が設置し維持管理を行う。
住民の負担	設置時の分担金と設置後の使用料

人槽区分	分担金 (円)	月額使用料 (円/年)
5 人槽	125,000	4,200 (50,400)
7 人槽	150,000	4,600 (55,200)
10 人槽	175,000	5,300 (63,600)
12～50 人槽		12,400～29,000

（２）整備状況

①平成２１年度現在における合併処理浄化槽の設置基数

平成２１年度までの直近５年間の設置基数および全体の設置基数は、次のとおりである。

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 21 年までの計
整備基数	121	75	67	54	41	873
寄附基数	7	6	4	4	2	629
計	128	81	71	58	43	1,502

②浄化槽の大きさ別の設置基数

浄化槽の大きさによる設置基数は、次のとおりである。

区 分	設置基数	区 分	設置基数	区　分	設置基数
5 人槽	332 基	12 人槽	4 基	18～50 人槽	44 基
6～7 人槽	813 基	14 人槽	15 基	計	1,502 基
8～10 人槽	292 基	16 人槽	2 基		

（３）使用料単価と汚水処理原価

ア．有収水量１㎥当たりの使用料単価及び１㎥当たりの汚水処理原価

使用料単価（円/㎥）は、有収水量１㎥当たりの使用料であり、使用料の水準を表すものである。汚水処理原価（円/㎥）は有収水量１㎥当たりの汚水処理費であり、汚水処理費は維持管理費と資本費とに分けられる。

使用料単価および汚水処理原価は、次のとおりである。　　地方公営企業年鑑などより

項　目	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	指標※
有収水量	㎥	400,697	451,477	471,288	489,830	
使用料単価	円	193	186	181	178	148
汚水処理原価 (維持管理費+資本費)	円	230	222	225	223	242
汚水処理原価 (維持管理費)	円	219	209	205	201	215

※ 指標・・・全国の事業体の平均値

使用料単価、汚水処理原価の推移は上記の表のとおりであり、総務省の指標（全国平均）との比較では、使用料単価は指標の単価を上回っているが、汚水処理原価も上回っている。

いずれの年度も、使用料単価が汚水処理原価を下回っており、維持管理費さえも回収されていないことを表している。

イ．１基当たりの使用料、１基当たりの維持管理費

合併処理浄化槽は、人槽別に大きさが異なり、それに応じて使用料も異なるため、単純に１基当たりの単価を算出することは適切でないが、比較検討のため設置基数で割った１基当たりの単価を求めることにする。

①合併処理浄化槽１基当たりの使用料

使用料収入を設置基数で単純に割った１基当たりの使用料月額を算定すると、次のとおりである。

１基当たりの使用料月額　　提示資料より算定

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
使用料収入 (千円)	77,554	81,550	85,543	87,605
設置基数	1,330	1,401	1,459	1,502
１基当たりの使用料月額 (円)	4,859	4,850	4,885	4,860

②合併処理浄化槽1基当たりの維持管理費、施設管理費、施設管理費の中の委託料

合併処理浄化槽1基当たりの維持管理費、施設管理費、施設管理費の中の委託料は、次のとおりである。

1基当たりの維持管理費月額　　提示資料より算定

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
維持管理費 (千円)	99,200	101,996	105,503	106,205
1基当たりの維持管理費月額 (円)	6,215	6,066	6,025	5,892

(注)　維持管理費 = 総務管理費 + 施設管理費

1基当たりの施設管理費月額　　提示資料より算定

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設管理費 (千円)	74,730	81,732	86,994	89,593
1基当たりの施設管理費月額 (円)	4,682	4,861	4,968	4,970

1基当たりの委託料月額　　提示資料より算定

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
委託料 (千円)	71,845	77,124	80,832	84,920
1基当たりの委託料月額 (円)	4,501	4,587	4,616	4,711

③合併処理浄化槽1基当たりの使用料月額と1基当たりの維持管理費月額、施設管理費月額、委託料月額との比較

1基当たりの使用料月額と1基当たりの維持管理費月額の比較　　提示資料より算定

項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1基当たりの使用料月額 (円)	4,859	4,850	4,885	4,860
1基当たりの維持管理費月額 (円)	6,215	6,066	6,025	5,892
収　支 (円)	△ 1,356	△ 1,216	△ 1,140	△ 1,032

1基当たりの使用料月額と1基当たりの施設管理費月額の比較

項　目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1基当たりの使用料月額 (円)	4,859	4,850	4,885	4,860
1基当たりの施設管理費月額 (円)	4,682	4,861	4,968	4,970
収　支 (円)	177	△ 11	△ 83	△ 110

1基当たりの使用料と委託料の比較

項　目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1基当たりの使用料 (円)	58,311	58,208	58,631	58,325
1基当たりの委託料 (円)	54,019	55,049	55,402	56,538
収　支 (円)	4,292	3,159	3,229	1,787
使用料に対する委託料の割合	92.6	94.5	94.4	96.9

１基当たりの使用料と管理費（維持管理費）との収支は、平成１８年度から平成２１年度まで支出超過であり、平成２１年度では１，０３２円／月の支出超過である。維持管理費との比較で支出超過ということは、維持管理費を使用料で賄えていない状況であり、資本費（支払利息及び市債償還金）は全く回収できないことを表している。

１基当たりの使用料と施設管理費との収支は、平成１８年度は１７７円／月の収入超過であるが、平成１９年以後毎年度赤字が増加し、平成２１年度で１１０円／月の支出超過となっている。これは、使用料で施設管理費の直接費さえも賄えていない状況を表している。

施設管理費の中では、委託料がそのほとんどを占めている。使用料に対する委託料の割合は９０％以上であり、平成２１年度では９６．９％となっている。

（４）経費回収率

特定地域生活排水処理事業に関する経費回収率、経費回収率（維持管理費）は、次のとおりである。

提示資料より算定

項　目	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	指標
経費回収率	%	83.9	83.8	83.8	79.8	61.2
経費回収率 (維持管理費)	%	88.3	88.7	88.3	88.5	68.9

(注) 指標 ： 総務省 地方公営企業年鑑「平成20年度 下水道事業経営指標･下水道使用料の概要」より

経費回収率は、汚水処理費が使用料によりどの程度回収されたかを表す指標である。下水道の経営は、経費の負担区分を適正に行った上、汚水処理費全てを使用料で賄うことが原則である。この汚水処理費は、維持管理費、資本費にかかわらず、使用料で回収することが必要である。少なくとも維持管理費は使用料により回収すべきであり、経費回収率は１００％以上が必要である。特定地域生活排水処理事業の場合、経費回収率は、いずれも１００％を下回っており、維持管理費が使用料により回収されていない状況である。

ただし、総務省発表の指標（平成２０年度分）よりかなり上回った回収率となっている。

経費回収率（維持管理費）は、平成１８年度以後ほとんど同じような比率で推移している。これは、合併処理浄化槽設置数の増加に伴い、使用料収入が前年比２～５％増しで増加している一方、維持管理費も施設管理費の増加に伴い、同じような割合で増加しているためである。

経費回収率は、支払利息額の増加や平成２０年度からの市債償還費の発生により、平成１８年度の８３．９％から平成２１年度の７９．８％へと低下している。

（５）水洗化率

ア．水洗化戸数の状況

特定地域生活排水処理事業に関する合併処理浄化槽による水洗化戸数は、平成２３年度以降に計画されている水洗化戸数を含めて、次のとおりである。

・水洗化戸数の推移

項目	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
累計水洗化実施戸数	269	699	949	1,121	1,249	1,330	1,401	1,459
水洗化実施基数	269	430	250	172	128	81	71	58
設置基数	125	141	124	125	121	75	67	54
寄附基数	144	289	126	47	7	6	4	4

項目	H21年度	H22年度	H23年度	計	H24年度	H25年度	H26年度	合計
累計水洗化実施戸数	1,502	1,527	1,552		1,572	1,592	1,612	
水洗化実施基数	43	25	25	1,552	20	20	20	1,612
設置基数	41	24	23	920	20	20	20	980
寄附基数	2	1	2	632				632

・上記の水洗化実施基数は、特定地域生活排水処理事業における浄化槽の基数（寄附予定数を含む。）であり、個人設置の浄化槽は含んでいない。
・寄附基数とは、既設の個人設置浄化槽の特定地域生活排水処理事業への受入数であり、受入における対価の支払いはない。
・平成２０年の総務省作成資料「平成２０年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」の特定排水・個別排水の水洗化率は８２．１％である。
・合併処理浄化槽の建設費（7人槽）は概ね１，１２１千円である。
・平成２３年度までの水洗化が上記の表のように実施された場合、水洗化率は次のようになる。

世帯数　①	4,330　戸
水洗化基数	
特定地域生活排水処理事業	920
個人浄化槽 (寄附基数 632 戸含む)	801
計　②	1,722
水洗化率　②÷①	39.7　%

特定地域生活排水処理事業の水洗化率は、個人浄化槽設置者を含めても、平成２３年度で３９．７％であり、平成２０年度の特定排水・個別排水の水洗化率８２．１％に比しても著しく低い水洗化率である。

イ．市債残高と水洗化戸数、使用料収入との関係

市債残高と水洗化戸数、使用料収入との関係は、次のとおりである。

項目		H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度
市債残高 (千円)	①	528,700	566,000	606,937	615,583
前年比増減割合(%)	-	-	107.0	107.2	101.4
水洗化戸数 (戸)	②	1,330	1,401	1,459	1,502
前年比増減割合(%)	-	-	105.3	104.1	102.9
1戸当たりの市債残高	③:①/②	397	403	415	409
使用料収入 (千円)	④	77,555	81,551	85,543	87,606
市債残高と使用料の割合(%)	⑤:①/④	6.8	6.9	7.0	7.0

・1戸当たりの平均住民数を3人とすると、平成20年度の1人当たりの市債残高は、138千円(415千円÷3人)となる。

・総務省資料「平成20年度　下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」での1人当たりの市債残高144千円

水洗化戸数は、平成２１年度で前年度比２．９％、４３戸増加の１，５０２戸であり、これに対して、市債残高は、平成２１年度で前年度比１．４％、８，６４６千円増加の６１５，５８３千円となっている。

１人当たりの市債残高は、平成２０年度でみると１３８千円であり、総務省の平成２０年度の資料の１４４千円とほぼ同じである。市債残高は、使用料収入の７倍程度で推移している。

（６）収納状況・滞納債権

ア．使用料の収納状況

特定地域生活排水処理事業の使用料の収納状況（過去４年間）及び収納率は、次のとおりである。

①収納額及び収納率の推移

決算資料より　　（単位：千円）

	決算年度	調定額	収納額	不納欠損額	未収納額	収納率%
現年分	平成 18 年度	77,415	76,711	0	704	99.0
	平成 19 年度	82,296	81,104	0	1,191	98.5
	平成 20 年度	86,490	84,907	0	1,583	98.1
	平成 21 年度	89,935	87,232	0	2,702	96.9
滞納繰越分	平成 18 年度	1,380	843	0	537	61.0
	平成 19 年度	1,241	445	0	795	35.8
	平成 20 年度	1,986	635	0	1,351	31.9
	平成 21 年度	2,934	373	0	2,561	12.7
合計	平成 18 年度	78,795	77,554	0	1,241	98.4
	平成 19 年度	83,537	81,549	0	1,986	97.6
	平成 20 年度	88,476	85,542	0	2,934	96.6
	平成 21 年度	92,869	87,605	0	5,263	94.3

使用料現年分については、調定額の増加に伴い、未収納額も増加し、平成２１年度では、２，７０２千円の未収納額が発生している。現年分の収納率は、平成１８年度の９９．０％から毎年度わずかずつ低下し、平成２１年度では９６．９％となっている。

現年分の未収納額が翌年に繰り越された額である滞納繰越分については、滞納調定額が増加するにつれて収納率は悪化し、平成２１年度では１２．７％と著しく低くなっている。

②長期未納者に対する対応

城島地区でも、他の農業集落排水地区と同様に、納期限内未納者に対して督促状の発送を行った後、さらに未納の場合、催告書の送付、電話対応、訪問指導が行われている。未納者に対する対応として詳細な対応手続きが記載された「浄化槽使用料滞納マニュアル」が作成され、このマニュアルに則って手続きが行われている。

③平成２１年度における未納使用料残高について

平成２１年度における未納使用料残高の発生年度別の状況は次のとおりである。

(単位:千円)

決算年度 未納発生年度	平成17年度 以前	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成21年度 延未納者数
平成14年度	73	73	73	73	73	3
平成15年度	125	125	121	121	121	4
平成16年度	309	123	106	106	106	4
平成17年度	872	215	152	135	126	5
平成18年度		704	342	253	244	11
平成19年度			1,191	663	645	24
平成20年度				1,582	1,246	46
平成21年度					2,702	79
計	1,379	1,240	1,985	2,933	5,263	176

平成２１年度未納使用料残高のうち平成１４年度発生額７３千円は平成１７年度以後全く入金なく、平成１５年度および平成１６年度に発生した使用料のうち全く入金のないものがそれぞれ１２１千円および１０６千円存在している。平成２０年度、平成２１年度は使用料未収納額がかなり発生しているが、これは景気低迷の長期化による支払能力の低下、支払意志の減退などによるものかと思われる。

④不納欠損処理について

使用料及び分担金は、地方自治法第２３６条第１項の規定により５年間で時効消滅する。城島地区では、不納欠損処理の対象となる金額は、平成２１年度では、上記の表によると、平成１４年度から平成１６年度発生の未収額は３００千円となるが、平成２１年度までは欠損処理は行われていない。平成２２年度にシステムの整備を行い、不納付額の欠損処理を行うとのことである。

２．決算収支

（１）決算収支の概要

特定地域生活排水処理事業における決算収支の概要は、次のとおりである。

(単位:千円)

項　目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
歳入				
分担金	19,817	14,452	13,073	6,864
分担金	19,817	14,452	13,073	6,864
使用料及び手数料	77,555	81,551	85,543	87,606
使用料	77,555	81,551	85,543	87,606
手数料	0	0	0	
国庫支出金	43,194	42,135	351	17,606
国庫支出金	43,194	42,135	351	17,606
県支出金	7,437	5,662	3,922	2,537
県支出金	7,437	5,662	3,922	2,537
財産収入	66	198	279	88
財産運用収入	66	198	279	88
繰入金	21,000	11,000	26,862	25,754
一般会計繰入金	21,000	11,000	21,000	17,000
基金繰入金	0	0	5,862	8,754
繰越金	35,118	36,485	23,524	18,576
繰越金	35,118	36,485	23,524	18,576
諸収入	925	739	1,481	1,969
雑入	925	739	1,481	1,969
市債	66,200	37,300	46,800	17,400
市債	66,200	37,300	46,800	17,400
歳入合計	271,312	229,522	201,835	178,400
歳出				
特定地域生活排水処理施設費	227,024	196,719	167,228	150,186
特定地域生活排水処理施設管理費	99,201	101,997	105,503	106,206
特定地域生活排水処理施設建設費	127,823	94,722	61,725	43,980
公債費	7,803	9,279	16,031	19,800
公債費	7,803	9,279	16,031	19,800
歳出合計	234,827	205,998	183,259	169,986
収支差額	36,485	23,524	18,576	8,414

(注)千円未満の金額については切り捨てている。以下の表も同様である。

各年度とも収入超過であるが、その額は漸次減少している。

この決算収支を収益的収支及び資本的収支に区分して表示すると、以下のようになる。

（２）収益的収支について

①収益的収支

特定地域生活排水処理事業における収益的収入と収益的支出の推移は、次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収益的収入	99,545	93,487	108,303	106,663
営業収益	77,555	81,551	85,543	87,606
使用料	77,555	81,551	85,543	87,606
営業外収益	21,990	11,936	22,760	19,056
一般会計繰入金	21,000	11,000	21,000	17,000
財産収入	66	198	279	88
雑収入	925	739	1,481	1,969
収益的支出	107,002	111,275	115,670	117,250
営業費用	99,199	101,996	105,502	106,204
総務管理費	24,469	20,264	18,508	16,611
施設管理費	74,730	81,732	86,994	89,593
営業外費用	7,803	9,279	10,168	11,046
利子	7,803	9,279	10,168	11,046
その他	0	0	0	0
収益的収支差額	△ 7,457	△ 17,788	△ 7,367	△ 10,587
資本的収支差額	8,825	4,828	2,421	428
収支差額	1,367	△ 12,961	△ 4,946	△ 10,161

(注) 1. 一般会計繰入金は、収益的収入に表示している。

2. 繰越金は、上記の表には表示していない。

②営業収支

営業収支の推移は、次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
営業収益	77,555	81,551	85,543	87,606
使用料	77,555	81,551	85,543	87,606
営業費用	99,199	101,996	105,502	106,204
総務管理費	24,469	20,264	18,508	16,611
施設管理費	74,730	81,732	86,994	89,593
営業収支差額	△ 21,644	△ 20,445	△ 19,959	△ 18,598

繰越金を収入に計上しない場合の収益的収支に関する表を作成すると①の表のようになる。

収益的収支差額は、平成１８年度から平成２１年度まで毎年度支出超過となっている。この支出超過は一般会計繰入金を毎年度受け入れた後の支出超過である（上記の表では一般会計繰入金をすべて収益的収入で表示している）。

営業収益の使用料は、各年度の合併処理浄化槽の設置による増加に伴い、順調に増加している。

営業費用については、総務管理費は毎年度減少しているが、その減少を上回る施設管理費の増加により毎年度増加している。施設管理費の内容は、修繕費と保守点検及び清掃の委託料であり、この委託料も合併処理浄化槽の増加により毎年度３百万円から５百万円の増加となっている。この結果、営業収支は、②の表のとおり毎年度支出超過であり、平成２１年度では１８百万円の支出超過である。

営業外費用の支払利子については、平成１９年度以後毎年度１百万円程度増加しているが、平成２１年度迄の市債を前提にすれば、平成２２年度の１１百万円をピークに毎年減少していくことになっている。

（３）資本的収支について

特定地域生活排水処理事業における資本的収入と資本的支出の推移は、次のとおりである。

(単位:千円)

項目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
資本的収入	136,648	99,549	70,008	53,161
市債	66,200	37,300	46,800	17,400
国庫補助金	43,194	42,135	351	17,606
県支出金	7,437	5,662	3,922	2,537
基金繰入金	0	0	5,862	8,754
分担金	19,817	14,452	13,073	6,864
その他資本的収入	0	0	0	0
資本的支出	127,823	94,722	67,587	52,734
施設建設費	127,823	94,722	61,725	43,980
市債費	0	0	5,862	8,754
その他資本的支出	0	0	0	0
資本的収支	8,825	4,827	2,421	427

合併処理浄化槽の年度ごとの設置基数は、整備状況で記載のとおり、平成１８年度の７５基から平成２１年度の４１基へと毎年度漸次減少しているため、施設建設費は上記の表のとおり平成１８年度の１２７百万円、平成１９年度が９４百万円、平成２０年度が６１百万円、平成２１年度が４３百万円へと減少しており、設置者が負担する分担金も平成１９年度の１９百万円から漸次減少し、平成２１年度では６百万円となっている。

資本的収支は、この施設建設費の支出を賄うために市債の発行や国庫補助金、県支出金を受け入れている結果、平成１８年度は８，８２５千円の収入超過となっているが、平成２１年度は施設建設費の減少による市債発行額の減少、国庫補助金や県支出金の受入額の減少により４２７千

円の収入超過となっている。

市債費は、基金繰入金により充てられているが、平成２０年度から生じている。市債費は、市債発行後５年経過後の６年目から発生するため、平成２１年度は８百万円（元利合計で１９百万円）と僅少であるが、平成２６年度以後は平成２１年度の市債残高を前提とすると毎年２０百万円以上（元利合計で３２百万円）の支出となる。

Ⅱ　監査手続

下水道事業は、一般に建設投資規模が大きく、建設期間も長期にわたり、建設投資額の大幅な増加は、財政規模に占める比重を増大させる。また、一般会計からの繰入金も多額になり、地方財政に重大な影響を及ぼすことになるため、整備については計画的に行われる必要がある。また、経営基盤強化のためには管理運営の効率化を図り、適切な使用料の設定が必要となる。

以上の観点から、次の事項について監査を行っている。

1　概要把握
2　決算収支
3　使用料単価と汚水処理原価
4　経費回収率
5　水洗化率
6　収納状況・滞納債権

監査は、関係資料の閲覧及び照合、文書による質問の手続により実施している。

Ⅲ　問題点等

１．使用料単価と汚水処理原価

（１）使用料の適正化について

特定地域生活排水処理事業も公営企業である以上、適切な使用料の設定により少なくとも維持管理費を負担できるようにするか、あるいは、維持管理費の節減を図ることにより赤字を削減することが必要である。

平成２１年度における１基当たりの維持管理費は、人槽の大きさを無視した単純計算ではあるが、月額で５，８９３円である。使用料がこの金額であれば支出超過を回避できたことになる。他の自治体の合併浄化槽の７人槽の使用料が月額４千円台から５千円台であり、農業集落排水事業の７人世帯の使用料の場合、田主丸地区が５，６００円、北野地区が５，７００円であることからすると５千円台の使用料が特別高額とは思われない。

（２）維持管理費の節減について

使用料の値上げを検討するとともに、維持管理費の節減を図ることも必要である。

維持管理費の中の施設管理費、特にこの中の委託料は高額である。１基当たりの使用料に対する委託料の割合は、平成２１年度は９６．９％であり、使用料のほとんどが委託料の支払に充てられている結果となっている。委託料の内容は、合併処理浄化槽の保守点検料及び清掃料である。城島地区では、法人Ａ社が両業務を行っており、委託契約形態は地方自治法施行令第

１６７条の２第１項第２号の適用による随意契約である。

随意契約の理由は次のとおりとされており、これは久留米市の各地区での随意契約理由と同じである。

１．浄化槽の保守点検、清掃及び清掃後の汚泥収集運搬は一連の業務である。浄化槽の維持管理の責任を明確にするためには、保守点検、清掃及び汚泥収集運搬を同一の業者で維持管理することが望ましい。

法人Ａ社は、城島地区において、浄化槽の保守点検、清掃及び汚泥収集運搬のそれぞれの資格を有している唯一の業者であり、保守点検、清掃及び汚泥収集運搬を連携して効率的かつ安全に遂行する能力を十分に備えている。

２．法人Ａ社は城島地区において一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥等）収集運搬業の資格を有する唯一の業者であり、浄化槽清掃後に発生する浄化槽汚泥及び一般廃棄物を久留米市清掃津福工場へ搬入できる業者である。

この契約理由の中で「浄化槽の維持管理の責任を明確にするために保守点検、清掃及び汚泥収集運搬を同一の業者で維持管理することが望ましい。」とされている。これにつき、実際上、１，５００基に及ぶ浄化槽を抱える地区の年４回の保守点検業務と計画的なローテーションで行われている年１回の清掃及び収集運搬業務を別々の業者に委託した場合、多数の業者間において管理責任の不明確さや各種保守点検と清掃及び運搬の業務日時の不一致により緊密な連携が困難とのことである。

この説明に関し、多数の業者である必要はないし、保守点検業務を行う業者と清掃及び収集運搬業務を行う業者はそれぞれの業務の専門業者として責任をもって業務を行うはずであり、また、業務日時が同じでなければならないのか、各々の業務が緊密な連携なしには成り立たないのか等の疑問が残る。

法的には保守管理業務と清掃及び汚泥収集運搬を同一の業者が行うことは要求されていない。

保守管理業務に他の業者を参加させるような契約手段（例えば指名競争入札）を採用することによる効果と、同一の業者が両業務を行うことによる効率性等との比較検討も必要ではないかと考えられる。

随意契約の適用に関するガイドラインが中央公共工事契約制度運用連絡協議会から発表されているが、地方自治法施行令第１６７条の２第１項の運用の場合もこのガイドラインに準拠することができるとされている。

このガイドラインは三つの随意契約ができる場合を規定しているが、それは次のとおりである。

ア．契約の性質又は目的が競争を許さない場合

イ．緊急の必要により競争に付することができない場合

ウ．競争に付することが不利と認められた場合

このガイドラインによる随意契約ができる場合に該当しないからといって必ずしも随意契約ができないわけではないが、本件が随意契約しかありえないのかどうか検討すべきと思われる。

２．水洗化率

市債残高と水洗化戸数、使用料収入との関係

特定地域生活排水処理事業による合併処理浄化槽の設置費については、その３分の１の額が国庫補助であり、残りの３分の２の額から分担金を控除した額が地方債としての市債で賄われることになっている。

市債発行により水洗化が行われる結果、市債残高は毎年前年度より増加し、平成２１年度で前年度より８，６４６千円増加の６１５，５８３千円となっている。1戸当たりの市債残高は、４００千円前後で推移し、平成２１年度で４０９千円である。

水洗化戸数の増加は、使用料収入の増加につながる。一方、経費の方は、固定費としての1戸当たりの総務管理費は、少しは減少すると考えられるが、委託料等の施設管理費は比例的に増加することが予想され、現在の状況では営業収支の改善につながらないことになる。この結果、市債の元利償還金は使用料収入では賄えず、一般会計繰入金をその償還財源とせざるを得ないことになる。

個人設置型の合併処理浄化槽使用者の場合、合併処理浄化槽の設置費においては国庫の補助があるが、維持管理費、使用料はすべて所有者個人の負担である。これに対して、市町村設置型の特定地域生活排水処理事業の場合、使用料収入で賄えない維持管理費や使用者が負担すべき部分の支払利息や元金を一般会計繰入金で負担することは、個人設置型の合併処理浄化槽使用者との間で負担額に関する不公平が生じることになる。

以上のことからも、使用料の適正な見直し、維持管理費の節減の検討が必要と考えられる。

３．滞納債権

不納欠損処理について

農業集落排水事業の箇所で記載のとおり、不納欠損処理を避けるため、適時に時効中断手続を行うことが必要であるが、その場合でも、債権の消滅を回避できるだけで、入金のないまま使用が継続されることになる。長期の滞納を防ぐため、「浄化槽使用料滞納マニュアル」に則り、強力に回収を図るとともに、法的手段をとることも検討すべきである。

参考文献

総務省「平成２０年度　下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」

下水道事業経営研究会編集　下水道経営ハンドブック第 22 次改定版（平成 22 年度）　ぎょうせい

過年度における(奈良市・長野市・岡山市・郡山市・秋田市・富山市・八尾市)の包括外部監査報告書

伊藤雅喜編著　水循環システムのしくみ　　ナツメ出版企画

第８　後期高齢者医療事業特別会計

Ⅰ　概要

１．後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、７５歳以上の高齢者の方の心身の特性に応じた医療を提供するとともに、将来にわたって国民皆保険を堅持するため、その医療費を国民全体で支える制度として、国の医療制度改革により平成２０年４月に創設された。

(1)運営主体

後期高齢者医療制度では、保険財政の安定化を図るため都道府県ごとに設立された広域連合が制度運営の主体となる。久留米市の場合は「福岡県後期高齢者医療広域連合」に加入している。

広域連合の主な役割は、保険料の決定、被保険者の資格管理、医療を受けたときの給付、保健事業などを行う。市町村の役割は、被保険者の窓口として申請や届け出の受付、保険証の引き渡し、保険料の徴収などの事務を行う。

(2)財政運営の仕組み

医療機関で支払う一部負担金を除く医療給付費については、国・県・市町村が約５割を公費（税金）で負担する。また、現役世代の人が加入している各種医療保険制度が、後期高齢者の支援金として約４割を負担する。そして残りの約１割について被保険者が保険料として負担する仕組みになっている。

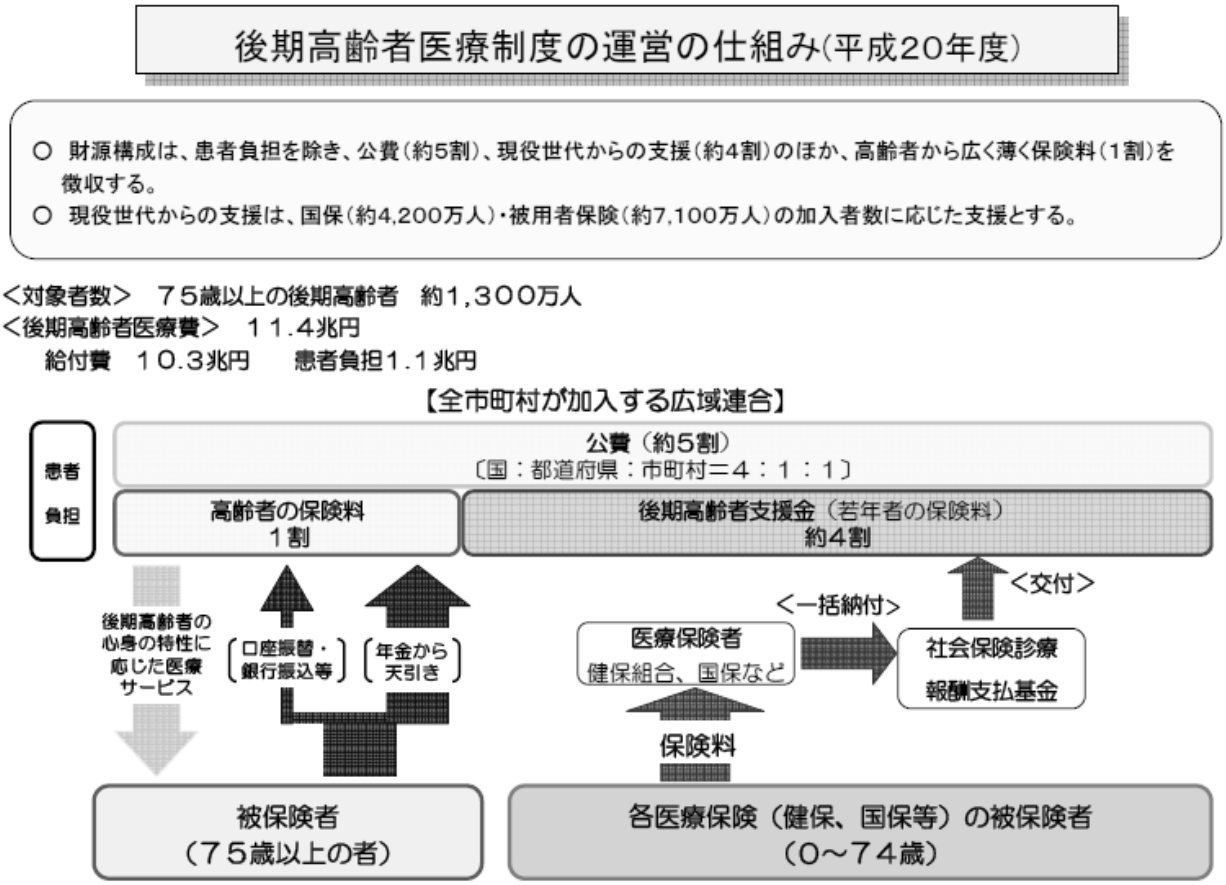

（資料：厚生労働省ホームページより）

(3)保険料率

被保険者個人ごとの保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計である。「均等割額」と所得割率は広域連合ごとに定められており、福岡県内の全区域で保険料率は均一である。平成２１年度の「均等割額」「所得割額」「保険料（年額）」は以下のようになる。

均等割額		50,935 円
所得割額	＋	［総所得金額等－33 万円（基礎控除）］×9.24%（所得割率）
		保険料（年額）

＜保険料の軽減措置＞以下の保険料の軽減措置がとられている。

①均等割額の軽減

平成２１年度は世帯の所得が一定額以下の場合金額に応じて均等割額が９割軽減、８．５割軽減、５割軽減、２割軽減の措置がとられている。

②所得割額の軽減

総所得金額等が９１万円以下の者（公的年金収入のみの場合、年金受給額が２１１万円以下の者）には５割軽減の措置がとられている。

③後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険の被扶養者であった者

被保険者となる月から２年間均等割額が５割軽減される。なお、平成２１年度は特例措置により９割軽減とされている。

＜保険料の減免＞以下の保険料の減免制度がある。

①災害による減免

震災、風水害、火災などの災害により、著しい損害を受け、保険料の納付が困難となった場合。

②収入の減少による減免

心身の故障、事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したために、保険料の納付が困難となった場合。

(4)給付の内容

・病気やけがで診療を受けたとき（療養の給付）

（自己負担額）一般・・・・・・・・・１割

現役並み所得者・・・３割

・入院したとき（入院時生活・食事療養費の支給）・・・標準負担額を超えた額が支給される。

・同じ月内に支払った自己負担額が高額になったとき（高額療養費の支給）

・・・自己負担限度額を超えた額が支給される。

・後期高齢者医療と介護保険の両方を利用し、１年間に支払った自己負担額が高額となったとき（高額介護合算療養費の支給）・・・自己負担限度額を超えた額が支給される。

・特定の疾病で治療が必要になったとき

・・・自己負担限度額が１ヶ月につき、１万円までとなる。

・その他

２．久留米市後期高齢者医療特別会計

久留米市在住の後期高齢者医療の被保険者の保険料及び運営事務費に関する会計である。

(1)被保険者の加入状況（平成２０年度末現在）

３１，９０７人（久留米市人口に占める割合１０．５２％）

(2)久留米市後期高齢者医療事業特別会計の収支状況

（単位：千円）

項目		年度	２０年度	２１年度
歳入	保険料	現年度分	2,169,061	2,199,023
		滞納繰越分	0	8,649
		小計	2,169,061	2,207,672
	一般会計繰入金	連合事務費	81,066	80,730
		事務費	84,742	76,378
		基盤安定繰入金	552,064	588,463
		小計	717,873	745,571
	繰越金		0	75,918
	その他の収入		456	849
	歳入合計		2,887,389	3,030,010
歳出	総務費	一般管理費	37,087	31,034
		総務管理費	35,383	34,322
		徴収費	12,530	11,403
		小計	85,000	76,759
	連合納付金	保険料	2,093,325	2,216,881
		事務費	81,066	80,730
		基盤安定	552,064	588,463
		小計	2,726,456	2,886,073
	償還金		16	4,810
	予備費		0	0
	歳出合計		2,811,471	2,967,643
収支差引			75,918	62,367

平成２０年４月１日から新設された制度であるが、平成２０年度と平成２１年度の金額に大きな変動は見られない。

(3)納付方法別の収納割合

保険料の納め方は原則として年金天引き（特別徴収）であるが、納付書や口座振替も選択できる。

区　　分		年度	被保険者数（人）	構成比（%）
年金天引		20	13,422	42.06%
		21	13,745	41.56%
口座振替		20	4,232	13.26%
		21	3,369	10.19%
自主納付	コンビニ収納	20	―	―
		21	―	―
	銀行、郵便局、窓口	20	14,256	44.68%
		21	15,955	48.25%
	計	20	14,256	44.68%
		21	15,955	48.25%
合　　計		20	31,910	100.00%
		21	33,069	100.00%

(4)収納率

平成２１年度　　（単位：千円）

	調定額 (A)	収入額 (B)	収納率 (B/A)	収入未済額 (A)-(B)	滞納繰越額
現年度特別徴収分	1,269,616	1,269,616	100.00%	0	0
現年度普通徴収分	947,037	918,223	96.95%	28,814	28,814
現年度過年度随時分	6,363	6,195	97.36%	168	168
合計	2,223,016	2,194,034	98.70%	28,982	28,982
滞納繰越分	22,751	8,648	38.01%	14,103	14,103

収入額(B)は還付額を含めない純粋な保険料収納額

(5)保険料収納率他市との比較

保険料の収納率を県内の主要都市と近隣の市で比較すると以下のようである。

自治体名	平成20年度		平成21年度	
	全体	普通徴収	全体	普通徴収
久留米市	98.95%	97.60%	98.08%	96.95%
北九州市	97.98%	94.50%	98.50%	96.03%
福岡市	98.17%	95.80%	98.35%	96.58%
大牟田市	99.48%	97.90%	99.59%	98.63%
柳川市	98.70%	96.20%	99.29%	97.96%
八女市	98.75%	96.70%	99.01%	97.07%
筑後市	98.92%	97.10%	99.14%	97.68%
大川市	98.36%	96.20%	98.61%	96.76%
小郡市	99.19%	97.50%	99.37%	98.36%
県全体	98.60%	96.32%	98.80%	97.09%

平成２０年度から実施した制度であるため、今後の詳細な分析が必要であるが、久留米市の収納率が平成２１年度は県内でも低く県全体の平均を下回っている。

収納率が下がる原因は特別徴収（年金天引き）は収納率が１００％であるため、納付方法の特別徴収の占める割合が低いことと、普通徴収の徴収率が低いことが考えられる。

平成２０年度の特別徴収の調定額の割合は県内の主要都市と近隣の市との比較は以下のようである。

自治体名	平成20年度
	特別徴収の調定割合
大牟田市	74.9%
小郡市	67.2%
柳川市	65.6%
北九州市	63.2%
筑後市	63.0%
八女市	62.4%
久留米市	57.1%
大川市	56.6%
福岡市	56.4%
県全体	62.1%

久留米市の特別徴収の割合は低い方であり、県全体の平均を下回っている。

－久留米市の後期高齢者医療保険料の滞納整理の流れ－

納期限
↓
督促状送達　　督促納期限の翌日から時効進行開始
↓
文書による催告　　※納付指導員との調整要
↓
電話による催告（催告書の指定期限までに納付がない場合）　※納付指導員との調整要
↓
訪問による催告（電話催告で連絡がとれない、または、電話催告後納付がない場合）
※納付指導員との調整要
↓
短期保険証の交付（短期証判定時において滞納額が調定額の１０分の３を上回る者）
※「福岡県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱（広域連合）」
↓
短期保険証の窓口交付　　※窓口交付に来庁しなかった悪質な者は、預貯金等の財産調査を実施
↓
納期限から１年以上の経過した場合は短期保険証を複数回交付
↓
資格証明書の交付基準及び運用を検討中。（福岡県後期高齢者医療広域連合）

（納付指導員と職員の役割分担）
徴収職員・・・催告・折衝・調査・滞納処分
納付指導員・・集金・納付指導、職員の指示により文書催告・電話催告の補助業務を行う

Ⅱ　監査手続

・保険料の納付方法別の収納割合について担当者に質問した。

・平成２０年度、２１年度の後期高齢者医療保険料徴収成績表を入手し分析した。

・平成２０年度、２１年度の保険料収納率について福岡県内他市との比較、全国平均との比較資料を入手し分析した。

・滞納整理についての業務について担当者に質問した。

Ⅲ　問題点等

後期高齢者医療制度で久留米市の行う事務は収納業務が中心となるため収納業務を中心に監査を実施した。

後期高齢者医療制度は平成２０年度から実施された制度であり、特別徴収（年金天引き）を原則としていることから現状では比較的高い収納率を維持しているが、久留米市の収納率は平成２１年度には低下し県全体の平均を下回っている。特別徴収の推奨や徴収事務の強化により収納率を向上させることが望まれる。

《後期高齢者医療制度の見直しについて》補足

厚生労働省は後期高齢者医療制度の問題点を解消するために、現行の後期高齢者医療制度を廃止し新たな制度を発足させる事を検討してきており、平成２２年１２月２０日に開催された第１４回高齢者医療制度改革会議において「最終とりまとめ」を行い、「新たな制度に関する基本資料」（以下「基本資料」という。）を公表している。以下はその内容の抜粋である。

改革の基本的な方向

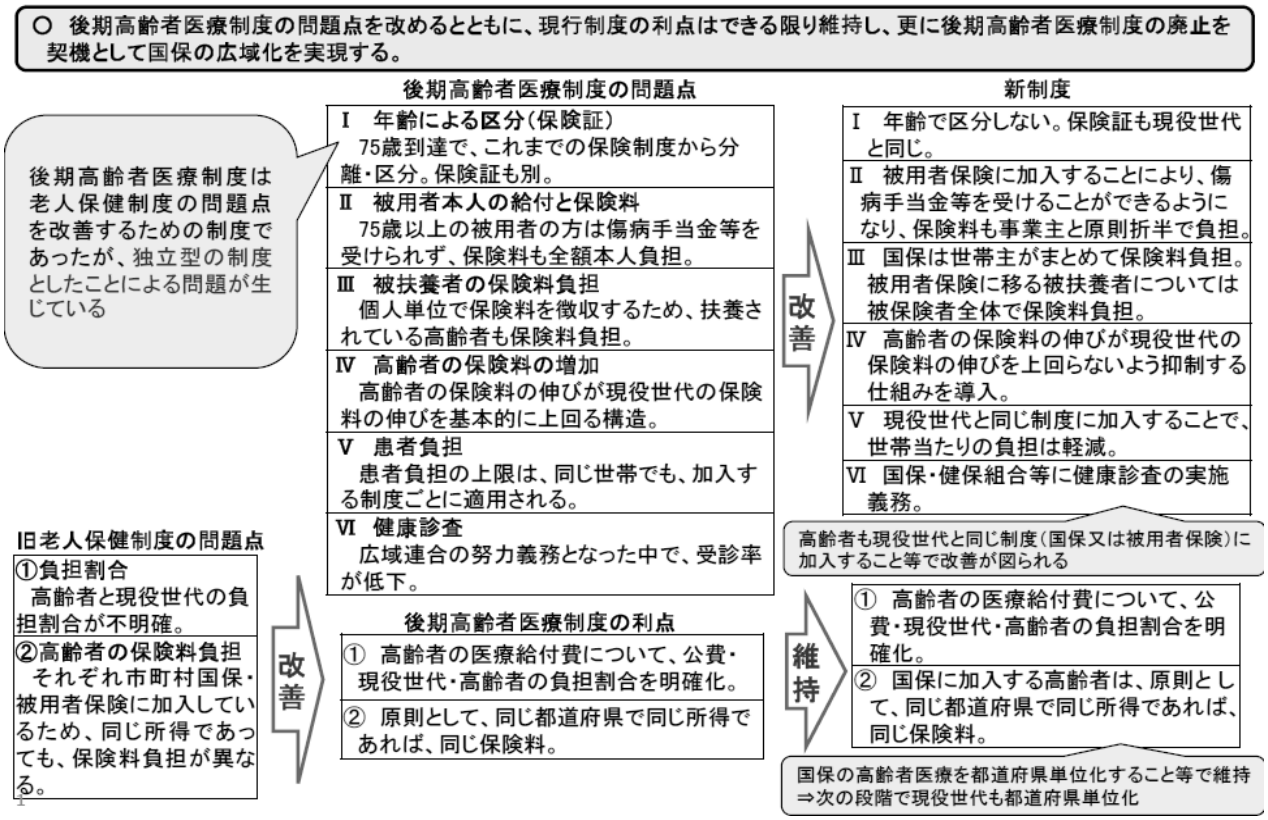

平成２５年度の新制度適用時に現行の後期高齢者医療制度の加入者１，４００万人は現役世代と同じように国保に１，２００万人が、被用者保険に２００万人が加入することになると同時に７５歳以上の国保加入者は都道府県単位の財政運営となる。その後７５歳以下の国保加入者については環境整備を進めた上で５年後の平成３０年度に全年齢を対象に都道府県単位の財政運営となる。

国保財政運営の都道府県単位化

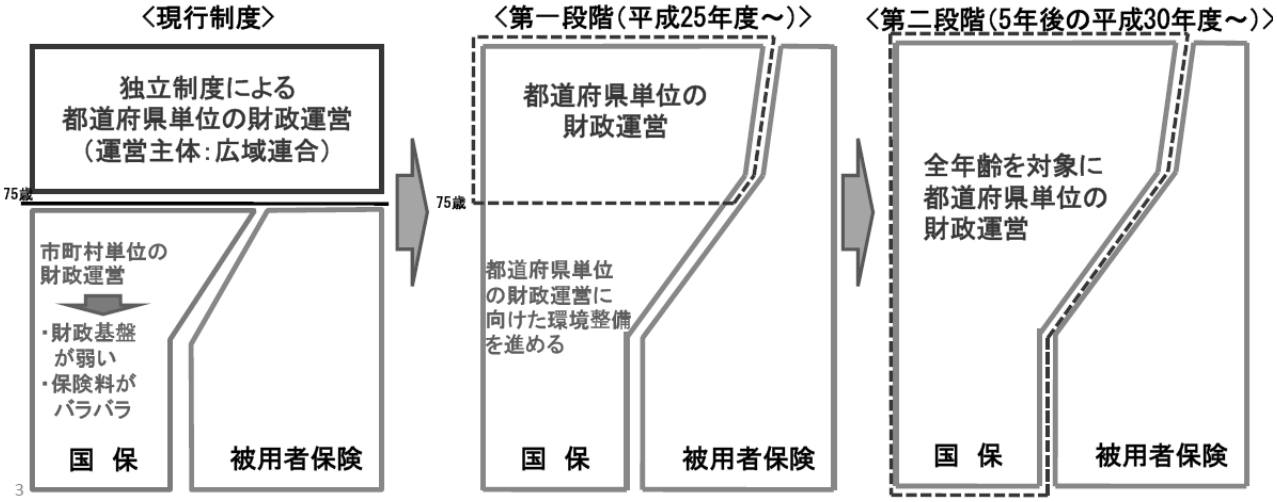

第二段階を経た国保の運営主体と事務分担は以下のようになる。

運営主体及び事務分担

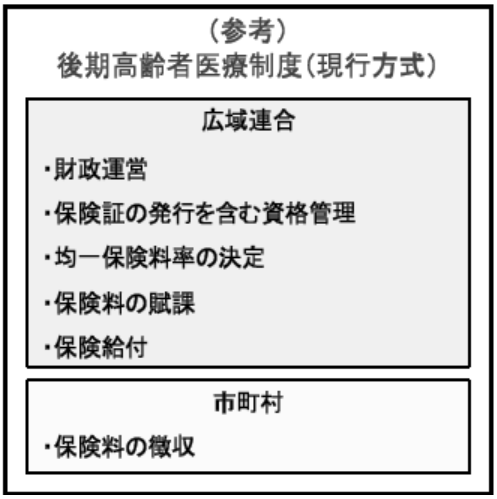

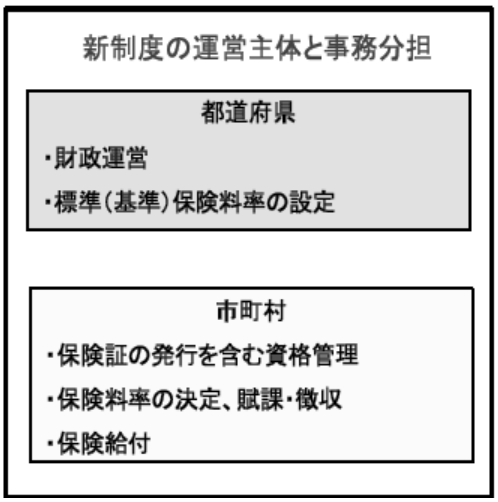

（資料：「新たな制度に関する基本資料」厚生労働保険局　平成 22 年 12 月 20 日より）

新制度に移行すれば市においては県で決定した標準（基準）保険料率をもとに世帯単位の保険料を算定することになり保険料の格差は県単位では無くなる。また財政基盤が弱い市町村の財政が安定するといった目的が果たされることになる。

ただし、国保財政が危機的状況にあることに変わりはなく、より広域で財源を確保する仕組みに改められたというだけで、本質的な解決となるものではない。

第９　母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

Ⅰ　概要

１．実施主体

都道府県、政令指定都市、中核市が実施主体であり、平成２０年４月、中核市移行に伴い、福岡県から事務移譲された。

２．目的

母子家庭の母や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養している子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。

３．貸付種別・件数

() は継続件数

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
貸付種別	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0
事業継続資金	0	0	0	0	0	0
修学資金	174 (118)	63,658,819	160 (97)	61,594,528	150 (99)	54,577,182
技能習得資金	6 (3)	2,706,000	8 (4)	3,550,000	12 (4)	4,944,000
修業資金	5 (1)	1,675,000	2 (1)	1,080,000	7 (1)	2,122,000
生活資金	6 (1)	1,903,000	12 (2)	5,386,000	25 (1)	7,357,000
就学支度資金	67	27,143,215	45	16,210,465	54	20,110,000
住宅資金	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	1	100,000	0	0	1	100,000
転宅資金	0	0	1	159,000	4	563,900
医療介護資金	0	0	0	0	1	200,000
結婚資金	0	0	0	0	0	0
計	259 (123)	97,186,034	228 (104)	87,979,993	254 (105)	89,974,082

事業開始資金は、母子家庭の母又は寡婦若しくは母子福祉団体が事業を開始するにあたり、必要とする設備、什器、機械、材料等の購入費にあてるための資金である。

事業継続資金は、母子家庭の母又は寡婦若しくは母子福祉団体が事業を継続拡張するために商品、材料を新たに購入する必要がある場合等、当該事業の継続のための資金である。

修学資金は、母子家庭の児童、寡婦が扶養する子又は父母のない児童が高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、短期大学及び大学において修学するために必要な授業料、書籍代、その他の学用品の購入費、通学費等にあてるために貸付ける資金である。

技能習得資金は、母子家庭の母又は寡婦が自ら事業を開始し、あるいは就職するために必要な技能、資格を習得するのに必要な授業料、教材費等にあてられる資金で、パソコン、簿記等の技能習得、栄養士、調理師、保育士、看護師等の資格取得の資金である。

なお、特別貸付として、自動車運転免許の取得のための資金を貸し付けることができる。

修業資金は、母子家庭の児童、寡婦が扶養する子又は父母のない児童が事業を開始し、又は就職するために必要となる知識技能を当該児童に修得させるための資金である。なお、特別貸付として、高校３年在学時に就職を希望する児童に対し自動車運転免許の習得のための資金を貸付けることができる。

生活資金は、技能、資格習得に専念し若しくは医療、介護を受けることに専念している若しくは失業期間中の母子家庭の母又は寡婦に対しその期間の生活を維持するために貸し付ける資金、又は配偶者のない女子となって７年未満の者に対し生活の安定を図るために貸し付ける資金である。

就学支度資金は、母子家庭の児童、寡婦が扶養する子又は父母のない児童が、小学校、中学校、高等学校（いずれも特別支援学校の小学部、中学部、高等部を含む。）、高等専門学校、短期大学、大学又は修業施設に入学又は入所する際に必要となる資金、あるいは衣服、靴等の購入費にあてるための資金である。

住宅資金は、母子家庭又は寡婦が自ら居住するための住宅の建築し。又は購入（これらに付随して当該住宅の用に供する土地又は借地権を取得する場合を含む。）するための資金、又は、母子家庭又は寡婦が現に居住し、かつ原則として所有する住宅を補修、保全、改築、増築するための資金である。

就職支度資金は、母子家庭の母、児童又は寡婦の就職に際して直接必要となる被服、靴、通勤用自動車等の購入費にあてるための資金である。

転宅資金は、転宅する際、住居の賃貸契約により入居の条件として納入を要求される敷金、権利金、前家賃、不動産業者への斡旋料等へあてる資金である。特に必要と認められる場合、引越しに要する運送代も貸付けることができる。

医療介護資金は、母子家庭の母、児童又は寡婦が医療を受けるために必要となる費用の自己負担分、通院に要する必要最小限の交通費、医師が必要と認めたあんま、マッサージ、指圧等の施術を受けるのに必要となる費用又は介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるために必要となる費用にあてるための資金である。

結婚資金は、母子家庭の児童又は寡婦が扶養する子の婚姻に際し、必要となる挙式披露宴等のための経費、家具、什器等の購入等の経費にあてるための資金である。

４．特別会計の構成について

歳出は、主に貸付金と貸付に伴う貸付事務費で構成されている。

財源については次のとおりである。

○貸付金の財源

貸付金の財源として償還金及び前年度の特別会計の決算上の剰余金を充当し、不足分については国からの借入金（無利子）と一般会計からの繰入金で賄う仕組みである。

※国からの借入金：一般会計からの繰入金＝２：１

なお、平成２０年度の国からの借入額は４１，３００千円であり、２１年度以降の借入は無いが、この他に、県から事務移譲された際に引き継いだ国への債務４４２，９８０千円が存在する。

①償還金（元金）収入

②前年度の特別会計の剰余金

③国からの借入金（２／３）

④一般会計からの繰出金（１／３）

○貸付事務費の財源

①償還金（利子）・違約金収入

②一般会計からの繰出金

◆予算・決算額

《歳入》 (単位:千円)

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
償還金(元本)			77,822	82,652	80,436	80,469
償還金(利子)			4	109	116	156
一般会計繰入金			27,202	24,194	22,672	1,096
繰越金			0	0	10,000	57,674
違約金			671	1,554	975	2,590
市債			41,300	41,300	32,800	0
市預金利子			1	0	1	0
計			147,000	149,809	147,000	141,985

《歳出》

	平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
貸付金			140,000	87,980	140,000	89,974
事務費			4,668	4,155	4,668	3,819
予備費他			2,332	0	2,332	0
計	0	0	147,000	92,135	147,000	93,793

注:平成20年4月に福岡県から事務移譲されたので、平成19年度予算額と決算額は確認できなかった。

＊国からの借入金は、①貸付事業を廃止したとき②剰余金の額が、過去３ヵ年度の貸付実績平均の２倍を超えるときに償還しなければならない。

母子寡婦福祉資金貸付の概要

平成21年4月1日現在

資金の種類	貸付対象	貸付金額	貸付期間	据置期間	償還期限	利子	資金の使途
事業開始	母子家庭の母及び寡婦	283万円以内 団体426万円		貸付の日から1年間	7年以内	無利子（年1.5%）	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続	母子家庭の母及び寡婦	142万円以内 団体142万円		貸付の日から6ヶ月間	7年以内		現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金
住宅	母子家庭の母及び寡婦	150万円以内 （特別200万円）		貸付の日から6ヶ月間	6年以内 （特別7年以内）		住宅の新築、購入、増改築又は補修するのに必要な資金
就職支度	母子家庭の母及び寡婦	100,000円以内 （自動車購入は22万円以内）		貸付の日から1年間	6年以内	無利子（子以外が借受人になる場合で保証人無しは年1.5%）	就職する際に直接必要な被服、履物等を購入する資金
技能習得	母子家庭の母及び寡婦	月65,000円以内 （自動車運転免許は1回46万円以内）	技能習得期間中5年以内	技能修得後1年間	20年以内	無利子（年1.5%）	事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金
生活	母子家庭の母及び寡婦 （生活安定貸付は母子家庭の母になって7年未満の者のみ）	月141,000円以内	技能習得期間中：習得期間中5年以内	技能修得後6ヶ月間	20年以内	無利子（年1.5%）	技能、資格習得に専念している期間の生活を維持するために必要な資金
		月103,000円以内 （生計中心者でない者69,000円以内）	医療介護を受ける期間：医療または介護を受ける期間中5年以内	医療または介護を受ける期間満了後6ヶ月間	5年以内		医療、介護を受けることに専念している期間の生活を維持するために必要な
			失業貸付：離職の日の翌日から1年以内	貸付期間満了後6ヶ月間	5年以内		離職し、就労意思及び能力を有するにも関わらず職業に就くことができない状況にある場合の職業に就くまでの期間を維持するために必要な資金
			生活安定貸付：原則3ヶ月以内［養育費貸付］生活安定貸付の一括貸付	貸付期間満了後6ヶ月間	8年以内		母子家庭の母になって7年未満の者の生活安定のために必要な資金（一括貸付）養育費の取得に係る裁判等をするのに際し必要な資金
転宅	母子家庭の母及び寡婦	260,000円以内		貸付の日から6ヶ月間	3年以内	無利子（年1.5%）	住居を移転するのに際し必要な資金
修学	母子家庭の母又は寡婦が扶養している子	高校 月35,000円以内 大学 月64,000円以内 専修 月60,000円以内	修業期間中	当該学校卒業後6ヶ月間	20年以内 専修学校（一般課程）5年以内	無利子	高校、高等専門学校、短大、大学又は専修学校に修学させるために必要な資金
修業	母子家庭の母又は寡婦が扶養している子	月65,000円以内 （自動車運転免許は1回46万円以内）	修業期間中5年以内	技能習得後1年間	6年以内		事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金
就学支度	母子家庭の母又は寡婦が扶養している子	小学：自宅 39,500／自宅外 中学：自宅 46,100 高校：自宅 75,000／自宅外 85,000 大学：自宅 370,000／自宅外 380,000		当該学校卒業後6ヶ月間	20年以内 （修業5年以内）		小学、中学、高校、高専、短大、大学、専修学校 又は修業施設へ入学、入所させるに際し必要な資金
医療介護	母子家庭の母又は児童及び寡婦	340,000円以内 （特に経済的困難な事情にある者48万円以内） （介護に係る貸付は50万円以内）		医療（介護）を受ける期間終了後6ヶ月間	5年以内	無利子（年1.5%）	医療を受けるのに必要な資金 介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金 （医療、介護を受ける期間が概ね1年
結婚	母子家庭の母又は寡婦が扶養している子	300,000円以内		貸付の日から6ヶ月間	5年以内		子の結婚に際し必要な資金
特例児童扶養	母子家庭の母父母のない児童	月32,520円以内 平成14年7月に受給していた児童扶養手当の月額と現在の児童扶養手当の月額の差額（全部停止を除く））	平成14年8月から5年以内又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養する期間のいずれか短い方	貸付期間満了又は義務教育を終了した日のうち、いずれか遅い日の翌日から1年を経過するまで	10年以内		児童の扶養に要する資金

※就学支度資金は、私立の高等学校、専修学校の高等課程へ入学する場合には、上記の金額に33.5万円を、私立の大学、短大又は専修学校の専門課程へ入学する場合には、21万円を加算することができる。
※就職支度資金、修学資金、修業資金、就学支度資金の4資金については、児童本人への貸付が可能。

※修学資金、修業資金、就職支度資金（配偶者のない女子が扶養している子に係るもの）就学支度資金については、保証人の有無にかかわらず無利子。
※その他の資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は、年1.5%の有利子となる。

５．母子寡婦福祉資金の償還指導・対策について

（１）償還指導の基本的な考え方

償還率の向上は、貸付業務の最重要課題であると認識している。

母子寡婦福祉資金は、「福祉」的性格を有する貸付であることから、滞納者への指導においても単に督促のみではなく、その母子家庭の生活の状況を把握し、どのようなことに困っているのか、どのようにしたら償還へ結び着くのかを一緒に考えながら、滞納状況を少しずつ改善していくことが必要であると考えている。

【久留米市の償還率】

	平成１９年度		平成２０年度		平成２１年度
（現年度分）	76.6％	⇒	82.7％	⇒	81.1％
（過年度分）	11.5％	⇒	15.0％	⇒	11.9％
（現・過計）	36.9％	⇒	42.7％	⇒	41.5％

【滞納件数・金額】

(平成２０年度末)　７８４件　（４２８人）　　１１１，８２９千円

(平成２１年度末)　８２７件　（４６０人）　　１１３，５７３千円

（２）具体的な滞納防止策

償還率を向上させるには、滞納を未然に防止すること、滞納が発生したときに、効果的な指導を行うことの両方が重要だと考えている。具体的には次のような取り組みを行っている。

※☆は市に移譲後の新たな取組

ア．滞納の未然防止について

【貸付申請時】

①家庭の現状確認による貸付必要額の精査

②無理のない償還計画の指導・償還の意識づけ

③連帯保証人を立てる場合は、適正な連帯保証人の選定を指導するとともに、保証人とも面接を行い、債務義務を十分に説明し、理解を得る。

☆④滞納する確率の高い事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付判定基準を定めている。

☆⑤事業開始資金の申請は、商工会議所が行っている「創業塾」の受講を条件にしている。

☆⑥事業開始・継続資金について、提出された事業計画書や収支実績が妥当かどうかを判断するのに、中小企業診断士の意見を求めることができる体制をとっている。

【貸付中・据置期間中】

①貸付要件が継続しているか確認する。

ｉ）在学の確認（年度初めに在学証明書を提出してもらう。）

ii）再婚等により貸付要件を喪失していないか確認する。

②定期的な所在確認

☆ｉ）一定期間ごとに借受人等の異動確認を行い、転居等の異動があれば貸付システムに反映させ、常に所在把握に努める。

ii）償還開始予定の２~３月前に、間もなく償還が開始される旨通知し、償還に対する準備を促す。また、口座振替依頼書の未提出者へは口座振替を勧め、口座振替依頼書の提出を促す。

【償還中】

☆①口座振替の再振替の実施

（再振替収納率　　２０年度平均⇒１６．１％　　２１年度平均⇒１３．２％）

イ．滞納が発生した時の対応

償還開始時期の償還状況に注意し、滞納が発生した場合には直ちに対応し、滞納が継続・長期化しないように改善を図る。

〔具体的な償還指導方法〕

①滞納となった時点で借受人に対し、督促状を発送する。

☆②督促状で指定した納期限までに償還がなければ、すぐに借受人宅へ電話連絡し、状況確認を行う。（滞納となった理由、改善方法の検討など）

なお、電話の不通等により連絡が取れない時は、借受人宅を訪問し、状況確認を行う。

③３月以上連続の滞納となった場合には、連帯借受人・連帯保証人へ催告状を送付する。

④それと同時に償還指導員が、借受人・連帯借受人・連帯保証人へ電話・文書・訪問で継続指導を開始する。

（３）償還指導体制

償還指導にあたっては、同じ職員が継続して行っていくことが効果的と思われるので、２０年度より専門の指導員１名を配置し償還率の向上に努めているところである。

（４）回収業務の民間委託について

三重県では、滞納している償還金の回収業務の一部を民間の債権回収会社に委託をし、一定の成果を挙げている。また、当久留米市の市営住宅滞納家賃回収や税の未納通知業務においても民間委託が導入されている。今後も情報の収集に努めるとともに、全庁的な「収納率向上対策会議」等でも検討を進めていきたいと考えている。

【参考】福岡県における回収業務の民間委託の状況

◆指導対象者…（1）当初契約時の償還期限を全て経過し、１年以上償還がないもの

（2）償還期限が未到来であるが、保健福祉（環境）事務所長が必要と認めるもの

◆回 収 開 始…平成２１年１１月～（全庁での債権回収）

◆回 収 方 法…文書、電話（訪問はなし）

◆回 収 目 標…受託債権の１００％

◆委　託　料…回収額×３０％

久留米市分の償還状況

１８年度

区　分		調定額(円)	収入額(円)	償還率(%)
母子	現年度	61,380,239	46,550,628	75.8
	過年度	101,095,665	9,456,818	9.4
	小計	162,475,904	56,007,446	34.5
寡婦	現年度	1,379,400	1,092,500	79.2
	過年度	4,637,058	1,353,580	29.2
	小計	6,016,458	2,446,080	40.7
現年度計		62,759,639	47,643,128	75.9
過年度計		105,732,723	10,810,398	10.2
総合計		168,492,362	58,453,526	34.7
		滞納額	110,038,836	
		前年度比	4,306,113	

１９年度

区　分		調定額(円)	収入額(円)	償還率(%)
母子	現年度	68,862,872	52,719,573	76.6
	過年度	106,468,458	12,233,971	11.5
	小計	175,331,330	64,953,544	37.0
寡婦	現年度	1,370,400	1,073,400	78.3
	過年度	3,570,378	425,940	11.9
	小計	4,940,778	1,499,340	30.3
現年度計		70,233,272	53,792,973	76.6
過年度計		110,038,836	12,659,911	11.5
総合計		180,272,108	66,452,884	36.9
		滞納額	113,819,224	
		前年度比	3,780,388	

２０年度

区　分		調定額(円)	収入額(円)	償還率(%)
母子	現年度	77,715,414	64,274,438	82.7
	過年度	110,962,398	16,353,599	14.7
	小計	188,677,812	80,628,037	42.7
寡婦	現年度	1,494,000	1,261,800	84.5
	過年度	3,529,201	871,000	24.7
	小計	5,023,201	2,132,800	42.5
現年度計		79,209,414	65,536,238	82.7
過年度計		114,491,599	17,224,599	15.0
総合計		193,701,013	82,760,837	42.7
		滞納額	110,940,176	
		前年度比	−2,879,048	

２１年度

区　分		調定額(円)	収入額(円)	償還率(%)
母子	現年度	81,545,640	65,995,390	80.9
	過年度	108,049,775	12,601,128	11.7
	小計	189,595,415	78,596,518	41.5
寡婦	現年度	1,712,100	1,488,000	86.9
	過年度	2,890,401	540,173	18.7
	小計	4,602,501	2,028,173	44.1
現年度計		83,257,740	67,483,390	81.1
過年度計		110,940,176	13,141,301	11.9
総合計		194,197,916	80,624,691	41.5
		滞納額	113,573,225	
		前年度比	2,633,049	

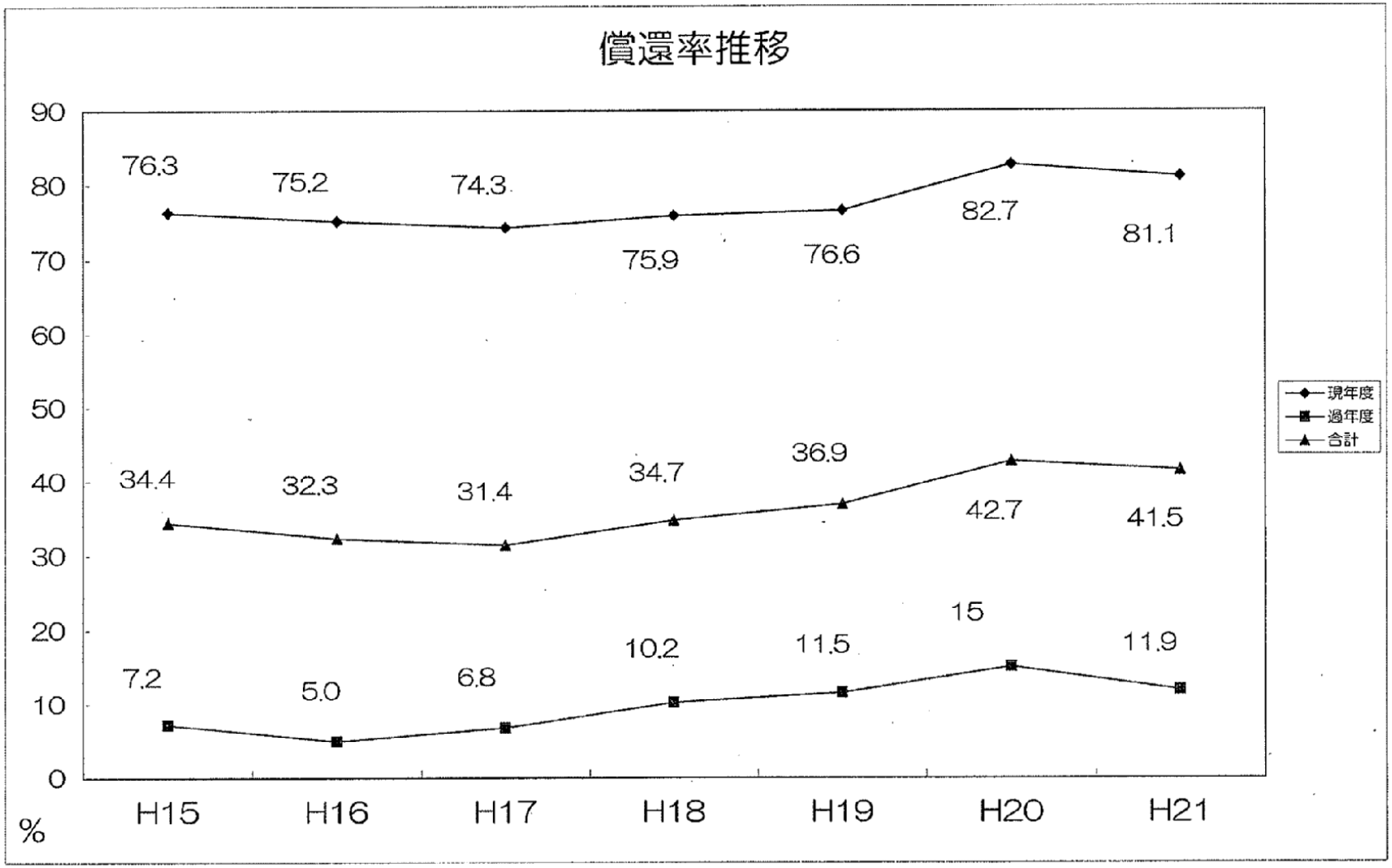
償還率推移
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
%
76.3
75.2
74.3
75.9
76.6
82.7
81.1
34.4
32.3
31.4
34.7
36.9
42.7
41.5
7.2
5.0
6.8
10.2
11.5
15
11.9
H15
H16
H17
H18
H19
H20
H21
現年度
過年度
合計

６．母子寡婦福祉資金の償還率が低い理由について

	全国平均（Ｈ１９末）	久留米市（Ｈ２０末）	久留米市（Ｈ２１末）
母子	３７．０％	４２．７％	４１．５％
	（現年度７８．９％）	（現年度８２．７％）	（現年度８０．９％）
	（過年度　７．８％）	（過年度１４．７％）	（過年度１１．７％）
寡婦	３９．４％	４２．５％	４４．１％
	（現年度８５．４％）	（現年度８４．５％）	（現年度８６．９％）
	（過年度　６．９％）	（過年度２４．７％）	（過年度１８．７％）

①「福祉」的要素の強い貸付制度である

母子寡婦福祉資金は、母子家庭の自立のために貸付を行うものであるが、もとより経済状態の厳しい母子家庭等に貸付を行う「福祉的要素」の強い制度である。償還時において、必ずしも貸付をした母子家庭の経済状態が改善しているとは限らず、滞納が発生している場合がある。全国平均でみても、償還率は３０％台であり、全国的に同じ傾向だと考えられる。

国からの借入金も、剰余金が特に過剰になった時以外返済する必要はなく、補助金的な性格のものであり、国においても高い償還率が望めないことを当初から想定していたものと思われる。

②過年度債権の占める割合が高い

また、この制度は昭和２８年度に創設された制度で、久留米市の場合、古い滞納債権は昭和５５年度調定のものからあり、過年度調定の占める割合が全体の調定額の６割近くになっている。そのため、現年度の償還率は８割を超えているにもかかわらず、全体の償還率が低くなっている。

平成20年度母子寡婦福祉貸付金償還率について

① 母子福祉資金

【都道府県】

区分	平成20年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	28.8	4.3	75.0
2 青森県	52.6	9.9	86.1
3 岩手県	64.0	15.1	89.1
4 宮城県	57.1	15.1	82.4
5 秋田県	60.1	12.1	87.9
6 山形県	47.7	12.6	84.9
7 福島県	54.4	20.0	82.2
8 茨城県	53.8	12.0	89.7
9 栃木県	41.4	10.5	79.5
10 群馬県	49.2	13.9	86.7
11 埼玉県	56.3	11.6	82.5
12 千葉県	48.9	10.9	83.3
13 東京都	26.6	9.0	64.9
14 神奈川県	26.1	5.5	73.3
15 新潟県	51.3	8.8	91.8
16 富山県	42.1	9.7	83.3
17 石川県	54.4	7.4	89.7
18 福井県	50.4	13.0	88.1
19 山梨県	39.7	8.3	80.3
20 長野県	57.5	9.8	88.3
21 岐阜県	65.1	13.7	90.3
22 静岡県	48.9	6.9	85.4
23 愛知県	67.6	12.1	92.2
24 三重県	33.3	7.1	79.9
25 滋賀県	72.0	11.7	92.7
26 京都府	50.4	6.8	87.7
27 大阪府	38.2	7.2	86.1
28 兵庫県	53.7	9.6	89.9
29 奈良県	38.6	7.4	80.0
30 和歌山県	70.0	8.7	96.2
31 鳥取県	56.5	19.1	91.7
32 島根県	45.0	8.3	83.9
33 岡山県	49.8	11.5	88.7
34 広島県	56.1	12.0	89.8
35 山口県	34.0	5.2	83.7
36 徳島県	40.2	5.1	86.7
37 香川県	60.4	18.5	89.5
38 愛媛県	50.0	4.7	86.2
39 高知県	66.1	13.8	94.1
40 福岡県	40.8	9.2	82.1
41 佐賀県	42.9	10.9	82.7
42 長崎県	44.4	18.5	77.2
43 熊本県	64.3	14.8	91.7
44 大分県	47.8	15.4	84.8
45 宮崎県	46.3	14.1	82.2
46 鹿児島県	42.3	12.2	83.5
47 沖縄県	32.8	11.3	75.2

【指定都市、中核市】

区分	平成20年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	30.2	8.4	70.6
49 仙台市	20.9	5.0	61.8
50 さいたま市	57.9	12.9	91.7
51 千葉市	50.3	7.5	85.9
52 横浜市	28.1	3.3	74.5
53 川崎市	24.8	4.0	70.6
54 新潟市	37.9	2.7	82.4
55 静岡市	48.7	6.1	85.3
56 浜松市	60.9	13.5	92.6
57 名古屋市	39.9	7.1	84.6
58 京都市	23.3	4.2	67.7
59 大阪市	27.1	7.6	77.0
60 堺市	34.8	7.2	76.2
61 神戸市	32.9	8.5	84.7
62 岡山市	34.0	6.1	76.7
63 広島市	47.6	7.1	85.6
64 北九州市	43.8	10.2	84.2
65 福岡市	18.3	2.7	65.7
66 旭川市	25.1	5.5	68.3
67 函館市	18.0	2.4	69.8
68 青森市	67.5	14.9	87.0
69 盛岡市	46.8	8.3	80.7
70 秋田市	56.6	4.6	84.1
71 郡山市	41.3	13.4	76.7
72 いわき市	81.7	96.1	79.6
73 宇都宮市	34.3	3.9	82.5
74 川越市	80.6	8.6	95.7
75 船橋市	55.0	13.6	84.7
76 柏市	65.3	17.7	92.5
77 横須賀市	25.3	8.4	69.7
78 相模原市	31.2	5.1	73.7
79 富山市	51.5	10.1	95.2
80 金沢市	46.4	4.4	88.2
81 長野市	43.2	10.7	83.5
82 岐阜市	45.1	4.9	84.9
83 豊橋市	69.9	23.8	91.8
84 豊田市	44.6	8.7	77.5
85 岡崎市	59.7	4.7	89.9
86 高槻市	34.5	2.6	79.4
87 東大阪市	41.1	5.5	83.4
88 姫路市	51.1	6.6	92.4
89 西宮市	42.1	6.3	86.6
90 奈良市	35.5	8.2	71.6
91 和歌山市	48.9	7.1	87.4
92 倉敷市	51.1	14.3	82.4
93 福山市	40.2	9.8	85.0
94 下関市	39.6	4.8	80.0
95 高松市	35.7	4.9	82.7
96 松山市	46.5	13.4	76.3
97 高知市	51.4	12.6	91.7
98 久留米市	42.9	14.9	82.7
99 長崎市	52.0	19.4	78.8
100 熊本市	42.1	11.8	81.3
101 大分市	43.5	13.6	80.4
102 宮崎市	31.5	8.7	79.6
103 鹿児島市	18.3	3.6	65.5
合計	36.1	7.6	79.0

平成20年度母子寡婦福祉貸付金償還率について

② 寡婦福祉資金

【都道府県】

区分	平成20年度(%)		
	計	過年度	現年度
1 北海道	39.1	4.2	81.0
2 青森県	40.5	10.1	91.9
3 岩手県	58.2	26.5	83.4
4 宮城県	51.8	5.7	92.7
5 秋田県	56.3	13.5	89.3
6 山形県	48.8	13.8	86.5
7 福島県	56.3	23.6	79.9
8 茨城県	48.7	13.6	91.7
9 栃木県	35.2	5.7	80.6
10 群馬県	48.0	17.2	96.0
11 埼玉県	59.5	15.0	79.7
12 千葉県	57.5	9.4	88.8
13 東京都	0.0	0.0	0.0
14 神奈川県	29.7	4.1	79.3
15 新潟県	37.0	3.7	87.4
16 富山県	34.8	12.3	72.6
17 石川県	39.4	5.7	82.8
18 福井県	49.4	13.1	97.1
19 山梨県	26.3	6.8	77.3
20 長野県	53.6	10.6	86.3
21 岐阜県	58.8	7.5	78.8
22 静岡県	38.6	7.2	82.7
23 愛知県	86.5	14.2	97.0
24 三重県	30.5	7.1	79.1
25 滋賀県	63.6	7.8	92.1
26 京都府	32.6	3.6	87.8
27 大阪府	51.5	6.4	92.2
28 兵庫県	37.5	5.0	91.8
29 奈良県	32.6	14.5	91.7
30 和歌山県	42.2	15.0	96.7
31 鳥取県	46.5	10.1	93.0
32 島根県	41.0	6.6	92.4
33 岡山県	31.6	8.1	90.7
34 広島県	39.1	8.3	89.7
35 山口県	25.6	3.9	90.2
36 徳島県	26.1	3.6	91.1
37 香川県	42.6	12.6	93.1
38 愛媛県	33.3	3.5	85.5
39 高知県	68.4	12.5	92.4
40 福岡県	46.0	9.1	93.8
41 佐賀県	45.8	10.3	85.3
42 長崎県	22.4	5.3	73.7
43 熊本県	69.3	4.1	95.7
44 大分県	27.5	17.6	80.4
45 宮崎県	44.8	8.3	85.3
46 鹿児島県	40.6	10.3	95.0
47 沖縄県	42.5	12.2	86.7

【指定都市、中核市】

区分	平成20年度(%)		
	計	過年度	現年度
48 札幌市	39.0	13.7	77.4
49 仙台市	16.7	3.2	66.8
50 さいたま市	85.4	24.1	97.9
51 千葉市	57.5	2.8	92.7
52 横浜市	28.4	2.3	77.9
53 川崎市	27.7	4.0	78.7
54 新潟市	58.2	1.2	94.8
55 静岡市	54.5	3.5	94.2
56 浜松市	64.5	10.5	91.1
57 名古屋市	44.3	11.3	89.2
58 京都市	29.1	4.6	80.3
59 大阪市	31.5	14.9	80.8
60 堺市	38.7	8.5	81.5
61 神戸市	23.2	5.8	82.5
62 岡山市	16.8	3.5	85.9
63 広島市	47.3	9.1	86.3
64 北九州市	52.4	8.9	84.7
65 福岡市	18.3	2.7	67.3
66 旭川市	26.1	11.4	59.9
67 函館市	15.1	1.2	69.1
68 青森市	89.9	17.9	93.5
69 盛岡市	38.9	6.0	80.1
70 秋田市	76.1	23.4	91.8
71 郡山市	48.5	10.4	98.5
72 いわき市	79.0	98.9	77.3
73 宇都宮市	19.4	1.6	96.8
74 川越市	86.1	28.3	96.0
75 船橋市	51.2	8.4	80.3
76 柏市	32.9	0.2	95.7
77 横須賀市	31.4	1.7	70.6
78 相模原市	36.0	13.7	78.8
79 富山市	22.8	2.5	100.0
80 金沢市	32.8	5.4	93.1
81 長野市	69.2	2.8	99.2
82 岐阜市	30.9	6.8	77.9
83 豊橋市	100.0	0.0	100.0
84 豊田市	78.4	41.8	91.4
85 岡崎市	100.0	0.0	100.0
86 高槻市	36.6	2.5	81.7
87 東大阪市	55.9	7.1	91.6
88 姫路市	39.4	6.5	94.1
89 西宮市	30.3	0.8	84.8
90 奈良市	28.6	4.4	69.3
91 和歌山市	50.1	2.7	96.5
92 倉敷市	19.2	3.2	76.9
93 福山市	36.1	7.8	86.3
94 下関市	26.8	4.8	85.5
95 高松市	15.5	2.6	99.6
96 松山市	28.3	5.8	81.4
97 高知市	41.7	6.2	95.6
98 久留米市	42.6	24.8	84.5
99 長崎市	37.5	10.3	80.4
100 熊本市	40.5	4.4	92.0
101 大分市	14.0	6.0	50.8
102 宮崎市	21.0	2.9	94.7
103 鹿児島市	20.3	2.0	77.7
合計	38.0	6.8	85.4

７．母子寡婦福祉資金貸付金債権譲渡について

（１）債権譲渡の根拠

中核市指定日である平成２０年４月１日時点で、久留米市の区域内に住所を有する者の母子寡婦福祉資金に係る債権が福岡県から久留米市に譲渡されている。

（２）譲渡された債権の範囲と金額

平成２０年４月１日時点で、久留米市の区域に住所を有する者の債権全てが県から譲渡されている。償還中、据置中、継続貸付中のもののうち平成２０年４月１日以降に償還すべき者（滞納分含む）が譲渡対象となっている。

その額は、７億３６２万２千１８２円である。

（３）債権買取価格と支払い方法

債権の買取価格及び支払い条件は、県と中核市で協議した内容を国へ報告し、厚生労働大臣が総務大臣及び財務大臣と協議して決定される。

中核市制度ができた平成７年以降、どの中核市においても同様の方法で算出されており、福岡県と久留米市においても、同様の方法で協議を行った。

＜買取価格の算出方法＞

ア．譲渡総額のうち元金については、次の方法で算出する。

① 国庫借入金の額と県の一般会計からの繰入金額との割合により按分し（国２／３、県１／３）、国と県にそれぞれ帰属する債権額を算出する。

② 県に帰属する債権額から債権放棄額を控除した額を買い取り価格とする。

＊債権放棄額の算出方法は、県分の債権を①未調定分、②滞納分に区分し、それぞれ過去３年間の償還率に基づいて、実際にどのくらい償還が見込めるかをシミュレーションしたものとなっている。

イ．利子及び違約金については、すべて県に帰属する債権とし、その全額を放棄する。

国に帰属する債権については、県が借受けたものではなく、久留米市が国から借受けたものとみなされる。

この方法で算出すると、買取額は１億５千９４５万１千４９９円になる。

＜支払い方法＞

現在、県市で協議した内容を国へ報告し、国の決定を待っている段階である。県への支払いは平成２２年度から５年間の年賦払いとなる。この支払いは、一般会計から支出することとされている。

※平成２２年度予算は３１，８９２千円を計上している。

債権譲渡価格　算出イメージ

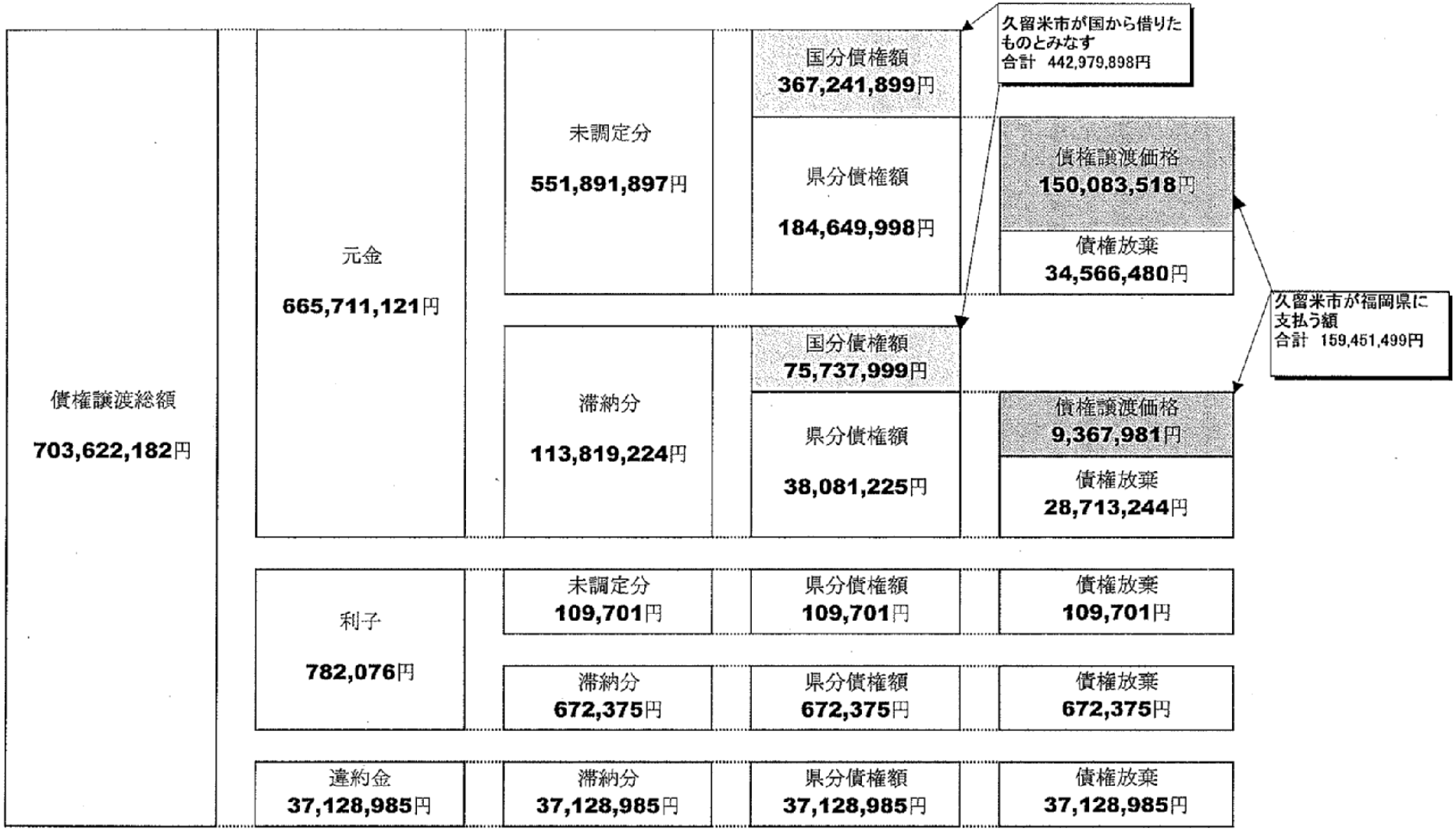

Ⅱ　監査手続

１．母子寡婦福祉資金債権譲渡について

平成２０年４月１日時点で、久留米市の区域内に住所を有する者の母子寡婦資金に係る債権が福岡県から久留米市に譲渡された。その債権の算定方法等の根拠は

＊指定都市、中核市又は特例市の指定があった場合における必要な事項を定める政令（昭和３８年１月２８日政令第１１号）第３条

＊厚生省児童家庭局長通知　中核市における母子及び寡婦福祉資金の貸付に関する事務処理について（平成７年４月１日付児発３７０－２号）の４

による。

債権の譲渡価格に関しては久留米市より提示された資料を閲覧検討して確認した。

２．貸付手続

平成２１年度分の母子（寡婦）福祉資金貸付申請書（個人用）及びその添付書類を抽出して閲覧検討して貸付決定が久留米市母子及び寡婦福祉法施行細則、久留米市母子寡婦福祉資金貸付基準に従って適法に処理されていることを確認した。

３．償還事務及び債権回収

滞納債権の状況及び債権管理の方法についてヒアリングし、抽出した母子福祉資金貸付金台帳を閲覧して、久留米市母子寡婦福祉資金事務取扱要領に従って正しく処理されていることを確かめた。

４．不納欠損

母子福祉資金違約金調定者一覧表より抽出した借受人について母子福祉資金貸付金台帳を検討して不納欠損処理すべきものがないかどうか検討した。

Ⅲ　問題点等

１．償還率の向上

（１）回収業務の民間委託

母子寡婦福祉貸付金の回収業務については、前述したように久留米市においては具体的な滞納防止策が講じられているが、回収業務の民間委託については現在実施されていない。民間の債権回収会社に委託をし、一定の成果を挙げている地方公共団体もあるとのことである。また、当久留米市においてもすでに民間委託を実施している部課がある。償還率の向上のために民間委託を早急に検討すべきである。

（２）償還率

母子寡婦福祉資金の償還率が低い理由について述べたように「福祉」的要素の強い貸付制度であるためであり、全国平均でみても、償還率は３０％台である。

平成２０年度における久留米市の償還率は母子福祉資金では現年度分で５６指定都市・中核市中２６番目、過年度分で５番目、全体では２８番目、寡婦福祉資金では現年度分で３２番目、過年度分で４番目、全体では２１番目となっている。

他都市との比較において現年度の償還率の順位が過年度のそれと比較して低いこと、過年度分の償還率は現年度分より極端に低下する傾向にあるので今後の対策として、現年度分の償還に努力

する必要があるものと思われる。

２．不納欠損処理

母子福祉資金貸付金台帳を閲覧した結果、長期に償還が遅れている場合も償還は行われているので、時効は中断しているものと考えられる。また、時効期間が経過しても時効の援用がなければ時効は成立しないため、法律上債権は消滅しない。

久留米市においては今日まで一度も不納欠損処理を実施したことがないが、今後も不納欠損処理をしないとすると、滞納債権は毎年増加するためその管理費用等の事務コストがかかることになる。

久留米市の場合、古い滞納債権は昭和５５年度調定のものからあり、過年度調定分の占める割合が全体の調定額の６割近くになっている。

以上を考慮すると、滞納債権の不納欠損処理に一定の基準を設けて、適時に欠損処理して過年度分の減額を図ることが望ましい。

３．違約金

母子及び寡婦福祉法施行令第１７条に１０．７５％の違約金について定めている。

（違約金）

第１７条　都道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき年１０．７５パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

調定違約金に対する収入違約金の割合は５％程度（任意抽出したサンプルによる割合）とかなり低い。母子寡婦福祉貸付金の性格上当然の結果かもしれないが、違約金のほとんどが無利息の貸付金に対するものであることを考えれば、回収努力が望まれる。

４．諸変更、移動等

久留米市母子寡婦福祉資金事務取扱要領によれば

（１）住所の変更、継続貸付金を貸付中の者が市外に住所を変更した旨の届けが提出されたときは、貸付中の貸付金については、すみやかに転居先の都道府県等及び借受人等と協議し、貸付の継続の有無について検討するものとする。

（２）借受人又は保証人が死亡した場合

借受人が死亡したときは、連帯借受人又は相続人に債務継承届を提出するように指導する。連帯借受人又は相続人から債務継承届が提出されない場合においても、債務は連帯借受人又は相続人に継承されるので、償還金の納入通知は連帯借受人又は相続人あてにする。

（３）連帯保証人が死亡したときは、新たな連帯保証人を立てるか、相続人に債務継承届を提出するように指導する。

と規定されている。

母子福祉資金催告状等対象者（発行者）一覧表により借受人又は保証人が死亡した場合の処理が上記の規定通りに処理されているかを検討した。その結果、母子福祉資金催告状等対象者（発行者）一覧表、母子福祉資金貸付金台帳に新たな連帯保証人を立てるか、相続人に債務継承届を提出するように指導したのかの記載がないため久留米市がとった処置が不明である。どのような処置をしたのかを明らかにするために記録しておく必要があると思われる。

借受人が死亡した場合でも、連帯借受人又は相続人から債務継承届は必ずしも徴収していないとのことである。また連帯保証人が死亡した場合も新たな連帯保証人を立てたり、相続人に債務承継届を提出させたりすることは必ずしもしていないようである。できれば新たな保証人を立てることが望ましいが、少なくとも債務継承届は提出させるべきである。